

平成14年1月30日
総務省

「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会」 中間報告

総務省では、昨年8月より「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会」(座長:濱田純一 東京大学大学院情報学環長)を開催し、電気通信事業分野におけるブロードバンド時代の競争環境整備の在り方について検討を行って参りましたが、このたび本研究会における中間報告が取りまとめられました。

なお、本研究会では引き続き検討を進め、本年6月を目途に最終報告を取りまとめる予定です。

1 検討の経緯

本研究会(構成員は参考1)では、電気通信事業分野におけるブロードバンド時代の競争環境整備の在り方について検討するため、昨年8月10日に第1回会合を開催し、これまで計12回の会合を重ねてきました。特に、第2～5回会合においては、研究会構成員に加え、関係事業者等(18法人・団体、参考2)に参加をいただき、ブロードバンド化に対応した新たなビジネスモデルの動向等についてプレゼンテーションをいただくとともに、幅広い観点から意見交換を実施しました。

また、議論の透明性を確保する観点から、昨年10月には、本研究会における主要論点を公表した他、同年12月には中間報告草案を公表し、約1か月にわたりパブリックコメントを実施しました。

今回の中間報告は、関係各方面から寄せられたご意見等を踏まえて取りまとめたものです。

2 中間報告の概要

別添参照。

3 今後の予定

本研究会は、引き続き、電気通信事業分野におけるブロードバンド時代の競争環境整備の在り方について検討を行い、本年6月を目途に最終報告を取りまとめる予定です。

連絡先:総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課
(担当:中山課長補佐、黒澤係長)
電話:03-5253-5947(直通)

情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会
構成員

(敬称略、五十音順)

- あおやまとものり
青山 友紀 東京大学大学院工学系研究科教授
- いまい ひでき
今井 秀樹 東京大学生産技術研究所教授
- おおた きよひさ
太田 清久 メリルリンチ日本証券株式会社調査部長
- おおはしまさかず
大橋 正和 中央大学総合政策学部教授
- さいとう ただお
齊藤 忠夫 東京大学名誉教授
- さとう はるまさ
佐藤 治正 甲南大学経済学部教授
- さんべ なつお
三邊 夏雄 横浜国立大学大学院国際経済法学研究科教授
- たむら じろう
田村 次郎 慶應義塾大学法学部教授
- はまだ じゅんいち
濱田 純一 東京大学大学院情報学環長(座長)
- ふじわら まりこ
藤原 まり子 株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員
- ふなだ まさゆき
舟田 正之 立教大学法学部教授(座長代理)
- まつむら としひろ
松村 敏弘 東京大学社会科学研究所助教授
-

情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会
オブザーバー一覧

(敬称略、五十音順)

イツ・コミュニケーションズ株式会社

エンロン・ジャパン株式会社

株式会社インフォシティ

株式会社NHKエンタープライズ21

株式会社Jストリーム

ケイディーディーアイ株式会社

シスコシステムズ株式会社

社団法人経済団体連合会

社団法人テレコムサービス協会

社団法人日本インターネットプロバイダー協会

ソニー株式会社

東京通信ネットワーク株式会社

日本オラクル株式会社

日本通信株式会社

日本テレコム株式会社

日本電信電話株式会社

バンダイネットワークス株式会社

マイクロソフト株式会社

資料

中間報告書(PDF)

・ 参考資料(PDF)

情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会

中間報告

- 電気通信事業分野におけるブロードバンド時代の競争環境整備の在り方 -
(要 旨)

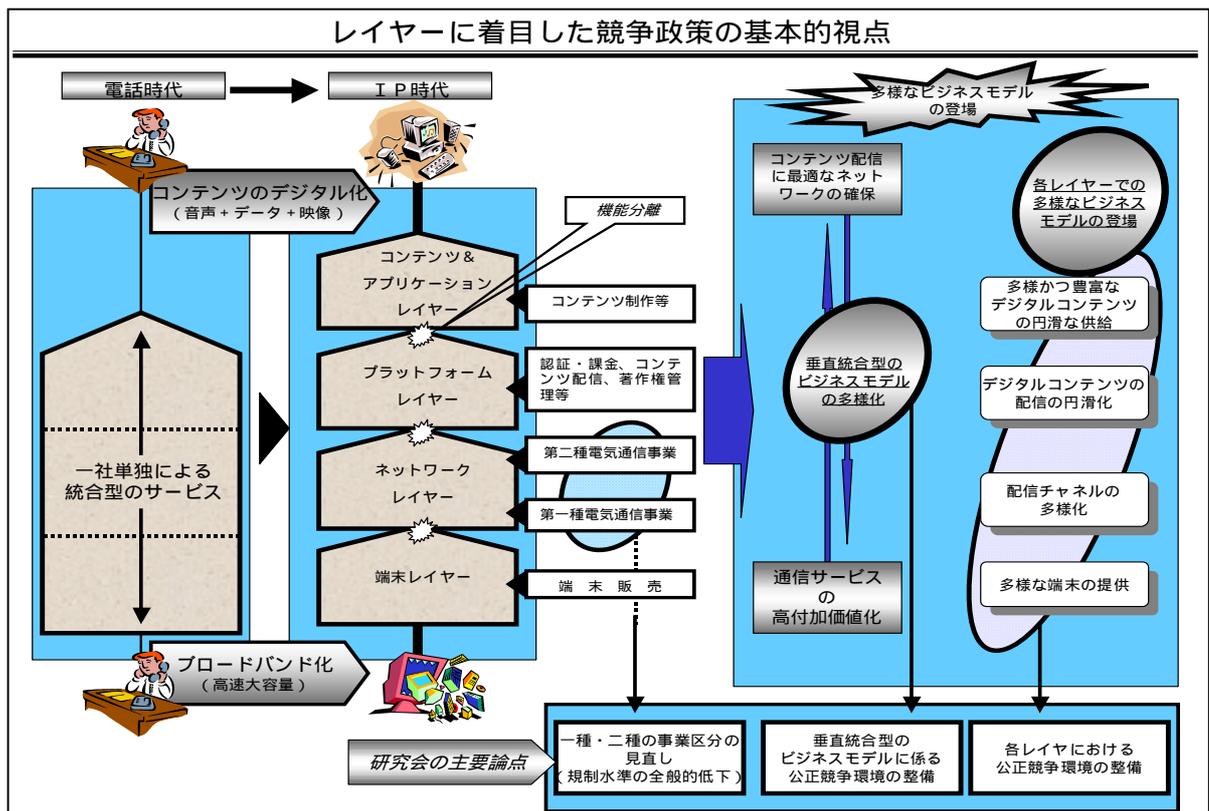
第1章 今後の競争政策の在り方に関する基本的視点

ブロードバンド化に対応した競争政策の必要性

- (1) 電気通信分野における今後の競争政策の在り方を検討する際は、ブロードバンド化の流れを加速化し、活発な競争を通じた多様な事業展開が可能となるよう公正競争環境を整備していくことが必要であり、特にブロードバンド化によってもたらされるネットワーク構造や市場構造の変化を踏まえた検討が求められている。

レイヤーに着目した競争政策の基本的視点

- (2) ブロードバンド化の進展に伴う各レイヤー（下図参照）の機能分離(アンバンドル化)の進展により、各レイヤーごとに必要な部分を自由に組み合わせてサービスを提供する「オープン型」のビジネスモデルや、上位レイヤーにおける新たなビジネスモデル（i D C (internet data center)事業等）が登場してきており、「各レイヤーを縦断する」公正競争環境整備の在り方及び「各レイヤーごとの」公正競争環境整備の在り方の双方について、多角的な観点から検証していくことが求められている。



競争ルール整備における基本的考え方

- (3) 競争ルールの整備を図る際には、「制度の透明性・予見可能性の確保」、「競争促進的なルールの確立」及び「デュープロセスの確保」を基本としつつ、
- 有効競争レビューの定期的実施
 - 事業者間の紛争処理と競争ルールの有機的連携
 - 競争ガイドライン等の策定
 - 電気通信事業法と独占禁止法の有機的連携
 - ユーザ保護の重視
- 等の多様な観点から取り組んでいくことが必要である。

第2章 レイヤー縦断型のビジネスモデルと競争環境整備の在り方

レイヤー縦断型のビジネスモデルに対する評価

- (1) 最近のレイヤー縦断型のビジネスモデルの特徴としては、移動通信事業者のように一社単独で事業展開する単一型の垂直統合型ビジネスモデルに加え、複数の事業者が連携して、それぞれが得意とするレイヤーの経営資源を持ち寄り、各パーツを組み合わせてオープンなビジネスモデルを形成する協働型ビジネスモデルが登場してきており、これにより、従来と比べて多数の事業主体（競争軸）による市場競争の活性化が実現することが期待される。

市場支配的な事業者によるレイヤー縦断型のビジネスモデルの展開

- (2) 市場支配的な事業者によるレイヤー縦断型のビジネスモデルのうち、東西N T Tの活用業務（地域通信業務に業務範囲を限定されている東西N T Tについて、一定の要件の下、総務大臣の認可を受けて、県を越えて上位レイヤーへの業務範囲の拡大が可能）については、昨年12月に策定・公表された「東西N T Tの活用業務の認可に係る『公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ』がある場合等の考え方」（活用業務認可ガイドライン）に沿って、個別案件ごとに公正競争条件の確保について、デュープロセスを踏まえつつ慎重に対処していくことが求められる。
- また、円滑なコンテンツ配信を実現していく観点からは、認証・課金等を行うプラットフォームレイヤーのオープン化が極めて重要な要素であり、東西N T Tがプラットフォームレイヤーに進出する場合、プラットフォーム事業に係る機能（他事業者が同様の業務を実施するために必要不可欠な要素と認められるもの）のアンバンドル化の必要性等についても併せて十分な検討が必要である。

東西NTTの子会社等による上位レイヤーへの進出については、一概に公正競争を損なうものであるとは言えないが、実態として、東西NTTが上位レイヤーに進出するのと同じ効果がある等の懸念も指摘されているところであり、その実態を十分検証した上で、構造的に公正競争上の問題が生じていることが判明した又はその懸念が大きい場合には、非対称規制（市場支配的な事業者に対する規制）における特定関係事業者の適用範囲（現在は電気通信事業者に限定）の拡大を含め、新たな是正措置を講じることや、例えばグループ・ドミノスの概念の導入の是非についても、諸外国の状況等を勘案しつつ、必要に応じて検討していく必要がある。

第3章 各レイヤーにおける競争環境整備の在り方

ネットワークレイヤーにおける競争環境整備の在り方

- (1) 加入者系ネットワークの多様化を通じた地域通信市場の競争活性化を図るため、無線系アクセス網の多様化(空港、駅等のホットスポットでの活用が期待される無線LANによる高速インターネットアクセス環境の整備等)
固定系アクセス網の多様化（集合住宅におけるブロードバンド環境の実現の円滑化、既存のメタル回線の活用（例えばVDSL（Very high-bit-rate Digital Subscriber Line））等による高速サービスの実現等）
公衆網再販の早期実現
線路敷設の円滑化の推進（「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（昨年4月に策定）の平成13年度中の見直し）
アクセス網のボトルネック性の継続的な検証（第1章「有効競争レビューの定期的実施」に関連）
更なる料金・サービスの多様化・低廉化の実現
等を推進していくことが適当である。
- (2) 中継系ネットワークの多様化については、例えば以下のような市場環境整備を図る必要がある。
帯域幅仲介ビジネスの登場等を踏まえた卸市場の育成
バックボーン回線の更なる低廉化の推進(卸電気通信役務の提供を専業とする事業者の事業許可手続きの簡素化、データセンタと一体となった地域IXの整備等)
通信事業者以外の者が保有する光ファイバ網の有効活用（地方公共団体を対象とした「光ファイバ網の通信事業者への提供に関する標準手続き（仮称）」の策定等）

- (3) ネットワーク再販市場については、例えば、周波数の制約から事業者数が限定されている移動通信市場において、多様な形態によるMVNO(Mobile Virtual Network Operator)の登場等による市場活性化を促す観点から、MVNOに係る制度運営の透明性・予見可能性を高めるため、早急に「MVNO事業化ガイドライン(仮称)」を策定・公表することが求められる。なお、既存の移動通信事業者であるMNO(Mobile Network Operator)からMVNOへの役務再販の義務付けについては、MNOの設備投資意欲を削ぐおそれがあることを勘案すれば、少なくとも現時点においては適当でないと考えられる。
- (4) 高品質のインターネット網の構築を図るためには、ISP(Internet Service Provider)間(特に一般二種事業者間)の円滑な接続の実現が重要であり、例えば、昨年11月に設置された電気通信事業紛争処理委員会による「あっせん」又は「仲裁」手続きの活用が期待される。

プラットフォームレイヤー等における競争環境整備の在り方

- (5) モバイルインターネット分野においては、「ISPに対するゲートウェイのオープン化」、「ポータルサイト上のコンテンツ採用手続きの透明性の確保」及び「ポータル選択の同等性の確保」といったオープン化措置に各グループが取り組んでいるところであり、引き続き今後の取組みを注視していく必要がある。
- (6) 移動通信分野においては、通信事業者がコンテンツプロバイダ等との比較において圧倒的に優位な立場にあることに鑑み、必要に応じ、昨年11月に策定・公表した「電気通信分野における競争の促進に関する指針」(競争ガイドライン)の見直し(1年以内を目的)の際、移動通信事業者とコンテンツプロバイダ等との間の取引に係る「電気通信事業法上問題となる禁止行為」の更なる具体化を図ることが有効である。
- (7) コンテンツ配信の円滑化のための環境整備として、ベストエフォート型のインターネットサービスの品質に係る自己認証基準(ネットワークの標準モデルを定め、客観的なベンチマーク値又は一定のレンジ値を設け、サービス品質のクラス分類をユーザに対して提示するイメージ)の在り方について、標準化機関等において、早期に結論を得る方向で検討に着手することが適当である。

端末レイヤーにおける競争環境整備の在り方

- (8) 移動通信分野においては、垂直統合型ビジネスモデルとして、端末販売と通信サービス(通信事業者の選択)がバンドル化(一体化)され、端末機器の価格を低位に設定し、その分を通信料金として回収するというビジネスモデルが採用されている。

- (9) しかし、次世代携帯電話（3G）の登場に伴い、端末販売と通信サービスのアンバンドル化を実現するUIM(User Identity Module)カードのロック解除並びに新たな電子認証基盤としての同カードの活用、移動通信分野における番号ポータビリティの実現等を視野に入れつつ、これらを一体的に検討するため、メーカー、通信事業者、行政当局等の意見交換を通じた検討の場を設けることが適当である。

第4章 電気通信事業における競争の枠組みの在り方

基本的考え方

- (1) IPベースの新たなビジネスモデルの登場を促し、これに柔軟に対応できるようにする観点からは、可能な限り規制水準の全般的な低下を図るとともに、市場参加者から見て、明確で予見性の高い制度運営を維持していく必要がある。このため、電気通信事業における競争の枠組みの基礎をなす一種・二種の事業区分の在り方についても、通信・放送の融合や諸外国の動向等も勘案しつつ、必要な見直しを行う方向で検討する必要がある。

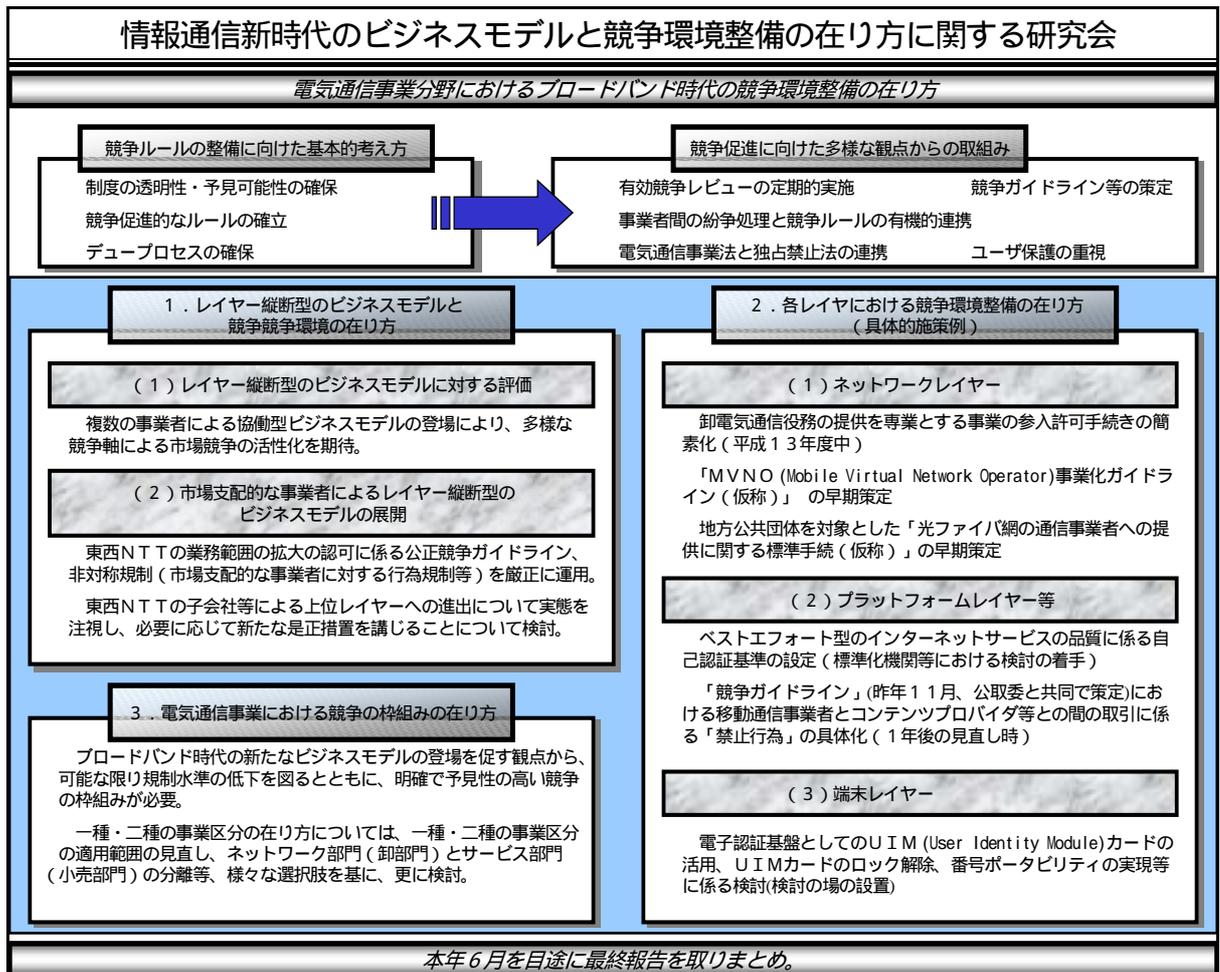
具体的な検討の方向性

- (2) 近年の市場構造の変化(一種事業と二種事業の事業展開の多様化、累次の規制緩和措置による実態的な事業区分の垣根の低下等)を踏まえ、事業区分を見直す際の具体的な検討の方向性として、例えば
- 一種事業及び二種事業の適用範囲の見直し
ネットワーク部門(卸部門)とサービス部門(小売部門)の分離
という2つのアプローチが考えられる。
- (3) このうち、一種事業及び二種事業の適用範囲の見直しについては、公益事業特権を要しない一種事業者を二種事業者とする他、特別二種事業・一般二種事業の適用範囲を見直し、VoIPサービスを提供するISP事業者やMVNOといった社会経済的に重要なサービスを提供する事業を特別二種事業とするとともに、当該特別二種事業については、ユーザ保護の観点から、市場退出の際の一定期間前の届出を義務付ける等の措置についても、今後更に検討する必要がある。
- (4) また、現行の一種・二種の事業区分のメルクマールを見直し、電気通信回線設備の設置・運営及び卸電気通信役務を提供するネットワーク部門(卸部門)と、ネットワーク部門から役務提供を受けてエンドユーザに対してサービスを提供するサービス部門(小売部門)とに事業区分を分ける方法(ただし、両部門は兼業可能)も考えられる。

- (5) いずれにせよ、一種・二種の事業区分という電気通信市場における競争の基本的枠組みの在り方について、その見直しを検討する際には多角的な視点から検討を進めていく必要がある。その際には、上記の2つのアプローチ以外にも様々な考え方があり得ると考えられるところであり、関係各方面の意見、法制的検討、主要先進国の動向等を踏まえつつ、更に検討を進めていく必要がある。

第5章 今後の検討の方向性

- (1) 本研究会としては、今回取りまとめた中間報告を基礎として、更にブロードバンド時代の競争政策の在り方について検討を行い、本年6月を目途に最終報告を取りまとめる予定である。
- (2) 具体的には、引き続き急展開する新たなビジネスモデルの動向の検証と望ましい競争ルールの在り方、有効競争レビューの具体的な手法、主要国におけるブロードバンド時代の競争ルール整備に向けた取組みの把握に加え、「フルIP時代」の新たな競争政策の枠組みについても検討を行う。



電気通信事業分野における ブロードバンド時代の 競争環境整備の在り方

情報通信新時代のビジネスモデルと
競争環境整備の在り方に関する研究会
中間報告

平成14年1月30日

- 目 次 -

はじめに	1
第1章 今後の競争政策の在り方に関する基本的視点	2
1 - 1 . プロードバンド化に対応した競争政策の必要性	3
1 - 2 . レイヤーに着目した競争政策の基本的視点	8
1 - 3 . 競争ルール整備における基本的考え方	10
第2章 レイヤー縦断型のビジネスモデルと競争環境整備の在り方	15
2 - 1 . レイヤー縦断型のビジネスモデルに対する評価	16
2 - 2 . 市場支配的な事業者によるレイヤー縦断型のビジネスモデルの展開	19
2-2-1. 東西N T Tの活用業務認可ガイドラインの整備	19
2-2-2. 東西N T Tの子会社等による上位レイヤーへの進出	22
2 - 3 . その他の固定系事業者によるレイヤー縦断型のビジネスモデル の展開	23
2 - 4 . 移動系通信事業者によるレイヤー縦断型のビジネスモデルの展開	24
第3章 各レイヤーにおける競争環境整備の在り方	26
3 - 1 . ネットワークレイヤーにおける競争環境整備の在り方	27
3-1-1. 加入者系ネットワークの多様化の推進	27
3-1-2. 中継系ネットワークの多様化の推進	30
3-1-3. ネットワーク再販市場の活性化	33
3-1-4. I S P間の接続の円滑化	36
3 - 2 . プラットフォームレイヤー等における競争環境整備の在り方	37
3-2-1. 基本的視点	37
3-2-2. モバイルインターネット分野における競争環境整備	37
3-2-3. コンテンツ配信の円滑化のための環境整備	40
3-2-4. デジタルコンテンツの制作・流通の促進	42
3-2-5. 電子認証基盤の在り方	42
3 - 3 . 端末レイヤーにおける競争環境整備の在り方	43
第4章 電気通信事業における競争の枠組みの在り方	46

4 - 1 . 基本的考え方	47
4 - 2 . 具体的な検討の方向性	51
4-2-1. 一種事業及び二種事業の適用範囲の見直し	51
4-2-2. ネットワーク部門とサービス部門による事業区分の見直し	53
4-2-3. 今後の検討の在り方	55

第5章 今後の検討の方向性 57

参考資料 60

資料1 将来のネットワークとその変遷のイメージ	61
資料2 我が国におけるブロードバンド戦略	61
資料3 P H S の高度化に向けた取組み	62
資料4 2 . 4 G H z 帯無線 L A N 等の高度化	62
資料5 準ミリ波帯の広帯域移動アクセスシステムの概要	63
資料6 集合住宅における高速・超高速インターネットの導入～現状～	63
資料7 集合住宅における高速・超高速インターネットの導入～政府の取組み～	64
資料8 既存の分譲マンションの I T 化工事に関する区分所有法の考え方	64
資料9 B L E C の概要	65
資料10 電力事業者による通信事業への参入	65
資料11 東海道メガロポリス超高速 C A T V ネットワーク	66
資料12 I R U の運用の柔軟化について	66
資料13 M V N O に関する O F T E L 声明 (99 年 10 月) の概要	67
資料14 I S P の階層構造	67
資料15 ピアリングとトランジット	68
資料16 モバイルビジネスにおける通信事業者のオープン化に向けた対応	68
資料17 デジタルコンテンツの市場規模	69
資料18 「パスポート」の仕組み	69
資料19 ストリーミングのビジネスモデル	70
資料20 著作権保護～ C o n t e n t s I D (コンテンツ I D フォーラム) ～	70
資料21-1 英国における S I M ロック政策の動向 (1 / 2)	71
資料21-2 英国における S I M ロック政策の動向 (2 / 2)	71
資料22 電気通信事業の柔軟性向上のための措置	72
資料23 米国 ノースポイント・コミュニケーションズの事業撤退の経緯	72

はじめに

情報通信（IT）分野においては、急速な技術革新と事業者間の競争を通じて料金の低廉化、サービスの多様化が着実に進展している。特に最近では、従来の電話ネットワークからIP（Internet Protocol）ネットワークへの移行段階にあり、高速大容量通信を可能とする「ブロードバンド化」が進展していることから、電気通信分野における競争政策を検討する際には、こうした新たなネットワーク環境への移行や市場環境の変化を十分踏まえた検討が必要となっている。

また、我が国経済の現状をみると、依然として景気の低迷が続いており、米国におけるIT産業の不調が我が国経済にも深刻な影響を与えている状況にある。我が国経済が今後再び自律的成長軌道に回帰するためには、21世紀型産業であるIT産業の活性化が重要な位置を占めており、IT産業の活性化は、あらゆる社会経済活動のIT化を通じて構造改革を促し、ひいてはファンダメンタルズの向上につながる事が期待される場所である。

本研究会は、こうした問題意識に立ち、ブロードバンド化が進展する中、新たなビジネスモデルの登場を促すとともに、公正競争環境整備の在り方を検討することを目的として、昨年8月から精力的に検討を進めてきている。特に昨年9月には、昨今の新たなビジネス展開の潮流を把握するため、研究会構成員に加え、計18社・団体にオブザーバとして参加いただき、計4回にわたり活発な意見交換を行ったところである。

本研究会では、昨年12月、こうした検討の経緯を踏まえ、計11回開催した会合において議論した内容を「中間報告書草案」として取りまとめて公表し、約1か月間にわたり広くパブリックコメントを募集した。

本中間報告は、関係各方面から寄せられた意見等（企業20件、団体等6件、個人37件の計63件）について更に検討を加え、その結果を取りまとめたものであり、多様なビジネスモデルが多数登場してきていることを踏まえ、これに対応するために必要な公正競争環境整備のための競争政策の方向性について提示している。

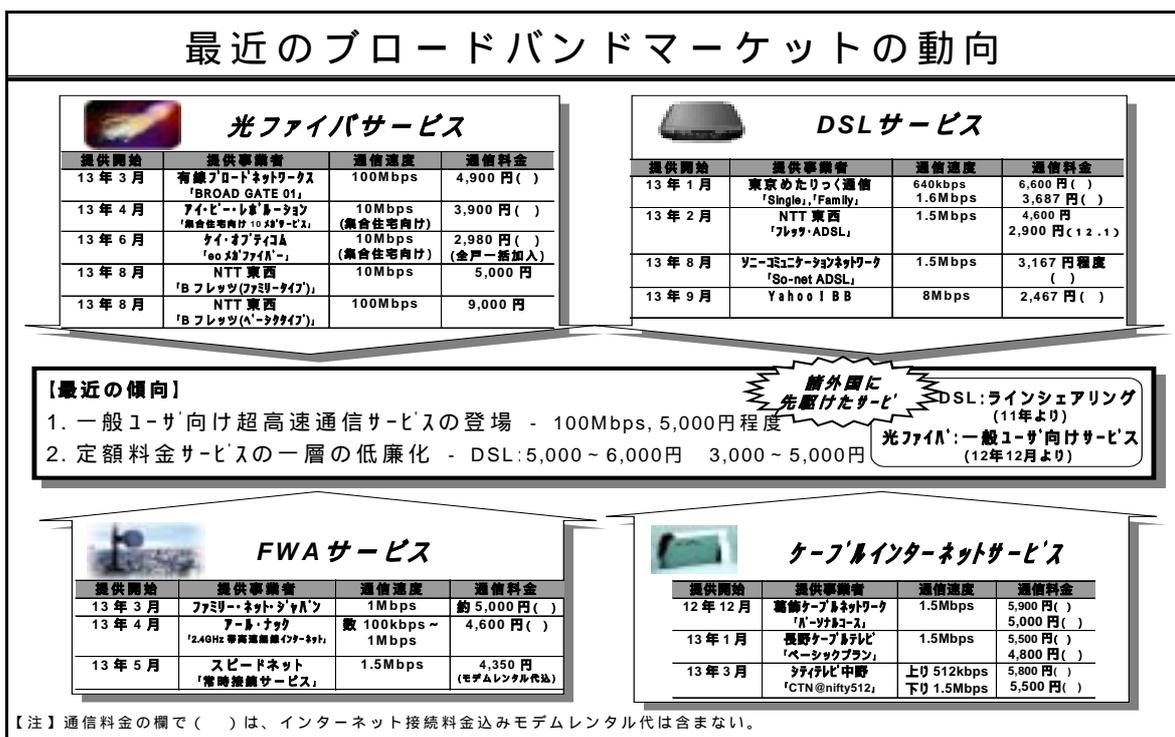
第1章 今後の競争政策の在り方に関する基本的視点

1 - 1 . ブロードバンド化に対応した競争政策の必要性

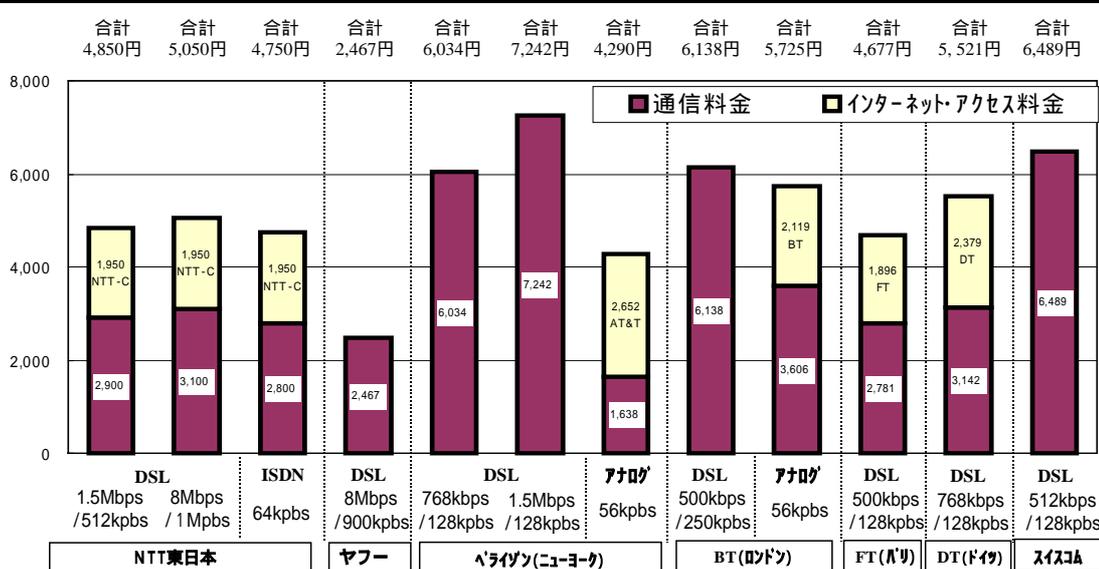
電気通信分野においては、昭和60年(1985年)に市場の全分野に競争原理を導入し、急速な技術革新と事業者間の活発な競争により、市場規模を拡大するとともに、料金の低廉化やサービスの多様化を通じ、広く国民利用者にその利益を還元してきた。

しかし、特に近年の著しい技術革新を踏まえ、電気通信ネットワークは大きな変革期に入りつつある。具体的には、従来の電話サービスに代表される「統合型ネットワーク」から、インターネットに代表されるIP(Internet Protocol)ベースの「分散型ネットワーク」への転換期にあり、個別サービスごとに構築される従来型ネットワークから、共通化した高速大容量のアクセス網を通じて多様なサービスが利用可能な環境、すなわちブロードバンド化が本格化しつつある(参考資料1)。

こうしたブロードバンド化の進展は、そのサービス提供形態として、通信トラフィックの多寡に依存しない定額料金ベースの「常時接続」環境を実現するとともに、音声・データ・映像といった通信内容に依存しないサービスの提供を可能とする。具体的には、数百kbpsから100Mbps程度の高速度・超高速インターネットアクセスが一般家庭でも利用できる市場環境が既の実現・普及段階にあり、光ファイバ、DSL、FWA、ケーブルインターネット等の多様なアクセスサービスが提供されている。また料金面で見ても、例えば我が国のインターネット常時接続料金は、他の主要先進国と比べても例を見ない低廉な水準が実現している。



インターネット常時接続料金の国際比較



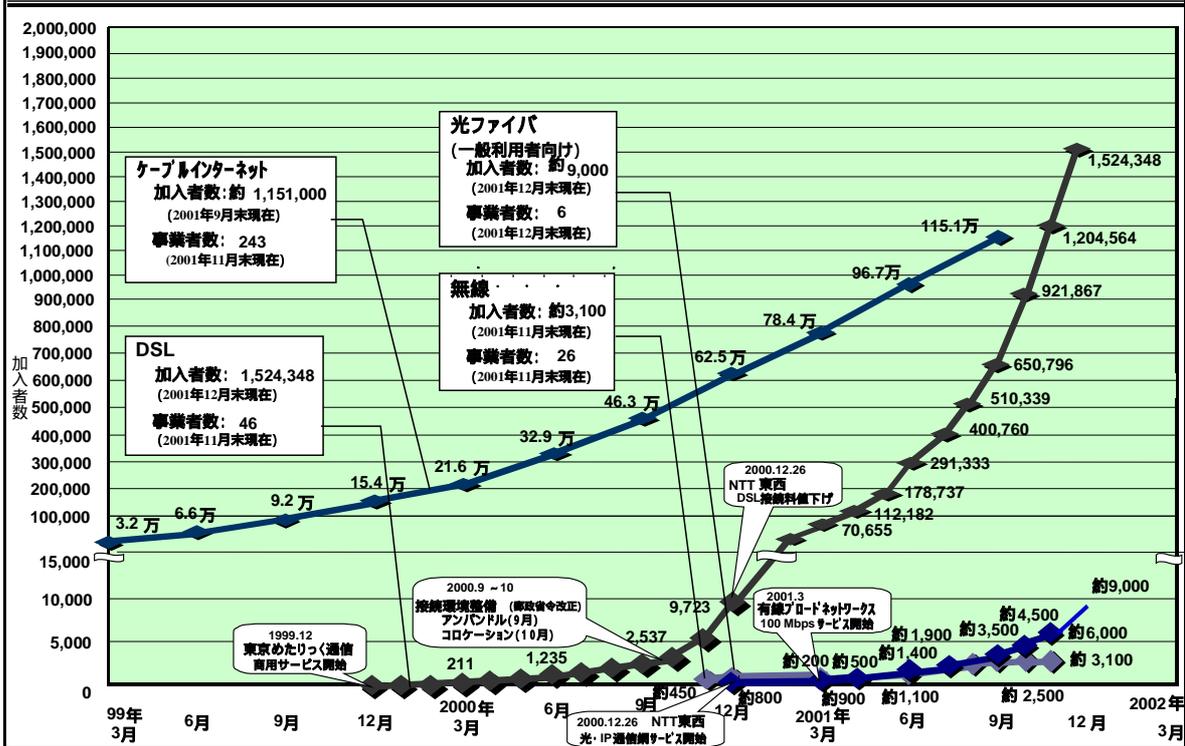
注1) 1ヶ月30日間、1日24時間インターネットに接続したケースを想定
 2) 諸外国の料金は、2001年10月1日時点のもの。為替レートは、2001年10月1日時点のTTS(対顧客売相場)レートにより換算。
 1米ドル=120.80円、1英ポンド=180.37円、1仏フラン=16.80円、1独マルク=56.33円、1スイスフラン=74.28円
 3) パライゾン(ニューヨーク)のアナログの通信料金は、他の都市との比較に供するため、月額制料金24.67ドルのうち度数制プランの基本料金11.11ドルを差し引き、残りの13.56ドルを通信料金と仮定したものを、

こうしたサービスの多様化や料金の低廉化を受け、ブロードバンドインターネットの加入数は急増しており、例えばDSLについては、加入数が約152万(平成13年12月末現在)に達し、この1年間で100倍以上の急速な伸びを示している。また、ケーブルインターネットについても約115万加入(平成13年9月末現在)に達し、光ファイバを活用したサービスやFWAサービスについても、その加入数は着実に増加している。

こうした中、政府IT戦略本部は平成13年1月に「e-Japan戦略」(参考資料2)を決定し、ブロードバンド化の早期実現に向け、2005年を目途として、少なくとも3000万世帯が高速インターネットアクセス網に、また1000万世帯が超高速インターネットアクセス網(目安として30~100Mbps)に常時接続可能な環境を整備することを目標として設定した。また、これを受けて総務省が同年10月に策定・公表した「全国ブロードバンド構想」では、2005年度末段階において、高速・超高速インターネットを実際に利用する実加入世帯数は、約2000万世帯に達するものと見込んでいる¹。

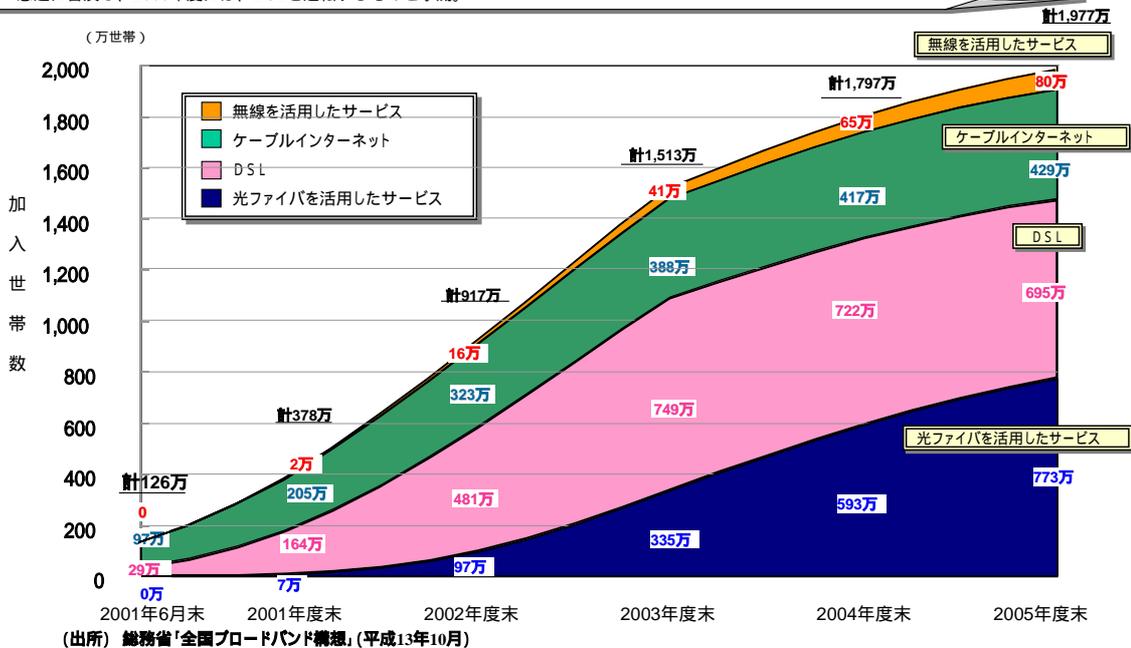
¹ 総務省「全国ブロードバンド構想」(平成13年10月公表)は、2005年度末時点において、高速・超高速インターネットの実加入世帯数は約1,977万と見込んでおり、当面はDSLが高速・超高速インターネットアクセスの主流を占めるものの、光ファイバサービスは2003年度から急速に普及し、2005年度末段階ではDSLを逆転し、ブロードバンドアクセスの主流になると予測している。

ブロードバンド・インターネット加入者数の推移



高速・超高速インターネットの普及予測 (実加入世帯ベース)

- ▶ 想定されるインターネット普及率や料金等の一定の前提の下での2005年度の高速・超高速インターネットの普及予測 (実加入世帯数ベース) は、約2000万世帯弱。
- ▶ 当面は、DSLが高速・超高速インターネットアクセスの主流を占めるが、光ファイバ網を活用した超高速インターネットが2003年度から急速に普及し、2005年度には、DSLを逆転するものと予測。

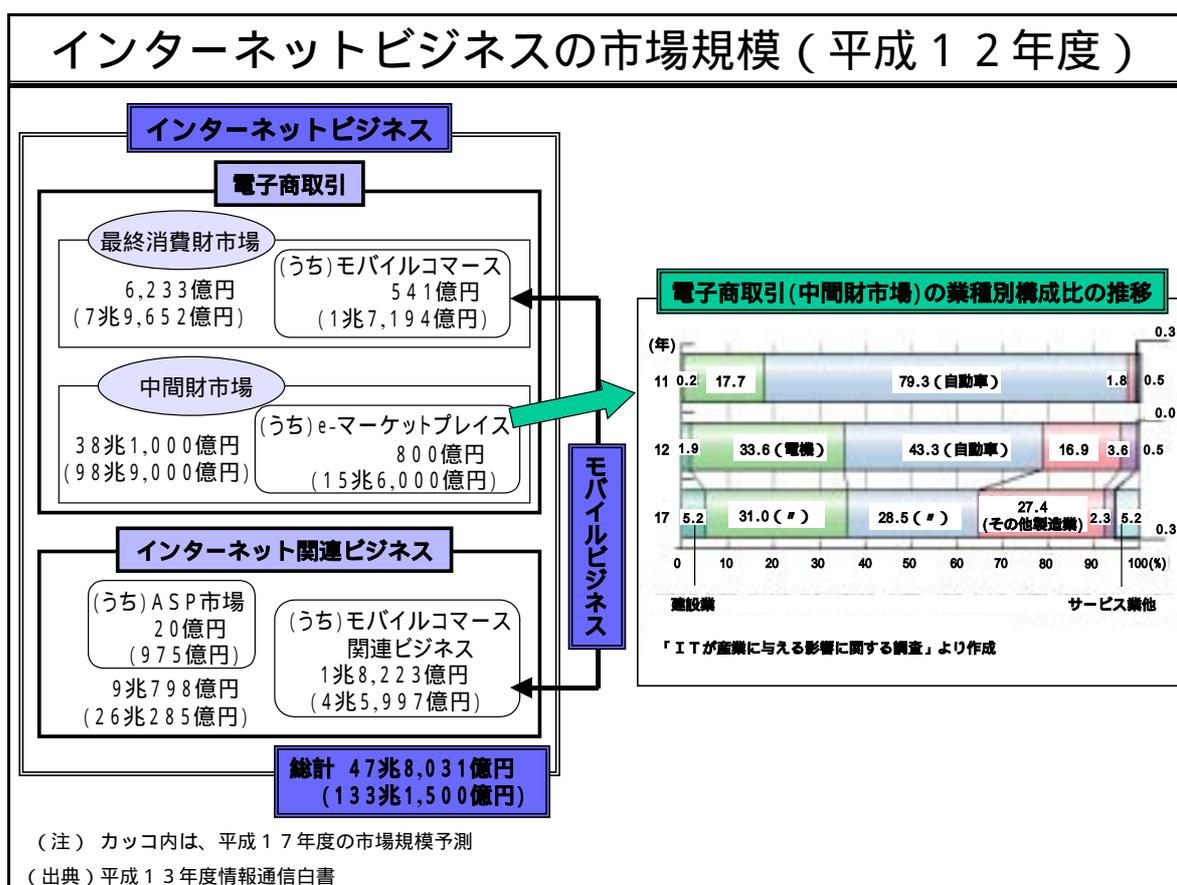


こうしたブロードバンド化の進展は、これまでの来店型店舗における商取引に加え、ネットワーク上において商品やサービスの購入を可能とするB2C市場の発展を促し、消費者の選択の幅の拡大、利便性の向上を実現しつつある。しかし、我が

国経済における景気の低迷が長引く中、企業間の電子商取引等を実現するB2B市場がますます重要になってきている。すなわち、B2B市場の拡大により、ITを活用した社会経済活動の効率化、ひいては構造改革等が実現することが期待されるところである。

特に、B2B市場においては、従来紙ベースで取引していた受発注をインターネット（登録者のみアクセス可能なエクストラネット）を用いた電子取引市場へ移行させる「市場代替」や、運送トラックの空きスペースをインターネット上の競売によって取引する等の新たな「市場創出」によるeマーケットプレイスが拡大してきており、今後とも高い成長が期待されている。

具体的には、eマーケットプレイスの市場規模は約800億円（平成12年度）から約1兆5千6百億円（平成17年度）へと5年間で20倍以上の規模に拡大し、当該市場の業種別構成比を見ても、現在は自動車産業が全体の約8割と太宗を占めるが、将来的には建設・電機・サービス業等の広範な分野へと市場が拡大していくものと見込まれている²。

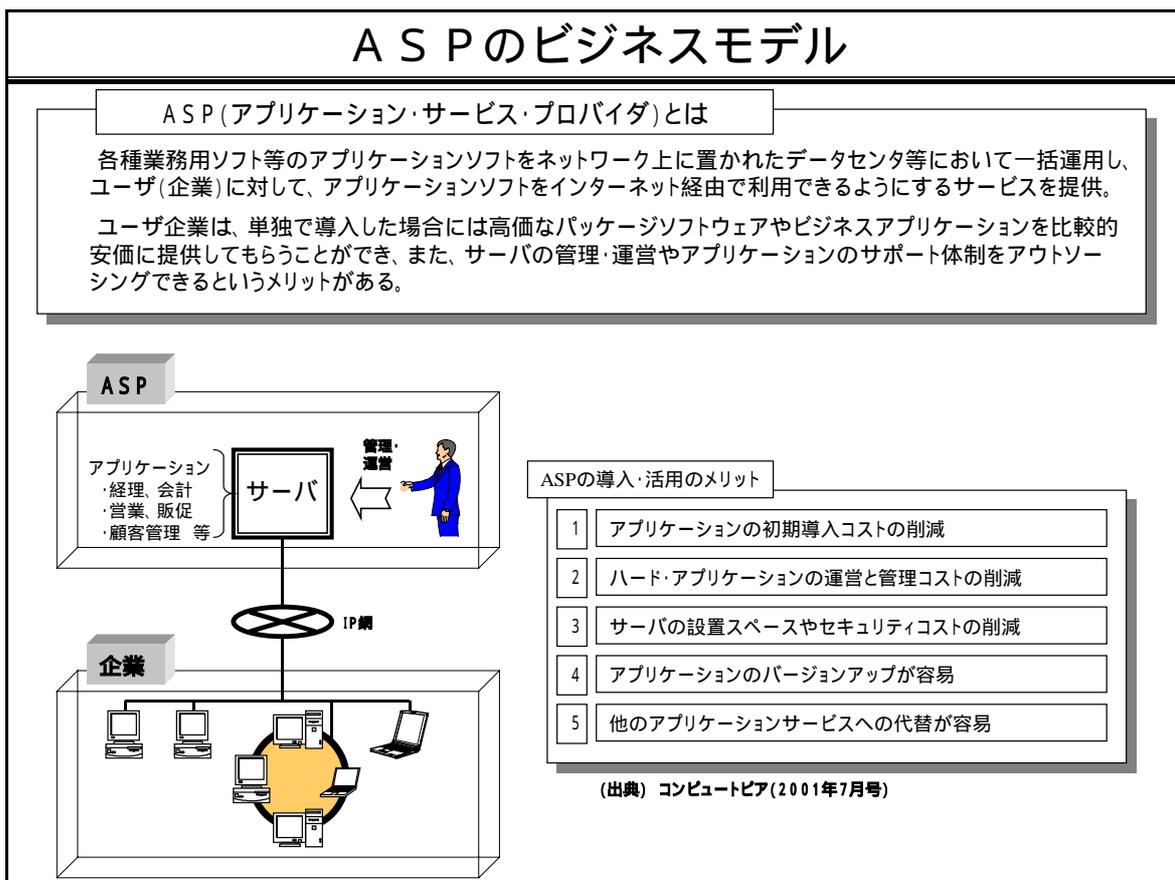


B2B市場の拡大をブロードバンド環境との関係でとらえると、例えば、以下の

² 総務省「平成13年度情報通信白書」（平成13年7月）。

ような形態で企業活動の効率化等が実現するものと考えられる。

- (1) 第一に、従来は費用面等の制約からITの導入が遅れていた中小企業も含め、ASP (Application Service Provider)³を活用して、営業、会計管理、生産管理等の多くの分野で、低廉なコストで最新のアプリケーションを柔軟に活用できるようになり、その結果として、バックオフィス業務の効率化を通じ、経営資源をコアコンピタンスに集中させた戦略的な事業展開が可能となることが期待される。

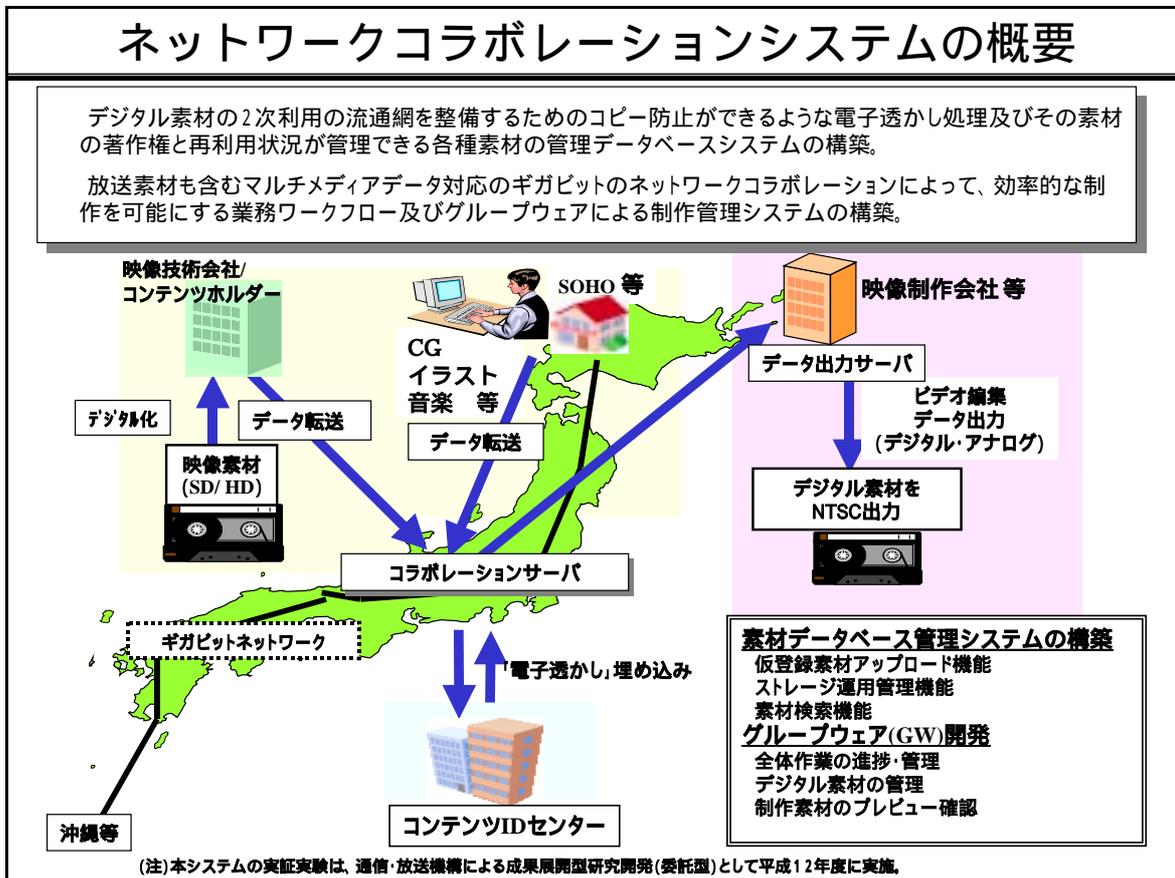


- (2) 第二に、ネットワーク上におけるASPの活用が中小企業を含め多くの企業に拡大していくことにより、企業間のSCM (Supply Chain Management) やEC (E-Commerce) を実現するプラットフォームが普及し、企業間取引の更なる効率化が実現することが期待される。

- (3) 第三に、例えばブロードバンドインフラを用いて、異なる複数の場所に所在す

³ ASPは各種業務用アプリケーションソフトをデータセンタ等で運用し、ユーザ企業はこれをインターネット経由で利用することができるというビジネスモデルであり、ユーザ企業側から見ると、ASPのサービスを導入することにより、アプリケーションの初期導入コストの削減、ハード・アプリケーションの運営・管理コストの削減、サーバの設置スペースやセキュリティコストの削減、アプリケーションのバージョンアップが容易、他のアプリケーションサービスへの代替が容易といったメリットがある。

るスタッフがネットワーク上で協働的に作業を行うデジタルコラボレーション環境が普及すれば、地理や時間の制約を超えたSOHO型の勤務形態やグローバルな業務シェアリングの進展が実現することも期待される。



このように、我が国におけるブロードバンド化の進展は、「胎動期」から「離陸期」にある。したがって、電気通信分野における今後の競争政策の在り方を検討する際は、こうしたブロードバンド化の流れを加速化し、活発な競争を通じた多様な事業展開が可能となるよう公正競争環境を整備していくことが必要であり、特にブロードバンド化によってもたらされるネットワーク構造や市場構造の変化を踏まえて検討していくことが求められている。

1 - 2 . レイヤーに着目した競争政策の基本的視点

従来の電話ネットワークにおいては、エンドエンドのトラヒックの疎通について交換網を保有している通信事業者がネットワーク全体を設置・運営することにより、効率的なネットワーク管理を実現してきた。しかし、既に前節でも述べたように、急速な技術革新が進展する中、IPベースの分散型ネットワークへの移行が急速に進展しつつあり、これに伴い、通信サービスを川上から川下に至るま

で一体として提供する従来の形態以外にも、通信サービスを提供するために必要とされる各機能（要素）のアンバンドル化が技術的に可能となったことを受け、後述の i D C 事業や C D N 事業のように特定のレイヤーで事業展開を行うビジネスモデルが登場する等、レイヤーごとの機能分離が進展している。これは、コンピュータの世界において、技術革新によるメインフレームからクライアント・サーバへの移行により、ハードウェア部門と O S 部門がアンバンドル化されたことに類似しているとも言えよう。

こうしたブロードバンド化及びレイヤーごとの機能分離（アンバンドル化）の進展に伴い、例えば以下のような市場環境の変化が生じつつある。

(1) 各レイヤーを組み合わせた「オープン型」ビジネスモデルの登場

レイヤーごとのアンバンドル化が進展する中、各レイヤーごとに必要な部分を自由に組み合わせてサービスを提供する「オープン型」のビジネスモデルを構築することが可能となりつつある。これは、ユーザの多様なブロードバンドニーズに柔軟に対応して、ワンストップでサービスを提供することを可能とする。こうした各レイヤーを組み合わせた新たなビジネスモデルの登場は、他業態における経営資源を活用した電気通信事業への参画等、新たな市場プレイヤーの参入を促し、電気通信市場における競争の更なる活性化を実現する効果が期待される。

(2) 上位レイヤーにおける新たなビジネスモデルの登場

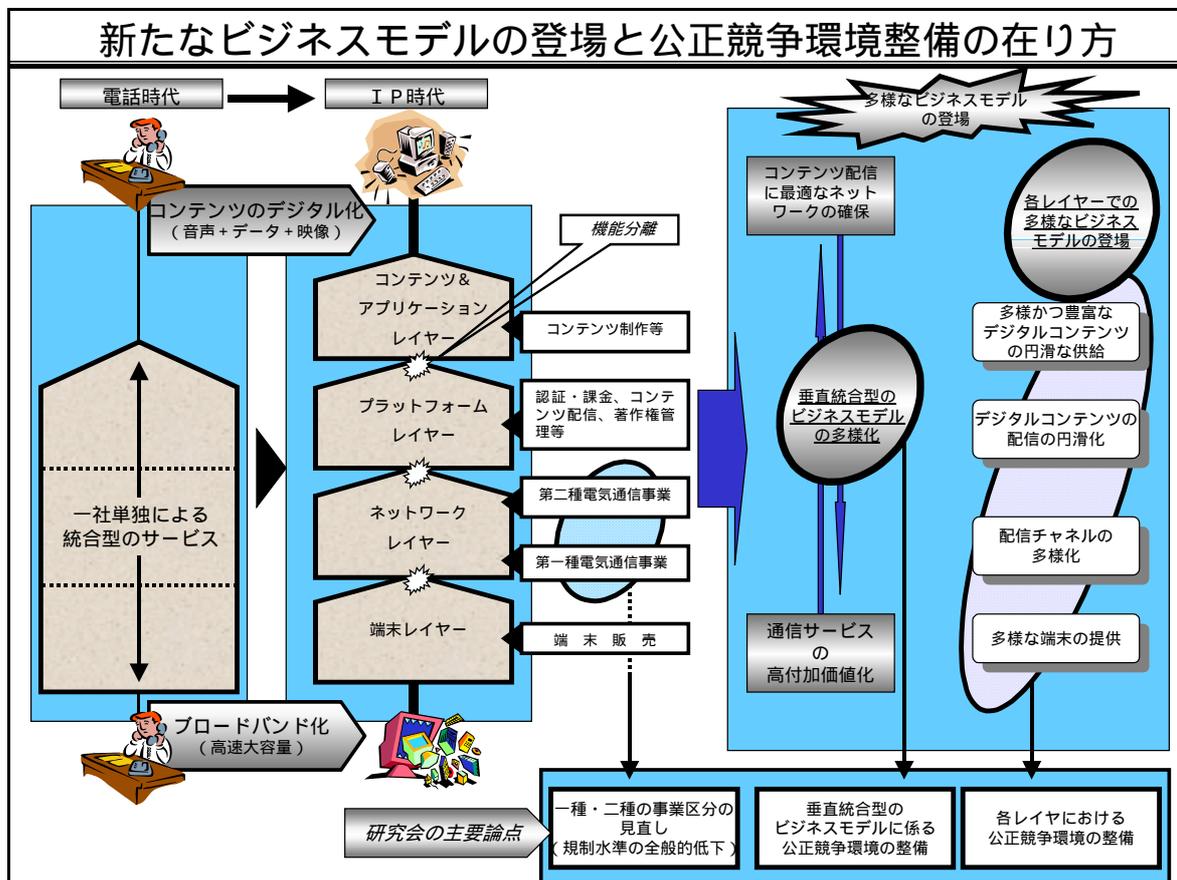
また、各レイヤーのアンバンドル化を背景として、上位レイヤー（例えば、認証・課金事業や、ネットワークを介して企業等の大量のデータを蓄積・管理する i D C (internet Data Center) 事業等) においても、新たなビジネスモデルが登場してきている。

このため、上位レイヤーにおいて新たなビジネスモデルにより提供されるサービスがエンドユーザに円滑に提供されるよう、最適なデリバリーチャンネルが構築されることが必要であり、今後はデジタルコンテンツの円滑な流通の促進が求められる中、「デジタルコンテンツのデリバリーチャンネルの多様化」と「デジタルコンテンツの流通促進」の好循環を通じて、ブロードバンドサービスの加速的普及が実現することが期待される。

こうした新たなビジネスモデルの登場により、電気通信分野の競争政策の中核をなすネットワークレイヤーのみならず、端末、ネットワーク、プラットフォーム、コンテンツ・アプリケーションといった各レイヤー⁴の動向も視野に入れながら、「各

⁴ 「端末レイヤー」は通信端末機器の製造・販売に関わるレイヤーを、また「ネットワークレイヤー」は電気通信事業法が対象とする電気通信事業（第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業）を指す。更に、「プラットフォームレイヤー」は認証・課金、コンテンツ配信事業、著作権管理等の事業を含むレイヤー、「コンテンツ・アプリケーションレイヤー」はコンテンツやアプリケーションの制作・販売等の事業を含むレイヤーを指す。

レイヤーを縦断する」公正競争環境整備の在り方及び「各レイヤーごとの」公正競争環境整備の在り方の双方について、多角的な観点から検証していくことが求められている⁵。



1 - 3 . 競争ルール整備における基本的考え方

電気通信市場における公正競争環境整備を推進していくためには、以下の基本的な考え方に基づいて競争ルールの整備を進めていくことが必要である。

(1) 制度の透明性・予見可能性の確保

電気通信分野においては急速な技術革新が継続的に進展しているという特性を有しており、競争の枠組みが陳腐化することのないよう、継続的に競争ルールの見直しを図っていくことが必要である。また、新たなビジネスモデルの円滑な

⁵ パウエル米国FCC委員長は「ブロードバンド時代に向けた政策アジェンダ」(2000年12月)において、規制構造の合理化の必要性に言及し、「融合した技術、市場と矛盾しない規制制度とするための見直しを進める必要があり、ブロードバンド市場への移行は、すべての通信分野に及ぶことから、個別にではなく、総合的かつ統一的に見直すこと」が必要であると指摘している。

登場を促すためには、新規参入を計画している者にとって、競争の枠組みが十分な透明性と予見可能性を有していることが求められる。

(2) 競争促進的なルールの確立

電気通信市場においては昭和60年に市場の全分野に競争原理を導入し、それ以降、いわば「独占」から「競争」への移行過程にあることから、事業者間の競争を促進する枠組みを確立していくことが必要である。そのため、電気通信市場において通信事業者の行動結果として生じた競争上の問題を事後的に排除する措置を充実させるとともに、必要に応じて事前の競争ルールを確立し、より競争促進的な市場環境を創出していくことが求められる。

(3) デュープロセスの確保

制度の透明性・予見可能性の確保、競争促進的なルールの確立と併せ、電気通信市場における競争の枠組みを検証し、競争ルールの見直し等を行う場合は、十分な透明性をもってデュープロセスを確保しながら進めることが必要である。

上記の基本的な考え方に基づき、具体的な競争ルールを確立するための手法としては、例えば以下のような施策を検討の視野に入れていくことが適当である。

(1) 有効競争レビューの定期的実施

電気通信市場は急速な構造変化を生じ得る市場であり、公正競争環境を創出するための競争的枠組みを整備した後においても、真にそれらの枠組みが競争促進的に機能し、ユーザ利益を実現する有効競争（effective competition）の創出につながっているか等の観点から、定期的に各市場の競争状態をレビューするとともに、その結果を公表し、必要に応じて競争ルールの見直しを図ることが効果的である。

具体的には、例えば、

- (a) 行政当局が講じた競争促進策（公正競争条件の設定を含む競争ルールの整備等）に係る政策効果（例えば、発生した消費者利益）の評価及び当該措置の方向性の検証
- (b) 市場支配的な事業者による上位レイヤーへの進出について、ネットワークレイヤーにおける市場支配力を進出先において濫用することにより公正競争条件が損なわれていないかどうかの検証や、市場支配力の行使を認定する際の市場の範囲等の検証を行い、激変するブロードバンド市場における新たな競争ルールや諸規制の見直しに係る検討をより効果的に行うことが可能となるものと考えられる。

また、各市場における競争進展度について検証する際には、急速なIP化が進展する中、距離に依存した市場（例えば県内市場・県間市場）ごとの競争進展度の把握だけでは適正な状況把握が行えない可能性がある。このため、地域通信市

場についても、ラストワンマイル市場に焦点を絞ったレビューを実施したり、移動通信市場と固定通信市場、ナローバンド市場とブロードバンド市場との競合・代替状況の把握等を含め、様々な観点から市場把握の在り方について検討していくことも必要である。

ただし、有効競争レビューの具体的な手法等については更に検討を深める必要があり、諸外国の事例等も参考にしつつ、早期に確立すべく引き続き検討を進めることが望ましい⁶。

(2) 事業者間の紛争処理と競争ルールの有機的連携

平成13年6月、「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布されたのを受け、同年11月に総務省に電気通信事業紛争処理委員会が設置され、電気通信事業者間の紛争処理機能の強化が図られた⁷。競争ルールの策定については、上記(1)のような各市場の競争状態のレビュー等を実施する中で必要と認められる施策を適時適切に講じていくことが求められるのは当然のことであるが、加えて、電気通信事業者間の紛争事案の処理過程で把握し得た競争ルールの改善策について、迅速に措置していく等のプロセス（具体的には、競争ルールの策定後、事業者間の個別の紛争事案の処理を通じて明らかとなった競争ルールの課題について適切な改善策を講じ、これを新たな競争ルールとして運用していくという好循環）も重視していくことが適当である。

(3) 競争ガイドライン等の策定

電気通信市場のように市場環境の変化が激しい分野においては、競争ルールの在り方として、電気通信事業法等の法令に基づく規制の枠組みを前提としつつ、上記の事業者間の個別の紛争事案の処理と競争ルールの有機的連携に加え、例えば、新たなビジネスモデルの登場に対応し、当該ビジネスモデルが制度的な枠組みの中で円滑に実現できるよう、制度運用方針である「事業化ガイドライン」を策定することにより、制度運営の透明性を確保していくことも求められる。

また、事業展開上生じる各種の競争政策上の問題点について、必要に応じ、関係事業者に行政当局が加わった形で「自主的競争ガイドライン」を策定・運用する等、柔軟かつ迅速な競争ルールの確立に努めていくことが必要である。

⁶ 例えば、英国 OFTEL は「Implementing Oftel's Strategy : Effective Competition Review Guideline」(2000年8月)を公表し、固定通信、移動通信等の各市場ごとの競争状況及び規制の在り方のレビューを順次実施している。

⁷ 電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業者間の紛争事案を専門的に処理することを目的として、平成13年11月に設置された（委員会は5名の委員で構成）。本委員会は、電気通信事業者間の接続条件等に関するあっせん、仲裁を行う他、総務大臣が電気通信事業者に対する料金変更命令や業務改善命令を発出する際の諮問を受けることとなっている。また、同委員会は、紛争事案を処理する中で競争ルール等について改善すべき事項等があると認める場合、総務大臣に対して勧告を行うことができることとされている。

(4) 電気通信事業法と独占禁止法の有機的連携

電気通信事業法と独占禁止法の双方の観点から、相互に連携しつつ競争促進を図っていくことの重要性も増してきており、平成13年11月、公正取引委員会と総務省が共同で策定・公表した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「競争ガイドライン」という。）⁸を活用するとともに、市場実態を踏まえつつ、逐次その改善・充実を図っていく必要がある。

(5) ユーザ保護の重視

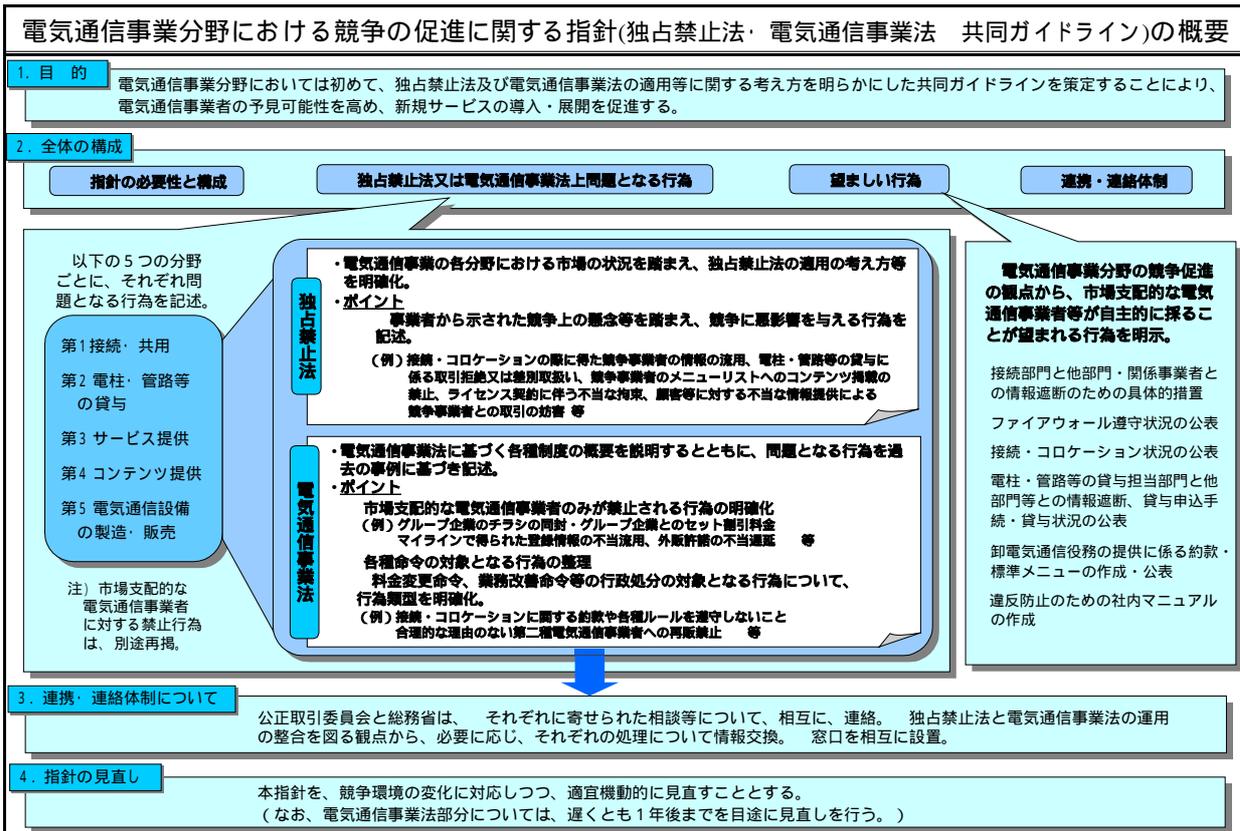
ブロードバンド時代においては、活発な新規参入や新たな料金・サービスが多数登場し、社会経済生活に不可欠なものとなっていく一方、ユーザに十分な情報提供がなされないまま事業者が市場から撤退したり、ユーザがサービス内容について十分な情報を獲得することなくサービス選択を迫られるといった状況が生じ、社会経済活動に深刻な影響を及ぼすことも懸念される。このため、急速な技術革新等に対応して、ユーザ保護策の充実を機動的に図っていくことが一層重要になってくるものと考えられる⁹。

⁸ 公正取引委員会と総務省は、平成13年11月、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を策定・公表し、電気通信事業分野において、独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為、競争を促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為等について、具体的に整理している。

⁹ 消費者保護の観点からは、例えば、総務省内に「電気通信消費者相談センター」を設置し、ユーザの苦情・相談に対応している他、意見申出制度（電気通信事業法第96条の2に規定）を整備している。

また、技術革新等を背景として新たに発生した問題に対応する観点から、例えば、サイバーテロやハッカー対策のための「情報セキュリティポリシー策定のための指針」の策定（平成12年8月）、ネットワーク上の権利侵害に対する措置を整備するための「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の制定（平成13年11月）、ネットワーク上の個人情報保護の重要性が高まっていることを踏まえた「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の策定（平成10年12月）、IP電話の品質基準、番号付与の在り方などを検討するための「IPネットワーク技術に関する研究会」の開催等を実施している。

また、本年1月から「電気通信分野における消費者支援策に関する研究会」を開催し、消費者を支援するための情報提供の態勢整備、専門知識を有する人材の育成等の消費者支援策について総合的に検討を行っている（本年5月を目途に検討結果を取りまとめる予定）。



第2章 レイヤー縦断型のビジネスモデルと競争環境整備の在り方

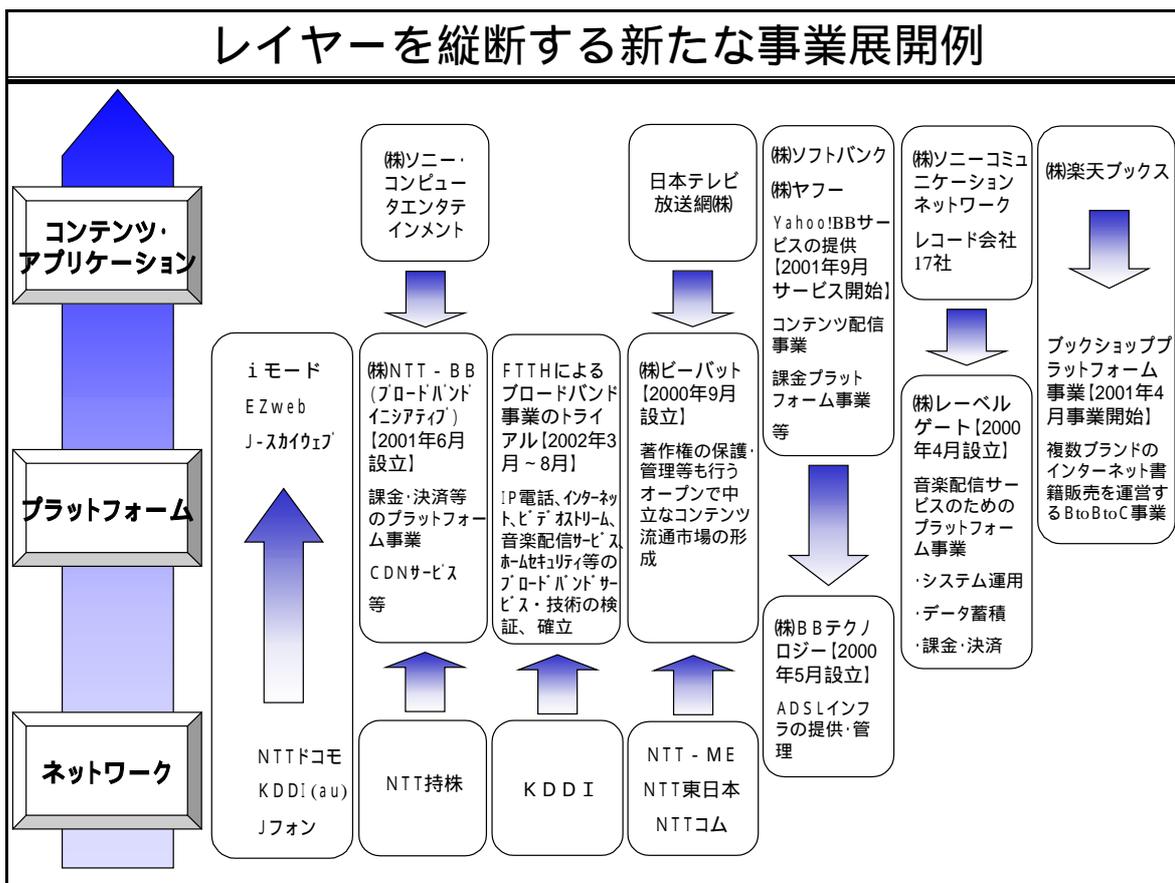
2 - 1 . レイヤー縦断型のビジネスモデルに対する評価

第1章で見たように、ブロードバンド化が進展する中、各レイヤーごとの機能(要素)のアンバンドル化が進展するとともに、各レイヤーを縦断するビジネスモデルが登場してきており、具体的には、通信事業者が下位レイヤーから上位レイヤーに進出する動きや、コンテンツプロバイダが上位レイヤーから下位レイヤーに進出する動き等が見られる。

前者の例(下位レイヤーから上位レイヤーへの進出)として、NTT持株は平成13年6月にNTT-BB(ブロードバンドイニシアティブ)を設立し、課金・決済等のプラットフォーム事業、CDN事業等を展開することを計画している。また、同年9月、東NTTはNTT-ME及び日本テレビ放送網との共同出資によりビーバットを設立し、著作権管理等のプラットフォーム事業を開始している。その他の多数の一種事業者¹⁰についても、ブロードバンド事業のトライアル実験等を実施している。これらは、従来のネットワーク事業において、事業者間の活発な競争を通じて料金水準が低下し、ネットワークレイヤーのみでは今後高い収益性を期待することが困難であることから、ブロードバンド化が進展する中、上位レイヤーにおいて収益機会の拡大を図ることを企図したものである。

他方、後者の例(上位レイヤーから下位レイヤーへの進出)として、ヤフーが平成13年9月からコンテンツ配信・課金事業を開始するとともに、同社関連会社であるBBテクノロジーがネットワークレイヤーにおいてDSLサービスを提供し、当該サービス利用者限定して、ヤフーのコンテンツ配信サービスが受けられるようになっている。これらは、上位レイヤーの事業者が最適なデリバリーチャンネルを確保するとともに、ネットワークレイヤーにおける他事業者との差別化を図ることを企図したものであると言える。

¹⁰ 本報告書においては、以下、「第一種通信事業者」を「一種事業者」、「第二種電気通信事業者」を「二種事業者」と略記している。



レイヤー縦断型のビジネスモデルの特徴としては、端末・ネットワーク・プラットフォーム（認証・課金、ポータルサイトの運営等）を一体として展開している移動通信事業者のような、一社単独で事業展開する単一型の垂直統合型ビジネスモデルに加え、複数の事業者が連携して、それぞれが得意とするレイヤーの経営資源を持ち寄り、各パーツを組み合わせてオープンなビジネスモデルを形成する協働型ビジネスモデルが登場してきている点が挙げられる¹¹（すなわち、「レイヤー縦断型のビジネスモデル」は、単一事業者による「垂直統合型ビジネスモデル」と複数事業者による「協働型ビジネスモデル」の2つのビジネスモデルで構成されている。）

こうした垂直統合型ビジネスモデルと協働型ビジネスモデルを比較した場合、

- (1) 垂直統合型ビジネスモデルは、ユーザに対してワンストップサービスの提供が可能であり、ユーザ利便の確保という観点からは望ましいとの指摘もあるが、協働型ビジネスモデルについても、エンドユーザに対して窓口を一元化して、一体的にサービスを提供するのが通例であり、ユーザ利便が損われることになるとは考えられない。
- (2) むしろ、協働型ビジネスモデルが今後多数登場することにより、従来想定されていなかったような多種多様なビジネスモデルによるサービス提供が実現し、よ

¹¹ 垂直統合(vertical integration)という用語は、一般には、資本面で同一又は強い結合関係にある複数の企業により垂直的なビジネスモデルが構築されていることをいうものである。

り多くの事業主体（競争軸）による市場競争の活性化が実現することが期待される。

したがって、垂直統合型ビジネスモデルに加え、各レイヤーの機能を組み合わせた協働型ビジネスモデルの登場は、競争政策の観点から見ても望ましいものであると考えられる。

他方、垂直統合型ビジネスモデルは、例えば以下のような問題を生じることが懸念される。すなわち、

- (1) ネットワークレイヤーにおいて市場支配的な事業者が上位レイヤーにおいて市場支配力を濫用することにより、上位レイヤーにおける公正競争環境を阻害するおそれがある。
- (2) また、あるレイヤーにおいて公正競争環境が十分整備されておらず、当該レイヤーにおいて事業者間の競争が有効に機能しない場合、当該レイヤーが隘路となり、レイヤー縦断型のビジネスモデル全体について、十分なコスト低下等が実現せず、結果としてユーザ利益が阻害される可能性もある。

このため、レイヤー縦断型ビジネスモデル（特に、垂直統合型ビジネスモデルによる下位レイヤーから上位レイヤーへの進出）に関する公正競争環境整備の在り方を検討するに際しては、以下のような観点から検討する必要がある。すなわち、

- (1) ボトルネック設備を保有している市場支配的な事業者（東西NTT）とそれ以外の一種事業者、またインフラを保有している一種事業者とそれ以外の事業者（二種事業者、コンテンツプロバイダ等）とを区別して検証する必要がある。
- (2) また、同じネットワークレイヤーの一種事業者ではあるものの、移動通信事業者は、固定通信事業者と異なり、周波数制約により事業者数が限定されているという特性があることを踏まえ、追加的な措置の必要性について検証することが適当であると考えられる¹²。

他方、上位レイヤーから下位レイヤーへと展開するレイヤー縦断型のビジネスモデルとして、例えばコンテンツレイヤーにおいてキラーコンテンツを保有するコンテンツプロバイダ等が特定のデリバリーチャンネルのみに排他的に配信するといったケースが想定されるのではないかと、また、こうした場合には、コンテンツレイヤーに市場支配力が発生し、下位レイヤーにおいてこれを濫用することにより、公正競争環境が阻害されるのではないかと指摘もある。

しかし、

- (1) コンテンツ市場は音楽、映像、ゲーム、出版等多岐にわたり、これら各種のコンテンツがデジタル化されることにより、市場が統合化する方向に向かうものと考えられる一方、事業戦略として他のコンテンツとの差別化を図る（例えば、専

¹² こうした考え方に立ち、本章では、次節以降において、市場支配的な事業者（2-2）、それ以外の事業者（2-3）及び移動系事業者（2-4）によるレイヤー縦断型のビジネスモデルについて、それぞれ個別に検証している。

用端末によるコンテンツの囲い込み等)ことにより、市場の細分化が進展していく可能性もあることから、市場の画定という点では現時点で一定の方向性が見出し難い状況にある。

- (2) また、コンテンツ側から見れば収益性の向上を図るため、可能な限り幅広いデリバリーチャンネルを活用する誘引が働く場合や排他的なデリバリーチャンネルの活用によりコンテンツの市場価値の向上を図る事業戦略を採る場合もあり、上記(1)と同様、様々な方向性が想定される。

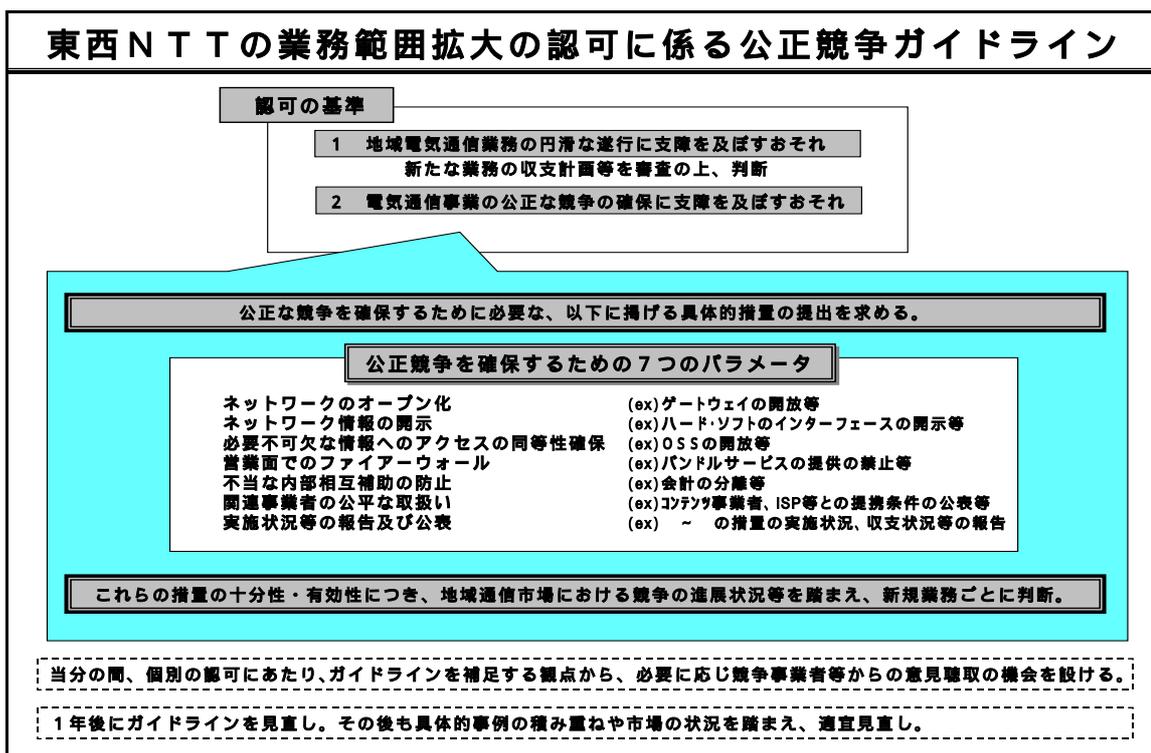
このため、コンテンツレイヤーにおける市場支配力が存在するかどうか、また仮にこうした市場支配力が存在するとして、下位レイヤーに対して公正競争の観点から見てどのような問題を発生させ得るのかについて、現時点で一義的に結論付けることは困難な面がある。むしろ、一般にコンテンツ制作者側がコンテンツプロバイダやネットワーク事業者と比べて相対的に弱い立場にある場合も実態として相当程度存在すると考えられることから、コンテンツレイヤーが競争的であったとしても、例えば認証・課金等を行うプラットフォームレイヤーにおいて、特定の市場支配的な事業者が市場支配力を濫用している場合、コンテンツ配信のためのデリバリーチャンネルが競争的に機能しない可能性がある点が重要であり、引き続き、その動向を注視していく必要がある。

2 - 2 . 市場支配的な事業者によるレイヤー縦断型のビジネスモデルの展開

2-2-1. 東西NTTの活用業務認可ガイドラインの整備

東西NTTは、NTT法第2条の規定により業務範囲を地域通信業務に限定されているが、昨年6月に成立した「改正法」により、「地域電気通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合」であって「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合」は、総務大臣の認可を受けて、同社の保有する設備、技術又は職員を活用して行う電気通信業務(以下「活用業務」という。)を営むことが可能となった¹³。

¹³ 総務省は、この法改正を受け、平成13年12月、「東西NTTの活用業務の認可に係る『公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ』のある場合等の考え方」(以下、本文中「活用業務認可ガイドライン」という。)を策定・公表した。



これは、東西NTTが既存の経営資源を活用した新たな業務を営むことを可能とすることにより、高コスト構造の是正等の経営効率化に資することが期待されるとともに、地域電気通信業務（県内通信）に限定されることなく、インターネット時代に対応した新たなサービス提供が実現することにより、ユーザ利便の向上が期待されるとの考え方に基づくものである。

上記の活用業務として、県を越えて上位レイヤー（例えばISP、データセンタ、コンテンツ配信等）に進出することが可能となるが、ボトルネック設備を保有する市場支配的な事業者である東西NTTが上位レイヤーに進出する垂直統合型ビジネスモデルについては、ボトルネック設備を保有することに起因する市場支配力の濫用を防止し、東西NTTと他事業者との間の公正競争条件を確保することが求められる。これは、急速な発展が期待されるブロードバンド市場において、市場支配的な事業者が反競争的な行為を行った結果について、単にこれを事後的に排除するのみならず、事前に一定の公正競争条件を設定して当該行為を防止することが、当該市場の健全な発展に不可欠であると考えられることによるものである。

なお、東西NTTによる上位レイヤーにおける市場支配力の濫用の可能性については、ボトルネック設備との関連性の大小に応じて異なるものと考えられる。

この点、「活用業務認可ガイドライン」においては、競争事業者が東西NTTの営む新たな業務と同様の業務を実施する上で、東西NTTの設置するボトルネック設備への依存度が大きい場合には、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられること

から、新たな業務の提供形態におけるボトルネック設備との関連性等について考慮する必要があるとしている。

また、当該活用業務の認可に際しては、「活用業務認可ガイドライン」において、公正競争を確保する観点から、ネットワークのオープン化等、公正競争を確保するための7つのパラメータ¹⁴が規定されている。したがって、当該ガイドラインに沿って、個別案件ごとに東西NTTが上位レイヤーに進出する場合の公正競争条件の確保について、デュープロセスを踏まえつつ慎重に対処していくことが求められる。

なお、東西NTTがコンテンツ配信やコンテンツ制作といった上位レイヤーに進出する場合、ボトルネック設備を保有していることに伴い、コンテンツのデリバリーチャンネルを独占し、その結果として、コンテンツ配信の分野において公正競争が担保されないのではないかと指摘もある。

この点、東西NTTは、NTT法第1条において「地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社」と規定されており、放送分野へ進出することは当該規定の趣旨に照らして適当ではないとの考え方に基つき、放送分野への本体参入は認めておらず、また同分野への出資についても、経営に関与しない範囲として、少数株主権の行使ができない3%未満にとどめることとされている。

このため、一定の公正競争条件が担保されることを前提として、東西NTTがコンテンツ配信等の上位レイヤーに進出するとしても、放送業への進出ができない限り、コンテンツのデリバリーチャンネルを支配し、市場支配力を濫用するおそれは少ないと考えられるため、こうした上位レイヤーへの進出は一概には否定されるものではないと考えられる。

しかし、多様なコンテンツが放送以外のブロードバンドネットワークを介して配信される状況が一般的となった段階において、東西NTTのネットワークレイヤーにおける市場支配力との連関性について検証する必要性が生じてくるものと考えられる。

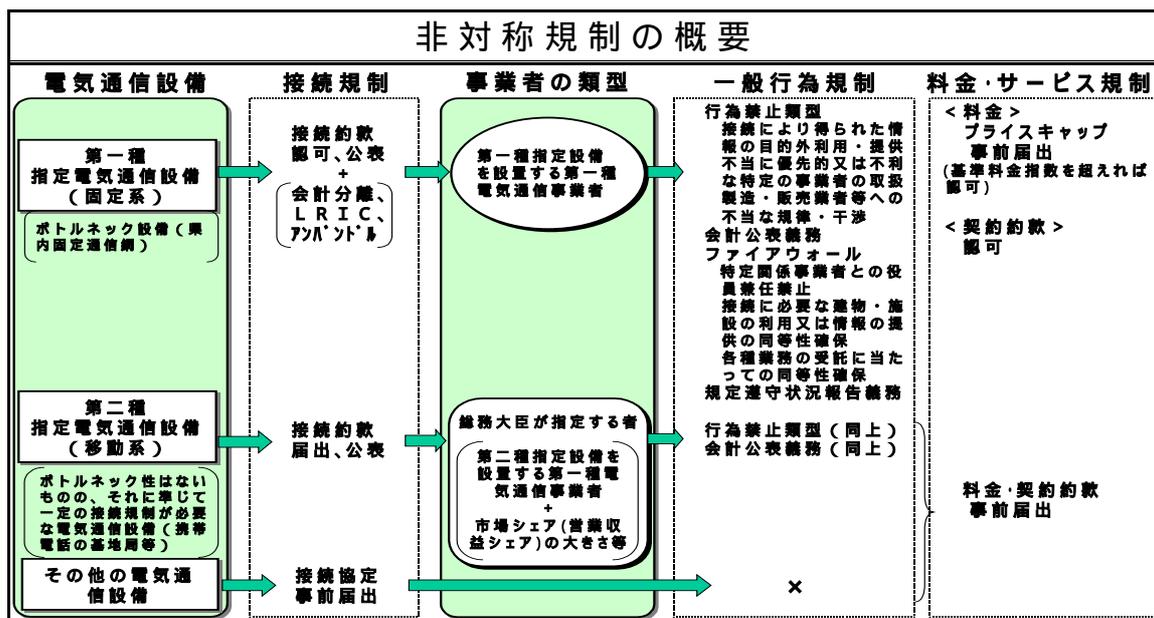
また、円滑なコンテンツ配信を実現していく観点からは、認証・課金等を行うプラットフォームレイヤーのオープン化が極めて重要な要素であり、東西NTTがプラットフォームレイヤーに進出する場合、プラットフォーム事業に係る機能（他事業者が同様の業務を実施するために必要不可欠な要素と認められるもの）のアンバンドル化の必要性等についても併せて十分な検討が必要である。

¹⁴ 「活用業務認可ガイドライン」における7つのパラメータとは、ネットワークのオープン化（例：ゲートウェイの開放）、ネットワーク情報の開示（例：ハード・ソフトのインターフェースの開示）、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保（例：OSS（Operating Support System）の開放）、営業面でのファイアウォール（例：バンドルサービスの提供禁止）、不当な内部相互補助の防止（例：会計分離）、関連事業者の公平な取扱い（例：コンテンツ事業者等との提携条件の公表）及び実施状況等の報告・公表（例：～の措置の実施状況、収支状況等の報告）を指す。

2-2-2. 東西NTTの子会社等による上位レイヤーへの進出

NTTは昭和60年の民営化により、制度的に投資は原則自由とされたところであり、放送事業への出資については、先に述べたように一定の制約を課しているものの、それ以外の分野については特段制約は課されていない。この点、東西NTTが出資した子会社等が上位レイヤーに進出する場合、東西NTTと出資子会社等が組織として分離されていることから、両者の取引条件が明確であり、一概に子会社等の形態による上位レイヤーへの進出が公正競争を損うものであるとは言えない。

ところで、前項で述べた改正法においては、いわゆる「非対称規制」を整備し、市場支配的な事業者による反競争的行為を、(a)接続により得られた情報の目的外利用・提供、(b)不当に優先的又は不利な特定の事業者の取扱い、(c)製造・販売業者等への不当な規律・干渉の3つの類型に整理し、当該行為を防止・除去するための措置として、総務大臣が当該行為について停止・変更命令を発出することを可能とする制度を整備したところである。



したがって、例えば、市場支配的な事業者である東西NTTの子会社等が東西NTTのボトルネック設備を優先的に利用して事業展開を行う場合等、当該子会社等と競合事業者との間の公正競争が確保されていない場合において、

- (1) 当該子会社等(電気通信事業者)を不当に優先的に取り扱うような事業は禁止行為類型に該当するものとして、総務大臣が停止・変更命令を発すること、
- (2) 当該子会社等を特定関係事業者として指定し、役員兼任の禁止、電気通信設備や土地等の利用並びに業務受託について他事業者との同等性を求めることが可能であり、

当該制度を有効に機能させることにより、公正競争条件を担保することが制度的に可能であると考えられる。

しかしながら、

- (1) 東西NTTが総務大臣の認可を受けて公正競争条件を担保しつつ上位レイヤーに進出する「活用業務」のスキームではなく、例えばNTT持株又は東西NTTの100%子会社として上位レイヤーに進出する場合、実態として、東西NTTが上位レイヤーに進出するのと同じ効果があるのではないか、
- (2) また、非対称規制（市場支配的な事業者に対する規制）による特定関係事業者は電気通信事業者にその対象が限定されており、コンテンツプロバイダ等を特定関係事業者として指定できないことについて、公正競争確保の観点から問題が生じたとしても、必要な措置を講じ得ないのではないか、といった懸念も指摘されているところである。

したがって、NTT持株及び東西NTTの子会社等については、その実態を十分検証した上で、構造的に公正競争上の問題が生じていることが判明した又はその懸念が大きい場合には、特定関係事業者の対象たり得る者の適用範囲の拡大を含む新たな是正措置を講じることや、例えばグループ・ドミナンス（市場支配的な事業者が子会社等と共同又はこれを経由して関連市場において市場支配力を行使すること等について一定の競争ルールを課すもの）の概念の導入の是非についても、諸外国の状況等も勘案しつつ、必要に応じて検討していく必要がある。

なお、東西NTT本体やNTT持株・東西NTTの子会社等の上位レイヤーへの進出については、ブロードバンド市場が急速に変化していることを踏まえ、第1章で指摘した有効競争レビューの中で検証していく必要がある¹⁵。

2 - 3 . その他の固定系事業者によるレイヤー縦断型のビジネスモデルの展開

ボトルネック設備を保有しない一種事業者が垂直統合型のビジネス展開を図る場合、二種事業者側から見れば、インフラ事業者たる一種事業者が社内調達により低廉な役務調達を行い、その結果、ISP事業等の展開に際し、競合する二種事業者と比べて相対的に有利な料金を設定し得るのではないかと懸念が示されている。

¹⁵ 東西NTTについては、「活用業務認可ガイドライン」のパラメータの一つとして、不当な内部相互補助の防止（例えば会計分離の実施）が求められる（脚注14参照）。この際、電気通信事業はその事業特性として、直課できる費用が限られており、コストドライバの設定方法如何によっては内部相互補助について十分な検証が行えない可能性も否定できない。このため、内部相互補助防止に係る検証方法についても、市場モニタリング機能の有効性を確保する観点から検討していく必要がある。

この点、市場支配的でない一種事業者についても、すべて卸部門と小売部門の会計分離を求める意見があるが、

- (1) 改正法における非対称規制の整備により、市場支配的でない一種事業者については、契約約款の認可制を届出制に緩和する等、一連の規制緩和措置を講じてきているところであり、改めてこれら一種事業者全体に追加的な規制を課すことについては慎重でなければならないとの考え方もある。
- (2) また、仮に公正競争を阻害する問題が発生している又は発生していることが懸念される場合は、具体的な個別事案ごとに、不当な差別的取扱いに対する業務改善命令等の措置を講じることにより、事後的に是正措置を講じることとも法制上可能である。このため、少なくとも当分の間は、こうした制度運用の中で、個別事案ごとに料金設定等の適正性を確保していくことが適当であると考えられる。

2 - 4 . 移動系通信事業者によるレイヤー縦断型のビジネスモデルの展開

既に第1節で述べたように、移動通信事業の場合、各社とも、端末・ネットワーク・プラットフォーム（認証・課金、ポータルサイト運営等）の各レイヤーを縦断する垂直統合型ビジネスモデルを構築しており、具体的には、

- (1) 通信事業者が通信機器メーカーの製造した通信端末機器を自らのブランドで販売し、端末価格の水準を低位なものとするためにインセンティブ（販売手数料）を販売代理店に対して支払うとともに、当該コストについては通信料金で回収する仕組みを採用している。
- (2) また、通信事業者はモバイルインターネットサービスを提供するため、音声通信サービスの提供とともに、インターネット接続事業及びポータルサイトの運営も同時に展開し、当該ポータルサイト上のコンテンツの選択についても、各事業者の判断により採否が決定されている。

こうした垂直統合型ビジネスモデルは、ユーザ層や市場規模の拡大に貢献してきたところであり、特にモバイルインターネットの分野における認証・課金事業は、提供コンテンツについて直接ユーザに課金するという新たなビジネスモデルを確立し、今日のモバイルインターネットの爆発的な普及をもたらしたという点は評価される。

しかし、各レイヤーごとのアンバンドル化が進展する中、移動通信サービスについても、こうした従来の垂直統合型ビジネスモデルとは異なる協働型ビジネスモデルが登場し、移動通信市場の更なる活性化が実現することが期待される¹⁶。

¹⁶ 移動通信市場におけるレイヤー縦断型のビジネスモデルについては、それぞれのレイヤーに密接に関連していることから、ネットワーク再販市場の活性化（3-1-3）、モバイルインターネット

第3章 各レイヤーにおける競争環境整備の在り方

3 - 1 . ネットワークレイヤーにおける競争環境整備の在り方

3-1-1. 加入者系ネットワークの多様化の推進

既に第1章で述べたとおり、近年の急速な技術革新とブロードバンドサービスに対するニーズの高まりを背景として、DSL、ケーブルインターネット、FWAサービス、光ファイバを活用したサービス等の多様な高速・超高速インターネットアクセスサービスは普及拡大期にあり、その料金も国際的にみて例を見ない低廉化が実現してきている。

今後、アクセス網の更なる多様化が実現することにより、地域通信市場における競争の活性化が実現していくことが期待されるが、特に以下のような事項に留意していく必要があるものと考えられる。

(1) 無線系アクセス網の多様化

上記の固定系アクセス網の多様化に加え、無線系アクセスシステムについても多様化が進展している。具体的には、次世代携帯電話(3G)サービスが既に一部地域で開始されている他、近年トラヒック全体に占めるデータ通信のシェアが高まっているPHSの最高1Mbpsまでの高速化、2.4GHz帯の無線LANの高速化や準ミリ波帯の広帯域通信システムの実現(前者で20Mbps、後者で100Mbps以上)に向けた環境整備¹⁷も進められている。

特に無線LANは、空港、駅、繁華街等のホットスポットにおいて、高速インターネット接続環境を実現する新たな手段として期待されている。加えて、無線LANのプラットフォームを基盤としてローミングサービス(複数の無線LAN事業者の提供するサービスエリア間を移動しながら契約ISPに接続することを可能とするビジネスモデル)を提供する事業者も今後登場するものと考えられ、高速インターネットサービスを実現する無線系アクセス網が急速に普及していくものと考えられる。

¹⁷ PHS及び無線LANの高速化及び準ミリ波帯の広帯域通信システムの実現については、関連の技術基準について電波監理審議会において審議が行われ、本年1月に答申が総務大臣に提出された。(参考資料3～5)。

網等を構築し、これをビル外の専用線等を經由してインターネット網へ接続する事業者であるBLEC (Building Local Exchange Carrier)も登場しており、今後の動向が注目されている(参考資料9)。

(3) 公衆網再販の早期実現

地域通信市場において、依然として東西NTTが加入者回線部分を事実上独占している現状に鑑みれば、当該加入者回線部分を含む公衆網再販を早期に実現し、東西NTT以外の事業者も、加入者回線部分を含むトータルとしての料金設定を行い、多様な料金体系が実現することが期待される。このため、公衆網再販に対する需要、必要なシステム開発費用や割引率の算定の対象となる費用範囲等についての検討を行うことが適当であり、昨年12月から、総務省において、東西NTT、他事業者及び学識経験者で構成する協議・情報交換の場が設けられ、具体的な検討が進められている²⁰。

(4) 線路敷設の円滑化の推進

昨年4月に策定された「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の活用等により、電柱・管路等を他の事業者が利用する際のルールの明確化が図られたところであり、当該制度や電気通信事業紛争処理委員会の機能を活用しつつ、事業者間紛争の円滑な処理を通じて、線路敷設の円滑化を図っていくことが期待される。また、当該ガイドラインは平成13年度中に見直しを行うこととされており、施行後1年間の運用状況を踏まえ、その内容の充実を図ることが適当である。

(5) アクセス網のボトルネック性の検証

また、上記の固定系及び無線系のアクセス網の多様化の進展が、現在の東西NTTのボトルネック独占にどのような影響を与えるかについて、競争の進展状況を定期的にレビューする中で継続的に検証していくことが必要である。特に、既存の他の事業分野においてボトルネック設備を保有している事業者が電気通信事業分野に進出する際の公正競争条件確保の在り方について、今後、具体的な事案を積み重ねつつ必要な検討を行うとともに、これらがアクセス網のボトルネック性に与える影響についても十分検証していくことが求められよう(参考資料10)。

²⁰ 情報通信審議会「IT時代の接続ルールの在り方について」第二次答申(平成13年7月)において、基本的にすべての公衆網サービスについてキャリアズレートを導入することが適当であり、実現時期として、平成13年後半から平成14年にかけて順次施行していくことが適当である旨提言された。また、同審議会IT特別部会第二次答申(案)(平成14年1月)において提示された「競争環境整備に向けた行動プログラム」においても、公衆網再販の実現に向け、システム開発等の協議・情報交換を行う事業者間協議や専門的作業チームによるキャリアズレートの設定方法の検討を行い、本年6月を目途に結論を出すことが提言されている。

(6) 更なる料金・サービスの多様化・低廉化の実現

更に、例えばケーブルインターネットは通信とCATVの伝送路を共有することによりコストの低廉化を図るものであり、通信サービスとCATVサービスの双方を利用している場合は、その双方のサービスの料金を一定率割り引くこととしたり、他業態のスポンサーとの提携により、当該スポンサーからの収入（広告収入等）でコストをまかない、ユーザ料金を格段に引き下げるといった料金面での工夫も、制度的には可能である。また、この際、単に料金の低廉化のみに着目するのではなく、サービスの多様化・高付加価値化を含め、多様なサービス展開によりユーザ利益の実現が図られることが期待される。

このように、今後ともビジネスモデルの多様化が進展する中、従来見られなかったような料金・サービスの多様化・低廉化が実現していくことが期待される。

3-1-2. 中継系ネットワークの多様化の推進

ブロードバンド化が進展する中、ISP事業者等からは、中継系ネットワークの多様化・低廉化の実現が重要であるとの指摘がなされている。具体的には、例えば各ISPのアクセスポイントから東京のIX（Internet Exchange）までの中継系ネットワークのコストの低廉化、ひいてはユーザのインターネット接続料金の低廉化を実現することが期待される。具体的には、以下の3点が重要である。

(1) 卸市場の育成と帯域幅仲介ビジネスの登場による市場環境の整備

今回の改正法により措置された卸電気通信役務制度の導入は、一種事業者が提供する卸電気通信役務について、一種事業者・二種事業者の別を問わず、その提供を受けることを可能とするものであり、事業者間の相対取引により提供条件の設定ができる（提供条件については事前届出）ため、市場の実勢を反映した価格形成が実現することが期待される。

また、帯域幅仲介ビジネスは、プーリングポイントと呼ばれる接続点に参加している複数事業者を対象として、A事業者との取引により帯域幅を購入し、これをB事業者に転売するという形態を採るものであり、法制上、二種事業として事業展開を行うことが可能である。

こうした卸市場の育成と帯域幅仲介ビジネスの登場は、

- (a) 一日24時間の帯域幅を常時確保するのではなく、ピーク時以外は余剰帯域を他の事業者に転売することが容易となり、多様な卸電気通信役務の提供形態が実現することが期待され、
- (b) また、卸電気通信市場において需給を反映した市場価格が形成され、かつ当該価格が帯域幅仲介事業者によって公開されれば、他事業者にとっても、市場価格を見ながら追加的に設備投資を行うか、又は卸電気通信役務を購入することとするかの判断が可能となり、将来を見通した効率的なネットワーク構築が

可能になるものと考えられ、その結果として、通信事業者のコスト削減を通じ、ユーザ料金の低廉化が実現することが期待される。

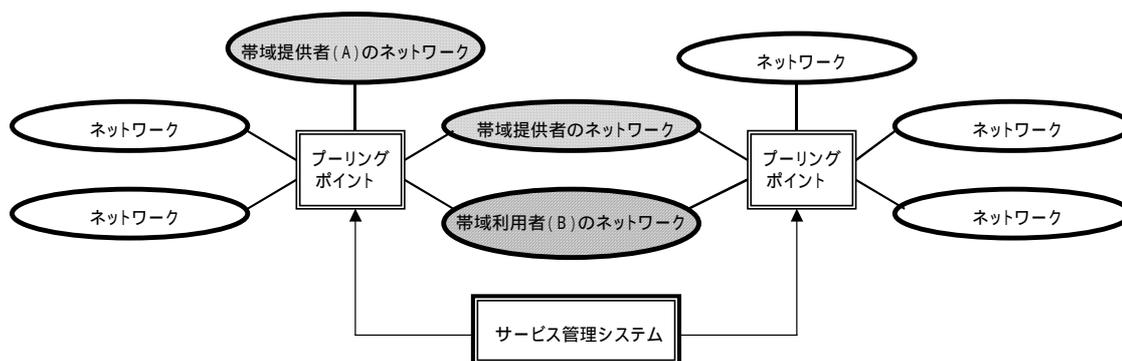
帯域幅仲介ビジネスモデル

個別の電気通信事業者の帯域容量に対する需要に合わせて、他の電気通信事業者の保有するネットワークの余剰帯域を活用して、即時的・動的な帯域取引や接続を可能とすることにより、事業者間の効率的な帯域の取引市場を実現するサービス。

取引に参加する事業者は、予めプーリングポイントと呼ばれる接続地点に接続しておき、これを通じて物理的な帯域取引や接続を行うこととなる。

帯域幅仲介事業者は、事業者Aから帯域容量を仕入れ、購入者Bにパッケージ化して即時に提供するというように、帯域容量を事実上の商品として売買契約を締結することにより、帯域容量の取引市場を形成する。

事業者は、当該取引により、取引費用の削減や、価格の上限・下限に関するリスクマネジメントが可能となる。



(2) バックボーン回線の更なる低廉化に向けた取組み

バックボーン回線の料金について、更なる低廉化に向けて市場環境整備を図る必要がある。具体的には、以下のような動向に注目していく必要がある。

- (a) 卸電気通信役務制度の導入や帯域幅仲介取引の活性化により、バックボーン回線の料金水準が低下することが期待される。ただし、例えば二種事業者がネットワーク構築上必要とする区間（例えば県内中継網）又は時間帯の帯域幅について、一種事業者側から十分な供給が行われない可能性もあり、需給を的確に反映した卸市場が形成されるのかどうか、その動向について注視していく必要がある。
- (b) 複数のCATV事業者が相互接続してギガビット級の高速大容量ネットワークを構築しようという動きがある。これは、高速大容量の新たなバックボーンネットワークの実現につながるものであり、加入者系ネットワークの部分を含め、東西NTTのネットワークに依存しないブロードバンドネットワークとして、競争活性化の観点から今後の動向が注目される（参考資料11）。
- (c) 卸電気通信役務の提供を専業とする事業者は、ユーザに直接サービスを提供

することなく、専ら他事業者に通信サービスを提供するものであり、事業許可申請書の添付書類を大幅に削減する等の事業許可手続の簡素化を図ることにより、更に迅速な事業展開を可能とすることも検討する必要がある。

- (d) バックボーン回線として従来用いられてきた専用線の他にも、例えば IP - VPNや広域イーサネットの活用も進んできているところであり、距離に依存しない定額通信料金の実現、網構成の変更の容易性といったメリットを活用しつつ、バックボーン構築が更に円滑に進展することが期待される。
- (e) 地域IXの整備²¹や地域におけるコンテンツの集積が進展することにより、地域内で交換されるトラフィックが拡大し、ISPの全国バックボーンの確保に関するコスト負担の軽減につながることを期待される。

(3) 通信事業者以外の者が保有する光ファイバ網の有効活用

また、通信事業者以外の者が保有する光ファイバ網について通信事業者による弾力的な活用が図られるよう、所要の環境整備を図っていく必要がある。具体的には、電力事業者、鉄道事業者といった電気通信事業者以外の民間事業者や、国や地方公共団体といった公的主体についても、道路、河川、下水道といった施設管理用や行政連絡用に光ファイバ網を整備・保有してきているところであり、

- (a) 平成13年10月、IRU制度²²について、従来、使用契約期間を原則10年以上としていた運用方針を改め、通信事業者側の同意がなければ契約解除がなされない更新契約を締結していれば使用契約期間は1年以上とする弾力化措置を講じたところであり、当該運用方針に沿って、従来以上に弾力的な形で光ファイバ網の活用が進展することが期待される。
- (b) また、政府が平成13年9月に決定した改革工程表に沿って、各公益事業に

²¹ 情報通信審議会「21世紀のインターネット政策の在り方」中間答申(平成13年7月)において、地域IXについては以下のとおり指摘されている。

- (a) 地域内で終始するトラフィックが東京のIXを経由することは非効率であるとの指摘がある。今後、地方におけるコンテンツの集積やP2P型の情報流通の増大が予想されることから、地域内におけるブロードバンド・コネクティビティの確保が一層重要な課題となる。特にコンテンツが大容量化した時代においては、地域内で終始するトラフィックが東京経由で伝送されることにより、地域内におけるコネクティビティが悪化し、東京に比べ地方において不利益が生じ、東京と地方におけるインターネット普及に関する格差が拡大する等の懸念がある。
- (b) また、IXが東京に一極集中していることにより、危機管理の問題や、少数のIXに依存していることに起因して、IXで過負荷状態となる可能性も指摘されているところであり、IXの地方分散が求められている。
- (c) このため、例えばIX成立の誘引となるコンテンツの集積拠点となるデータセンタと地方におけるコネクティビティを向上させるIXを同時に実現することが重要であり、IXとデータセンタの一体的整備は、特に地方において効果的である。また、CDN事業の普及により、コンテンツがエンドユーザへ接近する動きが加速化するものと考えられるが、地方におけるIXとデータセンタの一体的な整備は、このような流れに沿うものと考えられる。

²² 第一種電気通信事業者は自ら電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業者であるが、使用契約期間が原則10年以上であって、使用期間全体にわたる合理的な使用料金が設定されており、かつ所有者によって対象物件に第三者の担保権が設定されていないという要件に合致すれば、当該設備は賃借したものであったとしても、実質的に自前で設備設置しているのと同様とみなし得るとしている(参考資料12)。

における光ファイバ網の開放²³等が通信事業者のニーズに合致した形で実施されるものかどうか、引き続き注視していく必要がある。

- (c) 更に、地方公共団体が保有する光ファイバ網を通信事業者が活用する際の手続きやダークファイバ等の空き情報について、通信事業者が各地方公共団体と個別に折衝する際の事務手続きや情報開示方法等が共通化すれば、通信事業者の負担軽減につながるものと期待される。このため、例えば、地方公共団体を対象とした「光ファイバ網の通信事業者への提供に関する標準手続き(仮称)」を策定し、地方公共団体が参照できるようにするといった施策も有効であると考えられる。

3-1-3. ネットワーク再販市場の活性化

固定通信分野においては、従来から、ネットワーク事業者である一種事業者間の競争はもとより、一種事業者から役務提供を受けてサービスを提供する二種事業者も含めた多様な競争が実現しているが、移動通信分野においては、周波数の制約から事業者数が限定されており、これら一種事業者間の競争は活発に行われてはいるものの、大口割引制度を活用したりセール型の再販事業等を除き、再販市場が存在していない状況にある。

しかし、移動通信分野においても、料金の低廉化やサービスの多様化を促し、移動通信市場の活性化を促す観点からは、既存の一種事業者(MNO: Mobile Network Operator)のみならず、当該一種事業者から卸電気通信役務等の提供を受け、エンドユーザに対して付加価値の高いサービスを提供する二種事業者であるMVNO (Mobile Virtual Network Operator)が市場に参画することにより、事業者間の競争の更なる活性化を通じ、通信サービスの多様化・低廉化が進展し、ユーザ利益の実現に資することが期待される²⁴。また、垂直統合型ビジネスモデルを採用しているMNOと異なり、MVNOが協働型ビジネスモデルを構築することにより、各レイヤにおける事業者間競争が活性化することも期待される。

このように移動通信分野においてMVNOの登場が注目される背景には、以下の

²³ 政府の「改革工程表」(脚注19参照)においては、「電力会社、鉄道事業者が保有する光ファイバ(ダークファイバ)路線情報等を公開する。(9月末までに措置)」及び「道路、河川管理用の光ファイバを民間が利用するに当たっての技術上・制度上等の諸課題を整理・検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、道路法等の関係法令の改正又は解釈の提示等を行う。(平成14年3月までに措置)」といった施策が盛り込まれている。

²⁴ MVNOについては特段明確な定義は存在していないが、例えば英国OFTELは「移動電話サービスを提供しているが、周波数の割当てを受けていない事業者」という概念整理を行っている(OFTEL "Statement on Mobile Virtual Network Operators"(1999年10月)(参考資料13)。本報告書においては、上記のとおり、便宜上「周波数の割当てを受けず、MNOの提供する卸電気通信役務等を利用してエンドユーザに対して移動通信サービスを提供する第二種電気通信事業者」と定義するが、この中には自らホームロケーションレジスター等の機器を保有する、いわゆる「フルスペック型」のMVNOを含む多様なビジネスモデルが存在している。

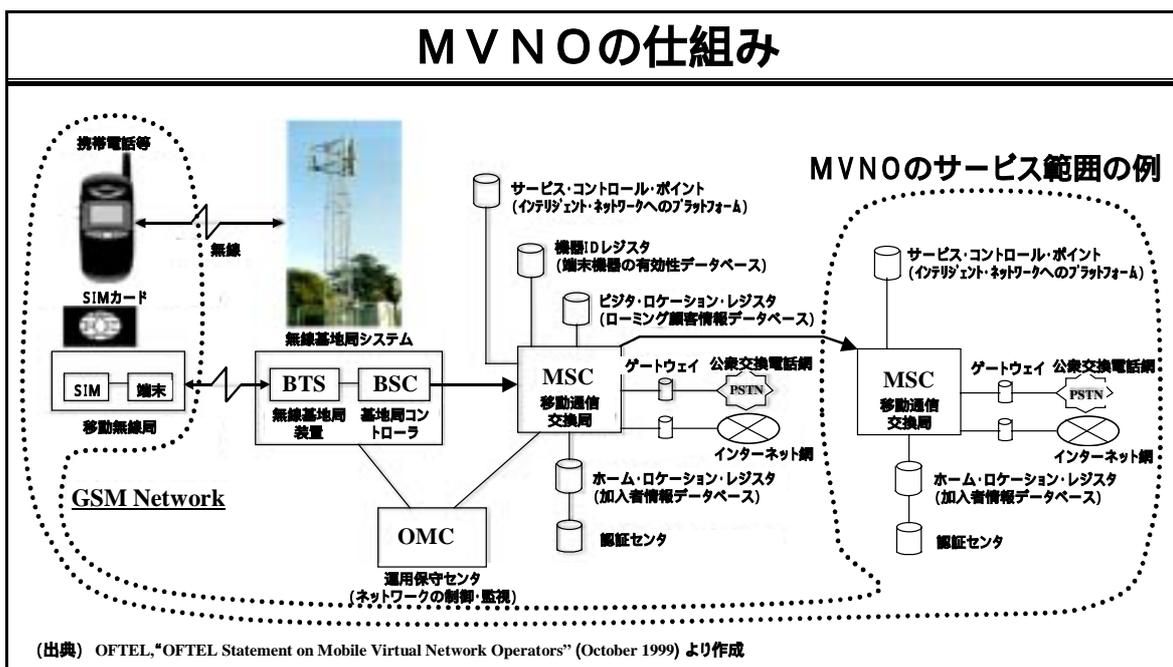
ような市場環境が存在している。

- (1) 先ず、電気通信市場全体が加入数の増加という「成長期」から、より高い付加価値サービスを提供する収益重視型の「成熟期」に入ってきており、また、ユーザ側から見ても、移動通信サービスの普及に伴い、特定のユーザ層や事業ニーズに適応したアプリケーションを活用した、きめ細かいサービスに対する需要が顕在化してきており、これらのカスタマイズされたニーズに対応する新たなビジネスモデルを構築し、収益機会の拡大を実現することが重要な要素となってきた。
- (2) また、改正法により卸電気通信役務制度が整備され、固定通信・移動通信の別を問わず、一種事業者から二種事業者に対する卸電気通信役務の提供については届出で足りることとされたところであり、より柔軟な提供条件でMNOからMVNOに対して役務提供が行い得る環境が整備されたことも背景として挙げられよう。

こうしたMVNOのビジネスモデルは、具体的なサービス提供形態として多種多様なものが登場することが予想され、これを網羅的に整理することは困難であるが、例えば、

- (a) MNOのサービス・端末に自社ブランドを付し、付加価値を付けてサービスを提供する「リセール型」
- (b) MNOが業務区域を拡大するため、他エリアの事業者の業務エリアにおいてMVNOとしてサービス提供する「業務区域補完型」
- (c) 固定系事業者がサービスの付加価値を高め、固定サービスと移動サービスを統合した形態のサービスを提供する「固定・移動複合型」
- (d) 流通、金融等の異業種と提携し、当該MVNOのモバイルポータル上で、会員制のサービス提供等の付加価値サービスを提供する「サービス補完型」

といった多様なビジネスモデルが登場してくることが予想される。また、MVNOが複数のMNOのサービスを組み合わせ、デュアルモード端末で提供すること等も考えられる。



上記のとおり、MVNOの事業参入については、二種事業として参入することが制度的に可能であるが、具体的な事業展開に際して制度上どのような運用がなされるのか²⁵、公正競争確保の観点から留意すべき事項は何か等について包括的に整理することにより、制度運営の透明性・予見可能性が高まることになるものと期待される。このため、早急に「MVNO事業化ガイドライン（仮称）」を策定・公表することが求められる。

なお、MNOからMVNOに対して一定の容量再販を義務づけるか否かについては、諸外国においても様々な議論がなされている。例えば、英国OFTELは「MVNOに関するステートメント」（1999年10月）の中で、MNOからMVNOに対するサービス提供を確保するための規制導入は時期尚早と結論づけている。また、香港電気通信管理局（OFTA）は、3G（次世代携帯電話）に係る免許方針（2001年2月）として、MNOから当該MNOの非系列（non-affiliated）のMVNO及びコンテンツプロバイダに対し、30%以上のネットワーク容量（network capacity）を開放することを義務付けている²⁶。

²⁵ 具体的には、例えば、端末の無線局免許については現在MNOが包括免許を取得する制度となっており、MVNOが販売する端末についてもMNOが免許人になるものと考えられる。また、音声サービスを提供するMVNO側で顧客管理を行う場合、番号管理については、MNOからMVNOに対して一定の容量の番号を事前に渡し、MVNO側においてこれを管理するといった形態が考えられる。

²⁶ 香港OFTA "The Licencing Framework for Third Generation Mobile Services"（2001年2月）では、上記のオープン化条件について、3Gのプラットフォーム上において、競争的かつ活力あるコンテンツ・電子商取引市場を創出することを目的とする旨述べている。ただし、事業者がネットワーク拡張のための投資意欲を損わないこと及び当該事業者に過度の負担が課されることのないよう配慮する必要があるとしている。また、同文書では、MNOからMVNOに対する卸価格等の条件については事業者間の交渉に委ねることとし、接続の不公平かつ差別的な取扱い及び反競争的行為である

このように、MNOからMVNOへのサービス提供の在り方については、各国において様々なアプローチが採られているところであるが、

- (1) 固定通信分野においても、一種事業者から二種事業者に対して再販を義務づけるものではなく、移動通信分野についてのみ当該義務を課すことに合理的な根拠は見出し難い面がある。特に、当該義務をMNOに課すこととした場合、MNOが自らの投資リスクの下にネットワーク設備を設置してサービスを提供しているのに対し、MVNOは当該ネットワークのうち採算性の高い部分のみクリームスキミング的に参入することが可能であることを勘案すれば、当該義務はMNOの設備投資意欲を著しく削ぐおそれがあると考えられる。このため、こうした義務をMNOに課すことは、少なくとも現時点においては適当でないと考えられる。
- (2) なお、一種事業者たるMNOは、電気通信事業法第38条の規定により接続義務が課されているところであり、また特定の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い等により公共の利益が阻害されていると認められるときは、業務改善命令の対象となるものである（同法第36条）。その他、MNOからMVNOに対して、上記(1)のように卸電気通信役務の提供を行うのではなく、約款ベースでの役務提供が行われる場合も考えられる。この場合は、電気通信事業法上、一種事業者たるMNOに対して役務提供義務が課されていることから、正当な理由なくMVNOに対する役務提供を拒んではならないものである。

いずれにせよ、MVNOの登場は、移動通信市場の活性化を実現するものとして期待されるが、MNOとMVNOとの関係について行政が直接介入するのではなく、基本的には事業者間の交渉に委ねることが当面適当であり、MVNOによる市場規模の拡大がMNOとしてもトラヒックの増加を通じた収益基盤の強化につながるという、いわば“win-win game”として認識されることが期待される。

3-1-4. ISP間の接続の円滑化

インターネットはISP (Internet Service Provider)間の接続(トランジット、ピアリング等)によって構成されており、ブロードバンドコネクティビティが確保された高品質のインターネット網の構築を図るためには、ISP間の円滑な接続の実現が重要である(参考資料14~15)。

このISP間の接続については、仮に下位ISP(例えば地域ISP)が希望するピアリング等が合理的理由なく実現しない場合、経由するルータの数が増え、結果として、品質の低下が生じることが懸念されることから、ISP間の接続について、当事者間の交渉を円滑に行うための環境整備を図ることには一定の合理性がある。他方、上位ISPとすれば、無償のピアリングは、これにより得られる相対的利益が小さく、かつ下位ISP側の技術力が不十分である場合、他のISPあての

と認める場合のみ政府が介入するとしている。

トラヒックが破棄される等の不利益が生じることも懸念される。

I S P間の接続は、国際的に見ても、事業者間の個別交渉により実現してきているものであり、基本的には事業者間の交渉に委ねることが適当と考えられるが、現行の接続ルールにおいて一定の円滑化措置が講じられているところであり、技術革新の著しいインターネット分野を一層発展させる観点から、引き続き競争環境整備に努めることが重要である。

例えば、I S P間の接続は電気通信事業者間の接続であるが、トランジット等を行う場合の接続協定の締結について、当事者間で紛争が発生した場合、電気通信事業紛争処理委員会による「あっせん」又は「仲裁」の手続きを利用することが可能となったところであり、接続ルールの対象範囲に含まれていない一般二種事業者たるI S P間の接続協定についても、当該手続きを活用することによる接続の円滑化が進展することが期待される。

3 - 2 . プラットフォームレイヤー等における競争環境整備の在り方

3-2-1. 基本的視点

プラットフォームレイヤー(コンテンツ配信、データセンタ事業、認証・課金、著作権管理等)においてビジネス展開しているプレイヤーは広範多岐にわたるが、レイヤー縦断型のビジネスモデルが広がりを見せる中、当該プラットフォームレイヤーは、ネットワークレイヤーとコンテンツ・アプリケーションレイヤーの中間に位置し、ネットワークサービスの高度化やコンテンツ配信の円滑化を実現する「触媒」的機能を有するブロードバンドビジネスの中核レイヤーとして重要であることから、適時適切に公正競争環境の整備を進めていくことが求められる。

この際、当該レイヤーにおいて各事業者が収益性の高いビジネスモデルの構築に向け、投資リスクを負いつつ様々な取組みを進めていることに鑑みれば、競争ルールの導入により、これらの事業者の事業活力を削ぐことのないよう留意する必要がある一方、例えば、ネットワークレイヤーにおける市場支配的な事業者がプラットフォームレイヤーに進出する場合の公正競争条件の確保等については特に慎重な対応が求められる(東西NTTの上位レイヤーへの進出については2 - 2参照)。

3-2-2. モバイルインターネット分野における競争環境整備

移動通信事業においては、各レイヤーを縦断する垂直統合型のビジネスモデルが展開されている。携帯電話事業者各社が展開しているモバイルインターネットサービスについては、通常のインターネット環境とは異なり、各通信事業者が自ら設置

しているゲートウェイを経由してコンテンツにアクセスする仕組みとなっており、またコンテンツ課金についても当該通信事業者が保有するユーザIDを用いて認証・課金を行い、通信料金とともにコンテンツ料金を徴収するということも行われている。

加入者数が約6,710万(平成13年12月末現在)に達している携帯電話端末を利用したモバイルインターネットについては、既に契約数が約4,850万加入(同、携帯電話加入者の72.3%)に達しており、社会経済的にも重要度が高いことから、公正競争環境の整備を図ることが必要不可欠である。

この点、平成13年6月に公表された「次世代移動体システム上のビジネスモデルに関する研究会」報告書において、NTTドコモ、KDDI、Jフォンの各グループ(以下、単に「各グループ」という。)は、モバイルインターネットのプラットフォーム上におけるオープン化に向けた取組み方針を表明し、一部は既に実施されている(参考資料16)。具体的には、以下のとおりである。

(1) ISPに対するゲートウェイのオープン化

各グループは自社のゲートウェイの開放に関する考え方を提示しており、そのうちNTTドコモについては、平成14年度末までに自社以外の他のISPのゲートウェイに直接接続可能な環境を整備することとしている。また、KDDIは他のISPからの依頼があった段階で仕様等を固め、ネットワーク改修を行う旨表明している。更に、Jフォンについても、当該オープン化について検討していく方針である旨表明している。

しかし、他のISPによるゲートウェイ接続が技術的に可能になったとしても、当該システム改造に係る他事業者の費用負担がどの程度になるのか等、実効性のあるオープン化が実現するのかどうかについて、今後の状況を注視していく必要がある。

(2) ポータルサイト上のコンテンツ採用手続きの透明性の確保

いわゆる「公式サイト」に対する料金回収代行サービスの提供や認証・課金に有用なユーザIDの通知に関し、各グループとも第三者機関によるサイト評価等の導入を通じた対象サイトの拡大等に具体的に取り組むとした。これを受け、総務省では関係事業者との協議を踏まえ、平成13年12月、「モバイルコンテンツ評価システム」の制度骨格等を策定・公表したところである。

今後は、当該システムの稼働に向けた準備が関係者間で進められることとなっており、民間主導の当該システムの動向を引き続き注視し、その有効性を見極めていくことが適当である。

(3) ポータル選択の同等性の確保

ポータル選択の同等性の確保については、KDDIが先行実施する形で、平成13年10月末より選択画面において「ポータルサイト」項目を新設し、他社ポータルを

一覧表示する措置を講じた。これにより、ユーザは複数のポータルサイトを通じ、より多様なコンテンツを利用できるようになった。

ただし、他の2つのグループについては、いわゆる「ブックマーク」機能によるURL登録により、オープン性は確保されているとしている。

この点、ユーザ利便の観点や諸外国の動向等を踏まえながら、ポータル選択の同等性の確保に向けた一層のオープン化措置について、引き続き検討していくことが適当であると考えられる。

上記のとおり、移動通信分野におけるゲートウェイやポータルサイトのオープン化について一定の前進が見られていることは評価されるものの、各グループ間の取組みには依然としてバラツキが見られ、またオープン化措置の実効性が確保されるかどうかについては、なお今後の動向を注視していく必要があるものと考えられる。また、必要に応じ、ゲートウェイの開放等に関するルールを整備していくことも検討の視野に入れていくことが適当である。

更に、当該分野においては、通信事業者がコンテンツプロバイダ等との比較において圧倒的に優位な立場にあるが、特に、市場支配的な事業者については、コンテンツプロバイダ等の業務について不当に規律し又は干渉することは電気通信事業法上の禁止行為に該当し、総務大臣の停止・変更命令の対象とされている。このため、必要に応じ「競争ガイドライン」を見直し、移動通信事業者とコンテンツプロバイダ等との間の取引に係る「電気通信事業法上問題となる禁止行為」の更なる具体化を図ることが有効であると考えられる（平成13年11月に策定・公表された当該ガイドラインは1年以内を目途に見直すこととされている）。また、この際、パブリックコメントの実施等により、コンテンツプロバイダ等の意見等を十分踏まえることが必要である。

また、通信事業者、コンテンツプロバイダ、行政当局が参加し、コンテンツ配信の円滑化に向けた競争ルール上の課題等に関する協議・意見交換の場を設けることなども検討していくことが適当であると考えられる。

この他、パケット通信料金について完全定額制が実現すれば、モバイルコンテンツの利用に関し、通信料金を含めトータルとしてのユーザ料金が事前に認識できるようになり、ユーザの利便性の向上が見込まれるとの指摘がある。

- (1) この点、まず現状においてPHSの分野では完全定額制が一部で実現²⁷しているが、携帯電話の分野においては、次世代携帯電話（3G）では一定水準のパケット利用までは定額制とし、一定基準を上回ると従量制料金をとる仕組みが導入されている。しかし、各事業者とも、少なくとも現時点においては、完全定額制

²⁷ 例えば、平成13年8月からDDIパケットはPHS定額データ通信サービス（下り最大速度32 kbpsで月額5,800円）を提供している。また、本年3月から、より高速のサービス（下り最大速度12.8 kbpsで月額9,300円）の提供も予定されている。

を導入する予定はないとしている。

- (2) これは、移動通信分野におけるパケット通信料について定額制を導入する場合、取り扱うデータ量が飛躍的に増大すると推測されるが、こうしたデータ量の増大によるスループットの低下をカバーするためには、マイクロセルの基地局の増設、基地局の置局の再設計等が必要となり、その結果、投資額の増大によるコスト増が生じる他、周波数制約の問題も存在することなどが、その背景にあるものと考えられる。
- (3) なお、2.4GHz帯無線LANの高速化や準ミリ波帯の広帯域移動アクセスシステム等を活用したホットスポット中心の高速ワイヤレスインターネット環境の実現に向けた動きが各方面で具体化しつつあり、かつ、これらのサービスは定額制料金で実現する方向にある。このため、こうした動きがモバイルインターネット分野のコンテンツ配信の新たなデリバリーチャンネルとして成長する可能性もあるものと考えられる。

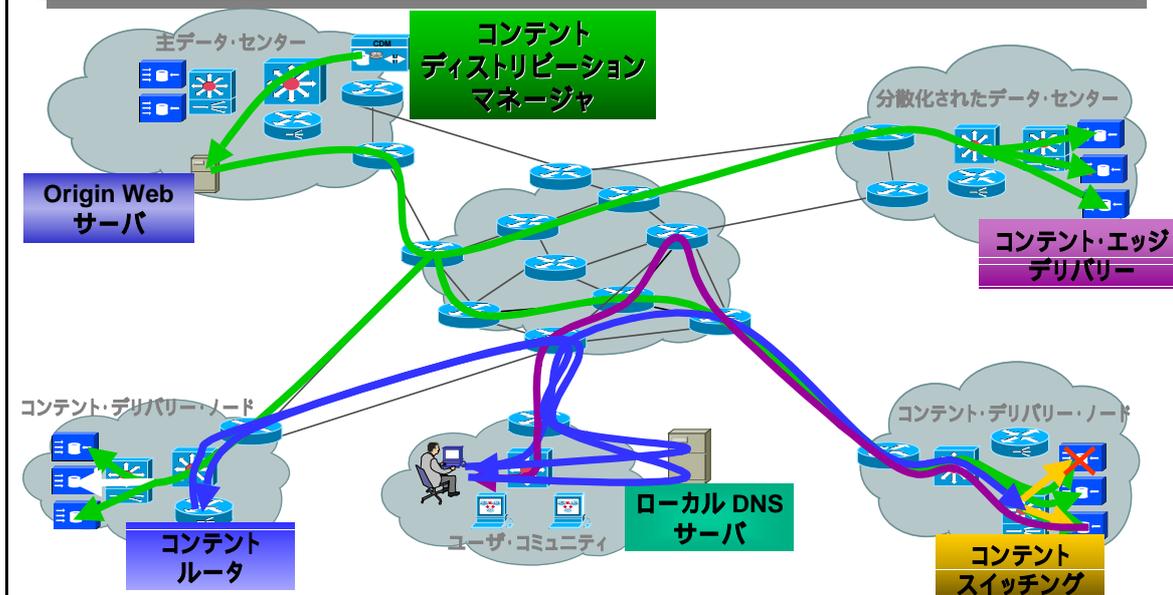
3-2-3. コンテンツ配信の円滑化のための環境整備

CDN事業は、ブロードバンドコンテンツの配信について、キャッシュサーバの効率的な設置等により、最適なコンテンツ配信ネットワークを設計する事業であるが、現状においては、アクセス回線の実効速度や品質がまちまちであるため、コンテンツプロバイダの立場からすれば、コンテンツ単位の配信・課金方式の採用には踏み切れない状況にあるとの指摘がある。

CDN(コンテンツ・デリバリー・ネットワーク)の概要

CDN(Content Delivery Network: コンテンツ配信ネットワーク)とは、映像等の大容量コンテンツを効率的に配信するために、配信サーバ(キャッシュサーバ)を分散配置したり独自網を中継用回線として使用するなど、バックボーンのボトルネックを解消するために構築されるネットワークのこと。

構築されるネットワークの形態は、データセンターと配信サーバの組み合わせや、インターネット網と独自網の組み合わせ等により様々であるが、その目的は、通信品質の安定化と運営コストの削減にある。



このような現状に対し、例えば、ベストエフォート型のインターネットサービスについて、サービス品質に関する自己認証基準を設ける(ネットワークの標準モデルを定め、客観的なベンチマーク値又は一定のレンジを設け、サービス品質のクラス分類をユーザに対して提示するイメージ)ことによって、ブロードバンドコンテンツの配信の円滑化やユーザ保護を確保することが可能になるであろう。ただし、具体的なベンチマーク等の設定方法については技術的な検討が必要であり、例えば、標準化機関等において、早期に結論を得る方向で検討に着手することが適当であると考えられる。

- また、ネットワークのブロードバンド化が進展したとしても、当該ネットワーク上で流通するブロードバンドコンテンツの蓄積がなければ、いわば「水の出ない水道」を作っている状況になりかねないものである。このため、例えば、
- (a) コンテンツのメタデータ化²⁸(コード化された映像データ等の属性・内容を記述したテキストデータをコンテンツに付加すること)の推進
 - (b) デジタルコンテンツを蓄積するデジタルアーカイブの整備やコンテンツシンジケートの育成

²⁸ 総務省では、平成13年7月に公表された「デジタルコンテンツのネットワーク流通市場形成に向けた研究会報告書」において、デジタルコンテンツの円滑な流通市場の形成に向けた制度的・技術的課題及び具体的対応策について検討が行われたのを受け、映像デジタルコンテンツに係るブロードバンドネットワーク上での円滑な流通を促進する観点から、著作権等のクリアランスシステムの実証実験に向けた取組み等が進められている。

(C) 多数のコンテンツ制作関連事業者間を高速デジタルネットワークで接続した共働型のデジタルコンテンツ制作環境（デジタルコラボレーション環境）の整備等が必要であるとの指摘があることを踏まえつつ、産学官の連携による取組みを推進していくことが適当である。

3-2-4. デジタルコンテンツの制作・流通の促進

デジタルコンテンツには、様々な権利が関係しているために、適正な権利処理が施されない限り流通させることができない。このことが、複製が容易なデジタル情報の特性と相まって、不正利用を頻発させている一因となっている。このため、ネットワーク事業者、ISP、コンテンツプロバイダ、コンテンツアグリゲータ、コンテンツ制作者、権利者等の関係者がアライアンス等を組み、コンテンツ流通ビジネスの活性化に向けた流通環境の整備を積極的に進めていく必要がある。

また、高速インターネットを活用した一般家庭へのブロードバンドコンテンツの配信モデルの普及に伴い、プライバシーの保護や違法・有害情報対策といった社会的規律の在り方等についても配慮していく必要がある。

3-2-5. 電子認証基盤の在り方

プラットフォームレイヤーには幅広い要素が含まれているが、特に電子認証基盤の動向も注目される。例えば、民間部門においては、「パスポート」（マイクロソフト社）（参考資料18）や「リバティーアライアンス」（サン・マイクロシステムズ）に代表される複数のシステムが存在している。また、政府においては、平成15年度を目標として電子政府の実現に向けて積極的に取り組んでいるところである。

こうした電子認証基盤は、ネットワーク上での本人確認を容易にし、ブロードバンド化の中で、B2C、B2B等を含む幅広い分野における重要な社会インフラとして機能するものであり、将来的には複数の電子認証基盤がブリッジ認証機関を介して並立するような形態になるものと考えられる。

このため、複数の電子認証基盤が並存する中で、ユーザによる電子認証基盤の選択が自由に行われ、かつ公正競争条件が担保されているかどうかという点についても、電気通信分野における競争政策の観点から、今後検証していく必要があると考えられる。

3 - 3 . 端末レイヤーにおける競争環境整備の在り方

移動通信分野における垂直統合型ビジネスモデルの特徴の一つは、端末レイヤーとネットワークレイヤーが一体的に運営されているという点である。すなわち、端末販売と通信サービス（通信事業者の選択）がバンドル化（一体化）され、端末機器の価格を低位に設定し、その分を通信料金として回収するというビジネスモデルが採用されている。

こうしたバンドル型のビジネスモデル自体は否定されるものではないが、次世代携帯電話（3G）の登場に伴い、従来のような携帯電話に内蔵されたICチップに通信事業者がユーザID情報等を登録する形態から、UIM(User Identify Module)カードにこれらの情報を登録し、いわば端末本体とユーザID情報等の格納部分を分離することが機能的に可能となってきた。

3Gについては、既にNTTドコモが先行的に一部地域でサービスを開始し、順次サービス提供地域を拡大する方針であり、その他の事業者についても早期のサービス提供に向けた動きが具体化しつつあるが、各通信事業者としては、セキュリティ確保やユーザ困り込みの観点から、UIMロック（通信端末本体と通信サービスの一体性を維持するために、端末に書き込まれたユーザ情報をUIMカードを用いて書き換えることを不可能にしておくこと）を導入する動きにある。

しかしながら、端末販売と通信サービスのバンドル化等については、以下の観点から、改めて検討を行う必要があると考えられる。

(1) UIMカードのロック解除に係る検討の必要性

端末販売のインセンティブが通信料金に上乗せされることにより、端末の買い替えに積極的（頻繁）なユーザと消極的なユーザとの間でコスト負担の不公平性が生じている面があり、インセンティブの回収が完了した後も通信料金としてインセンティブの回収部分の料金を徴収し続けることは問題が多いと考えられる。例えば英国OFTELにおいても、インセンティブ回収期間を標準的に12か月と判断し、個別事案ごとに判断されてはいるものの、基本的にインセンティブ回収後はUIMロックの解除を進めているところ（参考資料21）であり、我が国においても、同様のUIMロック解除の在り方について検討を開始する必要があるものと考えられる。

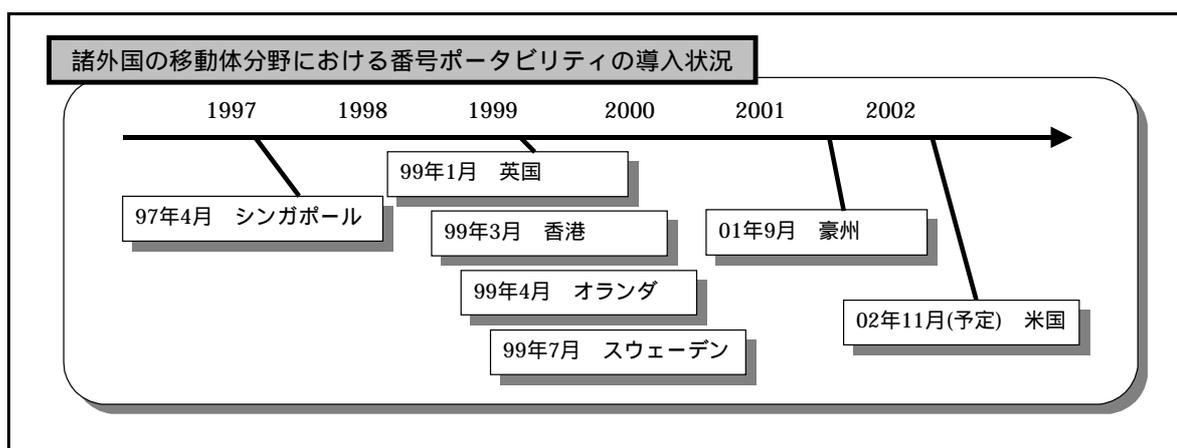
(2) 新たな電子認証基盤としてのUIMカード活用に係る検討の必要性

また、UIMカードの持つポテンシャルに着目することも重要である。すなわち、UIMロックが解除されることにより、UIMカードの高いセキュリティ機能を活かしながら、固定・移動の別を問わず、電話、PC、PDAを含む多様な

端末において、UIMカードを個人認証基盤のツールとして位置付け、ネットワークのコピキタス化が進展する中において、多様な端末にUIMカードを差し込むことにより、個人認証が行われ、電子商取引等をより柔軟な環境の中で実現していくことも技術的には可能となりつつある。このため、こうしたUIMカードの認証基盤としてのプラットフォーム化を契機として、新たなビジネスモデルが登場することも期待される。

(3) 移動通信分野における番号ポータビリティの必要性

更に、UIMロックを一定期間後に解除することとした場合、ユーザは所有している端末を引き続き利用したまま、通信事業者を変更することが可能となるが、現在、移動通信サービスの分野では番号ポータビリティが実現しておらず²⁹、このため、通信事業者の変更に際しては番号の変更を余儀なくされることとなり、ユーザ利便の観点からは問題が残る（移動通信サービスにおける番号ポータビリティについては、英国、豪州等で実現している他、米国でも導入に向けた取組みが行われている）。



(4) モバイルインターネット分野における規格標準化の必要性

加えて、モバイルインターネットの通信プロトコルやコンテンツ記述言語についても、通信事業者間で統一されておらず、現行のままでは同一端末で通信事業者を変更した場合、音声サービスは利用可能であるとしても、モバイルインターネットにアクセスできないものとなる。この点、WAP (Wireless Application Protocol) 2.0が標準化され、これを各事業者が採用する方向にあることから一定の前進は見られるものの、WAP 2.0にはオプション部分が依然として存在しており、各事業者のモバイルインターネットサービスに関する規格が完全に標

²⁹ 固定電話の番号ポータビリティについては、平成11年3月の「番号ポータビリティの費用負担に関する研究会」報告書に基づき、既に第一段階（NTT東西 NCCの片方向）が平成13年3月に実現し、第二段階（双方向）は第一段階から2年後に実施する方向で進められているが、携帯電話についてはこうした取組みが進んでいない状況にある。

準化される見通しは得られていない。

このため、IPv6ベースのネットワークのユビキタス化の中で電子認証基盤としてUIMカードを利用するための環境整備や、これと関連した移動通信サービスにおける番号ポータビリティの導入方策等について、3Gの枠組みの中で多角的な観点から検討していく必要がある。

したがって、ゲートウェイのオープン化によるISP接続の円滑化、WAP2.0の規格標準化、端末販売と通信サービスのアンバンドル化の可能性、番号ポータビリティの導入方策（費用負担の在り方等を含む。）等について、一体的に、メーカー、通信事業者、行政当局等の間の意見交換を通じた検討の場を設けることが適当であると考えられる。

第4章 電気通信事業における競争の枠組みの在り方

4 - 1 . 基本的考え方

これまで見てきたように、ブロードバンド時代においては、デジタルコンテンツの円滑な流通を実現するため、端末、ネットワーク、プラットフォーム、コンテンツ・アプリケーションの各レイヤーをトータルとして視野に入れたビジネス展開が重要となってきた。このため、複数の事業者が連携して、それぞれが得意とする各レイヤーの経営資源を持ち寄り、各パーツを組み合わせた協働型ビジネスモデルが円滑に構築できるよう、各レイヤー間のインターフェースのオープン化を図るとともに、単一型の垂直統合型ビジネスモデルについては、特定のレイヤーにおける市場支配力が他のレイヤーにおいて濫用されないことがないよう、所要の公正競争環境整備を図っていくことが必要である。

こうした中、電気通信事業における競争の枠組みの基礎をなす現行の一種・二種の事業区分についても、旧来の電話網を前提としたビジネス展開の枠組みを超え、IPベースの新たなビジネスモデルの登場を促し、これに柔軟に対応できるよう、近年の市場環境の著しい変化を踏まえつつ、改めてその在り方を見直していくことが求められていると言える。

一種・二種の事業区分については、例えば以下のような近年の市場環境の変化等を念頭に置きながら、その在り方について検討していく必要がある。

(1) 一種事業と二種事業の事業展開の多様化

現行の事業区分は、自ら電気通信ネットワークを設置して電気通信サービスを提供する一種事業者と、一種事業者から役務を調達して電気通信サービスを提供する二種事業者という「設備の有無に着目した事業区分」を採用している。

これは、昭和60年の制度導入時の考え方として、一種事業は重要な社会インフラである電気通信ネットワークを設置するという高い公共性を有していることに鑑み、当該事業に参入する際は許可制とし、例えば道路占用許可が義務的に付与される（道路管理者は、道路法第33条に規定する許可基準に適合するときは、1か月以内に許可を与えなければならないこととされている）等の公益事業特権が付与される一方、役務提供義務等の各種の事業規制³⁰を課しているものである。

³⁰ 一種事業者については、事業開始義務（許可を受けた事業開始予定日までに事業を開始する義務）、役務提供義務（許可を受けた業務区域内において、正当な理由なく電気通信役務の提供を拒んではならない義務）、接続義務（他の事業者の電気通信設備と自らの電気通信回線設備について、自らの電気通信役務の提供に支障があり、又は自らの利益を不当に害するおそれがある場合等を除き、接続しなければならない義務）、退出許可（事業参入時に公共性を根拠として認められた公益事業特権を用いてネットワーク構築を行い得ることの反射的效果として、事業から退出する場合についても許可を要する）等の規制を課している。

他方、二種事業者は一種事業者のネットワーク上で自由かつ多様な事業展開を行うという趣旨に鑑み、例えば事業参入に際しても、登録（特別二種事業）又は届出（一般二種事業）とし、一種事業に比べて相当程度緩やかな事業規制としている。

しかしながら、特に近年の事業参入の状況を見ると、一種事業に参入する事業者としては、インターネット接続サービスを提供するCATV事業者のように、地域限定的で比較的規模の小さい事業者が多数登場してきている。他方、二種事業者の場合、VoIPサービスを提供するISP事業者やMVNOのように、全国規模で音声系を含む多様なサービスを提供する事業者が引き続き多数登場してくるものと見込まれる。

このように、IP化が進展する中で最近の事業参入の状況を見ると、制度導入当初に予定していた一種・二種の事業区分の趣旨が必ずしも実態にそぐわなくなっている面があり、その結果、一種事業と二種事業との間で異なる規制水準としていることについて、改めて実態を踏まえた整理を行う必要が生じてきているものと考えられる。

(2) 累次の規制緩和措置による実態的な事業区分の垣根の低下

一種・二種の事業区分を含む競争の枠組みについては、現行の制度が導入された後も、より柔軟なネットワーク構築を可能にする等の観点から、継続的に当該枠組みの見直しを行ってきている³¹（参考資料22）。

³¹ 電気通信事業者の柔軟なネットワーク構築を可能にする等の観点から、累次の規制緩和措置が講じられてきているところであり、例えば、

一種事業に係る規制については、事業参入時の許可条件であった需給調整条項の廃止（平成9年11月）、料金及び接続約款の認可制から届出制への緩和（それぞれ平成10年11月、平成13年11月）、卸電気通信役務（改正前の電気通信事業法では「約款外役務」）の提供条件並びに契約約款・接続協定の認可制から届出制への緩和（平成13年11月）等の規制緩和措置を講じた。なお、平成13年11月の非対称規制の導入により、第一種指定電気通信設備を設置する固定系の市場支配的な事業者については、引き続き契約約款について認可制とするとともに、接続約款について認可・公表を義務づけている。また、新たに設けられた第二種指定電気通信設備を設置する移動系の市場支配的な事業者の場合、契約約款については、他の一種事業者と同様に届出制に移行したが、接続約款については届出・公表を義務づけている。

また、一種事業者の場合、原則として自ら電気通信回線設備を設置することを要件としているが、すべて自前設置でなくとも、例えば地方公共団体、電力会社等の電気通信事業者以外の者が保有する光ファイバ等を賃借して利用することができるよう、IRU制度の導入（平成7年12月）及び当該制度に係る要件緩和（平成13年10月）を行った。

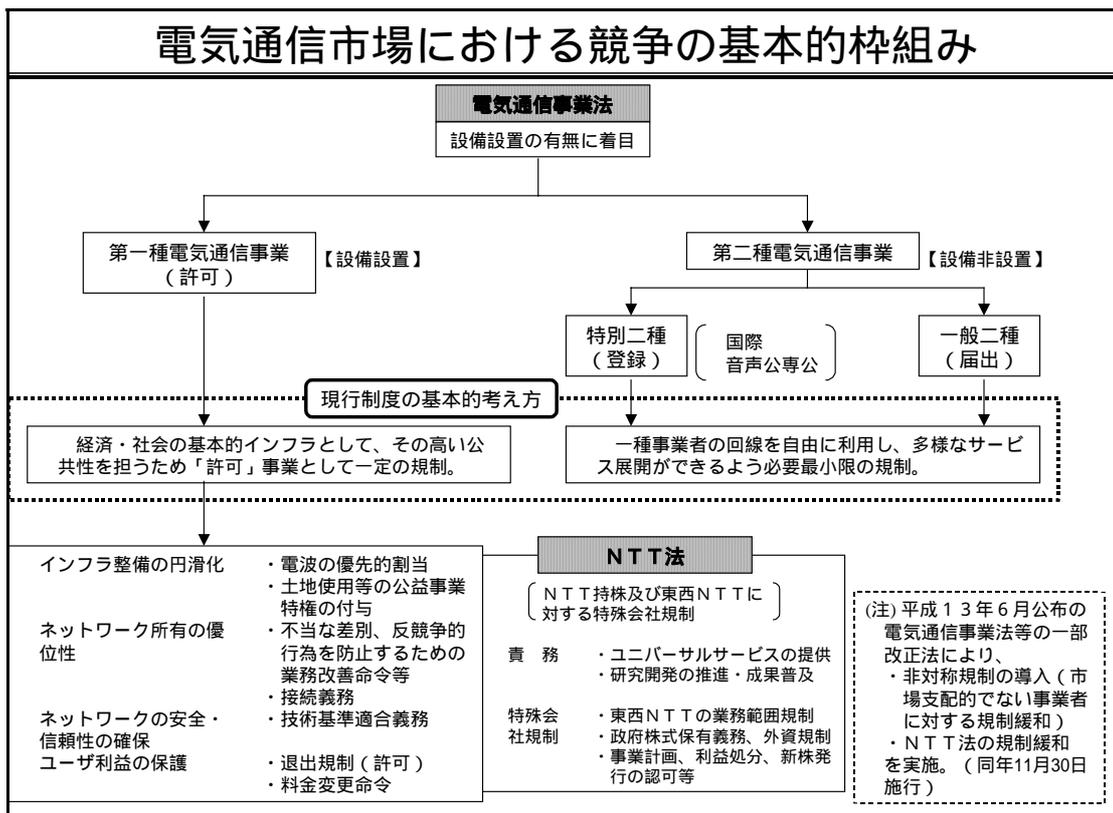
更に、一種事業と二種事業について、従来は両事業を兼業することを禁止し、別会社化することを要請していたのを改め、会計分離を前提として一種事業と二種事業の兼業を可能とする規制緩和措置を講じた（平成12年9月）。

この他、二種事業について、すべての回線を一種事業者から調達するのではなくとも、一定の要件の下で、端末系伝送路設備について自ら設置することを可能とし、法人需要等に対して柔軟に対応

こうした累次の規制緩和措置は、ネットワーク構築の柔軟性の向上等を通じ、迅速な事業展開を可能としてきている一方、例えば、自ら設備を設置しているものの、大半は他事業者の設備を活用してサービスを提供する一種事業者のように、ネットワーク構成の面から見て、二種事業者と明確に区別することが困難な事例も登場してきており、実態として一種・二種の事業区分の垣根が低下してきているという面も出てきている。

こうした市場環境の変化を踏まえつつ、特に上位レイヤーにおける自由な事業展開を確保し、今後とも新たなビジネスモデルの登場を促す観点からは、可能な限り規制水準の全般的な低下を図るとともに、市場参加者から見て、明確で予見性の高い制度運営を維持していくことが重要である。このため、通信・放送の融合や諸外国の動向等も勘案しつつ、現行の事業区分についても必要な見直しを行う方向で検討する必要がある。

なお、現行の一種・二種の事業区分を廃止し、全面的に事後規制に移行すべきとの指摘もある。この点、例えば、米国DSL事業者であるノースポイント社が平成13年3月に倒産・サービス停止し、約10万人のユーザがインターネットの利用ができなくなった事例（参考資料23）に見られるように、すべてを事後規制に委ねた場合、ユーザ保護が十分確保されなくなることが懸念される。また、既に第一章で述べたように、電気通信市場は独占から競争への移行過程にあり、公正競争条件を担保するための事前規制についても、競争ルールとして一定の合理性が存在するものと認められる（例えば、第3章で述べたように、既存の他の事業分野においてボトルネック設備を保有している事業者が電気通信事業に参入する際の公正競争条件の確保は、当該参入時に十分な検証が行われるべきである）。



電気通信事業における事業区分

規制区分	一 種	特別二種	一般二種
事業許可等	許可 § 9	登録 § 24	届出 § 22
事業変更許可等	許可 § 14 (軽微なものは届出)	登録 § 27 (軽微なものは不要)	届出 § 22 (軽微なものは不要)
事業開始義務	§ 12	-	-
業務委託	認可 § 15	-	-
提供義務	§ 34	-	-
合併・分割・譲渡・相続	認可 § 16	届出 § 30	届出 § 23
退出規制	許可 § 18	届出 § 30	届出 § 23
料金	届出 § 31 (注2)	届出 § 31-3	-
料金変更命令	§ 31	-	-
契約約款	届出 § 31-4 (注3)	届出 § 31-4	-
契約約款変更命令	§ 31-4	-	-
業務改善命令	§ 36	§ 37	§ 37
接続義務	§ 38	-	-
第一種指定電気通信設備の接続約款	認可 § 38-2	-	-
第二種指定電気通信設備の接続約款	届出 § 38-3	-	-
第二種指定電気通信設備の接続約款変更命令	§ 38-3	-	-
接続協定	届出 § 38-4	届出 § 38-4	-
接続命令	§ 39	§ 39	-
共用協定	認可 § 39-3	認可 § 39-3	-
卸電気通信役務	届出 § 39-5	届出 § 39-5	-
外国との協定	認可 § 40	認可 § 40	-
技術適合確認	§ 12	-	-
技術基準維持	§ 41	§ 41	-
管理規定	届出 § 43	届出 § 43	-
主任技術者	選任・届出 § 44	選任・届出 § 44	-
番号基準	§ 48-3	§ 48-3	§ 48-3
検閲禁止	§ 3	§ 3	§ 3
通信の秘密	§ 4	§ 4	§ 4
利用の公平	§ 7	§ 7	§ 7
重要通信確保	§ 8	§ 8	§ 8

注1: 「§」は電気通信事業法における該当条項を指す。
 注2: 第一種指定電気通信設備を用いた特定電気通信役務については、認可が必要。(プライスカップの範囲内は届出)
 注3: 第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務については、認可が必要。

4 - 2 . 具体的な検討の方向性

一種・二種の事業区分の見直しの具体的検討に際しては、様々な選択肢があるものと考えられるが、例えば以下の2つのアプローチがあり得る。

その第一は、現行の事業区分を前提としつつ、その適用範囲を見直すというアプローチである。第二は、前章まで述べてきたようなレイヤーごとのアンバンドル化が進展しつつあることを踏まえ、設備面に着目した新たなメルクマールとしてネットワーク部門（卸部門）とサービス部門（小売部門）という新たな区分を導入するというアプローチである。

4-2-1. 一種事業及び二種事業の適用範囲の見直し

第一のアプローチは、一種事業及び二種事業の適用範囲を見直し、一種事業の適用範囲を縮小するとともに、特別二種・一般二種の適用範囲についても併せて見直すという方向である。

先ず、一種事業の適用範囲については、一種事業がネットワーク基盤を構築する事業であるという高い公共性に鑑み、これを許可制とし、同時に公益事業特権を付与しているところであるが、ネットワークインフラの整備が相当程度進展している中、公益事業特権をすべての一種事業者に付与するのではなく、公益事業特権を要しない事業者については、一種事業から除外してもよいのではないかとの問題提起が一部からなされている。

公益事業特権の付与を希望しないネットワーク事業者について、これを一種事業の対象範囲から除き、二種事業として位置付けることとした場合、当該事業者については参入時は登録又は届出でもって足りることとなる等、規制水準の低下が図られることとなる。他方、

- (1) 公益事業特権の付与を希望するかどうかという申請者の意向により一種事業となるか二種事業となるかが異なるという制度が法制的に機能し得るものか否か、慎重に検討する必要がある。
- (2) また、電力等の他の公益事業者等は、もともとの事業分野において公益事業特権を有し、既に電柱・管路等を自ら保有していることから、電気通信事業へ参入する際、公益事業特権の付与を求めず、むしろ二種事業者として事業展開を図るケースも想定される。

これらの事業者が電気通信事業に参入する場合は、公正競争条件の設定が必要となるものと考えられるが、当該事業者が二種事業者となると、電柱・管路等の利用については「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」により一定の公平性が確保されると考えられるものの、現在一種事業者に課されている、他事業者との接続義務の対象外となり、事業者間の接続の円滑化の観点から見て、

支障が生じるおそれがある等の懸念もある。

- (3) 更に、全国的な事業展開を行うネットワーク事業者であったとしても、一種事業の対象外となることにより、役務提供義務や事業開始義務が免除され、かつ料金変更命令等の対象外となる点、更には番号付与の在り方³²等についても、ユーザ保護や他事業者との公正競争条件の確保等の観点から、更に多角的に検討していく必要があるものと考えられる。

次に、二種事業については、現在、特別二種事業と一般二種事業に区分され、従来の回線規模による基準から提供役務の内容による基準へと移行し（平成10年11月）、現在は、国際サービス及び公専公接続による音声サービスを提供する事業を特別二種事業、それ以外を一般二種事業としている。こうした見直しを行ったのは、回線規模という外形的な基準ではなく、提供する役務に着目した基準を採用するとともに、一般二種事業の範囲を拡大することとしたものである。

なお、国際通信を行う二種事業を特別二種事業と位置付けているのは、国際通話における事業者間精算料金である「国際計算料金」の水準が我が国の国際通話料金の水準に与える影響が大きいこと等を勘案して、国際協定を認可に係らしめていること等によるものである。

しかし、既に指摘したように、特別二種事業者として音声サービスを提供する公専公事業者に限らず、V o I P サービスを提供するI S P 事業者やM V N O 等も同等のサービスを提供していく中、これらの事業について、引き続き一般二種事業として位置付けるのが適当かどうか、改めて検討する必要があるが出てきている。この点、我が国と同様に設備設置の有無に着目して一種・二種の事業区分を設けている韓国においては、すべての二種事業について、市場退出の際は30日前の届出を義務づけている点は注目に値する。したがって、現在は一般二種事業と位置付けられているV o I P サービスを提供するI S P 事業者やM V N O についても特別二種事業と位置付け、退出時には一定期間前の届出を義務づけ、ユーザに対する周知徹底を図ることにより、ユーザ保護を強化すること等について、今後更に検討する必要があると考えられる。

なお、上記の考え方は、特別二種事業と一般二種事業の区分が、特に音声サービスという国民生活に密接不可分な通信サービスを提供しているかどうかというメルクマールに基づくものであるが、音声・データ・映像の区別なくパケットとしてネットワーク上で流通する形態が一般化すれば、音声・非音声といった区分自体があいまいになってくるものと考えられる。このため、現行の役務区分(音声、専用及びデータ伝送)についても、サービスの利用実態等を見極めつつ、区分の簡素化等を視野に入れつつ検討していくことが必要であると考えられる。

³² 現在の音声伝送サービスを提供する場合の事業者識別番号たる番号付与は、一種事業者の場合は00XY、二種事業者の場合は0091-XXとされており、公益事業特権を求めないネットワーク事業者が二種事業者に改めて区分される場合、当該事業者に対する番号付与は0091-XXとなる。

なお、我が国と同様に「設備設置の有無に着目した区分」を基礎とした枠組みは、韓国、シンガポール、カナダ等でも採用されている。他方、米国等では役務内容にのみ着目した事業区分が採用されているところであり、主要国においても事業区分の在り方は様々である。

主要国における電気通信制度の概要								
	日本	米国 (国際・州際)	英国	独国	仏国	カナダ	韓国	シンガポール
設備規制	第1種電気通信事業者【許可】	線路の建設・運用による基本サービスの提供【認証】	右記以外のサービス提供事業者【個別免許】 V AN事業者(国際単独再販を除く)、衛星通信事業者(公衆網接続を除く)、自営電気通信システム提供者(クラス免許)	役務提供のための伝送路設備の運営(自ら役務提供を行わない場合も含む)【免許】	役務提供をするためのネットワークの設置・運用(自ら役務提供を行わない場合も含む)【免許】	国際通信設備を所有又は賃貸して運用する事業者【個別免許】	電気通信回線設備を設置し、電気通信サービスを行う事業者(基幹通信事業者)【免許】	自ら設置した設備を利用してサービスを行う事業者【個別免許】
役務規制	特別第2種電気通信事業者【登録】 一般第2種電気通信事業者【届出】	高度サービス提供【認証不要】		電話サービスの提供(伝送路設備の運営権は含まれない)【免許】	電話サービスの提供(ネットワークの設置を伴う場合は、当該免許に包含)【免許】	電気通信設備を自ら運用せずに行う事業者【個別免許】	基幹通信事業者の回線を利用して、データ通信サービスを行う事業者(付加通信事業者)【甲告】	他から設備をリースしてサービス(公衆網の再販等)を行う事業者【クラス免許】 他から設備をリースしてサービス(国際線の再販等)を行う事業者【個別免許】
退出規制	一種【許可】 特二及び般二【遅滞なく事後届出】	認証を受けてサービスを提供する通信事業者【認証】	基本音声サービス、公衆電話ボックスサービス等に関し、個別免許の条件に退出規制を規定。	電気通信サービスを提供する者【1ヶ月以内の事後届出】	規定なし【実態的に規制当局に対して通知】	国際通信設備の免許を受けた者の申請により免許の停止・廃止可。	基幹通信事業者【許可】 別定通信事業者及び付加通信事業者【30日前に事前届出及び利用者へ通知】	規定なし

(注) 英国における「個別免許」とは、申請に基づき当該事業者に対してのみ付与される免許で、種々の免許条件が付され、行政立法的性格をもつ。「クラス免許」とは、一定の条件に合致すれば、誰でも事業を営める免許で、個別の付与行為はない。

4-2-2. ネットワーク部門とサービス部門による事業区分の見直し

前項の一種事業・二種事業の適用範囲の見直しを図るというアプローチとは別に、ネットワーク部門(卸部門)とサービス部門(小売部門)で事業区分を分けるというアプローチも考えられる。この場合、ネットワーク部門は、電気通信回線設備の設置・運営並びに他事業者に対する卸電気通信役務の提供を行い、サービス部門はネットワーク部門から卸電気通信役務の提供を受けてエンドユーザに対してサービスを提供する。

このアプローチを現行の一種・二種の事業区分と比較すると、現在の一種事業は、いわばネットワーク部門とサービス部門を兼業している事業であり、他方、二種事業はサービス部門に特化した事業であると言える。このため、現行の制度との継続性を考えると、ネットワーク部門とサービス部門は兼業可能とすることが適当であると考えられる。ただし、この際には、あくまで相異なる2つの事業部門を兼業するものであることから、現行の一種事業についてネットワーク部門とサービス部門

の会計分離を行うことも検討の視野に入ってくるものと考えられる。

この点、既に第2章で指摘したように、現行の一種事業者全体について会計分離を求めることは過度の負担になるという考え方がある一方、サービス部門における公正競争条件の整備という観点からは、こうした会計分離が解決策となるという考え方もあり得るところであり、その取扱いについては引き続き慎重に検討していく必要がある。

このネットワーク部門とサービス部門という事業区分を採用する場合、公益事業特権の付与はネットワーク部門を対象とするものであり、当該部門に係る市場参入については引き続き許可制とし、サービス部門については原則として登録制又は届出制とすることにより、規制水準の全般的な低下を図ることが考えられる。なお、現行の二種事業者については、累次の規制緩和措置により、一部自前回線設備等を設置することが可能となっているところであり、サービス部門に限って事業展開を行う事業者であっても、公益事業特権を要しない回線設備等の設置を認めるかどうかについては、制度の趣旨を勘案しつつ検討することが適当である。

ネットワーク部門とサービス部門という事業区分の在り方を検討する際には、多角的な観点から検討が必要であり、現時点で一定の方向性を提示することは困難な面がある。ただし、こうした見直しの方向性は、現行制度における設備に着目した規制をより簡素かつ明確なものとする点で一定の評価ができるところであり、例えば以下のような点を含め、今後更に具体的な検討を進めていくことが適当であると考えられる。

- (1) ネットワーク部門について、公益事業特権の付与を前提とすれば、上述のとおり事業参入時の許可と公益事業特権の付与は一体として考えるのが一つの選択肢であるが、既に前項で指摘したとおり、申請者が公益事業特権の付与を希望するか否かによって異なる参入規制を適用するか、若しくは公益事業特権を個別に付与する仕組みを想定するのか等を含め、更に検討する必要があるものと考えられる。
- (2) サービス部門については、現行の二種事業と同様に登録制又は届出制を採用するとしても、現行の一種事業者に課されている事業開始義務、役務提供義務、退出規制等の事業規制、更には業務改善命令や料金変更命令の適用対象範囲等との関係についても、具体的に整理を図ることが必要である。

仮に、これらの事業規制をサービス部門に属する全事業者に課すとすれば、現行の二種事業者に対して追加的に規制を課すこととなり、規制水準の全般的な低下を図るという観点から見て適当でないと考えられる。このため、サービス部門の中で上記の事業規制の対象となる事業者とそれ以外の事業者を区分する場合、何らかの新たなメルクマールが必要となる。

しかし、現行の特別二種事業と一般二種事業の区分のように役務内容に着目した区分を採用するとすれば、既に述べたように、役務区分自体が実質的にあいまいになりつつある現状においても、引き続き有効な基準たり得るかどうか、また、例えば事業規模の大小、公衆サービスか非公衆サービスかという役務提供形態等に着目した区分を採用することは可能かどうか等、その具体的な基準の在り方に

ついて更に検討を行う必要があるものと考えられる。

- (3) 加えて、例えば技術基準については、ネットワーク部門に着目した技術基準とサービス部門に着目した技術基準とが存在しており、その整理・分類を行うことが必要になってくる他、今般の改正法において導入が決定されたユニバーサルサービス基金について、ユニバーサルサービス提供事業者である適格電気通信事業者やコスト負担事業者の在り方についても、改めて上記の検証と併せて検討していく必要がある。
- (4) 更に、資源制約性のある周波数の割当て（ネットワーク部門関連）や事業者識別番号の付与（サービス部門関連）の在り方といった検討課題に加え、非対称規制の在り方についても、ネットワーク部門とサービス部門の連関性に着目した市場支配力の考え方から、両部門を個別に見て市場支配力を判断することの是非等を含め、今後の在り方を検討していく必要がある。

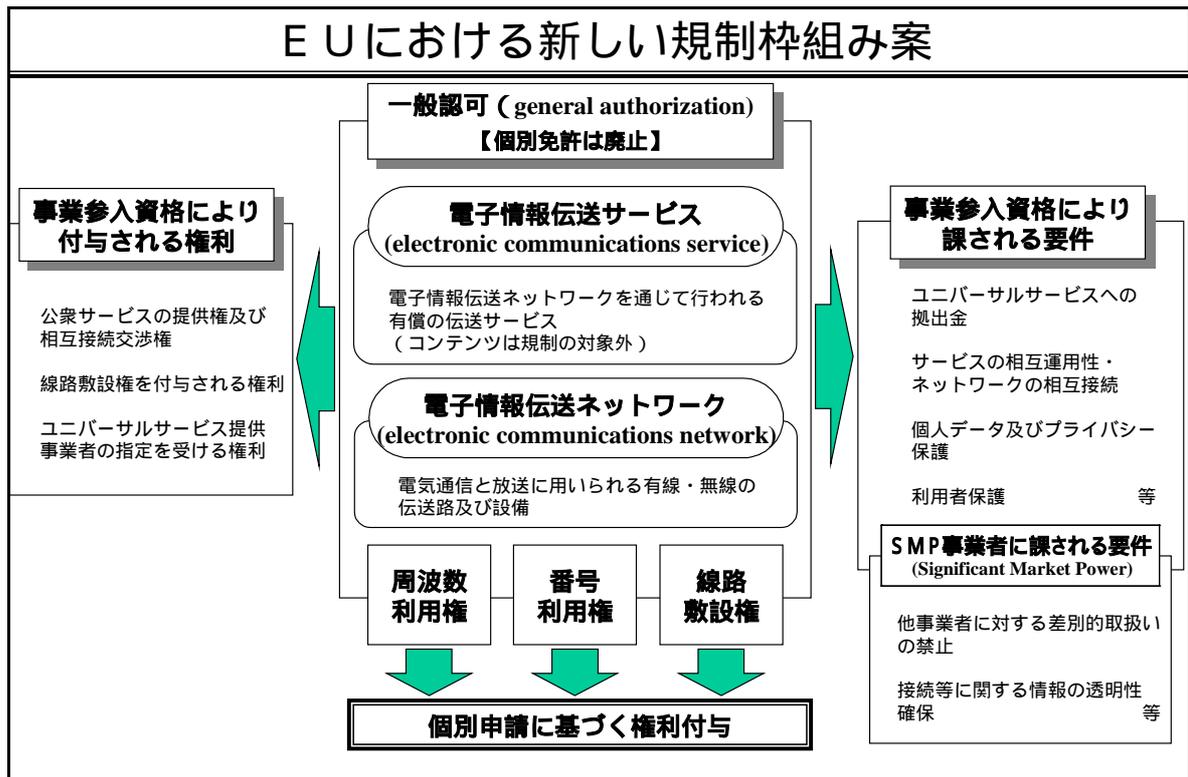
なお、諸外国においては、例えば、EUにおいて、現在検討中の新たな規制の枠組みに関する新指令案において、電気通信事業を「電子通信ネットワーク事業」と「電子通信サービス事業」に分け、それぞれ登録(general authorization)制による事業参入を可能とするとともに、公益事業特権、番号、周波数といった希少性のある資源の利用については個別認可(individual licence)を付与する方向で検討が続けられているところであり、こうした動向も注視していく必要がある³³。

4-2-3. 今後の検討の在り方

以上見てきたように、一種・二種の事業区分を含む電気通信事業の競争の枠組の在り方については、多角的な観点から検討を進めていく必要がある。また、規制水準の全般的な低下を実現するという観点からは、規制の簡素化（緩和）の可能性についても、個別に検討を加えていく必要がある。更に、新たな制度に移行する際の既存事業者の取扱い（経過措置等）についても、当該事業者に負担を課すことのないよう配慮が必要である。

いずれにせよ、電気通信事業の競争の枠組の在り方については、前項で検討した2つのアプローチ以外にも様々な選択肢があり得るものと考えられるところであり、関係各方面の意見、法制的検討、主要先進国の動向等を踏まえつつ、更に検討を深めていくことが適当である。

³³ EUにおけるハード・ソフト分離の検討について、その詳細は現時点では必ずしも明確ではなく、例えば、事業参入に係る個別認可時の事前の情報提供（対行政当局）の在り方が個別の国内法制に委ねられており、また、個別認可の対象となる公益事業特権、番号及び周波数利用の付与の基準等が明確でないといった状況にある。このため、当該新指令の採択以降も、各加盟国における国内法制措置の具体化作業の状況を含め、その動向を十分注視していく必要がある。



第5章 今後の検討の方向性

以上、電気通信分野におけるブロードバンド時代の競争環境整備の在り方について、本研究会においてこれまで行われた議論を踏まえ、多角的な観点から政策の方向性（メニュー）を提示してきた。その内容は多岐にわたるが、これを時間軸として「当面実施することが望ましい項目」と「更に検討を深めるべき項目」に分け、改めて「主要政策メニュー」として整理すると以下のとおりになる。

ブロードバンド時代の新たな競争政策メニュー		
	当面実施することが望ましい項目	更に検討を深めるべき項目
(1) 有効競争レビューの定期的実施	有効競争レビューに係る分析手法の検討	
(2) 垂直統合型ビジネスモデルの展開への対応	市場支配的な事業者に係る非対称規制の着実な実施（個別事案ごとに検証） 東西NTTの活用業務認可に係る公正競争条件の確保（同上）	東西NTTの子会社等による上位レイヤー進出に係る公正競争条件の確保（動向を注視） 非対称規制における特定関係事業者の対象範囲の見直し等（必要に応じて検討）
(3) 各レイヤーにおける競争環境整備		
1) ネットワークレイヤー	集合住宅におけるブロードバンド環境の実現の円滑化 公衆網再販の早期実現 他の公益事業分野からの事業参入の際の公正競争条件の確保（個別事案ごとに検証） 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直し（平成13年度中） 卸電気通信役務の提供を専業とする一種事業の参入許可手続きの簡素化等（同上） 「MVNO事業化ガイドライン（仮称）」の策定・公表（検討） 地方公共団体等を対象とした「光ファイバ網の通信事業者への提供に関する標準手続き（仮称）」の策定（検討）	アクセス網のボトルネック性の検証（上記(1)の有効競争レビューと関連）
2) プラットフォームレイヤー等	モバイルインターネット分野におけるゲートウェイ及びポータルへのオープン化に向けた各事業者の取組みの实效性の確保（動向を注視） ベストエフォート型のインターネットサービスの品質に係る自己認証基準の設定（標準化機関等における検討に着手） 「競争ガイドライン」における移動通信事業者とコンテンツプロバイダ等との間の取引に係る「電気通信事業法上問題となる禁止行為」の具体化（1年以内を目途に見直し）	コンテンツ配信の円滑化（メタデータ化等）のための環境整備（検討） デジタルコンテンツの著作権処理の在り方等コンテンツ流通環境の整備（検討）
3) 端末レイヤー		電子認証基盤としてのUIMカードの活用、UIMカードのロック解除、番号ポータビリティの実現等に係る検討（検討の場の設置）
(4) 電気通信事業における競争の枠組みの在り方		一種事業・二種事業の事業区分の在り方を見直し（検討） 「フルIP」時代の新たな競争政策の枠組みの検討

本研究会としては、そのすべてのメニューについて明確な方向性を提示している

ものではなく、別の検討の場を設けて引き続き検討を続けるべき項目も多数含まれている。また、こうした政策メニューを提示するに至った背景となる考え方についても、様々な視点から更に検討すべき部分があるものとする。

本研究会としては、今回取りまとめた中間報告を基礎として、更にブロードバンド時代の競争政策の在り方について検討していく必要があると考えている。具体的には、引き続き急展開する新たなビジネスモデルの動向の検証と望ましい競争ルールの在り方、有効競争レビューの具体的な手法等について検討を深めることはもとより、主要国におけるブロードバンド時代の競争ルール整備に向けた取組みについてもフォローし、グローバルな観点から今後の競争政策のあるべき方向性について検討していく必要がある。

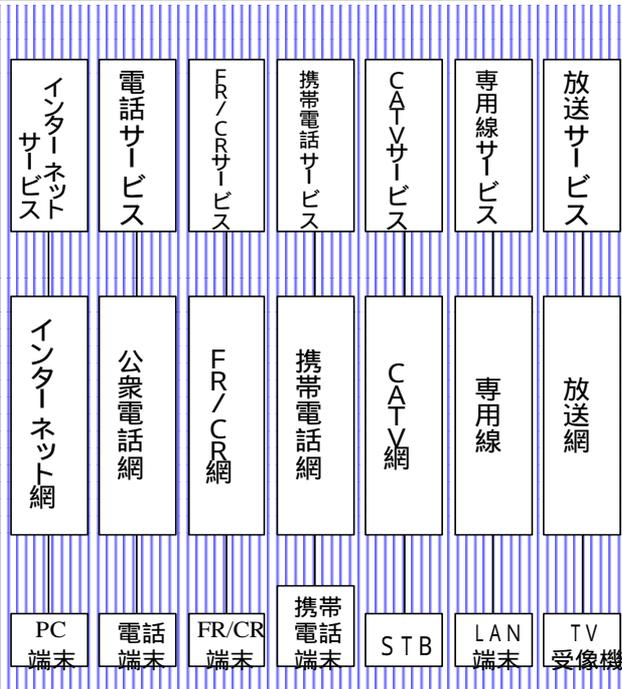
また、その中では、特に第1章で指摘したように、交換ネットワークからIPネットワークへの移行段階にある現時点での、いわば「交換網・IP網並存時代」の競争ルールの在り方はもとより、「フルIP時代」の新たな競争政策の枠組みについても、直ちに検討を開始することが適当であると考えられる。

このため、本研究会としては、今回提示した「ブロードバンド時代の新たな競争政策メニュー」の実施状況を注視するとともに、上記及びで言及した方向で引き続き検討を行い、本年6月を目途に最終報告を取りまとめる予定である。

参 考 资 料

網別のサービス

様々な通信網がそれぞれの網のサービスを個別に実現している。



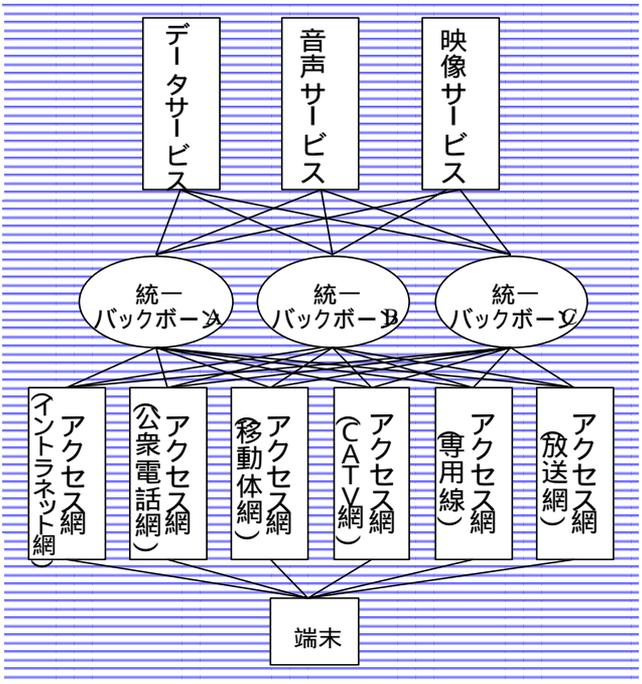
個々のサービスの提供に特化した網から、様々なサービスの提供が可能となる統合網に統一する動きが加速



多様なユーザーへの対応と競争導入のために、多種多様なアクセス網が出現

個別の網に依存しないサービス

全てのアクセス網は多様なバックボーン網で相互に接続され、サービスは全ての網から利用可能。



(注) 2005年以降も含めた変遷のイメージだが、例えば既存の放送網のすべてが統一バックボーンに統合されると主張するわけではない。

(出典: 「2005年へ向けた次世代ネットワーク構想」次世代ネットワーク構想に関する懇談会)

我が国におけるブロードバンド戦略

IT基本法 (H13.1.6施行)

(「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」)

(高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進)

第16条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの一層の拡充、高度情報通信ネットワークを通じて提供される文字、音声、映像その他の情報の充実及び情報通信技術の活用のために必要な能力の習得が不可欠であり、かつ、相互に密接な関連を有することにかんがみ、これらが一体的に推進されなければならない。

(世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成)

第17条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、広く国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。

第35条 本部(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)は、この章の定めるところにより、重点計画を作成しなければならない。

- 2 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 高度情報通信ネットワーク社会の形成のための政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 二 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関し政府が迅速かつ重点的講ずべき施策
 - 三 (以下略)
- 3 重点計画を定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

IT戦略本部「e-Japan戦略」(H13.1.22決定)

・基本理念

3. 基本戦略

(3) 4つの重点政策分野

知識創発型社会を実現するために、我が国は新しいIT国家戦略として、超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策、電子商取引と新たな環境整備、電子政府の実現、人材育成の強化、の4つの重点政策分野に集中的に取り組む必要がある。

・重点政策分野

1. 超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策

(1) 基本的考え方

ネットワークインフラの整備については、民間が主導的役割を担うことを原則とし、政府は公正な競争の促進、基礎的な研究開発等民間の活力が十分に発揮される環境を整備する。

(2) 目標

競争及び市場原理のもと、5年以内に超高速アクセス(目安として30~100Mbps)が可能な世界最高水準のインターネット網の整備を促進することにより、必要とするすべての国民がこれを低廉な料金で利用できるようにする。(少なくとも、3000万世帯が高速インターネットアクセス網に、また1000万世帯が超高速インターネットアクセス網に常時接続可能な環境を整備することを目指す。)

短期的には、1年以内に有線・無線の多様なアクセス網により、すべての国民が極めて安価にインターネットに常時接続することを可能とする。

(以下略)

PHSの高度化に向けた取組み

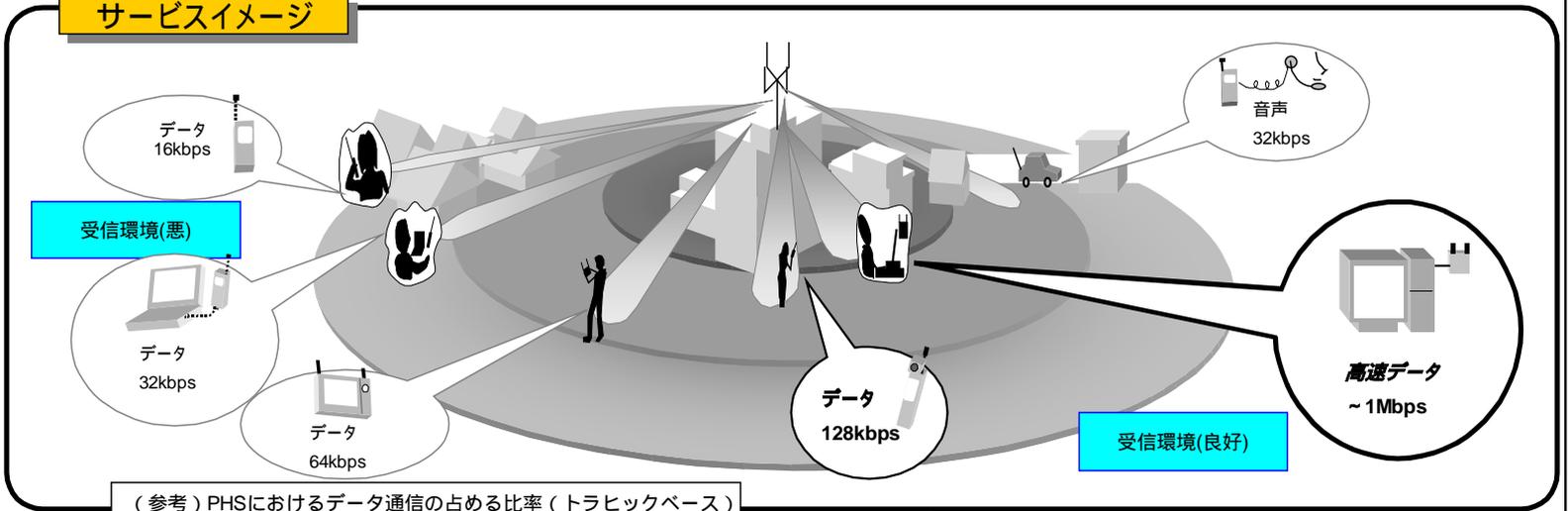
資料3

PHSについては、モバイルインターネットや高速データ通信を中心にニーズの増大、トラフィックの増加が見込まれるため、PHS高度化を検討。

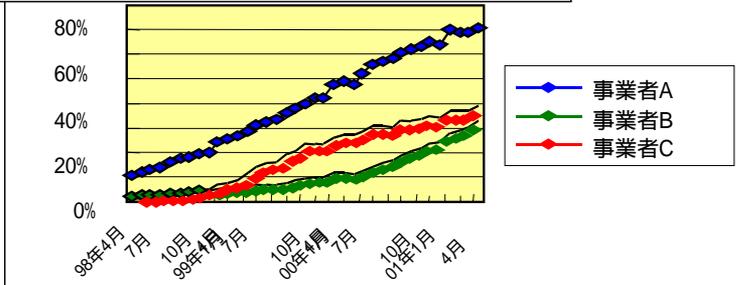
適応変調方式（受信環境に応じてデータ通信が最大となるよう最適な変調方式を採用）により、受信環境が良好な場合、1Mbps程度までの高速データ伝送が可能。

（注）昨年6月の情報通信審議会答申を踏まえ、省令改正手続き中。

サービスイメージ



（参考）PHSにおけるデータ通信の占める比率（トラフィックベース）



備考

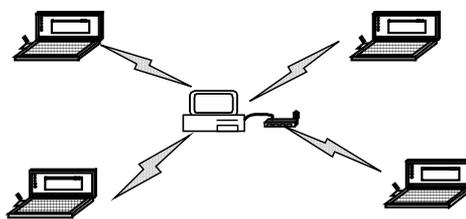
- ・平成13年11月 電波監理審議会 諮問
- ・平成14年1月 同答申

2.4GHz帯無線LAN等の高度化

資料4

現行のシステム

小電力データ通信システム



- ・オフィス等で利用される無線LANシステム
- ・伝送速度は最大10Mbps程度

新たな技術の実用化

- ・高速伝送を可能とする変調方式
- ・高い指向性を持つアンテナ

更なる高速通信（20Mbps以上）が可能となる。
 通信距離を伸ばすこと（3倍程度）が可能となる。
 高速インターネット接続のための加入者アクセス回線として活用する動き
 （例：MIS（モバイル・インターネット・サービス））

備考

- ・平成13年11月 電波監理審議会 諮問
- ・平成14年1月 同答申

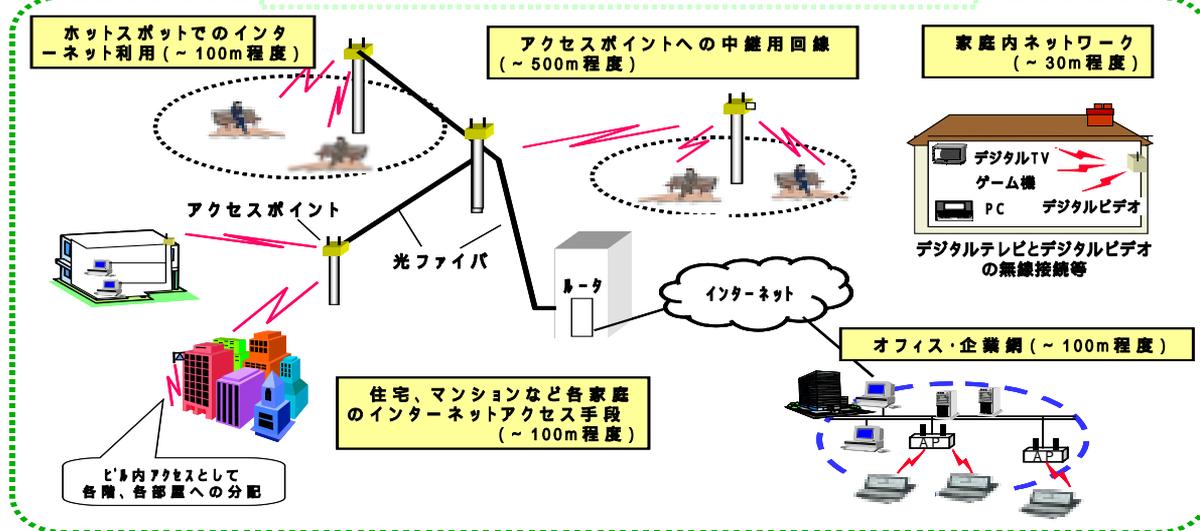
概要

- 準ミリ波帯(本システムでは、24.75GHz～25.25GHz、27.0GHz～27.5GHzの帯域)の周波数を利用する広帯域移動アクセスシステムは、100Mbit/s以上の高速伝送が可能であり、高速で高品質な無線LAN、無線アクセス及び情報家電等を接続可能な無線ホームリンクを実現するシステムである。
- 準ミリ波帯周波数の電波伝搬の特性により、見通しの範囲内での利用となる。

準ミリ波帯広帯域移動アクセスシステムの利用イメージ

- 街角や公園など公共スペースに設置されたアクセスポイントを経由したインターネット接続
- 住宅やビル・マンションなど各家庭でのインターネットアクセスの手段
- アクセスポイントへの中継用回線
- 家庭内の情報機器や情報家電の相互接続手段
- オフィス内のネットワーク構築手段

準ミリ波帯広帯域移動アクセスシステムの利用イメージ



備考

- 平成13年11月 電波監理審議会 諮問
- 平成14年1月 同答申

集合住宅における高速・超高速インターネットの導入～現状～

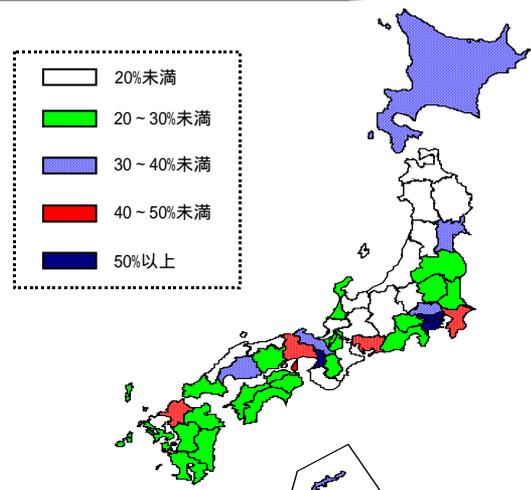
1. 我が国は、英米に比較して、集合住宅居住世帯比率が極めて高い状況。

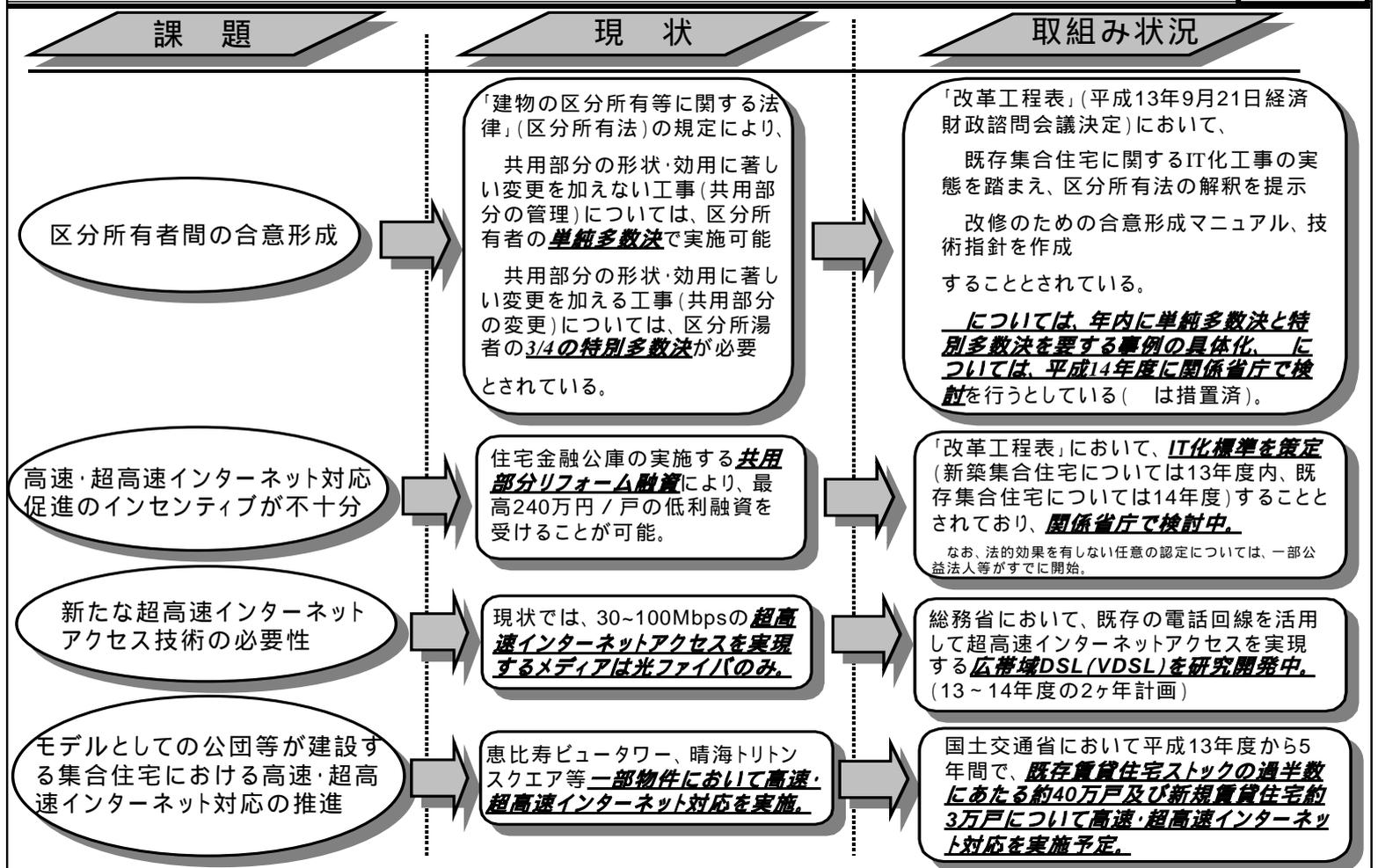
	世帯数(千戸)	共同住宅(集合住宅)(千戸)	比率	備考
日本	44,211	16,678	37.7%	平成10年住宅・土地統計調査
米国	109,457	29,427	26.9%	American Housing Survey 1995
英国	19,725	3,832	19.4%	English House Condition Survey 1991
韓国	9,205	3,791	41.2%	統計庁調査

2. 都道府県別で見ると、首都圏・近畿圏を中心に、都市部ほど集合住宅居住世帯比率が高くなっている。

都道府県別集合住宅居住世帯比率(平成10年住宅・土地統計調査)

都道府県	総世帯数	共同住宅(集合住宅)	比率	都道府県	総世帯数	共同住宅(集合住宅)	比率	都道府県	総世帯数	共同住宅(集合住宅)	比率
北海道	2,162,200	807,700	37.4%	石川県	391,200	105,900	27.1%	岡山県	656,900	148,600	22.6%
青森県	474,100	86,600	18.3%	福井県	245,000	42,600	17.4%	広島県	1,040,200	361,100	34.7%
岩手県	449,500	86,800	19.3%	山梨県	298,900	69,000	23.1%	山口県	561,200	138,100	24.6%
宮城県	783,200	268,300	34.3%	長野県	716,100	130,300	18.2%	徳島県	275,600	60,300	21.9%
秋田県	375,400	56,400	15.0%	岐阜県	651,900	129,100	19.8%	香川県	349,200	81,800	23.4%
山形県	364,700	60,700	16.6%	静岡県	1,215,600	343,000	28.2%	愛媛県	546,100	122,600	22.5%
福島県	652,700	138,700	21.3%	愛知県	2,356,900	984,000	41.8%	高知県	300,900	62,300	20.7%
茨城県	930,700	200,400	21.5%	三重県	597,500	99,700	16.7%	福岡県	1,798,800	782,800	43.5%
栃木県	631,900	133,300	21.1%	滋賀県	406,100	97,300	24.0%	佐賀県	274,900	54,000	19.6%
群馬県	659,600	130,800	19.8%	京都府	968,500	358,000	37.0%	長崎県	520,900	129,000	24.8%
埼玉県	2,329,400	926,900	39.8%	大阪府	3,307,300	1,730,800	52.3%	熊本県	618,900	152,400	24.6%
千葉県	2,017,100	822,800	40.8%	兵庫県	1,902,300	825,600	43.4%	大分県	436,300	124,400	28.5%
東京都	4,994,400	3,305,000	66.2%	奈良県	459,100	120,100	26.2%	宮崎県	424,900	92,200	21.7%
神奈川県	3,052,300	1,623,000	53.2%	和歌山県	366,100	62,600	17.1%	鹿児島県	688,200	150,900	21.9%
新潟県	765,600	150,600	19.7%	鳥取県	190,600	32,900	17.3%	沖縄県	415,700	189,400	45.6%
富山県	338,400	54,100	16.0%	島根県	248,400	44,700	18.0%	全国	44,211,400	16,677,600	37.7%





既存の分譲マンションのIT化工事に関する区分所有法の考え方

共用部分の変更の意義の明確化

明確化

共用部分の変更の意義

= その形状又は効用を著しく変えるもの

その程度に至らないもの = 過半数の決議で実施可能

* 共用部分への加工行為が著しく多額の費用を要する場合には、4分の3の特別多数決議を要する必要があるが、例えば、IT化工事の費用が相当多額にのぼるものの、導入する設備の利用を予定する者のみで工事の費用を負担するとの取り決めがあれば過半数の決議で工事を実施できるものと考えられる。

IT化工事の方式と必要な手続の考え方

IT化工事の実態(工事の方式・内容・設置機器の大きさ等)

区分所有法の一般的な考え方を提示

FTTH方式の場合

空き管路がある場合や建物の外周にケーブルを敷設する場合

過半数の決議で工事可能

* 空き管路がないため、建物の躯体内部に新たに管路(縦系、横系)を設置する場合には、共用部分の形状を著しく変えるもの = 特別多数決を要する場合が多いと考えられる。
* 建物の外周にケーブルを敷設する工事は、建物の構造・外観に応じ、外観等の変更を最小限にとどめ、美観を損ねないこと等について、十分な配慮が必要である。

VDSL・HomePNA方式の場合

構内LAN方式の場合

無線方式の場合

ケーブルインターネット方式の場合

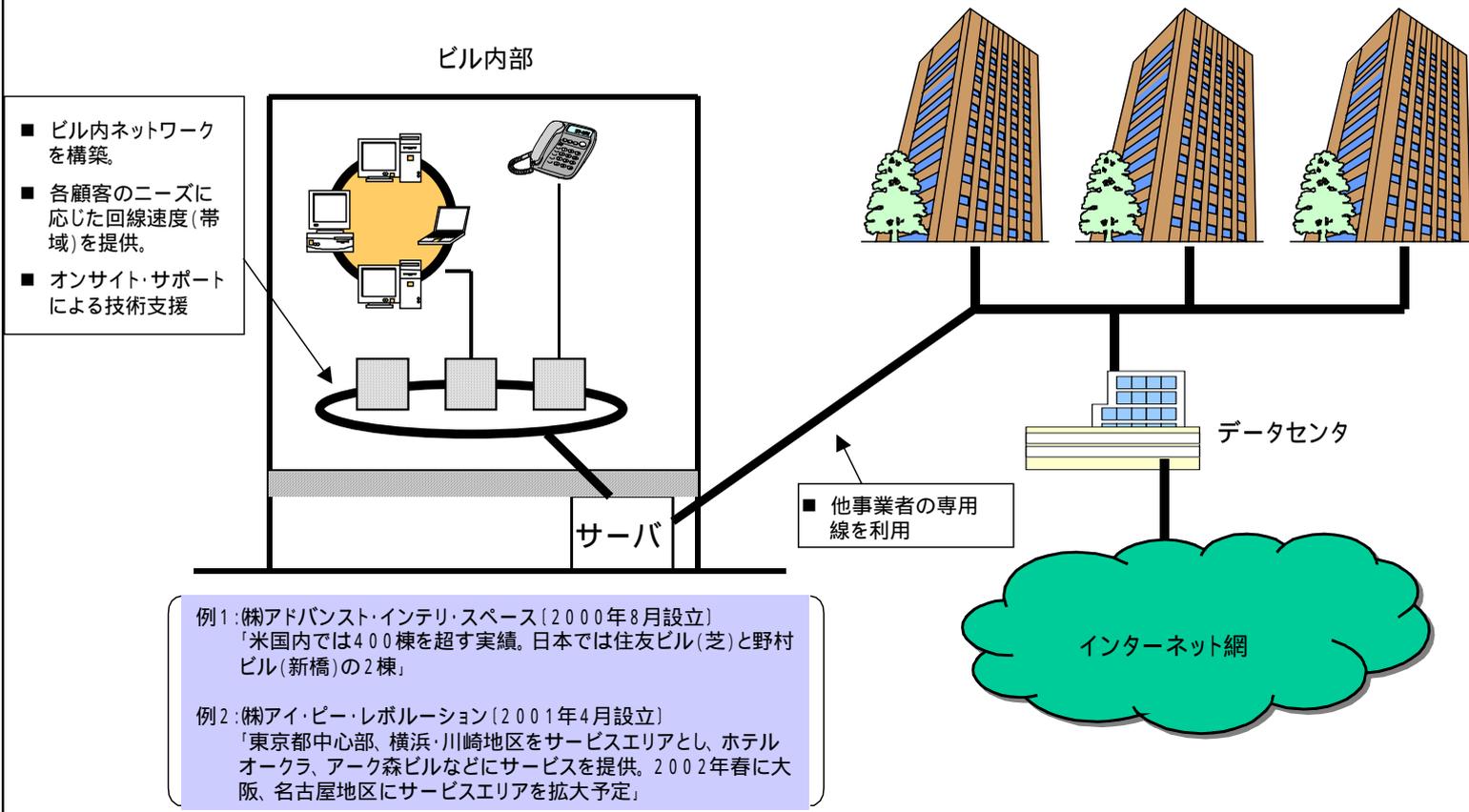
過半数の決議で工事可能

* 建物の外周、廊下、階段等にケーブルを敷設する場合には、FTTH方式と同様の配慮が必要である。

FTTH方式と同様

BLEC (Building Local Exchange Carrier)

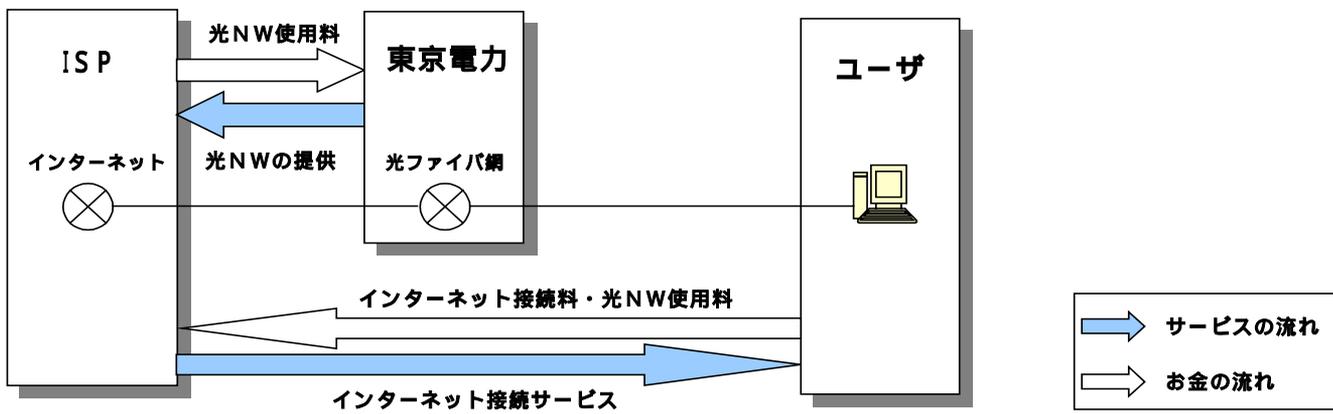
ビルオーナーからの委託を受けて、ビル内に通信網を構築し、ビル外の専用線等を経由してインターネット網と接続することにより、オフィスビルのテナントやマンションの住人などを顧客としてネットワークサービスを提供する通信事業者。



電力事業者による通信事業への参入

東京電力は、保有する光ファイバ網を活用し、F T T H事業に参入の方針。(事業開始は平成14年3月を予定)

ビジネスモデルのイメージ

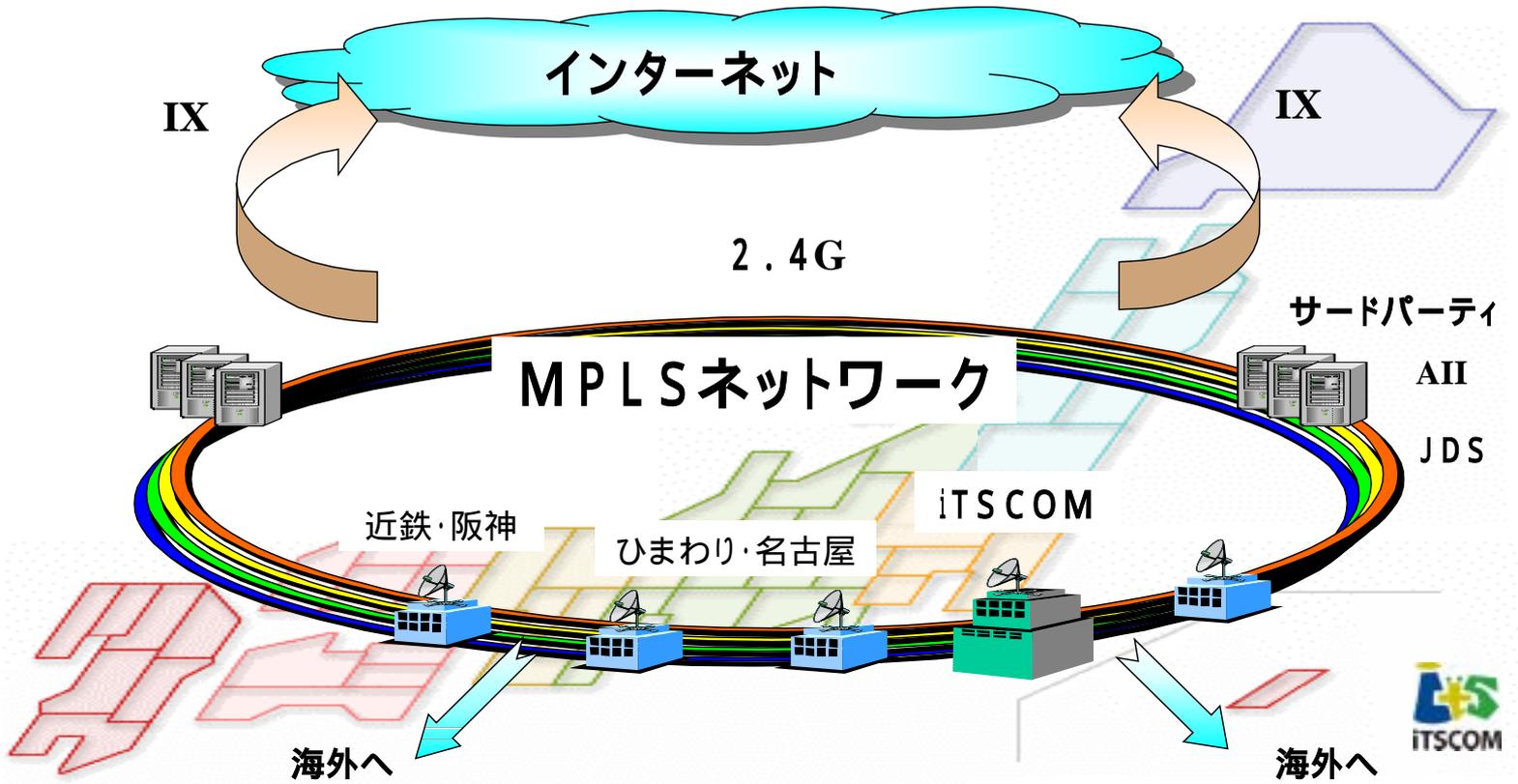


- (1) サービス内容 : 最大100Mbps (ベストエフォート)
- (2) サービス展開エリア : 当面、東京23区及び東京都武蔵野市、三鷹市
- (3) 投資額 : 約650億円 (平成13~17年度の合計)
- (4) その他 : 平成17年度までに新たに約5万km (巨長)の光ファイバを敷設 [現在、約5.3万km (巨長、平成12年度末)を所有]

(注) 東京電力報道資料を基に作成。

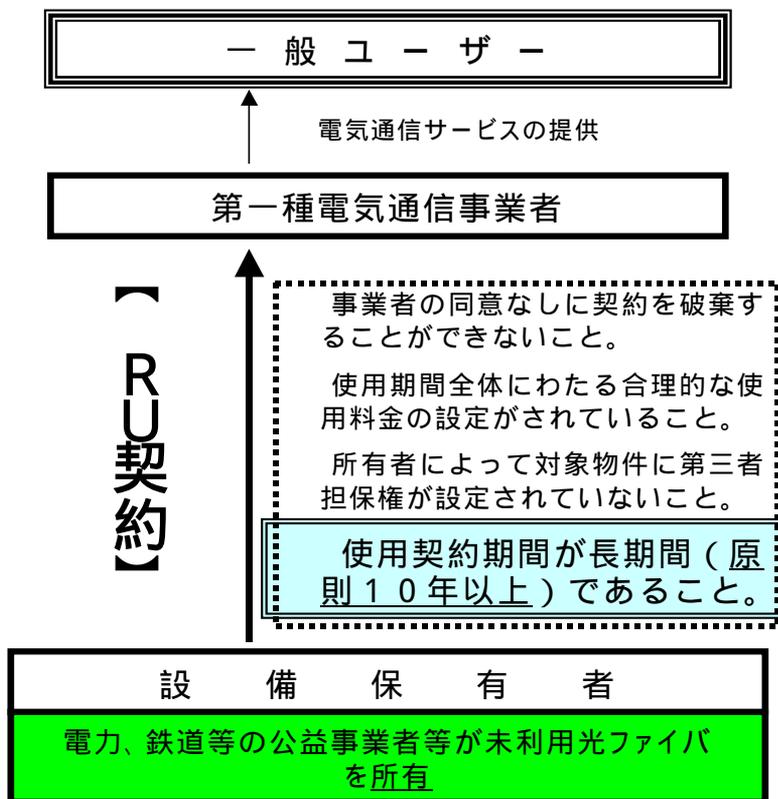
首都圏、東海圏、近畿圏をまたぐCATV事業者のアライアンスを組むことにより、他のネットワークに依存しないサーキットを構築。

プラットフォームやコンテンツを共有するとともに、サーキット内での最適な経路設定を行うことにより、IP電話や高品質VODサービスへ対応する。



IRUの運用の柔軟化について

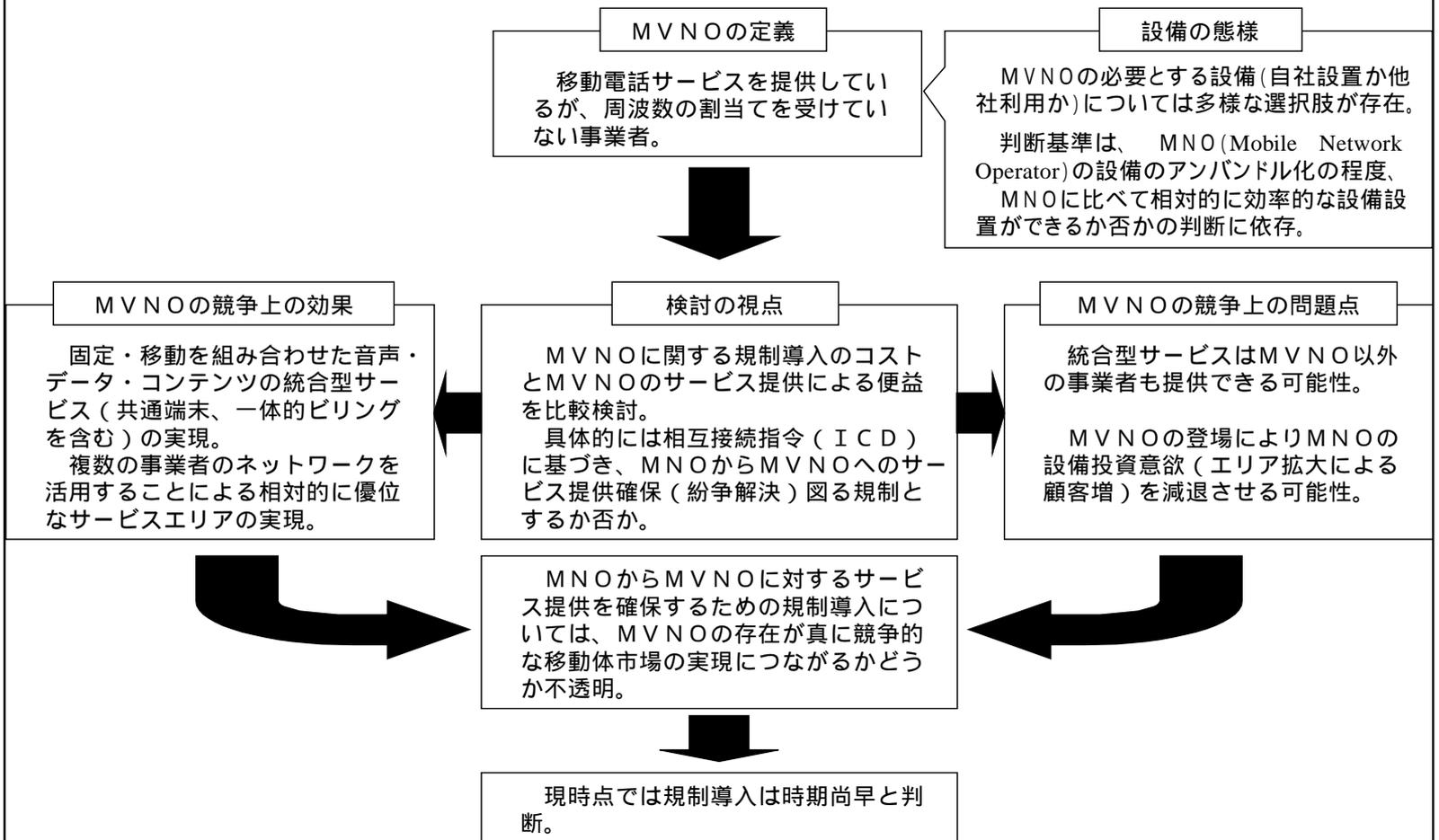
電力会社等の所有する未利用光ファイバの開放の促進と電気通信事業者の事業活動の機動的展開を図り、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの早期形成を実現するため、「原則10年以上」というIRUの要件を緩和。



短期使用契約の導入

使用契約期間について、使用契約が安定的であると認められる以下のいずれかの要件を満たしていること。

- ア 使用契約期間が10年以上であること。
- イ 使用契約期間が1年以上であり、かつ、契約書等において、以下の点が確認されていること。ただし、使用契約期間の累計が10年を超える場合における当該超える部分に相当する契約については、この限りでない。
 - A 契約の自動更新の定めがあること
 - B 第一種電気通信事業者の同意がない限り、更新を拒否することができないこと
- ウ その他ア、イに類する特別の事情があると認められるものであること。



(注) 本資料はOFTEL声明の提示している論点の中から主要なものを抜粋したものであって、網羅的に整理したものではない。
 (資料) OFTEL "Statement on Mobile Virtual Network Operators" (October 1999)

ISPの階層構造

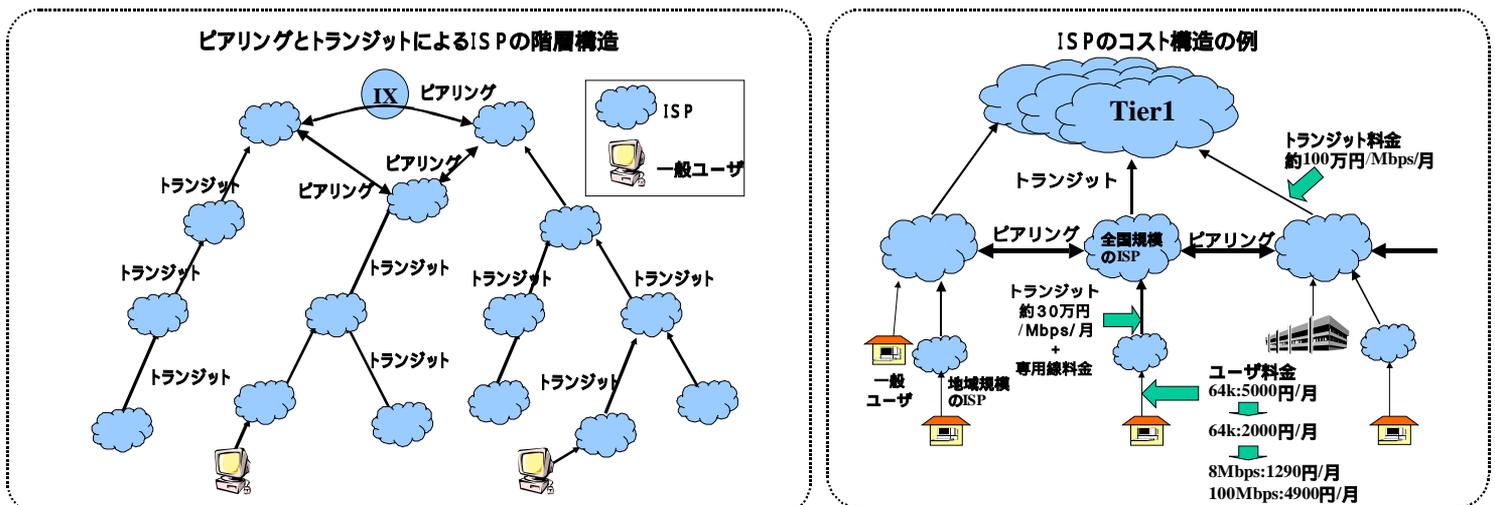
ISPの階層構造とインターネットへのコネクティビティ

ISPは、世界規模のバックボーンを有する米国のTier1ISPを頂点に階層化。

- ・ Tier1ISPは、他のTier1ISPとピアリングすることにより、世界中のISPとのコネクティビティを確保。
- ・ 世界中のISPが直接又は間接にTier1ISPとトランジットすることによりユニバーサル・コネクティビティが確保。

我が国では、全国規模のバックボーンを有する全国規模ISPと各地域で接続サービスを提供している地域ISPとに大きく分かれる。

- ・ 地域ISPは、全国規模ISPとのトランジットにより、国内・世界とのコネクティビティを確保。
- ・ 全国規模ISPは、IX等で他の全国規模ISPとのピアリングを行うことにより国内のコネクティビティを確保するとともに、Tier1ISPやそれにつながるISPとのトランジットにより、世界中のISPとのコネクティビティを確保。



(出典) 情報通信審議会中間答申「21世紀におけるインターネット政策の在り方」(平成13年7月)

ISP間の接続の種類

ピアリング

・ISP間で、相手方ISP宛のトラフィックのみを無償で互いに交換するもの。

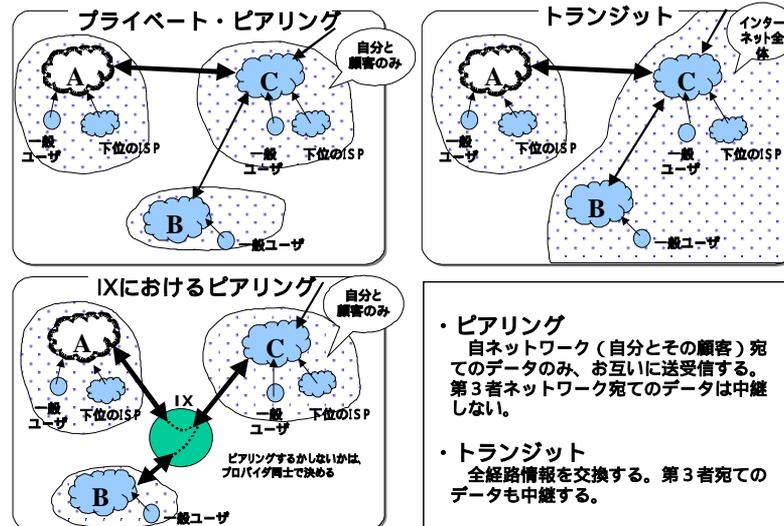
トランジット

・あるISPが、自らのトラフィックをインターネット全体(世界中の全てのISP)に中継することを相手方ISPに有償で委ねるもの。

一般的なISP間の接続の現状

一般的には、相当規模以上のISPは、低コストで良好なコネクティビティを確保するため、ほぼ対等ないくつかのISPとピアリングを行い、無償でコネクティビティを確保するとともに、残りのISPとはトランジットにより有償でコネクティビティを確保している。

ピアリングとトランジット



(出典) 情報通信審議会中間答申「21世紀におけるインターネット政策の在り方」(平成13年7月)

モバイルビジネスにおける通信事業者のオープン化に向けた対応

	NTTドコモ	KDDI	Jフォン
他のISP等へのオープン性の確保	「他インターネットアクセスサービス事業者が参入の意向を示してきた際にiモード端末から、iモードセンタにアクセスすることなく、『他ISP』へアクセスできる環境を2年程度で整備」 (ドコモ研究会提出資料より)	「弊社ゲートウェイを通さない形での他ISP接続については、ISPからの依頼が来た段階で仕様等を決め、ネットワークを改修、実現する。」 (KDDI研究会提出資料より)	「次世代携帯電話システムの構築に際し、ISPとのオープンな接続の可能性について双方の役割分担、責任分担、設備費用分担、技術的实现方法等を具体的に検討して行く。実現の可能性、時期については現段階でコメントは出来ない。」 (Jフォン提出メモより)
端末のオープン性の確保	予定なし。 *「ブックマーク」より予め登録している他社ポータルへのアクセスが可能であり、現状に問題なしとの立場。	「現状でも、EZwebメニューに他社ポータルが載っており選択可能、またURLの登録によりワンクリックでアクセス可能。2001年秋迄に“ポータルサイト”項目を新設し、他社ポータルを一覧表示する事でより選びやすくする。」 (KDDI研究会提出資料より)	「現段階でも『マイリンク』(画面保存機能)、『ブックマーク』(URL保存機能)を電話機には搭載しておりオープン性に配慮している。引き続き他社ポータルへのアクセスがより容易に出来るように、端末開発の検討をして行きたい。」 (Jフォン提出メモより)
ユーザIDや料金回収代行のオープン性の確保	「研究会に提案された、『第三者機関』に具備させるべき、法的・社会的責任、厳格な審査基準の具体化を、『モバイルコンテンツビジネスの環境整備の方策に関する研究会』にて検討していく。」 (ドコモ研究会提出資料より)	「現在『モバイルコンテンツビジネスの環境整備の方策に関する研究会』で検討されている第三者機関の役割、責任等が固まり、審査がスタートした後、その審査を通ったCPに対しては回収代行を拡大する。」 (KDDI研究会提出資料より)	「『モバイルコンテンツビジネスの環境整備の方策に関する研究会』にて『第三者機関』、キャリア、コンテンツプロバイダーの果たす役割、責任および業務分担についてより具体的に検討して行く。」 (Jフォン提出メモより)

注) 本研究会では、IMT-2000のサービスを行うNTTドコモ、KDDI、Jフォンの3社を対象にオープン化に向けた今後の対応を取りまとめた。

出典) 「次世代移動体通信システム上のビジネスモデルに関する研究会」報告書(平成13年6月)

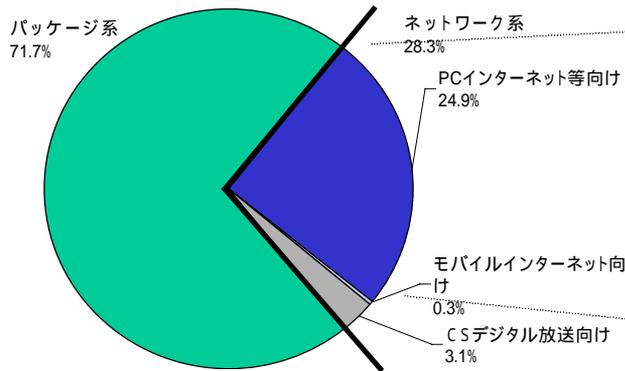
1. デジタルコンテンツ市場では、パッケージ系コンテンツがネットワーク系コンテンツよりも大きな比率を占めている。
2. PCインターネット等向けのコンテンツ市場では、映像系コンテンツが占める割合はわずか。
3. 放送番組そのものがブロードバンド上で二次利用されるケースよりも番組とは異なる短時間視聴のコンテンツへのニーズがまず立ち上がると想定される。放送用コンテンツを全く新しいビジネスモデルとしてブロードバンドコンテンツに活用することでデジタル時代の新市場が拓ける可能性。

デジタルコンテンツの市場規模(1999年)

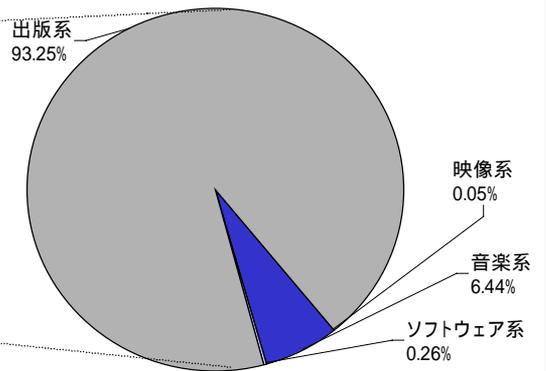
全体	16,735	パッケージ系	11,999	CSデジタル放送向け	514	映像系	2
		ネットワーク系	4,736	モバイルインターネット向け	47	音楽系	269
				PCインターネット等向け	4,175	ソフトウェア系	11
						出版系	3,893

(単位：億円)

デジタルコンテンツ市場のメディア別内訳



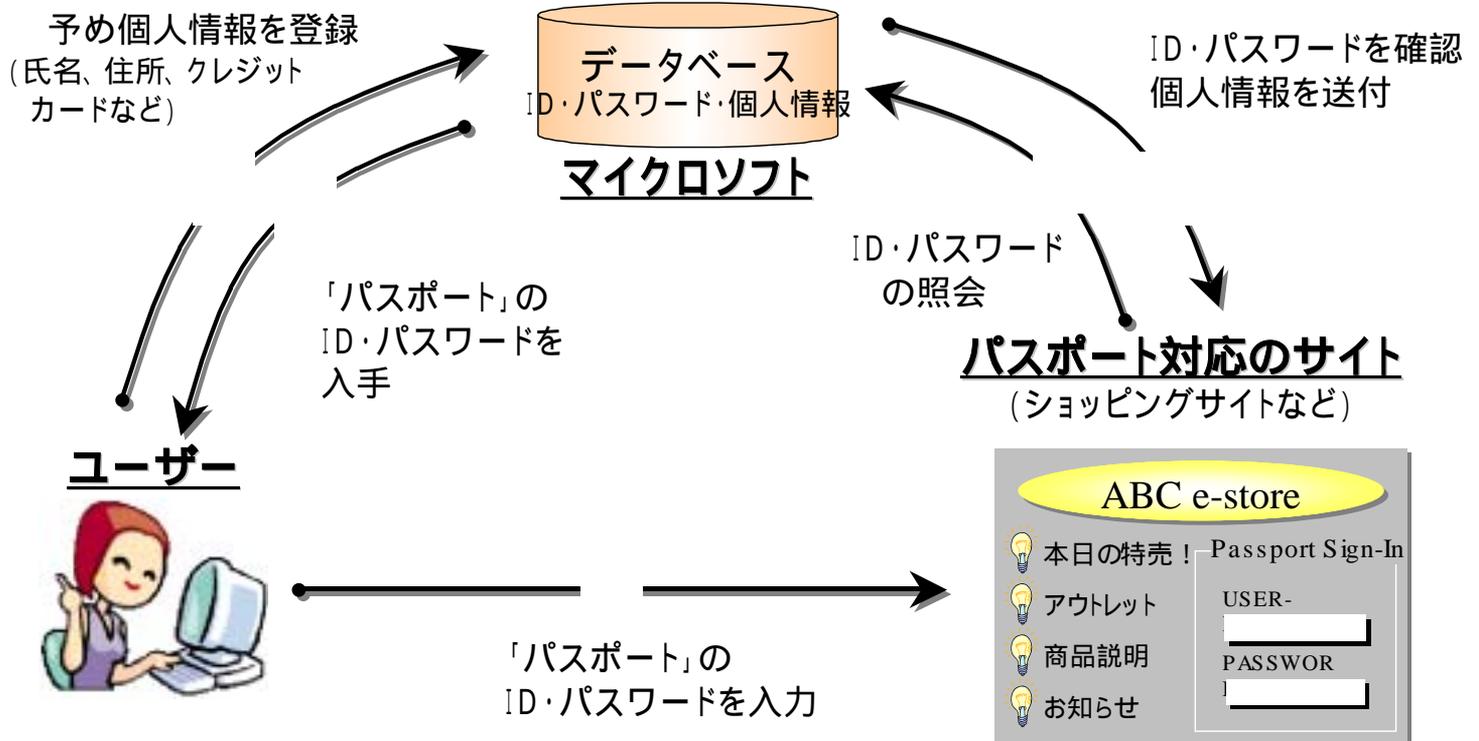
PCインターネット等向けコンテンツ市場の種類別内訳



- ・CSデジタル放送向け：デジタルCS放送サービスの加入者が支払う視聴料のうち、顧客管理代行会社を通じてコンテンツ提供者である委託放送事業者を支払われる番組料の売上。
- ・モバイルインターネット向け：携帯電話によるインターネット接続サービス向けに配信される有料コンテンツの市場。
- ・PCインターネット等向け：インターネット等を通じ、ダウンロードまたはストリーミングの形態で流通するコンテンツの市場。
- ・映像系：映画、テレビ番組等の映像ソフト（音楽ライブやプロモーションビデオは除く）と、写真・イラスト等の静止画データ（素材を除く）の市場。
- ・音楽系：ノンパッケージ形態で流通する音楽系コンテンツの市場であり、楽曲配信、MIDIデータを含む家庭用カラオケコンテンツ、および業務用カラオケコンテンツから構成される。
- ・ソフトウェア系：ノンパッケージ形態で流通するソフトウェア系コンテンツの市場であり、ゲームを含むオンラインソフトウェアがその中心。
- ・出版系：ノンパッケージ形態で流通する出版系コンテンツの市場であり、オンラインリファレンスやデータベース、電子書籍や占いなどが含まれる。

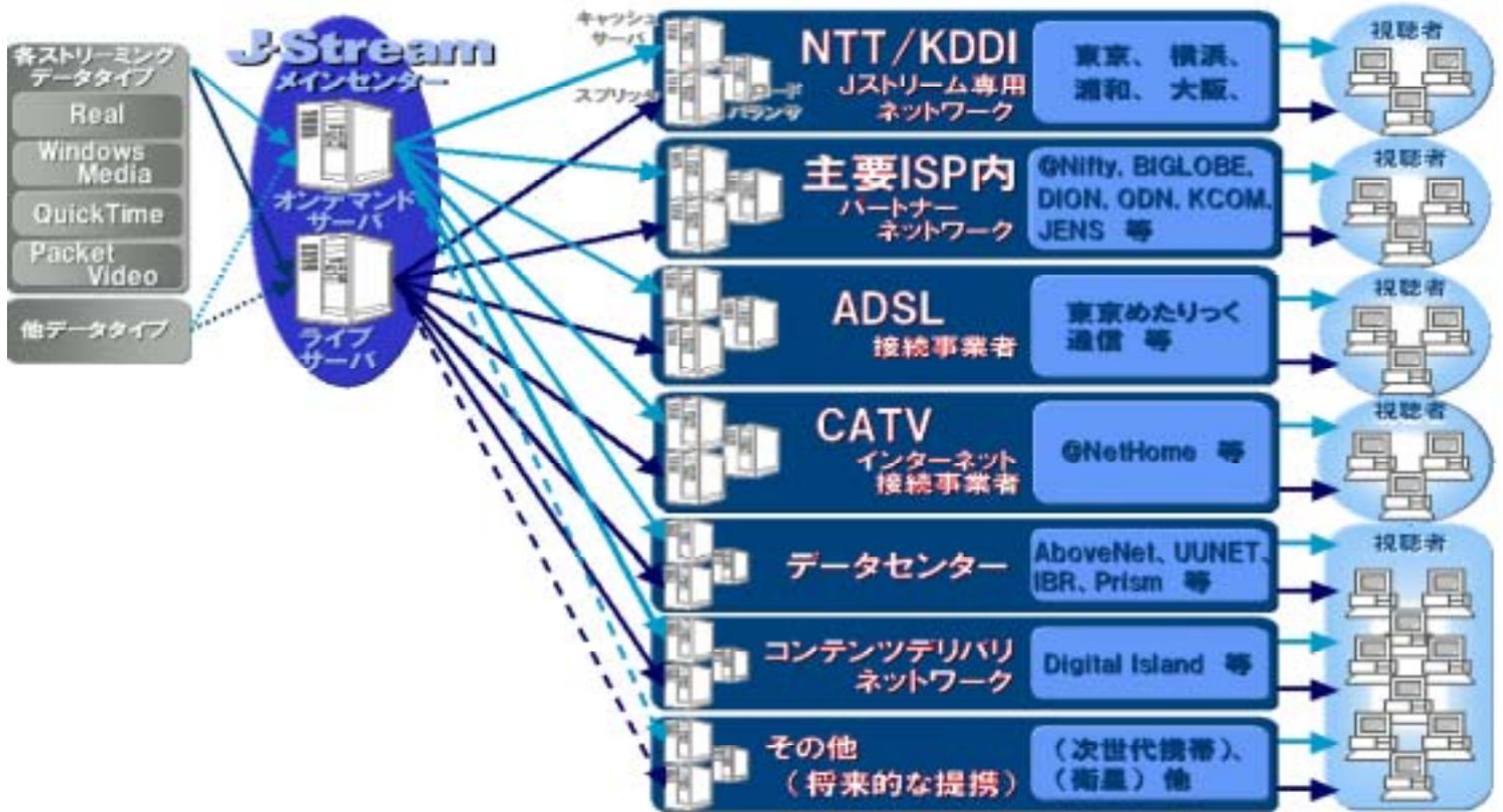
(出典：マルチメディア白書2000(財団法人マルチメディアコンテンツ振興協会)を基に総務省作成)

「パスポート」の仕組み



「J」ストリーミングによるビジネスモデル

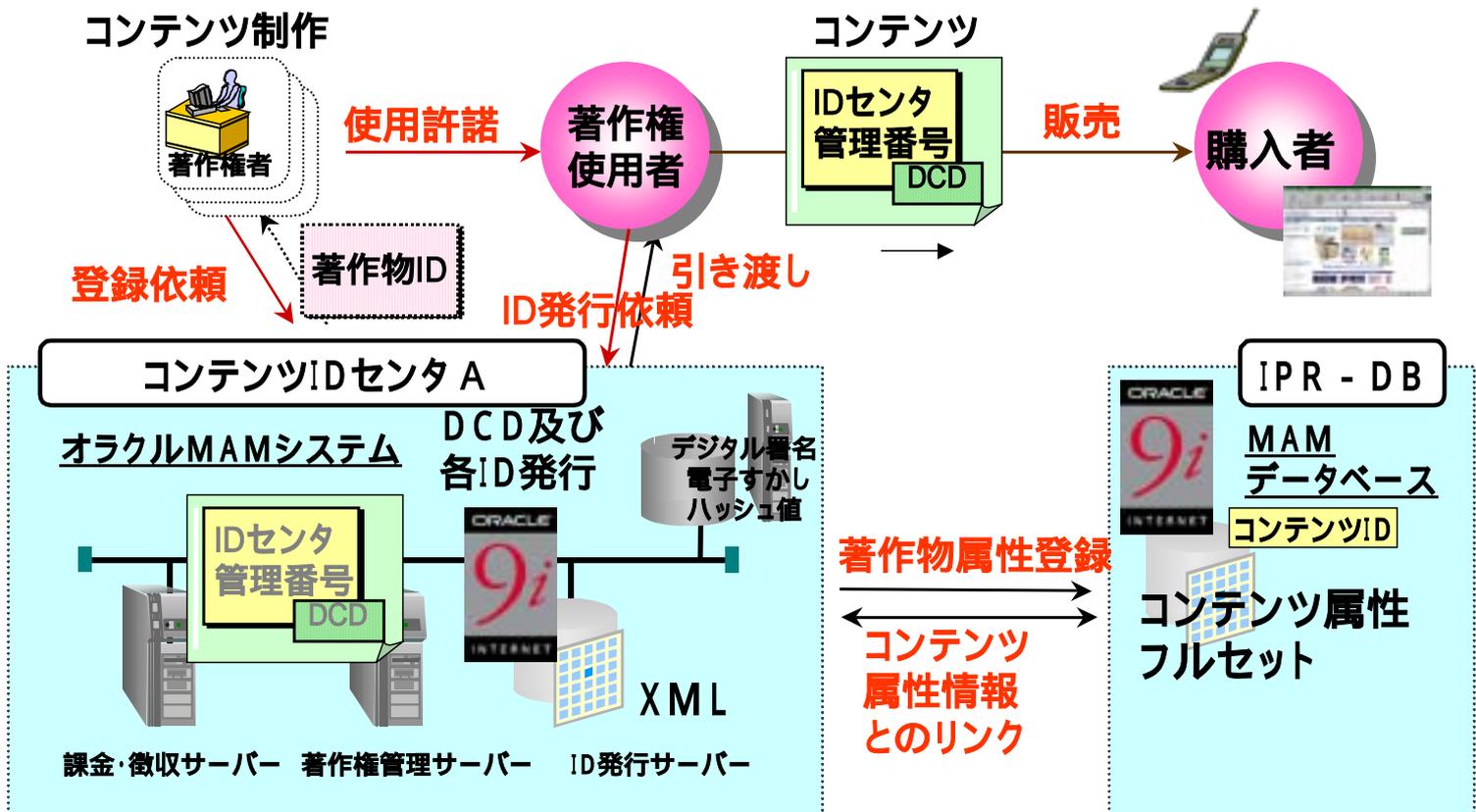
映像のデジタル化からマルチメディア制作までの「映像ソリューション」と、あらゆるデバイスを対象にした大容量の回線と多数のサーバという「ネットワークソリューション」とを組み合わせて提供することにより、コンテンツとユーザをワンストップで結ぶ「配信環境の整備」。



著作権保護 ~ Contents ID (コンテンツIDフォーラム) ~

コンテンツIDフォーラムの活動

著作権を保護しながらコンテンツの流通を促進するためのユニークID等の属性情報をセットする。デジタルコンテンツに体系化されたIDを付番することにより、その流通をデータベースにて管理する。



英国におけるSIMロック政策の動向（1/2）

資料21-1

EUガイドライン（1996）

エンドユーザは端末がロックされているかどうかについて、端末購入時に十分認識できなければならない。

ネットワーク事業者及びサービス事業者は、アンロックが可能であることをユーザに伝えるか、アンロックに必要な情報についてユーザの求めに応じて提供しなければならない。

端末に係るインセンティブ（販売促進費）の存在及び額等について、端末購入時に顧客に明らかにしなければならない。

端末は、インセンティブが回収されるまではアンロックの必要は無い。

OFTELガイドライン（1998）

SIMロックは、端末へのインセンティブの付与を含め、客観的な理由の存在により正当化されることが必要である。

端末のインセンティブが回収された段階で、顧客はアンロックができなければならない。当該回収にかかる期間は一般に12か月まででなければならない。

アンロックのための手数料は、アンロックに伴うコストに見合ったものでなければならない。

英国における各事業者のSIMロックに関する取組み

	ロック期間	ロック解除の手数料	ロック対象端末
ボーダフォン	いつでもロック解除可能	£ 35	プロパイド端末
BTセルネット	12か月	£ 15	プリペイド端末及びWAP対応通常端末の一部
One 2 One	プリペイド：3か月 通常端末：1か月	£ 35.25	プリペイド端末及び通常端末
オレンジ	いつでもロック解除可能	£ 35.25	プリペイド端末及び通常端末

（出典） OFTEL, "Effective Competition Review : Mobile" (September 2001)

英国におけるSIMロック政策の動向（2/2）

資料21-2

現 状

実態としてインセンティブが減少してきていることにより、当該インセンティブの回収期間が短期化。

（端末供給をせず）SIMカードのみ提供する事業者が登場（例：MINT、Virgin Mobile等）。

端末多様化によりユーザの主要ニーズに概ね合致するようになったこと及びインセンティブの減少に伴い、ユーザの端末保有期間が長期化。

SIMロック解除のメリット

ユーザが事業者を変更したり、サービスごとに事業者を選択（複数枚のSIMカードを所有）する形態が実現し、料金水準に競争圧力が働く。

SIMカードのみ供給する事業者にとって新規参入の障壁が減少。

OFTELの見解

実態としてのインセンティブの減少等、SIMロックを減少させる方向に進み、ユーザによる事業者のスイッチが容易化するものと確信。

OFTELとしては、上記の基本的考え方に事業者全体が賛同し、SIMロックの解除の更なる推進に向けて対応することを期待。

参 考

OFTELは、1997年9月、オレンジから問題提起のあったOne 2 Oneのプリペイド端末"Up 2 You"のインセンティブ及びSIMロックの適正性について検証し、当該事案はガイドラインに照らして問題ない旨の判断を示している。このように、OFTELはガイドラインを提示し、これに違反する可能性がある事案について、個別に調査し、適正性を判断するというアプローチを採用している。

（出典） OFTEL, "Effective Competition Review : Mobile" (September 2001)

第一種電気通信事業者	第二種電気通信事業者
業務委託要件の明確化 (H6.9 審査基準制定) 業務委託の認可案件を類型化し、明確化	約款外役務制度の導入 (S62.6法改正) 第一種事業者が第二種事業者に対し、総務大臣の認可を受けて、利用者契約約款に定める条件と異なる条件の電気通信役務(約款外役務)の提供を可能化
IRUの導入 (H7.12) IRU(破棄し得ない使用权)により、他者所有設備の自己設置設備としての調達を可能化 ・契約を破棄する際は使用权を取得する第一種事業者の同意が必要 ・使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定 ・回線設備所有者による対象物件への第三者担保権の設定の禁止 ・使用契約期間が長期間(原則10年以上)	特別第二種と一般第二種の区分の緩和 (H8.11政令改正) 設備の回線収用能力が、500回線(1200bps換算)を超えるもの ⇨ 設備の回線収用能力が、2000回線(64kpbs換算)を超えるもの
業務委託の弾力化 (H8.3 審査基準改正) 業務を委託する際の受託者要件を緩和し、CATV事業者、地方自治体、電力会社等の第一種事業者以外の者の受託を可能化	特別第二種と一般第二種の区分の見直し (H10.5法改正) ・不特定かつ多数の者の通信 かつ 設備規模が一定基準を超えるもの ⇨ ・不特定かつ多数の者の通信 かつ 公専公接続をする音声サービス ・本邦外の場所との間の通信 ⇨ ・本邦外の場所との間の通信
需給調整条項の撤廃 (H9.6法改正) 第一種電気通信事業の許可基準から、次の2項目を削除 ・事業の提供に係る電気通信役務が業務区域における需要に照らし適切であること ・事業を行う区域等において、電気通信回線設備が著しく過剰とならないこと	第二種事業者の自前回線設備の設置 (H10.5法改正) 第二種事業者が一定の要件の下で、一の利用者の電気通信設備との間の端末系伝送路設備を自ら設置して電気通信役務を提供することを可能化
役務の種類の簡素化 (H10.3省令改正) 電気通信役務の種類を7区分から3区分(音声、データ、専用)に簡素化	
第一種事業者と第二種事業者の別会社要件の撤廃 (H12.9) 第一種事業と第二種事業をそれぞれ独立した事業として営む場合の別会社要件を撤廃	
キャリアズ・レートの導入(H12.11省令改正) 専用線について、事業者向け割引料金(ユーザ料金から営業費等を控除)を導入	
利用者契約約款ベースの回線再販売の可能化 (H12.11省令改正) 第一種事業者が、自己のネットワークの一部に他の電気通信事業者から利用者契約約款ベースで調達した電気通信回線設備を利用し、全体を一体的に第一種電気通信事業として運用することを可能化	
卸電気通信役務制度の導入(H13.6法改正) 専ら電気通信事業者の電気通信事業の用に供する卸電気通信役務について、従来の利用者向け役務と比べ緩やかな規制を適用(第一種事業者及び特別第二種事業者は、個別の卸契約を事前に届け出ること、卸電気通信役務の提供が可能)	

2001.1.16	DSL事業者であるノースポイント・コミュニケーションズ社(以下「ノ社」)が、連邦破産法(我が国の会社更生法に相当)第11条の適用を申請。
↓	
2001.3.29	ノ社、倒産によりサービス停止。AT&Tがノ社の資産を買収したが、顧客の引継ぎを拒否したため、10万人余のユーザがインターネットを利用不能。 カリフォルニア州公益事業委員会(CPUC)は、州公益事業法(Public Utility Code)第451条に基づく州政府命令(Government Order)96-Aによる以下の規定に基づき、認証を受けて事業開始した通信事業者はサービス停止の前に委員会の認証を得ることが必要であるとしている。 § 60(Government Order)96-A 「いかなる公益事業体も、委員会の認証を得なければ、サービス提供地域のいかなる部分であっても公共サービスの提供を中止してはならない。」 CPUCは、ISP事業者であるXOカリフォルニアの申し立てを受け、ノ社のサービス停止の是非について検討を行い、本年4月3日、ノ社のサービス停止に際しては30日前の届出、CPUCの承認がなければサービス停止は違反行為である旨の結論(結果的にCPUCが右結論を決定する前の段階において、ノ社はサービス提供を停止していた)。 なお、30日前とした理由は明記されていないが、申立者等がユーザ移管に少なくとも30日間は必要としていたことが背景にあるものと考えられる。
↓	
2001.4.5	CPUCがノ社に対して30日間のサービス継続を命令したが、回線を提供している通信事業者数社は、ノ社に債務支払能力がなくなったと判断して回線提供を中止。 CPUCは、2001年5月14日、AT&T社によるノ社の設備の買収を最終的に承認し、その条件として、AT&T社が買収したDSLサービス用のすべての設備を利用している(自社のDSLサービス又は他DSL事業者に対する卸サービスとして利用)ことを証明する文書を2002年1月15日までに策定・公表することを義務付けた。

- 資料編 -

研究会中間報告要旨

研究会構成員及びオブザーバ

研究会開催要綱

研究会開催状況

中間報告(草案)に対する意見招請結果
及び研究会の考え方

- ・ 意見提出者一覧
- ・ 意見招請結果(概要)
- ・ 意見招請結果及び研究会の考え方

情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会

中間報告

- 電気通信事業分野におけるブロードバンド時代の競争環境整備の在り方 -
(要 旨)

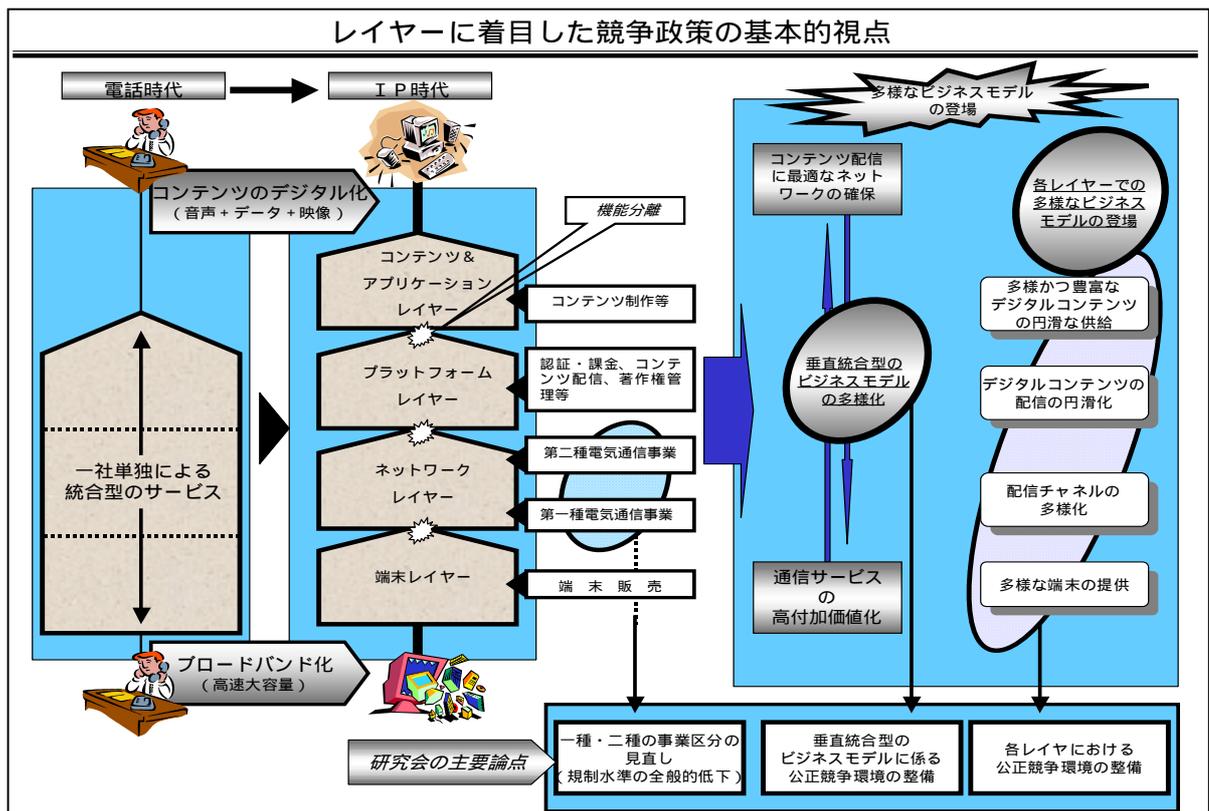
第1章 今後の競争政策の在り方に関する基本的視点

ブロードバンド化に対応した競争政策の必要性

- (1) 電気通信分野における今後の競争政策の在り方を検討する際は、ブロードバンド化の流れを加速化し、活発な競争を通じた多様な事業展開が可能となるよう公正競争環境を整備していくことが必要であり、特にブロードバンド化によってもたらされるネットワーク構造や市場構造の変化を踏まえた検討が求められている。

レイヤーに着目した競争政策の基本的視点

- (2) ブロードバンド化の進展に伴う各レイヤー（下図参照）の機能分離(アンバンドル化)の進展により、各レイヤーごとに必要な部分を自由に組み合わせてサービスを提供する「オープン型」のビジネスモデルや、上位レイヤーにおける新たなビジネスモデル（i D C (internet data center) 事業等）が登場してきており、「各レイヤーを縦断する」公正競争環境整備の在り方及び「各レイヤーごとの」公正競争環境整備の在り方の双方について、多角的な観点から検証していくことが求められている。



競争ルール整備における基本的考え方

- (3) 競争ルールの整備を図る際には、「制度の透明性・予見可能性の確保」、「競争促進的なルールの確立」及び「デュープロセスの確保」を基本としつつ、
- 有効競争レビューの定期的実施
 - 事業者間の紛争処理と競争ルールの有機的連携
 - 競争ガイドライン等の策定
 - 電気通信事業法と独占禁止法の有機的連携
 - ユーザ保護の重視
- 等の多様な観点から取り組んでいくことが必要である。

第2章 レイヤー縦断型のビジネスモデルと競争環境整備の在り方

レイヤー縦断型のビジネスモデルに対する評価

- (1) 最近のレイヤー縦断型のビジネスモデルの特徴としては、移動通信事業者のように一社単独で事業展開する単一型の垂直統合型ビジネスモデルに加え、複数の事業者が連携して、それぞれが得意とするレイヤーの経営資源を持ち寄り、各パーツを組み合わせてオープンなビジネスモデルを形成する協働型ビジネスモデルが登場してきており、これにより、従来と比べて多数の事業主体（競争軸）による市場競争の活性化が実現することが期待される。

市場支配的な事業者によるレイヤー縦断型のビジネスモデルの展開

- (2) 市場支配的な事業者によるレイヤー縦断型のビジネスモデルのうち、東西N T Tの活用業務（地域通信業務に業務範囲を限定されている東西N T Tについて、一定の要件の下、総務大臣の認可を受けて、県を越えて上位レイヤーへの業務範囲の拡大が可能）については、昨年12月に策定・公表された「東西N T Tの活用業務の認可に係る『公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ』がある場合等の考え方」（活用業務認可ガイドライン）に沿って、個別案件ごとに公正競争条件の確保について、デュープロセスを踏まえつつ慎重に対処していくことが求められる。
- また、円滑なコンテンツ配信を実現していく観点からは、認証・課金等を行うプラットフォームレイヤーのオープン化が極めて重要な要素であり、東西N T Tがプラットフォームレイヤーに進出する場合、プラットフォーム事業に係る機能（他事業者が同様の業務を実施するために必要不可欠な要素と認められるもの）のアンバンドル化の必要性等についても併せて十分な検討が必要である。

東西NTTの子会社等による上位レイヤーへの進出については、一概に公正競争を損なうものであるとは言えないが、実態として、東西NTTが上位レイヤーに進出するのと同じ効果がある等の懸念も指摘されているところであり、その実態を十分検証した上で、構造的に公正競争上の問題が生じていることが判明した又はその懸念が大きい場合には、非対称規制（市場支配的な事業者に対する規制）における特定関係事業者の適用範囲（現在は電気通信事業者に限定）の拡大を含め、新たな是正措置を講じることや、例えばグループ・ドミノスの概念の導入の是非についても、諸外国の状況等を勘案しつつ、必要に応じて検討していく必要がある。

第3章 各レイヤーにおける競争環境整備の在り方

ネットワークレイヤーにおける競争環境整備の在り方

- (1) 加入者系ネットワークの多様化を通じた地域通信市場の競争活性化を図るため、無線系アクセス網の多様化(空港、駅等のホットスポットでの活用が期待される無線LANによる高速インターネットアクセス環境の整備等)
固定系アクセス網の多様化（集合住宅におけるブロードバンド環境の実現の円滑化、既存のメタル回線の活用（例えばVDSL（Very high-bit-rate Digital Subscriber Line））等による高速サービスの実現等）
公衆網再販の早期実現
線路敷設の円滑化の推進（「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（昨年4月に策定）の平成13年度中の見直し）
アクセス網のボトルネック性の継続的な検証（第1章「有効競争レビューの定期的実施」に関連）
更なる料金・サービスの多様化・低廉化の実現
等を推進していくことが適当である。
- (2) 中継系ネットワークの多様化については、例えば以下のような市場環境整備を図る必要がある。
帯域幅仲介ビジネスの登場等を踏まえた卸市場の育成
バックボーン回線の更なる低廉化の推進(卸電気通信役務の提供を専業とする事業者の事業許可手続きの簡素化、データセンタと一体となった地域IXの整備等)
通信事業者以外の者が保有する光ファイバ網の有効活用（地方公共団体を対象とした「光ファイバ網の通信事業者への提供に関する標準手続き（仮称）」の策定等）

- (3) ネットワーク再販市場については、例えば、周波数の制約から事業者数が限定されている移動通信市場において、多様な形態によるMVNO(Mobile Virtual Network Operator)の登場等による市場活性化を促す観点から、MVNOに係る制度運営の透明性・予見可能性を高めるため、早急に「MVNO事業化ガイドライン(仮称)」を策定・公表することが求められる。なお、既存の移動通信事業者であるMNO(Mobile Network Operator)からMVNOへの役務再販の義務付けについては、MNOの設備投資意欲を削ぐおそれがあることを勘案すれば、少なくとも現時点においては適当でないと考えられる。
- (4) 高品質のインターネット網の構築を図るためには、ISP(Internet Service Provider)間(特に一般二種事業者間)の円滑な接続の実現が重要であり、例えば、昨年11月に設置された電気通信事業紛争処理委員会による「あっせん」又は「仲裁」手続きの活用が期待される。

プラットフォームレイヤー等における競争環境整備の在り方

- (5) モバイルインターネット分野においては、「ISPに対するゲートウェイのオープン化」、「ポータルサイト上のコンテンツ採用手続きの透明性の確保」及び「ポータル選択の同等性の確保」といったオープン化措置に各グループが取り組んでいるところであり、引き続き今後の取組みを注視していく必要がある。
- (6) 移動通信分野においては、通信事業者がコンテンツプロバイダ等との比較において圧倒的に優位な立場にあることに鑑み、必要に応じ、昨年11月に策定・公表した「電気通信分野における競争の促進に関する指針」(競争ガイドライン)の見直し(1年以内を目的)の際、移動通信事業者とコンテンツプロバイダ等との間の取引に係る「電気通信事業法上問題となる禁止行為」の更なる具体化を図ることが有効である。
- (7) コンテンツ配信の円滑化のための環境整備として、ベストエフォート型のインターネットサービスの品質に係る自己認証基準(ネットワークの標準モデルを定め、客観的なベンチマーク値又は一定のレンジ値を設け、サービス品質のクラス分類をユーザに対して提示するイメージ)の在り方について、標準化機関等において、早期に結論を得る方向で検討に着手することが適当である。

端末レイヤーにおける競争環境整備の在り方

- (8) 移動通信分野においては、垂直統合型ビジネスモデルとして、端末販売と通信サービス(通信事業者の選択)がバンドル化(一体化)され、端末機器の価格を低位に設定し、その分を通信料金として回収するというビジネスモデルが採用されている。

- (9) しかし、次世代携帯電話（3G）の登場に伴い、端末販売と通信サービスのアンバンドル化を実現するUIM(User Identity Module)カードのロック解除並びに新たな電子認証基盤としての同カードの活用、移動通信分野における番号ポータビリティの実現等を視野に入れつつ、これらを一体的に検討するため、メーカ、通信事業者、行政当局等の意見交換を通じた検討の場を設けることが適当である。

第4章 電気通信事業における競争の枠組みの在り方

基本的考え方

- (1) IPベースの新たなビジネスモデルの登場を促し、これに柔軟に対応できるようにする観点からは、可能な限り規制水準の全般的な低下を図るとともに、市場参加者から見て、明確で予見性の高い制度運営を維持していく必要がある。このため、電気通信事業における競争の枠組みの基礎をなす一種・二種の事業区分の在り方についても、通信・放送の融合や諸外国の動向等も勘案しつつ、必要な見直しを行う方向で検討する必要がある。

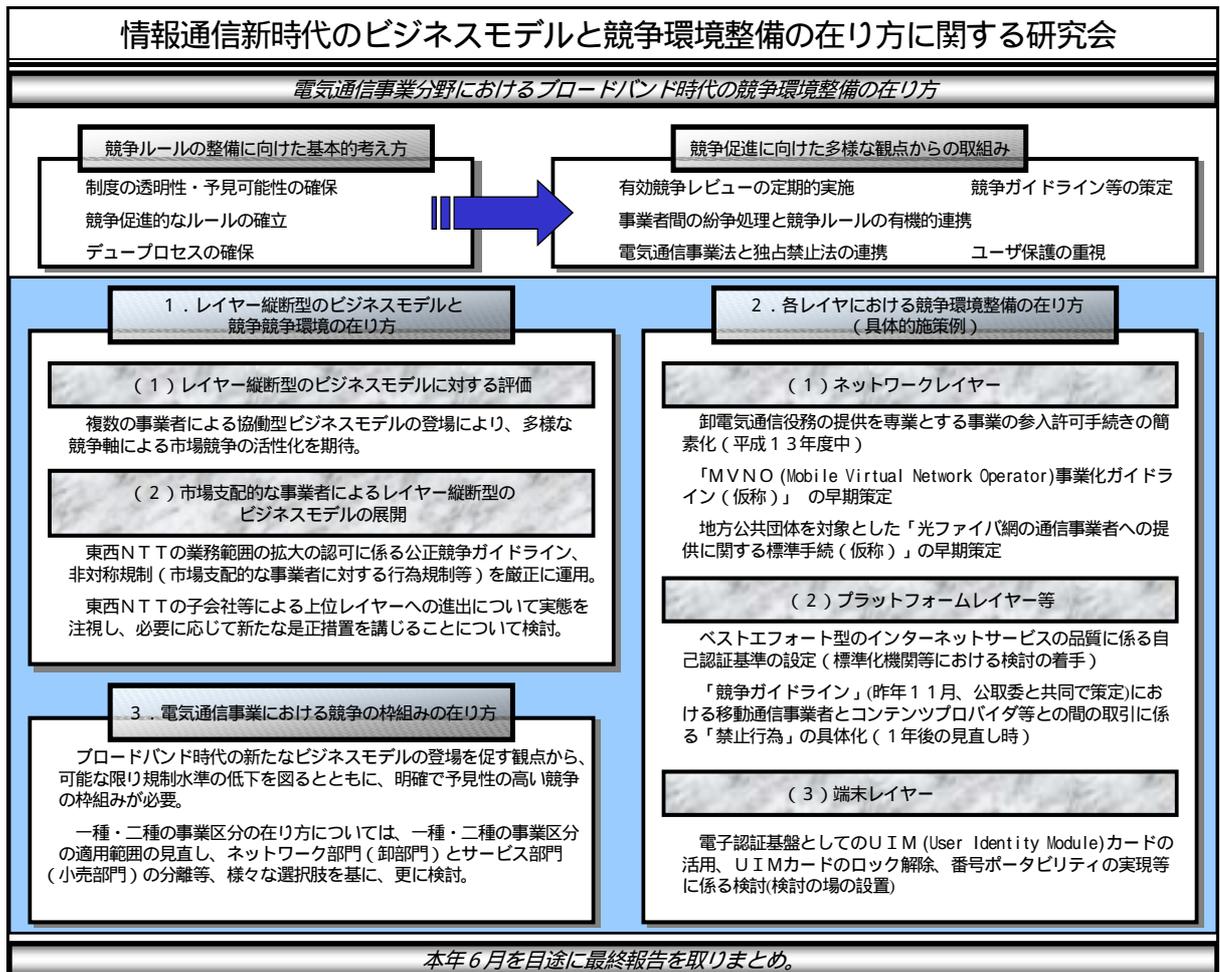
具体的な検討の方向性

- (2) 近年の市場構造の変化(一種事業と二種事業の事業展開の多様化、累次の規制緩和措置による実態的な事業区分の垣根の低下等)を踏まえ、事業区分を見直す際の具体的な検討の方向性として、例えば
- 一種事業及び二種事業の適用範囲の見直し
ネットワーク部門(卸部門)とサービス部門(小売部門)の分離
という2つのアプローチが考えられる。
- (3) このうち、一種事業及び二種事業の適用範囲の見直しについては、公益事業特権を要しない一種事業者を二種事業者とする他、特別二種事業・一般二種事業の適用範囲を見直し、VoIPサービスを提供するISP事業者やMVNOといった社会経済的に重要なサービスを提供する事業を特別二種事業とするとともに、当該特別二種事業については、ユーザ保護の観点から、市場退出の際の一定期間前の届出を義務付ける等の措置についても、今後更に検討する必要がある。
- (4) また、現行の一種・二種の事業区分のメルクマールを見直し、電気通信回線設備の設置・運営及び卸電気通信役務を提供するネットワーク部門(卸部門)と、ネットワーク部門から役務提供を受けてエンドユーザに対してサービスを提供するサービス部門(小売部門)とに事業区分を分ける方法(ただし、両部門は兼業可能)も考えられる。

- (5) いずれにせよ、一種・二種の事業区分という電気通信市場における競争の基本的枠組みの在り方について、その見直しを検討する際には多角的な視点から検討を進めていく必要がある。その際には、上記の2つのアプローチ以外にも様々な考え方があり得ると考えられるところであり、関係各方面の意見、法制的検討、主要先進国の動向等を踏まえつつ、更に検討を進めていく必要がある。

第5章 今後の検討の方向性

- (1) 本研究会としては、今回取りまとめた中間報告を基礎として、更にブロードバンド時代の競争政策の在り方について検討を行い、本年6月を目途に最終報告を取りまとめる予定である。
- (2) 具体的には、引き続き急展開する新たなビジネスモデルの動向の検証と望ましい競争ルールの在り方、有効競争レビューの具体的な手法、主要国におけるブロードバンド時代の競争ルール整備に向けた取組みの把握に加え、「フルIP時代」の新たな競争政策の枠組みについても検討を行う。



情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会
構 成 員

(敬称略、五十音順)

あおやま 青山	ともりのり 友紀	東京大学大学院工学系研究科教授
いまい 今井	ひでき 秀樹	東京大学生産技術研究所教授
おあた 太田	きよひさ 清久	メリルリンチ日本証券株式会社調査部長
おおはし 大橋	まさかず 正和	中央大学総合政策学部教授
さいとう 齊藤	ただお 忠夫	東京大学名誉教授
さとう 佐藤	はるまさ 治正	甲南大学経済学部教授
さんべ 三邊	なつお 夏雄	横浜国立大学大学院国際経済法学研究科教授
たむら 田村	じろう 次朗	慶應義塾大学法学部教授
はまだ 濱田	じゅんいち 純一	東京大学大学院情報学環長(座長)
ふじわら 藤原	まりこ まり子	株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員
ふなだ 舟田	まさゆき 正之	立教大学法学部教授(座長代理)
まつむら 松村	としひろ 敏弘	東京大学社会科学研究所助教授

情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会
オブザーバー一覧

(五十音順)

イツツ・コミュニケーションズ株式会社

エンロン・ジャパン株式会社

株式会社インフォシティ

株式会社NHKエンタープライズ21

株式会社Jストリーム

ケイディーディーアイ株式会社

シスコシステムズ株式会社

社団法人経済団体連合会

社団法人テレコムサービス協会

社団法人日本インターネットプロバイダー協会

ソニー株式会社

東京通信ネットワーク株式会社

日本オラクル株式会社

日本通信株式会社

日本テレコム株式会社

日本電信電話株式会社

バンダイネットワークス株式会社

マイクロソフト株式会社

「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会」
開 催 要 綱

1 名称

本研究会は、「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会」(以下「研究会」という。)と称する。

2 目的

電気通信事業分野においては、急速な技術革新と利用者ニーズの高度化・多様化に対応して、ネットワークの高度化やビジネスモデルの多様化が進展している。

本研究会は、今後のネットワークの構造やネットワーク活用形態の変化、競争の進展状況等を踏まえつつ、情報通信新時代における新たなビジネスモデルに対応した電気通信事業分野の競争環境整備の在り方について検討を行うことを目的として開催する。

3 調査・検討項目

(1) 電気通信市場における主な環境変化

電話網からIP網への移行、高速・大容量アクセス網の多様化等のネットワーク構造の変化について展望するとともに、電気通信事業者の提供する料金・サービスの多様化、通信サービスニーズの高度化等の現状と今後の方向性について検討する。

(2) 電気通信事業におけるビジネスモデルの今後の方向性

自社回線と他社回線を組み合わせた柔軟なネットワーク構築の進展、CDN(Content Delivery Network)事業やMVNO(Mobile Virtual Network Operator)を含む新たなビジネスモデルの台頭等を踏まえつつ、電気通信事業におけるビジネスモデルの今後の方向性について展望する。

(3) 新たな競争環境整備の在り方

電気通信市場における環境変化や電気通信事業におけるビジネスモデルの方向性に対応し、競争促進的な枠組みの確立及びユーザ保護の観点から、新たな競争環境整備の在り方について検討する。

4 スケジュール

研究会の開催期間は、平成13年8月から平成14年6月までとし、平成13年12月を目途に中間取りまとめを行う。

5 運営

- (1) 研究会に座長 1 名、座長代理 1 名を置く。
- (2) 座長は、研究会構成員の互選によりこれを定める。座長代理は座長の指名によりこれを定める。
- (3) 研究会は座長が招集し、主宰する。
- (4) その他研究会の運営方法は、座長の定めるところによる。

6 庶務

研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課が行う。

「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会」
開催状況

会 合	開催日	内 容
第1回会合	13年 8月10日	・研究会の進め方 ・現状説明
第2回会合	13年 8月29日	・ヒアリング第1回(NTT、KDDI、 経団連、日本テレコム)
第3回会合	13年 9月 4日	・ヒアリング第2回(日本インターネット プロバイダー協会、シスコシステムズ、 テレコムサービス協会、ソニー)
第4回会合	13年 9月12日	・ヒアリング第3回(TTNet、日本 通信、日本オラクル、マイクロソフト)
第5回会合	13年 9月25日	・ヒアリング第4回(Jストリーム、エ ンロン・ジャパン、バンダイネットワ ークス、インフォシティ、イツツ・コ ミュニケーションズ、NHKエンター プライズ21)
第6回会合	13年10月 4日	・論点整理
第7回会合	13年10月10日	・論点整理 (オブザーバを含む意見交 換)
第8回会合	13年11月 1日	・中間報告の方向性について
第9回会合	13年11月15日	・中間報告の方向性について
第10回会合	13年11月29日	・中間報告(草案)について
第11回会合	13年12月13日	・中間報告(草案)について
第12回会合	14年 1月29日	・中間報告(案)について

(注)平成13年12月13日～本年1月17日まで、中間報告(草案)について
パブリックコメントを実施した。

中間報告(草案)に対する意見招請結果 及び研究会の考え方

意見提出者一覧

意見招請結果（概要）

意見招請結果及び研究会の考え方

「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会」中間報告書草案
 に対する意見提出者一覧

(五十音順、敬称略)

意見提出者(計63者)		
企業(計20者)		
イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	千本 倅生
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	代表取締役社長	鈴木 正誠
エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社	代表取締役社長	ヴィノード・クマール
エレクトロデザイン株式会社	代表取締役	木下 重博
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	立川 敬二
株式会社ハイテクノロジー推進研究所	代表取締役社長	秋山 憲治
株式会社パワードコム	取締役社長	種市 健
ケーディーディーアイ株式会社	代表取締役社長	小野寺 正
ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社	代表取締役社長	サイモン・カンガム
ジェイフォン株式会社	代表取締役社長	ダリル・イー・グリーン
全国朝日放送株式会社	常務取締役	神村 謙二
中部テレコミュニケーション株式会社	取締役社長	木村 洋一
ディーディーアイポケット株式会社	代表取締役社長	岡田 健
東京通信ネットワーク株式会社	代表取締役社長	白石 智
東京電力株式会社	常務取締役	築山 宗之
西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	浅田 和男
日本テレコム株式会社	代表取締役社長	ウィリアム・ティ・モロ-
日本電信電話株式会社	代表取締役社長	宮津 純一郎
東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	井上 秀一
ボーダフォングループplc	グループ・パブリック・ホリゾン・ディレクター	スチュアート・ホワイト
その他団体(計6者)		
社団法人経済団体連合会	常務理事	立花 宏
社団法人デジタルメディア協会	理事長	山科 誠
社団法人テレコムサービス協会		
社団法人テレコムサービス協会 VOIP 推進協議会		
社団法人日本インターネットプロバイダ協会	副会長	福田 晃
米国政府		
個人(計37者)		

中間報告（草案）に係る意見招請結果（概要）

有効競争レビュー関連

レイヤー縦断型ビジネスモデル関連

端末レイヤー関連

一種・二種の事業区分の見直し関連

（注）各欄意見等の下線部分は事務局において付したものである。

有効競争レビューに係る意見招請結果（概要）

K D D I	<p><u>原案に賛成。</u>当該レビューや競争ルールの見直しを実施するにあたっては、行政判断の透明化等の観点から、パブリックコメントにより、広く一般より意見を聴取することが必要。</p>
日本テレコム	<p><u>厳密な「レビューする手法」を確立することに時間を費やすべきでなく、パブリックコメント等を通じた意見聴取の中でレビューの手法も随時見直しを行うことでよい。</u>また、定期的な期間としては、1年が適当。</p>
T T N e t	<p><u>市場支配的な事業者が存在する市場においては、速やかにレビューが実施されることを希望。</u>また、市場支配的な事業者が生じる恐れがある市場（例えば、他の市場での支配的事業者が新規に参入する市場）は、レビューの対象とすべき。レビューの実施にあたっては、特に市場支配的な事業者による反競争的行為の有無について、重点的に行なうことが必要。また、市場支配的な事業者による、子会社等を通じた反競争的行為の有無を検証するため、レビューの具体的項目に以下が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子会社・関連会社の会計情報 ・ 子会社・関連会社との取り引き状況
M C Iワールドコム	<p><u>有効競争レビューに当たっての具体的な方法について検討及び明示されることを希望。</u>また未然に問題発生を防ぐ競争ルールの見直しの方法が検討されることを希望。</p>
ボーダフォン	<p><u>競争上の問題点を分析し、競争の展開をレビューするために、他国の規制当局が用いているような手法が日本においても必要。</u></p> <p>規制当局は次のような手段を有することが不可欠。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制の対象となる市場を定義する手段 ・ マーケットパワーを評価する手段 ・ 特定の行為が競争プロセスに対し及ぼす影響或いは及ぼす可能性のある影響を決定するための手段 ・ 特定の市場における競争の程度を分析する手段 ・ 検討されている規制に伴う介入のコスト及び便益を評価する手段

レイヤー縦断型ビジネスモデルに係る意見招請結果（概要）

	当該ビジネスモデルに対する評価	市場支配的な事業者に係る事項	左記以外の事業者に係る事項
NTT	ブロードバンド市場は、事業規制を設けず、自由な競争の枠組みの中で創意工夫を最大限に発揮させることが市場の活性化に資する。 <u>日本だけが垂直統合型のビジネスモデルに規制を導入すれば、国際競争力を著しく損なう。</u>	<u>東西NTTの上位レイヤー進出は、徹底したオープン化によりボトルネック性は解消されており、新たな規制を設ける必要はない。</u> 東西NTTの子会社等による上位レイヤーへの事業展開については、今後とも公正競争上の問題が生じることはない。	
NTT東西	競争の枠組みを事前に定めるのではなく、必要最低限のルールを除き、ビジネスモデルの構築を事業者の自由な創意工夫に任せ、「非規制宣言」を行うことが、競争進展上望ましい。 <u>ブロードバンド等の新たな事業領域において、ボトルネック設備の有無により、NTT東西とその他の事業者との間で非対称的に規制することは、合理的理由がなく、全く不適当。</u> 競合事業者は垂直統合型ビジネスによりサービスを実施している一方で、 <u>NTT東西のみボトルネック設備の所有を理由に重く規制されるのはNTT東西のユーザに対する不当な差別。</u>	活用業務認可ガイドライン運用にあたっては、可能な限り弾力的な取扱がなされ速やかに認可されるよう強く要望する。 <u>子会社による上位レイヤーへの進出については、自主的経営判断に委ねられるべき。子会社の業務範囲に関する規制強化は民営化の国会議論に悖り、極めて問題。</u> <u>NTT東西本体とその出資子会社による事業展開については、組織や会計が分離されて行われており、構造上、公正競争上の問題が生じ得ない。</u> 子会社運営に関して更なる規制を設けることは、経営効率化やブロードバンドの事業発展に対する阻害要因となりかねず不適当。	
NTTコム	<u>垂直統合型ビジネスモデルの長所を評価することなく、まず規制ありきの議論となっている。</u> 成功するビジネスモデルを構築するための環境整備、事業促進策の観点から国のとるべき施策を検討すべき。 電気通信事業規制がかけられるとともに、コンピュータOSによる市場支配力を有する事業者が他のレイヤにも進出する現状においては、回線設備の所有による競争優位性は存在しない。		
NTTドコモ	<u>「単一型」のビジネスモデルは、「ユーザ利便の確保」というメリットだけでなく、市場の統合による経済効率の達成、料金低廉化といったプラス要因も認められており、上位レイヤーの市場活性化の役割も果たしてきた。</u> 「単一型」と同一条件での提供を可能とする公		

	<p>正競争環境を実現することで、「協働型」のビジネスモデルの登場を期することには異存はない。</p> <p>創業者リスクや一定の創業者利益を考慮すると、「協働型」への移行にタイムラグがあることは容認されるべき。</p> <p>創成期にある市場と従来のネットワークプレイヤーとは別個の市場として扱った上で、「市場支配性」について判断すべき。</p>		
KDDI	<p>垂直統合型ビジネスモデルに関する公正競争環境整備の在り方を検討するに際しては、<u>ボトルネック設備を保有している市場支配的な事業者（東西 NTT）とそれ以外の一種事業者とを区別して検証する必要がある。</u></p> <p>他方、<u>インフラを保有している一種事業者とそれ以外の事業者とを区別し、インフラの有無に着目した非対称規制の導入を前提として議論を行うことは、現時点では適当でない。</u></p>	<p>市場支配的な事業者である東西 NTT による垂直統合型のビジネス展開については、活用業務や子会社によるもののみならず、あらゆる形態において、認められるべきではない。</p> <p>「協働型」のビジネスモデルの円滑な構築を促進するためには、<u>ボトルネックを資本分離により独立した法人とした上で、ネットワーク部門とサービス部門の兼業を禁止することにより、差別的取扱いのインセンティブを排除することが必要。</u></p> <p>東西 NTT が通信市場における市場支配力を放送を含む情報通信市場において濫用することを防止する施策を検討する必要がある。</p> <p>東西 NTT と出資子会社等とは、<u>実質的な支配要件により同一とみなすべきで、組織的な分離は公正競争を損なわない論拠とならない。</u></p> <p>出資子会社に対する東西 NTT の実質的な支配は、資本関係が存在する限り払拭されないが、<u>少なくとも東西 NTT と出資子会社等との間の取引条件を例外なく開示する等の措置が必要。</u></p> <p>長期的には、東西 NTT（加入者回線卸部門）の資本分離も視野に入れた制度設計の検討が必要。</p> <p><u>100%子会社に限らず、NTT 持株及び東西 NTT が実質的に支配する子会社については、全て検証の対象とすることが適当。</u></p>	<p>非支配的事業者については、相互接続、IRU、業務委託、卸電気通信役務等、多岐に渡る制度を統合し、<u>自由な回線調達を可能とすることにより、効率的なネットワーク構築を可能とすべき。</u></p>
日本テレコム	<p><u>課金・認証等の技術をもつプラットフォームレイヤーにおける市場支配的事業者が他のレイヤーに及ぼす影響も大きい</u>ため、動向を注視する</p>	<p>東西 NTT は、現段階においてインターネットにおける不特定多数へのコンテンツ配信が非規制のため、<u>コンテンツのデリバリーチャ</u></p>	<p>ボトルネック設備を保有しない一種事業者が垂直統合型ビジネスを営むことが直ちに、二種事業者との間で</p>

	<p>とともに、必要に応じて措置すべきプラットフォームレイヤーとネットワークレイヤーの境界は不明確なものであり、プラットフォーム事業が現行制度下において電気通信事業と位置付けられることも考えられる。</p>	<p>ネルを支配する可能性があり、一定の公正競争条件が満足されない限り東西NTTの上位レイヤーへの進出を認めるべきではない。 コンテンツ配信事業は、高速なアクセス回線の利用が必要であり、光ファイバ回線においてもドミナント性を有する東西NTTの市場支配力の影響は大きい。 NTT持株及びNTT東西の子会社を通じた上位レイヤーの進出について、100%出資の子会社に加え、実質的な支配及び連結決算対象会社についても、実態を十分調査の上、必要があれば是正措置が必要。 構造的な公正競争上の問題が生じた場合には、新たな是正措置を講じることが必要であり、そのための常時監視も必要。</p>	<p>不当な取扱いが行なわれる事態を招くものではなく、不当な差別的取扱いの判断は限定的になされるべき。</p>
東京通信ネットワーク株式会社		<p>ブロードバンドコンテンツについては、主たるデリバリーチャンネルである「高速アクセス回線」のボトルネック設備を有する東西NTTが上位レイヤーに進出した場合、市場支配力行使の可能性について十分な検討が必要。 NTT持株会社及び東西NTTの子会社等について、100%出資の子会社に限定せず、市場の実態やボトルネック設備との関連性、構造的な問題について、継続的な検証が必要。 特定関係事業者の適用範囲の拡大を検討すべき。</p>	
中部テレコミュニケーション株式会社		<p>東西NTTについては、業務範囲の拡大により、垂直統合的な市場支配がなされるおそれがあるため、同社による垂直統合的な、あるいは子会社等関係会社を通じたビジネスモデルに関しては、十分実効性ある規制下に置く必要がある。 東西NTT及び持株会社の子会社等関係会社の事業活動に関しては、100%子会社の場合は本体と同様の規制下に置き、事実上支配力を有する関係会社については公正競争上の問題の防止措置を講じる必要がある。 特定関係事業者については電気通信事業者に</p>	<p>支配的でない一種事業者に追加的な規制をなすことは非対称規制の考え方に逆行するものであり、会計分離等の規制を新たに追加する必要はない。</p>

		<p>限定することなく、公正競争実現のため、その対象範囲を拡大する必要がある。</p>	
株式会社パワードコム		<p>早急に電気通信事業者以外の子会社についても、特定関係事業者の対象となり得るような措置を講ずべき。</p> <p>新たな是正措置の適用範囲（具体的には出資比率等）を検討する際は、市場支配的事業者の100%出資と限定することなく、検討すべき。</p>	<p>ボトルネック設備を保有しない一種事業者のインフラ提供については、競争市場であるため、会計分離等の規制を新たに追加する必要は無い。</p>
イー・アクセス株式会社		<p>独占的業務から競争的業務への内部相互補助はガイドラインでも禁止されているが、証明は大変困難で、明確に判断できないため、その手段の確立が必要。</p>	
ボーダフォングループP1C		<p>東西N T Tが垂直的に再統合を果たすことを認めることは、進出するすべての市場において独占的な立場を築くことになるため、適切な規制措置が必要。</p> <p>ガイドラインでは垂直統合の問題に効果的に対処できない。</p> <p>東西N T Tに対しては、新たな市場に参入することを許す前に、その地域市場を開放して競争を促すよう要求すべき。</p> <p>東西N T Tの地域ネットワーク及びビジネスを、構造的にもその他のビジネスから切り離すべき。</p>	<p>市場支配的でない固定系事業者及び移動系通信事業者が保有する設備に対する規制には反対。</p>
ケーブル・アンド・ワイヤレス アイディーシー株式会社		<p>子会社を設立しても、公正競争が確保されるわけでないため、<u>子会社を内包したグループ</u> <u>ドミナンス</u>や隣接市場に対する独占事業者の影響力など、公正競争を維持するための監視が必要。</p> <p>100%子会社や出資比率の多少にかかわらずドミナントの影響力の検証が必要。</p> <p>ドミナント事業者の行動を監視する仕組みの構築について、早急に検討すべき。</p>	<p>ドミナントでない事業者には、基本的にはどのような規制も必要ない。</p> <p>「ドミナント」は、設備ベースではなく、サービスに着目した市場支配力とすべき。</p> <p>移動体事業は電波の有限性のもとにその事業者が限られてきたが、協働型のビジネスを可能とすることによる市場活性化に賛同。</p>
エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社		<p>コンテンツの主要なデリバリーチャネルが通信分野に構築された場合、東西N T Tが圧倒的な市場支配力を行使する結果となるおそれも十分あるため、上位レイヤーへの進出について、慎重な対応が必要。</p>	

		<p>ボトルネック設備に限らず、東西NTTの上位レイヤー進出を許容すれば、他の上位レイヤー事業者との利用条件が差別的となり、公正競争が促進されない可能性が高い。</p> <p>東西NTTの上位レイヤーへの進出を許容する場合、公正競争条件確保の観点から、<u>東西NTTの既存設備について、完全なオープン化が大前提。</u></p>	
社団法人経済団体連合会		<p>市場支配力を有する事業者に対する競争ルールとして、<u>他事業者への提供部門と利用者への提供部門の機能的分離、機能分離を行わない場合は、完全分離子会社による隣接市場への進出を要件とすること、情報コンテンツ等の市場における公正な競争の確保のため独禁法による厳正な事後規制、が必要。</u></p>	
社団法人テレコムサービス協会	<p>安易に既存の一種事業者に垂直統合型サービスを推奨するよりは、むしろ、徹底的に既存のネットワークサービスを充実させるための努力を最優先で推奨し、そのための支援策を我が国として企画することが重要であると考える。</p>		<p>既存一種事業者のネットワークサービスの発展を目指す観点からは、再販制度の導入は重要。</p> <p><u>再販制度を機能させ、透明かつ公平な競争を促進させるためには、全ての一種事業者の卸部門と小売部門の会計分離が必要。</u></p>
社団法人デジタルメディア協会	<p>垂直非統合（アンバンドル化の推進）の原則を明確にし、反競争的な構造に関するルール整備を行い、その上で迅速に是正措置を講ずることが重要。</p> <p>特にボトルネック性を有する第一種電気通信事業者による垂直統合構造は、自由で公正な競争環境の整備にあたって大きな阻害要因。</p> <p><u>ボトルネック概念も、「ボトルネック設備」と呼ばれるネットワーク設備ばかりでなく、上位レイヤーのプレイヤーがビジネス展開をする上で必要不可欠な資源、機能も合わせた「ボトルネック性」の概念に変更すべき。</u></p>	<p>通信と放送が融合しつつある現状においては、通信市場と放送市場を分離して議論することは適当ではない。</p> <p>東西NTTが通信市場における市場支配力を放送を含む情報通信市場において濫用することを防止する施策を検討する必要がある。</p>	<p><u>移動体通信分野は、固定通信分野とは違った特殊性を持っており、固定通信分野とは区別した検討、対応を行う必要がある</u>、これを踏まえた競争環境整備に対する議論、及び制度改正に向けた議論を行うべきである</p>

端末レイヤーに係る意見招請結果（概要）

	NTT持株	NTTドコモ	KDDI	Jフォン	ボーダフォン
UIMロック解除	<p>UIMロック解除については、日本においては、キャリアが多様なネットワークサービスを開発・提供することで競争を展開しており、オプション部分を含め端末機器を完全に標準化することには、莫大なコストが必要となることキャリアの創意工夫の取り組みを制限することになり、端末機器の多様化、国際競争力はもちろんユーザーのサービス選択の幅を狭めることになることから、問題があると考えます。</p>	<p><u>通信事業者のインセンティブ戦略については、外部チャネルによる市場競争の活性化の実現つながっているととらえるべきであり、また、諸外国においてもインセンティブ戦略は一部の国を除き一般的に行われていることをふまえると、一概に否定されるものではないと考える。</u></p> <p>また、「不公平性が生じる」という点については、<u>端末買い替えの機会</u>は等しく与えられているわけで、「不公平」という指摘は当たらない。そもそも、<u>端末販売の分野は経営の自主的判断で決定すべき分野であり、規制はなじまないもの</u>と考える。</p>	<p>現状の顧客利便性を損なうことなくUIMロック解除を導入するためには、<u>複数の無線通信技術に対応した端末の実現という課題に加え、後段の(4)に指摘されている技術的な問題があり、各種アプリケーションのみならずOSレベルでの仕様の統一を図る必要があると</u>考えます。3Gにおいて現時点ではUIMロックを検討している事情として、<u>こうした技術的課題、標準化の問題に起因するユーザーの混乱を避けるため、という理由についても追記すべきと</u>考えます。尚、<u>仕様の統一はこうした問題の解決になる一方、多種多様な技術による独自性を発揮しにくくなるのではない</u>かといった懸念とのバランスを考慮すべき点についても追記すべきと考えます。</p>	<p>UIMカードのロック解除の在り方に関しては事業者の経営に与えるインパクトが非常に大きくなる恐れもあることから、ユーザーの利便性の観点からの検討だけでなく、<u>新規サービス・新規端末開発のインセンティブ等事業者側の観点も含め総合的に検討した上で慎重に判断すべきと</u>考えます。また、次世代携帯電話(3G)において、W-CDMA方式に関してはUIMカードの導入が必須であるのに対し、<u>cdma-2000方式においては必須とはなっていない(導入はオプション)</u>ことから、<u>事業者間の平等性についても検討頂きたいと</u>考えます。</p>	<p>UIMカードは3GサービスのW-CDMA標準の不可分の一体であります。<u>CDMA2000標準を用いる事業者はUIMカードを使用することを義務付けられるべきである</u>と考えます。</p> <p>消費者の利便性を最大化するためには、モバイル・ネットワーク事業者によるUIMロックに関するルールを定める必要があります。</p> <p>ロックは一定の水準までであれば、競争促進的であると考えます。それによって、<u>端末購入に際して事業者が負担するインセンティブを回収することが可能となり、こうしたインセンティブは、消費者にとってもモバイル・サービスをより利用しやすくするものである</u>からです。</p>

	NTT持株	NTTドコモ	KDDI	Jフォン	ボーダフォン
番号ポータビリティ	<p>番号ポータビリティについては、実現のための莫大な費用がかかり、最終的にはこれらのコストはユーザに転嫁されることをふまえると、「ユーザ利便」と「コスト転嫁」の両者の比較において、ユーザの意向を反映すべきであり、慎重な対応が必要と考えます。</p>	<p>移動体通信における番号ポータビリティは、固定通信とはそもそもユーザニーズが異なるものと考えられ、<u>実現のために必要なコストと、それに見合う効用が果たせるのか、慎重に検証することが必要である。</u></p>	<p>「<u>端末販売と通信サービスのアンバンドル化の可能性</u>」という表現は、<u>アンバンドル化そのものが目的になっているとの誤解を与えます。</u>欧州におけるUIMカードのロック政策に関して、我が国も検討を開始する必要があるということであれば、検討項目としては「<u>端末販売と通信サービスのアンバンドル化の可能性</u>」ではなく、「<u>UIMロックの在り方</u>」とすべきと考えます。<u>番号ポータビリティに関しては、導入のための費用が現時点で不明な状況では、導入を前提とした検討ではなく、実現性に係る更なる検討を行う必要があり、「番号ポータビリティの導入の可能性」と変更すべきと考えます。</u></p>	<p>ユーザの利便性の向上及び公正競争条件の確保のために、<u>移動通信分野においても番号ポータビリティを導入することは原則として賛同致します。</u>但し、<u>コストを意識した実現方法及びコスト負担方法等を十分検討し、ユーザの利便性が総合的に向上することを確認した上で導入すべきと考えます。</u></p>	<p>日本の市場の特色を鑑みれば、<u>モバイル番号ポータビリティを導入することにより、競争に対するバリアを、相当程度除去することができると考えます。</u></p> <p>1つの事業者が圧倒的な力を持つモバイル市場においては、モバイル番号ポータビリティを実現することは、次の結果を生み出すことにつながり得ると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸及び小売の両レベルにおいて競争を促進する ・消費者に対して、ネットワーク・プロバイダの選択肢を広げる ・番号ポータリングのコストを大幅に下げる ・消費者を勧誘し、引き止めるため、革新的なサービスを提供しようとするインセンティブを増し、ひいてはネットワーク設備への効率的な投資を促す

	NTT持株	NTTドコモ	KDDI	Jフォン	ボーダフォン
モバイルインターネット分野における規格標準化		<p>UIMカードのロック解除の効果を上げるためには、モバイルインターネット分野における規格標準化が必要であるとの認識は本報告書（草案）で指摘されている通りと考える。但し、報告書（草案）にある、「WAP 2.0にはオプション部分が依然として存在しており、各事業者のモバイルインターネットサービスに関する規格が完全に標準化される見通しは得られていない。」との問題提起については、日本においては、キャリアが多様なネットワークサービスを開発・提供することで競争を展開しており、また、有効に機能してきたと事実認識の中で、オプション部分を含め完全に標準化することは、莫大なコストが必要となる一方で、キャリアの創意工夫の取り組みを制限することとなり、公正競争の実現や、端末機器の多様化、国際競争力はもちろんユーザのサービス選択権において大きな支障となるものと考えられる。</p>			

一種・二種の事業区分の見直しに係る意見招請結果（概要）

事業者等	一種・二種の適用範囲の見直し	ネットワーク・サービスによる区分見直し	その他
NTT 持株		<p>一種・二種の事業区分にかえて、ネットワーク部門（卸部門）とサービス部門（小売部門）による事業区分の導入を検討するに際しては、<u>両部門の兼業を認めるべき。</u></p>	
東西 NTT		<p>ネットワーク部門（卸部門）とサービス部門（小売部門）による事業区分の導入を検討するに際しては、<u>両部門の兼業を認めるべき。</u></p> <p>「IT 競争政策特別部会第二次答申（草案）」にあるように、NTT 東西に対して卸 / 小売構造分離を強いることについては、極めて問題であると考えており、到底受け入れることはできない。</p>	
NTT コム	<p><u>VoIP サービスを提供する ISP 事業者や MVNO を全て特別二種事業にすることは、自由なビジネスの発展を阻害する恐れがあると思われる。</u>これまで一般二種であった ISP 等を一律に特別二種事業とするなど、既存の規制にそのまま服させることは規制強化であり、行うべきではない。</p> <p><u>既存の規制内容にとらわれず、まずは、社会経済的に重要度の高い事業とは何か、また、ユーザ保護のために満たすべき条件は何かを明確にした上で、退出規制、ユーザへの周知義務等の方法を検討すべき。</u></p> <p>消費者保護の観点からは、事業者の退出規制だけでなく、約款、料金に関する規制も「設備の有無に着目した事業区分」である一種事業者、二種事業者で区別する理由はないと考えられ、<u>一種事業者に対する規制を二種事業者並みの規制に緩和すべき。</u></p>	<p>ネットワーク部門とサービス部門の区分案は、既存一種事業者に対しては、<u>会計分離・設備区分等の負担を確実に課す一方で、一部事業者には結局現在と変わらない規制が残ることになり、一方的な規制強化ではないため反対。</u>競争の枠組みの在り方としては、むしろ、一種二種の事業区分を廃止する方向で検討すべき。</p> <p>なお、ボトルネック設備に対する公正競争条件は確保する必要があるが、それは、既存の接続制度により担保されている。</p>	<p><u>一種・二種の事業区分を廃止すべき。</u>一種事業への事前規制の根拠としての市場退出規制と公益事業特権については、前者が倒産による退出には機能しないものであり、後者の公益事業特権の付与は規制の存続とセットで論じる必要はない。</p> <p>役務相互の区分が明確でなくなってきていることから、今後のビジネス展開を促進するため、<u>役務区分の見直しについても、規制を緩和する方向で検討するよう要望。</u></p>

K D D I	<p>他の公益事業（電力、鉄道等）に係る公益事業特権を有する事業者及びその関連会社が、相対的に簡易な規制の下に参入し事業を展開することが可能となる等の事態も想定されるが、これらについては、当該事業者及びその関連会社を支配的事業者とみなし、非対称規制の対象とする等の措置が必要。</p>	<p>東西N T Tの市場支配力の源泉である加入者回線については、ネットワーク部門（卸部門）を資本分離によりあらゆる事業者から独立した法人とした上で、<u>ネットワーク部門とサービス部門の兼業を禁止することにより、差別的な取り扱い等を行うインセンティブそのものを排除することが適当。</u></p> <p>他方、その他の事業者については、ボトルネック設備に由来する市場支配力を持たないことから、<u>ネットワーク部門とサービス部門の兼業を可能とすることが適当。</u></p>	
日本テレコム	<p>一種事業者においても公益事業特権を要しない場合があることから、<u>公益事業特権の付与と事業区分を一致させる必要性は薄れてきており、その意味では一種・二種事業の区分は不要。</u></p> <p>公益事業特権の付与を希望しないネットワーク事業者について、一種事業の対象範囲から除き、二種事業として位置付けることも必要ない。<u>公益事業特権の付与については、申請した事業者について審査を行い、一定の条件を満たした場合に特定事業者として指定すれば足りるもの</u>と考える。</p> <p>相互接続等の観点からは、現行の電気通信回線設備を設置する事業者に対し<u>相互接続の義務を課すことの意味があるもの</u>と考えられることから、<u>事業区分の見直しについては今後さらに検討を行う必要がある。</u></p>		<p>I Pベースのネットワークにおいては同一の設備により様々な態様のサービス提供が可能となる。現状においても、V o I PはI Pネットワークの利用形態の一つであるにも関わらず、「音声」として区分され、「音声」としての技術規準を満たすことが必要になる等、役務を設備面から捉えるのか、サービス面から捉えるのか不明確な状況が発生している。<u>役務区分の見直しについては、早期に着手すべき。</u>なお、役務別会計のあり方については、利用者料金と接続料との関係チェックの制度等との整合性を含め、役務区分の見直しの際に十分な議論が必要。</p>
中部テレコミュニケーション		<p><u>卸小売の区分は、ボトルネック設備を保有する支配的事業者についてのみの適用を検討すべき。</u>東西N T Tをネットワーク部門とサービス部門に分割することにより、より効率的なインフラ形成が実現するとともに、他事業者とN T Tサービス部門との対等な競争環境、新時代にふさわしいビジネスモデルのベースが整備できると考える。</p>	<p><u>支配的事業者を除いては現状よりも規制を緩和すべき。</u></p>

M C Iワールドコム			<p>一種事業者の業務範囲拡大、相互接続点の追加等を行う場合、<u>事業計画（収支等を含む）の提出、設備の変更に関する手続き等が過多。</u></p> <p>I R Uは提供期間の短縮が実現したものの、実質的に許認可制となっており、時間、労力を要する。</p> <p>業務委託については、適用条件が限定され、国際専門事業者に比して国内・国際兼業事業者に対して差別的な条件が課せられる。契約約款に基づく回線調達及び卸役務の利用の整備についても、前者はガイドライン等がなく、個別事例による判断に基づく、後者は卸役務の提供側に約款作成の義務が発生する等問題がある。一種二種兼業には設備共用についての規制が存在する等、ネットワークの柔軟性を欠く。</p> <p><u>支配的事業者以外の一種事業者については二種事業者相当の規制に緩和すべき。</u></p>
C & W I D C			<p>一種二種、卸小売り等の区分はサービスの定義に類似したものであるが、<u>何が何でも2種類の事業区分を設けなければならないわけではない。</u>重要な点はドミナント規制を導入し、ドミナント事業者の不公正さを抑制しながら競争事業者の事業を活性化させること。</p>
ボーダフォン			<p>新しいビジネス・モデルやサービスを促進するために<u>最も効果的な方法は、個々に第一種・第二種の許可を与えるという現在の認可システムを捨て、最近E Uで採用されたような、技術的に中立な、一般的な承認システムに移行することである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周波数管理、公的資源へのアクセス、

			消費者保護、相互接続と競争といった問題にたいしては、一般的な承認の枠組みとは異なった規制手段で対処することにより、許可の問題をそれらの問題とは切り離して処理することになる。
イー・アクセス	<u>一種・二種の区分を残すとしても規模で分ける、公益事業特権の付与・非付与で分ける、などなるべく規制を撤廃するのが望ましい。</u>		一種指定設備事業者と二種指定設備事業者のみ事前規制を行い、 <u>その他の事業者には一種、二種の区分を撤廃し、事前規制を撤廃して第二種電気通信事業者と同様にすべきと考える。</u>
経団連			利用者利益の最大化に向けて競争が機能する環境を整備し、利用者が自らのニーズに応じて、多様で低廉なサービスを選択できるようにするためには、 <u>現行の事業区分を早急に撤廃することが必要。</u> 既に支配的事業者規制が導入されている状況下において、現行の事業区分を存続させること、または新たな事業区分を設けることは、結局、競争促進的な法体系への転換を妨げ、事前規制が維持されることとなる。
テレコムサ ビス協会	<u>新たな市場の展開を前提に、一種・二種(特二、般二)の定義、境界線を明確に再定義することが最も重要。</u> 特二、般二の区分は撤廃して問題がないと考えるが、当該区分を維持するのであれば、より明確な定義が提示されることが必要。 特二事業者の定義を維持するとしても、 <u>特二事業者に退出規制を課すことは受け入れられない。</u> 過去、二種事業者で、特定のサービスを停止した例はいくつか存在するが、いずれも各事業者の努力により、相当期間前から利用者に周知し、同時に新たな引き受け先を利用者に紹介するなどの対応をとり、大きな社会問題にならずに収束している。このように、退		回線設備保有の有無で分離していた一種・二種の定義は根本的に見直すことが必要。回線設備の保有は事業者の経営判断に委ねるとすべきであり、新しい事業区分の定義に基づく二種事業者すべてに、I R Uの適用等、従来的一种事業者と同等の回線設備調達の選択肢が与えられるべき。

	出に関しては、行政当局の大きな介入がなくとも、事業者各社の自助努力に加え、事業者間での民間の力によるガイドラインの提示などで十分対応が可能。		
テレコムサ ビス協会 V o I P 推進協議会	<u>V o I P サービスを行う事業者を特別二種事業者とすることについては、一般二種事業者がV o I P のサービスメニューを加えるためには特別二種の登録が必要となる等規制の強化となることから不適當。</u>		V o I P サービスの形態については、P C 対 P C によるものや I P ネット網を活用するものなどがあり、 <u>P C 対 P C のように音声の I P パケット化等がエンドユーザの端末で行われるものについて、音声サービスとしてとらえることに不適當。</u>
I S P 協会			<u>1 種事業者・2 種事業者を統合し新たに 0 (ゼロ) 種事業者を作る必要性を検討すべき。</u> (理由) ・通信の自由化の中で第 1 種事業者と第 2 種事業者の区別が無くなってきている。 ・このため大手第 1 種事業者は I S P 部門と回線を卸売りするインフラ部門を別会社化するべきと考える。 ・ <u>第 1 種・第 2 種事業者ともに 0 種業者から同条件の高速バックボーンを購入する事により、0 種業者同士の自由競争が始まりこの価格が下がる可能性がある。</u>
ハイテクノロジー推進 研究所			現行の第一種、第二種区分規制のような設備保有に着目した規制である限り、帯域取引マーケットは完全には成立しないと考えられ、帯域取引マーケットを活性化するには、キャリアズキャリアが市場に参加出来る為に、第一種・第二種区分の見直し・撤廃を示される事を強く要望。

中間報告（草案）に係る意見招請結果及び研究会の考え方

1 今後の競争政策の在り方に関する基本的視点

総論等

頁	段落	主な意見	研究会の考え方
		<p>事業者がどのようなビジネスモデルを考え、選択するかは事業者が自由に判断すること。問題が発生すれば、事後規制で対処すれば足るものであり、現段階で様々なビジネスモデルをパターン化し、予め行政の価値判断を下した上で、いずれのモデルを育成し、いずれのモデルを規制するかといった人為的な規制を加え市場の自由な生成、発展の芽を摘むことのないよう要望する。(NTTCom)</p> <p>「協働型」のビジネスモデルの円滑な構築を促進するためには、特定のレイヤーにおけるボトルネックを資本分離によりあらゆる事業者から独立した法人とした上で、ネットワーク部門とサービス部門の兼業を禁止することにより、差別的な取り扱い等を行うインセンティブそのものを排除することが必要。(KDDI)</p> <p>研究会は、昨年3月の規制改革推進3か年計画で、「電気通信事業における事業区分について、(中略) 制度の簡素化等の観点等を含め、見直しに向けた検討に着手する」とされたことを受けて設置されたものと認識しており、6月の最終報告書では、現行の事業区分とそれに基づく事前規制の撤廃という方向が打ち出されることを期待する。その際、いかなる事業区分も新たに設けられるべきでない。(経団連)</p> <p>電力線搬送通信については、実験段階にあるものであって、実用化時期は未定であり、これをもってボトルネック設備を保有しているとみなすことは適当でない。</p> <p>また、この他のエッセンシャルファシリティを保有していることにより、当該事業者が電気通信事業に新たに参入する場合、前述のガイドラインを遵守することに加え、予め特定の事業者に対し、法もしくはガイドラインに定める水準を超える規制を課す場合は、当該事業者が明らかに公正競争を阻害しているとみなしうる事実が存在する場合に限定すべき。それ以上に新たな規制等を課したり、当初から通信市場で支配的な力を持つ事業者と同様な規制を課すことは適当ではない。(東京電力)</p>	<p>本中間報告においては現実に登場してきているビジネスモデルの動向についてレビューした上でレイヤーを一つの基準として公正競争環境整備の在り方について検討しているものであり、意見にあるように「ビジネスモデルをパターン化し、予め価値判断を下し」た上で「人為的な規制を加え」ることを企図しているものではない。換言すれば、あくまで多様なビジネスモデルの登場を促す観点から公正競争ルールとして確保すべき事項について提言しているものである。</p> <p>特定の事業者の資本分離の是非等は本研究会の検討の対象外である。</p> <p>本中間報告においては、一種・二種の事業区分について検討を行い、複数の選択肢について検討すべき課題を整理したが、より法制的な検討を深める必要があることから、例えば情報通信審議会等の場において更に検討を深めていただくことも必要であると考えます。</p> <p>意見のように、電力線搬送通信は実験段階であることを踏まえ、表現を修正した(3-1-1(5))。ただし、電力会社は電力分野においてボトルネック設備を保有していることは厳然たる事実であり、当該設備を活用して電気通信市場に事業参入する場合、公正競争条件の確保を図ることは必要であり、当該部分については草案の表現を維持している。</p>

わが国における行政機関の在り方に関し、現状における複雑な課題の存在、さらに、今後の市場変化の加速化を考えると、適切な専門家の量と質を確保・維持してゆく必要がある。

行政機関の充実、新たな競争ルールを実効あるものにするために最も重要な点であり、現在の行政当局の能力規模を十分評価した上で、相当の追加予算措置も含む対応策の提示が必要。（テレサ協）

「自由競争促進」と「消費者保護」の相反する立場を中立的に推進することは困難であり、総務省以外の独立した規制機関を設立し運営することが有効。（MCI）

非対称規制は、市場支配力を有する事業者に対し規制を厳格に行うとともに、それ以外の事業者に対する規制を緩和することにより、競争を促進することを目的とするものと理解。しかし、現状は東西NTTの業務範囲拡大が認められたにもかかわらず、反競争的行為は排除しきれず、地域通信事業における公正競争が創出できていない。また指定電気通信事業者以外の事業者に対しては認可事項を届出事項に緩和する措置がとられたものの届出時に認可申請時と同様の説明を要するケース、IRU契約締結時の事実上の審査が行われるケース、業務区域拡大における事業収支計画の提出、設備変更における資金調達方法・返済計画その他の各種書類の提出等、新規参入・事業運営を小回りの利く経営のもと実現することが困難な状況。今以上に多様な形態によるビジネスモデルの構築が可能となってくる中で、公正競争環境を整備し、競争を促進させるため、市場支配力を利用した反競争的行為を防止するだけでなく、新規事業者の参入障壁を低くすることが重要であり、非対称規制の効果的な実施を希望。（MCI）

支配的事業者の交渉力等の競争の阻害要因を排除しないまま、支配的事業者の新規又は未発達市場参入を容認すべきではない。支配的事業者が子会社を設立し、インターネットやコンテンツ分野等へ参入をする場合であっても、資本関係、人事交流、情報交換、支配的事業者との一体営業、顧客情報の利用、セットサービス提供、ブランド利用、事業効率の良い事務所や設備設置場所の差別的提供等に関して実効性のある規制が施され、他事業者と当該子会社との公平性が十分に担保される確証が得られない限り、参入は認められるべきではない。（MCI）

本研究会は行政組織の在り方については検討の対象としていない。

「競争促進」と「消費者保護」が「相反する」ものであるが故に「独立した規制機関が有効」とする意見の趣旨は必ずしも論旨として明確ではない。なお、「競争促進」と「消費者保護」は必ずしも相反するものではないものではなく、両者のバランスをどのように確保していくかという視点こそが競争政策として求められるものと考ええる。

東西NTTの活用業務については、今後、個別に申請に基づいて公正競争条件の確保方策について検討していく必要がある。また、非対称規制の効果的実施という点については、引き続き行政において十分念頭に置いて諸施策を展開していくことが必要であると考ええる。

市場支配的な事業者である東西NTTの上位レイヤーへの進出については、「東西NTTの業務範囲拡大の認可に係る公正競争ガイドライン」により公正競争条件の確保に努めていく必要がある(2-2-1)。また、NTT持株や東西NTTの子会社等の上位レイヤーへの進出については、必要に応じて特定関係事業者の範囲の拡大やグループ・ドミナンスの概念の導入の是非等について検討を

	<p>日本において規制当局の主要な関心事の一つは市場の一つの分野において力を持つ事業者が市場の他の分野でその力を行使するかもしれないことである。米国は情報通信分野において包括的な管轄権を持つ独立した規制当局の存在が非常に重要であるとみており、それにより持ち上がりつつある競争上の懸念に効率よく対処できるものとする。新しい技術の台頭は幾つかの新しい規制問題を引き起こす一方で、特に支配的事業者の規制などの特定の、持続性のある規制上の挑戦の重要性を強調する。</p> <p>米国では連邦情報通信委員会（FCC）が「有線及び無線報通信における州際及び外資商務」に権威を担っている。</p> <p>いかに集中化された情報通信サービスの世界において規制を機能させるかは国内及び国際政策議論の主要な課題である。米国政府は、新しい技術を發揮していくことを不必要に妨害しているものを取り除くことにより、包括化された情報通信サービスを規制する目的がそれらの新しい技術の配備をよりやりやすくすることでなければならないことを提言する。（米国政府）</p> <p>中間報告書で提案される枠組みについて、2つの大きな懸念を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告書は、規制による介入の根拠として市場メカニズムの失敗を用いていない。規制当局は、市場の失敗が明らかになり、一般的な競争法をもってしてはそれを是正できず、介入によって得られる便益がそのコストを上回る場合でない限り、介入することを差し控えるべき。 ・ 中間報告書の中には、一連のやや強権的な規制措置が含まれているが、それらは市場を歪め、投資及び技術革新を抑圧する危険性がある。提案された枠組みの下では規制当局は、事業の継続及び技術面での意思決定に相当程度巻き込まれることとなる。同時に本来市場に任されるべきビジネス上或いは技術上の決定につき、規制当局がこれを「先読み」し或いは「推測」することにより、市場を歪めてしまう危険性がある。 <p>中間報告書として次のような課題に焦点を当てるべき。</p> <p>(1) 既存の固定ネットワーク事業者による市場支配。全ての電気通信市場における効果的な競争を阻害している主な要因は、既存事業者による地域網のコントロールから生ずる顕著な市場支配力である。これにつき、以下のように対応する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域網の機構的分離。機構的分離が市場支配力を乱用しようとするインセンティブと能力を既存事業者から奪う唯一の効果的な途である。 	<p>行っていく必要がある旨を追加的に記載している(2-2-2)。</p> <p>市場支配力を有する事業者を対象とした非対称規制については先般の法改正により所要の環境整備が図られたところであり、今後ともその実効性を確保していく必要がある。また、ブロードバンド化の急速な進展の背景には新しい技術を用いた新規性のあるビジネスモデルが多数登場していることがあり、競争政策の在り方を考える際には常にこうした新たな技術の実用化の動向等を踏まえ、技術中立的な観点からの検討も必要である。</p> <p>なお、本研究会では行政組織の在り方については検討の対象としていない。</p> <p>競争政策の在り方としては、基本的に市場原理に委ねることが適当であるが、電気通信市場が独占から競争への過渡期にあり、ネットワークレイヤーにはボトルネック設備を有する市場支配的な事業者が存在していることから、市場メカニズムが必ずしも有効に機能しない部分が存在している。このため、非対称規制の導入等、競争促進的ルール整備が必要となっているものであり、市場メカニズムの失敗による独占的利潤の発生をいかに除去していくかという視点が重要である。本中間報告においても、こうした基本的な考え方に基づき、競争環境整備の在り方を検討しているものである。</p> <p>意見(1)については、市場支配的な事業者の経営形態の在り方に関する検討は本研究会の検討の対象外である。また、OSSの開放等については、情報通信審議会第二次答申（案）に基づき、別途研究会を開催し、検討を深める予定である。</p>
--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的卸サービスの体制。「小売価格以下」を旨とする価格設定原理及び既存事業者のOSSに対する保証されたアクセスを含む効果的な卸サービス提供のシステムは、地域マーケットに有効な競争をもたらすため必要。 ・ 競争ガイドラインにおける行動コントロールの強化。競争を促進するための構造的な措置を補完するものとして、既存事業者による反競争的行為を防止するための強力な行動コントロールが必要。 <p>(2) 市場支配的でない事業者に対する規制の排除。規制の枠組みにより強い「非対称性」を導入し、市場支配的でない事業者に対する規制コントロールを最低限にまで減じることが適切。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 料金の届出や価格制限等、具体的・形式的コントロールを市場支配的でない事業者からはずす。 ・ モバイル分野における市場支配の基準を引き上げ、競争プロセスに害を与える能力のないモバイル事業者を、市場支配的事業者であると規定することを避けるべき。 ・ 現行の許可制度を、技術面で中立的な一般的なカテゴリ承認の制度に置き換えることにより、市場参入を容易にし、事業拡張への制約を和らげるべき。 <p>(3) ボトルネックないし市場の失敗がない場合の規制の回避。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規参入者の設備については、規制を加えるべきではない。なぜなら新規参入者は価格や供給をコントロールするマーケットパワーを有しておらず、逆に他の事業者と相互接続をしたいインセンティブがあるため。 ・ 主眼を、既存の固定系ネットワーク事業者の設備中心のサービスを提供する競争相手との取引におくべき。それにより、従来型の電話市場で見られた競争面での問題点が、新しいマーケットに継承されることを防止することができる。 ・ MVNO型のビジネスに規制を加えるべきではない。競争的な市場が実現すれば、MVNO型の関係を含め様々な卸サービスへのアクセスの関係が、競争ベースで実現できる。 ・ ISP相互接続については、固定系の既存事業者がバックボーン部分で市場支配力を乱用することを防ぐためにのみ、規制が加えられるべき。 ・ モバイル・インターネットについては規制を加えるべきではない。これは、モバイル事業者にはコンテンツ・プロバイダに対して競争ベースでアクセスを提供し、開放された標準やプラットフォームを展開しようというビジネス上のインセンティブを有しており、規制による介入を必要としないからである。 ・ コンテンツ配信についての規制は、固定系・移動系事業者が排他的な配信関係を結んで、その市場支配を強化しようとする場合にのみなされるべき。 ・ モバイル市場におけるマーケットパワーの問題は、下に掲げる措置による対処す 	<p>更に、競争ガイドラインの運用については、例えば「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（競争ガイドライン）」について、1年後を目途に見直しを図ることとしており、こうした見直しの中で適宜対応していく必要がある。</p> <p>意見(2)については、本中間報告では個別具体的に論じていないが、一種・二種の事業区分の見直しに伴い、電気通信事業における競争の枠組みを全般的に点検する必要があり、その中で適宜検討していくことが適当であると考えます。</p> <p>意見(3)については、次章以降、個別にその考え方を整理している。</p>
--	---	--

	<p>べき。</p> <p>USIMカード USIMカードの使用を全ての3G事業者に義務付ける。</p> <p>USIMロック 携帯端末購入に際して負担したインセンティブを回収した後は、USIMロックを禁ずるルールを施行する。</p> <p>MNP モバイル番号ポータビリティを導入する。ただし、便益がコストを上回ること、適切な技術ソリューションにつき業界自身が決定する、導入が競争面で中立的でありかつコスト面で効果的な方法により達成されることを条件とする。</p> <p>携帯端末 既存事業者及び製造業者の間で存在する暗黙の排他的取引関係を打破する。(Vodafone)</p> <p>インターネットなど技術の革新により、電気通信事業の領域も広がりつつある。競争政策を検討していく上で、放送事業に関する議論が展開される場合は、別途放送事業者および関係者を含めた十分な検討が重ねられるよう要望。(テレビ朝日)</p>	<p>本研究会においては、電気通信事業分野における新たな競争環境整備の在り方について検討しているものであり、放送事業そのものの在り方について検討の対象とはしていないものである。</p>
--	--	--

1 - 1 ブロードバンド化に対応した競争政策の必要性

頁	段落	主な意見	研究会の考え方
1 ～ 8		<p>日本のブロードバンド化という目標を達成するため最も有効な方法は、市場原理に基づく競争である。</p> <p>本報告書は、適切な「基本的」規制の枠組みを構築することの必要性に主眼を置くべき。活力ある競争的な市場の構築を促進することが、新規競争者の参入を促し、新しい設備及びビジネスモデルを構築するために最も有効な方法である。</p> <p>本報告書の作成に当たって、明白な市場の欠陥がある場合、或いは規制を行うことの不利益が規制によって得られる利益を超えない場合においてのみ、規制による介入が許されるべきという基本的な原則を忘れてはならない。特に、規制当局として特定の技術やビジネスモデルを促進することによって市場の動向を「推測」しようと試みてはならない。</p> <p>次世代市場における競争の主な阻害要因は、現在同様、地域網における固定系の既存事業者による市場支配である。このため、「次世代」問題は、現在の固定市場における市場支配的事業者に対する効果的なコントロールを導入することの必要性、従来型の電気通信市場において効果的な競争を実現することの必要性を見過ごすことにつながってはならない。(ボータフォングループ p 1 c .)</p>	<p>意見のとおり、市場原理を活用した事業者間競争を通じて、料金・サービスの多様化・低廉化を実現し、国民利用者にその利益を還元していくことが競争政策の基本的視点であり、ブロードバンド時代においても、この基本的考え方は何ら変更されるものではない。このため、意見にあるように、規制がむしろ競争阻害的に機能している場合にはこれを見直すことが必要であり、その意味でも有効競争レビュー等を通じた市場のモニタリングが必要であると考えます。</p> <p>また、市場支配的な事業者に対する規制の在り方についても、ブロードバンド化が進展する中で必要に応じて見直しを図っていく必要があるものと考えます。</p>

1 - 2 レイヤーに着目した競争政策の基本的視点

頁	段落	主な意見	研究会の考え方
8		<p>通信事業を様々なレイヤーに分類し、分析することは有益だが、レイヤー間の境界領域の存在、ビジネスの多様性からその境界を明快にすることは困難で、分析にあたりレイヤーごとの切り分けを目的とすべきではない。</p> <p>競争政策は、レイヤーをまたがって存在するであろう事業についても競争性を担保する必要がある。欧州で導入されている市場支配力の考え方が参考になる。(ケーブルアンドワイヤレス・アイディーシー株式会社)</p>	<p>本中間報告では、従来ネットワークレイヤーに着目して公正競争環境整備の在り方について検討してきたが、技術革新等を背景としたブロードバンド化の進展に伴い、各レイヤーごとの機能分離が生じており、その結果として、各レイヤーを縦断する多様なビジネスモデルの登場が可能となってきたとの認識を提示しているものであって、各レイヤーごとの明確な切り分けをその目的としているものではない。あくまでレイヤーという概念を公正競争環境の整備を検討する際の切り口として用いているものである。なお、市場支配的な事業者に対する規制の在り方についても、ブロードバンド化が進展する中で必要に応じて見直しを図っていく必要があるものと考えます。</p>

	<p>中間報告書草案では、1種・2種事業の範囲をネットワークレイヤーに限定しております（P10図1-2）が、プラットフォームレイヤーとネットワークレイヤーの境界は不明確なものであり、プラットフォーム事業が現行制度下において電気通信事業と位置付けられることも考えられます。（日本テレコム株式会社株式会社）</p>	<p>意見のとおり、プラットフォームレイヤーとネットワークレイヤーの境界に不明確な部分があることは事実である。プラットフォーム事業を電気通信事業として位置付けるかどうかという点については、プラットフォーム事業として具体的にどのような機能が含まれるのか、また電気通信事業の定義との関連性をどう考えるかといった点を含め、特に事業区分の見直しに伴う法制度全体の見直しを検討するのに併せて検討することが適当であると考えます。</p>
--	---	--

1 - 3 競争ルール整備における基本的考え方

頁	段落	主な意見	研究会の考え方
10		<p>（1）制度の透明性・予見可能性の確保 予見可能性については、例えば相互接続や事業許可等において、暫時規制緩和を行ってきた経緯から複雑化しており、新規参入事業者にとっては判断が困難な面がでてくるなど、十分に担保されているとはいいがたい面もある。特に相互接続に関しては今一度その必要性も含め、抜本的に整理する必要がある。（イー・アクセス）</p>	<p>電気通信事業の市場構造が複雑化するのに伴い、競争ルール自体が精緻化している部分が存在しているのは意見のとおりであり、予見可能性という点では、今後とも行政において、その確保に十分留意していく必要がある。なお、新規参入の際には「電気通信事業参入マニュアル」、ノーアクションレター制度等の活用等が期待される。また、そもそも規制制度の在り方として「規制水準の全般的な低下を実現する観点からは、規制の簡素化（緩和）の可能性について個別に検討を加えていく必要がある。」(4-2-3)との記述も本中間報告の中で追加的に示したところである。</p>
11		<p>（2）競争促進的なルールの確立 競争促進を行う機関と、ルールを運用する機関は分けるべき。競争促進を行うためにはルールの策定/運用だけでなく、投資環境の整備や雇用流動性の確保等様々な措置が必要であり、またルール策定/運用の現場では消費者保護と競争促進とが相反する可能性もあると考える。従って、競争促進=産業新興を行う機関とルールを運用する機関とは分け、それぞれのミッションを明確にするべき。（イー・アクセス）</p> <p>欧米では独占的事業者に対する事前規制は有効であるが、競争事業者に対しては一切規制を加えないことが共通認識。（ケーブルアンドワイヤレス・アイディーシー株式会社）</p>	<p>電気通信事業分野における行政組織の在り方については、本研究会の検討の対象外である。</p> <p>規制制度の在り方としては、現在の電気通信市場が独占から競争への過渡的状況にあることに鑑み、公正競争確保の観点からは必要な事前規制を</p>

	<p>電気通信は、網の外部性が働くことによる自然独占性が強い性格を有している上に、我が国においては制度的に独占の形で運営されてきた経緯がある。したがって、事前に競争ルールを整備することが、複数の事業者による活発な競争を促すために必須。また、規制の予見可能性を高めるため、個々の事例に対応する短期レンジのルール策定にとどまらず、長期レンジで規制の変化の方向を明示することが必要。（日本テレコム株式会社）</p> <p>本報告書におけるルールは市場支配的な事業者が市場を歪めることができる能力を有する点に対処しておらず、現在の枠組みの中で効果的な競争を阻害している次の2つの要素を排除することにつながらないためである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場支配的でない事業者に対する「過度の規制」 ・ ミクロの市場管理 事業者は、まず規制当局に相談しその承認を得ることなくしては新しいビジネスイニシアティブをとることができない。これは市場メカニズムが効果的に働くことを阻害する大きな要因である。（ボーダフォングループ p 1 c .） <p>通信分野のルール整備にあたって、利用者利益の最大化を最も重要な基本的考え方の一つとして盛り込むべき。利用者利益の最大化に向けて、公正な競争が機能する環境を整備し、利用者が自らのニーズに応じて多様で低廉なサービスを選択できるようにすることが重要。そのため、競争の促進を妨げている規制を撤廃し、原則自由な市場を確立するとともに、市場支配力に着目した必要最小限のルールを設けることが不可欠。（経団連）</p>	<p>整備しておくことが必要であり、すべて事後規制に移行することは必ずしも適当ではない。ただし、市場支配的でない事業者については規制水準を可能な限り低下させていくことが必要であり、例えば、先般の法改正により非対称規制の整備を行った際、市場支配的でない事業者については所要の規制緩和措置を講じたところである。</p>
11	<p>(3) デュープロセスの確保</p> <p>原案に賛成。具体的には、説明責任の明確化、パブリックコメントの実施、定期的な見直し、紛争処理手段の確保等を明確化することが必要。（KDDI株式会社）</p> <p>デュープロセスの必要性は、競争ルールの変更にのみ係るのではなく、日本における全てのパブリックコメント手続きに当てはまる。（ボーダフォングループ p 1 c .）</p> <p>パブリックコメント手続きの公開性、公正さ及び透明性は日本において常に懸念を呼ぶ点である。（ボーダフォングループ p 1 c .）</p> <p>日本における政策プロセスを公開し、その透明性を確保するためには、規制当局として以下のことを行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年次の管理計画を公表し、その中で規制当局として答申を行う予定である主な問題点につき指摘することにより、消費者グループ及び業界に影響を及ぼすであろう問題についての答申に関する事前の告知を与える。 ・ 答申の対象となる文書においては、業界及び一般の意見を求める具体的な問題につ 	<p>本中間報告で指摘したように、デュープロセスの確保は重要な課題であり、今後ともその充実に努めていく必要があるものとする。</p>

	<p>き、規制当局として当初案を示す。答申においては第 1 回目の意見募集期間に続いてそこで表明された意見に対するコメントを述べる第 2 ステージが必要である。ビジネス上秘密扱いをする者を除き、全ての回答はインターネット上で公開されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 答申のプロセスの結果を示す発表文を作成し、その中で答申のプロセスで指摘された諸点に回答し、決定事項に関してそれに至った理由を十分かつ詳細に開示する。(ボードフォングループ p1c.) 	
11	<p>(1) 有効競争レビューの定期的実施</p> <p>原案に賛成。当該レビューや競争ルールの見直しを実施するにあたっては、行政判断の透明化等の観点から、パブリックコメントにより、広く一般より意見を聴取することが必要。(KDDI株式会社)</p> <p>有効競争レビューに当たっての具体的な方法について検討及び明示されることを希望。また未然に問題発生を防ぐ競争ルールの見直しの方法が検討されることを希望(エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社)</p> <p>厳密な「レビューする手法」を確立することに時間を費やすべきでなく、パブリックコメント等を通じた意見聴取の中でレビューの手法も随時見直しを行うことでよい。また、定期的な期間としては、1年が適当。(日本テレコム株式会社)</p> <p>競争上の問題点を分析し、競争の展開をレビューするために、他国の規制当局が用いているような手法が日本においても必要。</p> <p>規制当局は次のような手段を有することが不可欠。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制の対象となる市場を定義する手段 ・ マーケットパワーを評価する手段 ・ 特定の行為が競争プロセスに対し及ぼす影響或いは及ぼす可能性のある影響を決定するための手段 ・ 特定の市場における競争の程度を分析する手段 ・ 検討されている規制に伴う介入のコスト及び便益を評価する手段(ボードフォングループ p1c.) <p>市場支配的な事業者が存在する市場においては、速やかにレビューが実施されることを希望。また、市場支配的な事業者が生じる恐れがある市場(例えば、他の市場での支配的事業者が新規に参入する市場)は、レビューの対象とすべき。レビューの実施にあたっては、特に市場支配的な事業者による反競争的行為の有無について、重点的に行なうことが</p>	<p>有効競争レビューについては、その目的等を明確にする必要があるとの指摘を踏まえ、本中間報告では、「行政当局が講じた競争促進策(公正競争条件の設定を含む競争ルールの整備等)に係る政策効果(例えば、発生した消費者利益)の評価及び当該措置の方向性の検証」や「市場支配的な事業者による上位レイヤーへの進出について、ネットワークレイヤーにおける市場支配力を進出先において濫用することにより公正競争条件が損なわれていないかどうかの検証や、市場支配力の行使を認定する際の市場の範囲等の検証を行い、激変するブロードバンド市場における新たな競争ルールや諸規制の見直しに係る検討をより効果的に行う」ことを、例示として追加的に記述した(1-3(1))。</p> <p>また、有効競争レビューの具体的手法については、「更に検討を深める必要があり、諸外国の事例等も参考にしつつ、早期に確立すべく引き続き検討を進めることが望ましい」(同上)とした上で、本研究会として、最終報告に向けて「検討を深める」(第5章)旨を明記している。</p>

	<p>必要。また、市場支配的な事業者による、子会社等を通じた反競争的行為の有無を検証するため、レビューの具体的項目に以下が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子会社・関連会社の会計情報 ・ 子会社・関連会社との取り引き状況（TTnet） 	
12	<p>（２）事業者間の紛争処理と競争ルールの有機的連携</p> <p>競争ルールの見直しについては、具体的な紛争事案に限定する必要はなく、ペティション（請願）制度の導入等により広く関係者の意見を反映させることが適切。（日本テレコム株式会社）</p> <p>「競争ルールを確立するための手法」としては、技術革新や市場の変化に柔軟に対応して競争ルールを見直していくことはもちろんのこと、申立（ペティション）制度やパブリックコメント制度等によって利用者の意見を吸い上げ、公正・透明な手続の下でルールを構築していくことが重要で。また、技術、サービス、市場の変化が激しいこの分野においては、「競争ガイドライン等の策定」もさることながら、それらの変化に柔軟に対応できるよう、簡素な制度とすることが重要である。さらに、「ユーザの保護」については、事業者の自己責任を前提に考えるべき。（経団連）</p>	<p>競争ルールの見直しの在り方については、意見のとおり、多様な手段が選択可能であり、今後ともその充実に向けた検討を行っていくことが適切と考える。また、こうした新たな手段の導入に際しては関係事業者の意見等を広く招請する等、デュープロセスの確保に努めることが重要である。</p> <p>利用者保護については、社会経済活動に不可欠な電気通信サービスの提供が急遽停止されるような事態が発生すると、少なくとも利用者が他事業者と新たに契約するまでの間に蒙る経済的・時間的損失は大きいものがある。これをすべて事業者の自己責任を前提とすることが適切かどうかについては十分な議論が必要であると考え。なお、当該分野における消費者行政の充実の在り方については、本年1月から、総務省において「電気通信分野における消費者支援策に関する研究会」を開催しているところである。</p>
	<p>紛争処理委員会は通信事業に対し公正かつ中立的な立場であることが必須。具体的には総務省及び電気通信事業者との関係を排除すべき。委員会は総務省外に設置されるべき。加えて、総務省が中心となって作成された競争ルールについて総務省又はその任命による紛争処理委が改善策策定等を施すことは疑問視せざるを得ず、総務省以外の独立した規制機関の設立等も含め、競争ルールの有効運用及び改善が可能となるスキームが検討されることを希望。（エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社）</p>	<p>電気通信事業紛争処理委員会は、許認可部門から独立した形で公正かつ中立的に事業者間の紛争処理を行う機関であり、意見にあるような問題は生じていないものと考え。</p>
12	<p>（３）競争ガイドライン等の策定</p> <p>競争ガイドラインの策定により、新規参入者にとり何をすべきか明示されることは有益。ガイドラインの内容を全事業者に適用することは事業者の自由度を奪うものであり、適用対象を特定すべき。（ケーブルアンドワイヤレス・アイディーシー株式会社）</p> <p>競争ガイドラインが、規制当局等による監視及び運用に関する現実の経験を反映させる</p>	<p>競争ガイドライン等については、あくまで事業者の任意の採用を前提とするものであり、これを強制的に適用しようとする場合は電気通信事業法に基づく行政権限を根拠とするものでなければならぬ。したがって、ガイドラインの性格はあく</p>

べく、時間をかけて確立されていくべきことについては賛同する。しかし、このプロセスが意味のあるものとなるため、次の諸点を実現するための措置をとる必要がある。

- ・ 市場支配的でない事業者に課せられた規制上の義務を除去する。現時点ではガイドラインは明示的に市場支配的事業者を規制の対象とする旨表明していない。このため、市場支配的でない事業者に対して、かなり不適切な過度の規制が押し付けられている状態となっている。
- ・ 他の重要な競争上の問題点に対応するようガイドラインを拡大していく。そうすることにより現在のルールは、デジタルデータサービス、ネットワークの変更、付随的サービス、情報開示等、幾つかの重要な問題に触れていない。
- ・ 紛争処理委員会の役割の効果を向上させる。現在の委員会の手続きに内在する弱点は、将来ガイドラインを改善するために有用なフィードバックにつながるような決定を委員会が行なうものとは考えにくいこと。
- ・ 規制当局及び委員会において「強制的な実施（enforcement）」の慣習を醸成すること。そうすることにより、もし反競争的な行動をとった場合にはそれから生ずる結果を甘受しなければならないことを、市場支配的な既存事業者に認識せしめる必要がある。（ボードフォングループ p 1 c .）

本報告書においては、業界で合意されたガイドラインの実施については、具体的措置の一部を業界自身がとることを想定しているが、業界による「自己規制」のみでは機能しない可能性がある。特に市場支配的な事業者がそのようなプロセスを遅延或いは阻止しようとする場合にはその可能性が強い。（ボードフォングループ p 1 c .）

したがって、各国規制当局は「協同規制」アプローチを好むようになってきている。これは、規制当局は業界における交渉を促し、業界において合意された結論が得られることを促進するために、明確な政策の枠組みを提供し、業界はその枠組みの中で活動することになる。この枠組みを創り出すため、政府は次のような措置を執る必要がある。

- ・ 電気通信業界の現状を的確に反映し、自己規制プロセスを運営できる業界団体を創り出す。
- ・ そのような業界団体に対し、業界の基準及び行為規範を策定するよう要請する。かかる業界基準及び行為規範は、規制当局の指示に従い、複数事業者間の問題（例えば事業者間の課金手続き等）について、全ての業界関係者を縛る。
- ・ 規制当局に対し、業界内での協議の枠組みを提供し、結論に達する可能性を増進するための、政府方針・命令等を発する権限を付与すること。
- ・ 業界内で基準や行為規範が形成されなかった場合には、規制当局がこれを決定できる権限を付与すること。（ボードフォングループ p 1 c .）

まで事業者の任意の協力を前提とするものであり、こうしたガイドラインでは有効に機能しないが公正競争確保の観点から必要と認められる競争ルールについては、必要に応じて所要の法改正を行い、制度整備を図ることが基本であり、行政の恣意性による事業者負担の増大がもたらされるものではない。

また、事業化ガイドラインのように、現行の制度の透明性を確保する観点から、電気通信事業法や電波法の枠組みの中で、新たなビジネスモデルの発展を促すべく法的枠組みの解釈を提示することも有効であると考え。こうしたガイドラインは法的根拠に基づかない新たな規制を導入するものではない。

13	<p>(4) 電気通信事業法と独占禁止法の有機的連携</p> <p>現在の競争ガイドラインは、電気通信事業法と独占禁止法の現状の解釈を述べるにとどまっており、総務省、公正取引委員会の連携内容や今後の協調に踏み込んでいない。ドミナント事業者の定義の違いや、競争政策といいながら非対称性を欠く独禁法の違反行為など十分議論されるべき。両法の棲み分けの問題についても再度議論し、両法の連携の中で運用方法を確立すべき。(ケーブルアンドワイヤレス・アイディーシー株式会社)</p> <p>電気通信事業法と独占禁止法の連携にあたっては、政策面での連携や補完のみならず、例えば窓口や手続のワンストップサービス化等の法的な担保の検討も必要。(KDDI株式会社)</p> <p>競争ガイドラインの適用にあたって、電気通信事業法と独占禁止法の一貫性を確保することが必要。両法は異なる規制当局によって運用されている。そのことは規制を受ける当事者が「フォーラムショッピング(都合のよい規制の枠組みを恣意的に選ぶこと)」を行う余地を残すとともに、異なる規制当局による一貫性を欠いた規制の原則の適用がなされる余地が生じることを意味する。従って、総務省及び公正取引委員会が、情報の共有、政策の構築及び管轄権について両者間でルールを構築し協議を行うことが必要である。(ポードフォングループ p1c.)</p>	<p>総務省と公正取引委員会が共同で平成13年11月に策定・公表した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」については、概ね1年後を目途に見直しを行う予定であり、その中で、指針の運用方法等を含め、必要な見直しを進めていくことが適当であると考えます。</p>
13	<p>(5) ユーザ保護</p> <p>規制よりも市場原理に基づく競争こそが、サービスの質、多様性及び消費者にとっての価値を高める上で最も良い方法であると考えている。</p> <p>消費者保護のための規制措置は軽微なものであるべき。長期的にみて市場が十分に消費者の福祉を保護するものではない場合においてのみこれを適用すべき。また、明白に市場原理が失敗したことが示されない限り、規制当局としては、具体的な消費者保護のための措置を発動する方向で干渉すべきではない。(ポードフォングループ p1c.)</p> <p>電気通信事業者及び他のいかなるビジネスについても、それが破産に陥り、市場から姿を消すことを防止する形で規制を行うことはできないと考える。このような事態に対する最も効果的な対抗手段は、極めて競争的な市場を実現することにより、仮に一つの事業者が市場から姿を消しても、他の事業者が競争的な条件でその顧客を獲得すべく競争を展開することとなる。(ポードフォングループ p1c.)</p> <p>ブロードバンド時代においては、活発な新規参入や新たな料金・サービスが多数登場し、社会経済生活に不可欠なものとなっていく一方、ユーザーに十分な情報提供がなされないまま事業者が市場から撤退したり、ユーザーがサービス内容について十分な情報を獲得することなくサービス選択を迫られるといった状況が生じ、社会経済活動に深刻な影響</p>	<p>電気通信事業分野における消費者行政の充実の在り方については、本年1月から、総務省において「電気通信分野における消費者支援策に関する研究会」を開催しているところであり、具体的な消費者支援の方策については、当該研究会において行われるものと認識している。</p>

	を及ぼすことも懸念される。このため、急速な技術革新に対応して、ユーザー保護策の充 実を機動的に図っていくことが一層重要になるものと考えられる。(個人)	
--	--	--

2 垂直統合型のビジネスモデルと競争環境整備の在り方

2 - 1 垂直統合型のビジネスモデルに対する評価

頁	段落	主な意見	研究会の考え方
16 ～ 19	～	<p>垂直統合型ビジネスモデルが増えつつある現状は、「単一型」も含め、複数レイヤにまたがるサービスをワンストップで享受したいという利用者のニーズ及び投資・オペレーションの効率化・規模の経済性の観点からの事業者のニーズの双方を反映したものであるにも拘らず、これらのモデルの長所を評価することなく、いきなり問題が生じることの懸念から説き起こしていることは、まず規制ありきの論述であり、むしろ、成功するビジネスモデルを構築するための環境整備、事業促進策の観点から国のとるべき施策を検討して頂けるよう要望します。（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）</p> <p>「単一型」のビジネスモデルは、本報告書（草案）にある、「ユーザに対してワンストップサービスの提供が可能であり、ユーザ利便の確保（P.16）」というメリットだけでなく、「川上市場」と「川下市場」の統合による経済効率の達成、それによる料金低廉化といった市場へのプラス要因も認められているところである。一種事業者によるネットワークレイヤーから上位レイヤーへのビジネス展開もこのような面で一定の成果を果たすとともに、上位レイヤーの市場活性化に向けた「牽引車」の役割も果たしてきたものと考え。</p> <p>本報告書（草案）の考え方が、今後もこのようなプラス要因の芽を摘むことなく、一方で「単一型」と同一条件での提供可能とすることを前提とする公正競争環境を実現することで、「協働型」のビジネスモデルの登場を期するという趣旨であれば異存のあるものではない。（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ）</p> <p>インフラベースでの競争の進展が困難であるものについてはボトルネック設</p>	<p>本研究会では、ブロードバンド化に対応した新たなビジネスモデルの動向等について関係事業者等からのプレゼンテーションをいただきながら、新たな競争環境整備の在り方について幅広い観点から議論してきたものである。こうした議論の中で、垂直統合型ビジネスモデルの長所として、「ユーザに対してワンストップサービスの提供が可能であり、ユーザ利益の確保という観点からは望ましいという指摘がある」（2-1（1））及び「（移動体分野において）垂直統合型ビジネスモデルは、ユーザ層や市場規模の拡大に貢献してきたところであり、特にモバイルインターネットの分野における認証・課金事業は、提供コンテンツについて直接ユーザに課金するという新たなビジネスモデルを確立し、今日のモバイルインターネットの爆発的な普及をもたらしたという点は評価される。」（2-4）旨記述しているところであり、「これらのモデルの長所を評価することなく、いきなり問題が生じることの懸念から説き起こしている」との指摘は当たらない。</p> <p>情報通信市場はネットワークインフラに立脚する市場であり、一面では利用者利便という長所を有する垂直統合型ビジネスモデルであっても、そこに市場支配力が介在したり、閉鎖的なモデルとなった場合には、公正競争が阻害され、利用者利益が損なわれ、市場全体の発展という観点からは望ましくない結果がもたらされる可能性がある。ただし、垂直統合型ビジネスモデルが一概に否定されるというスタンスを本中間報告が採っているものではない。すなわち、垂直統合型ビジネスモデルにおいて各レイヤーのオープン化が実現すれば、協働型ビジネスモデルの登場が促され、多様な競争軸によるレイヤー縦断型のビジネスモデルが市場活性化をもたらすものであるとの基本認識に立っている。</p> <p>技術革新とサービスの高度化・多様化の進展が著しい情</p>

備となり競争を阻害する恐れがあることから、垂直統合型ビジネスモデルに関する公正競争環境整備の在り方を検討するに際しては、ボトルネック設備を保有している市場支配的な事業者（東西 NTT）とそれ以外の一種事業者とを区別して検証する必要があると考えます。（ケイディーディーアイ株式会社）

グローバルな競争の中で、我が国の情報通信産業を競争力あるものにするためには、ビジネスモデルをめぐる事業者間の競争の枠組みを事前に定めるのではなく、必要最低限の技術的な基準や利用者保護上のルールを除き、垂直型／水平型、単一型／協働型を問わず、どのようなモデルを構築するのかが事業者の自由な創意工夫に任せ、その評価は市場・ユーザに委ねる旨、「非規制宣言」を行うことが、新しいビジネス分野における競争を進展させる上で何よりも望ましいと考えます。（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社）

ネットワークレイヤーにおけるボトルネック設備については、既に指定電気通信設備規制等で開放ルールが整備されており、他事業者がこれらを利用してサービスが提供できる環境ができていることから、ボトルネック設備保有の有無で規制を区分する合理的理由はないと考えます。ブロードバンドビジネス等の新たな事業領域において、ボトルネック設備を有しているからといって、NTT東西とそれ以外の事業者との間で非対称的に規制を加えることは、全く不相当であります。

また、NTT東西の競合事業者は垂直統合型ビジネスによりワンストップでのサービスを実施している一方で、NTT東西のみボトルネック設備の所有を理由に重い規制に置かれるのはNTT東西のユーザを不当に差別することとなります。

したがって、この論点については不相当であり、削除すべきであります。（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社）

グローバル市場においてはAOLタイムワナーやマイクロソフト等が垂直統合型のビジネスモデルを展開しており、日本だけがこの種の規制を導入すれば、国際競争力を著しく損なうことになると考えます。（日本電信電話株式会社）

情報通信新時代における競争環境整備の在り方は、多様なプレイヤーの市場参加、競争の促進によって、産業の活性化・発展を図ることがその目的とな

報通信分野においては、事業者の創意工夫を最大限に活かす公正競争環境の整備が望ましく、市場支配力に着目した競争ルールの整備は必要不可欠であり、相応のルールを維持することが前提となる。この際、ブロードバンド化の進展がこうした競争ルールの必要性を減じるものではなく、ネットワークレイヤーから上位レイヤーまで含むレイヤー縦断型のビジネスモデルが主流となっていくことを勘案すれば、ネットワークレイヤーにおける市場支配力が上位レイヤーにおいて濫用されることにより、当該上位レイヤーにおける公正競争が阻害されることは適当ではない。なお、こうしたレイヤー縦断型のビジネスモデルを前提とした競争環境整備の在り方については、当該市場が著しい構造変化が継続的に進展している市場であることに鑑み、本中間報告第1章で指摘しているように、定期的に有効競争レビューを実施していくことが必要になってくるものと考ええる。

また、ネットワークレイヤーにおいてボトルネック設備を保有する東西NTTが上位レイヤーに進出する場合は「活用業務認可ガイドライン」に沿って公正競争条件の確保を図る必要があり、例えば、今後コンテンツ配信の円滑化を図る観点からは、プラットフォームレイヤー事業に係る機能のアンバンドル化の必要性等についても併せて十分な検討が必要であると考えます。（2-2-1）

例えばAOLタイムワナーのケースにおいては、FTC及びFCCにより公正競争確保のための条件が課されているところであり、一定の市場支配力を有する垂直統合型ビジネスモデルの展開にあたっては、競争環境整備の観点からの検討が必要であることは国際的に見ても整合的である。したがって、「日本だけがこの種の規制を導入すれば、国際競争力を著しく損なう」との指摘は必ずしも当たらないものと考えます。

多様なプレイヤーの登場によるブロードバンド市場の発展のためには、市場支配的な事業者による反競争的な行為

		<p>る。</p> <p>そのためには、まず第一点として、垂直非統合（アンバンドル化の推進）の原則を明確にし、反競争的な構造に関するルール整備を行い、その上で迅速に是正措置を講ずることが重要である。</p> <p>特にボトルネック性を有する第一種電気通信事業者による垂直統合構造は、自由で公正な競争環境の整備にあたって大きな阻害要因である。（社団法人デジタルメディア協会）</p> <p>垂直統合型のビジネスを展開する一種事業者のほとんどは、現状のネットワークサービスが事業的に厳しくなっているため、新たな付加価値サービスを付け加えることで、企業全体の収益増加を確保しようと考えている状況がある。</p> <p>新たな付加価値サービスメニューを品揃えしたとしても、核になるネットワークレイヤの事業基盤を充実しない限り成功はありえないと考えるべきである。</p> <p>上記観点からは、安易に既存の一種事業者に垂直統合型サービスを推奨するよりは、むしろ、徹底的に既存のネットワークサービスを充実させるための努力を最優先で推奨し、そのための支援策を我が国として企画することが重要であると考える。（社団法人テレコムサービス協会）</p>	<p>を是正することが必要であるのは指摘のとおりである。このため、市場支配的な事業者が排他的な垂直統合型ビジネスモデルを展開することについては、その是正を図る必要があると考えられるが、他方、垂直統合型ビジネスモデルであったとしても各レイヤーのオープン化が確保され、十分な公正競争条件が確保されていると判断される場合には、市場支配的な事業者による垂直統合型ビジネスモデルが存在しているとしても直ちにこれを是正すべきとする合理的根拠は見出し難い。すなわち、市場支配的な事業者が垂直統合型ビジネスモデルを展開する際には、いかにオープンで公正な競争条件を各レイヤーにおいて確保していくかが重要である。</p>
18	～	<p>従来の「電話」の世界における市場支配的という定義が、このような（上位レイヤーのような）創成期にある市場において必ずしも適用されるものではなく、ネットワークレイヤーとは別個の市場として判断すべきである。（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ）</p> <p>原案の「（略）困難な面がある。ただし、一般にコンテンツ制作者側がコンテンツプロバイダやネットワーク事業者と比べて相対的に弱い立場にある場合も実態として相当程度存在すると考えられることから、引き続きその動向を注視していく必要がある。」という記述を、「困難な面があるため引き続きその動向を注視していく必要がある。」と修正すべき。</p> <p>（理由）電気通信事業における提供義務や接続義務が細かく規制され、またコンピュータOSによる市場支配力を有する事業者が他のレイヤにも進出する現状においては、回線設備を所有していることによる競争優位性は存在しないにも拘らず、あたかも優位性があるかのような認識に基づいて規制を検討することを避けて頂きたいと考えます。</p> <p>（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）</p> <p>「協働型」という、アンバンドルした機能を組み合わせた新たなビジネスモデルは、競争事業者だけではなく、ドミナント事業者にも同様な新サービスの</p>	<p>現行法における指定電気通信設備（第一種）制度は、ネットワークレイヤー内における競争環境整備というフレームワークに着目した概念であるが、今後ブロードバンド市場の健全な発展を促す観点からは、ネットワークレイヤーが上位レイヤー等において市場支配力を濫用する可能性を踏まえ、市場支配力の概念の再定義を含め検討していくことが必要であると考ええる。この際、グループ・ドミナンス等の概念の導入の是非についても、併せて検討していく必要がある。</p>

	<p>提供を可能にするものです。したがって、設備のあるなしにかかわらず、この新たなサービスに着目して、事業者が、その市場において支配力を持つか否かを検証することが重要になると考えます。（ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社）</p> <p>今後重要性が高まる課金・認証等の技術をもつプラットフォームレイヤーにおける市場支配的事業者が他のレイヤーに及ぼす影響も大きいものと理解しております。したがって、プラットフォームレイヤーにおける市場支配力の問題について、動向を注視するとともに、必要に応じて措置すべきと考えます。（日本テレコム株式会社）</p> <p>ボトルネック概念の変更</p> <p>いわゆる「ボトルネック設備」と呼ばれるネットワーク設備ばかりでなく、上位レイヤのプレイヤーがビジネス展開をする上で必要不可欠な資源、機能も合わせた「ボトルネック性」の概念に変更すべきである。（社団法人デジタルメディア協会）</p>	
17	<p>「垂直統合」という言葉の使用について</p> <p>本報告書第二章で使用される「単一型垂直統合モデル」と「協働型垂直統合モデル」という用語法は、通常の「垂直統合」という言葉の使われ方からして非常にわかりづらく、無用の誤解などを招く恐れがあることを指摘したい。明確に「垂直統合構造のアンバンドル化推進」という表現で目的を掲げるべきであり、そうであるとすれば本報告書の表現の変更をお願いしたい。</p> <p>本意見書では、「単一型垂直統合モデル」「反競争的垂直統合型モデル」「協働型垂直統合モデル」「オープン型統合ビジネスモデル」などの表現を使用する。</p> <p>また、これらを同列に並べて議論することも疑問である。各レイヤのモジュールを再統合した多様な「オープン型統合ビジネスモデルの登場」のためにこそ「垂直統合構造のアンバンドル化推進」や「階層化された各レイヤにおける競争促進」が不可欠であり、それなくしてダイナミックな再統合モデルの発生などありえないのではないかと。（社団法人デジタルメディア協会）</p>	<p>意見のとおり、「垂直統合」という用語については趣旨が必ずしも明確でないことから、「レイヤー縦断型のビジネスモデル」の中で、一社単独で事業展開する単一型の「垂直統合型ビジネスモデル」と、複数の事業者が連携して、それぞれが得意とする経営資源を持ち寄り、各パーツを組み合わせてオープンなビジネスモデルを形成する「協働型ビジネスモデル」の2つの類型で構成される旨の用語の統一を行った(2-1)。</p> <p>また、各レイヤーがアンバンドル化・オープン化されることにより「協働型ビジネスモデル」の登場が促進され、多様な競争軸の登場により市場の活性化と利用者利益の向上が図られることは指摘の通りと考える。</p>

2 - 2 市場支配的な事業者による垂直統合型のビジネス展開

頁	段落	主な意見	研究会の考え方
2 - 2 - 1		東西N T Tの活用業務認可ガイドラインの整備	
19		料金支配力等に注目した規制が施されていない状況下においては、東・西N	東西N T Tの業務範囲拡大の認可については、行政判断

<p>～ 21</p>	<p>TTが下位レイヤーにおいて支配的立場になることは容易に想像できます。ボトルネック設備に限らず、東・西NTTの上位レイヤー進出を許容すれば、自らの利用条件と他上位レイヤー事業者との条件が差別的となり、公正競争が促進されない可能性が高いと思われます。</p> <p>なお、上位レイヤーへの進出を許容する場合においては、公正競争条件確保の観点から、東・西NTTの既存設備について、事前の情報開示等、完全なオープン化が大前提になるものと考えます。（エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社）</p> <p>本来であれば、ボトルネック設備を有する市場支配的な事業者である東西NTTによる垂直統合型のビジネス展開については、活用業務や子会社によるもののみならず、あらゆる形態において、認められるべきではないものと考えます。</p> <p>「協働型」のビジネスモデルの円滑な構築を促進するためには、特定のレイヤーにおけるボトルネックを資本分離によりあらゆる事業者から独立した法人とした上で、ネットワーク部門とサービス部門の兼業を禁止することにより、差別的な取り扱い等を行うインセンティブそのものを排除することが必要と考えます。（ケイディーディーアイ株式会社）</p> <p>東西NTTについては、電気通信事業法改正により業務範囲が拡大し、そのボトルネック設備をはじめ資金力、ブランド等により垂直統合的な市場支配がなされるおそれがあります。</p> <p>したがって、同社による垂直統合的なビジネスモデル、あるいは子会社等関係会社を通じたビジネスモデルに関しては、十分実効性ある規制下に置く必要があると考えます。（中部テレコミュニケーション株式会社）</p> <p>東西NTTが上位のレイヤーへ進出する際についても、既に徹底したオープン化（ダークファイバ、ドライカップ、コロケーション等）によりボトルネック性は解消されており、現にブロードバンドアクセス市場は激しい競争状態にあることから、上位レイヤーへの進出について新たな規制を設ける必要はないと考えます。（日本電信電話株式会社）</p> <p>本報告書においては、既存事業者による事業の拡大は、その参入した市場において競争面での問題を必ずしも生ずるものではないと想定しているが、弊社の見解では、これは誤っているとわざるを得ません。</p> <p>国際的な基準から見れば、東西NTTがその地域を越えて拡大し、垂直的に再統合を果たすことを認めることは、それらが参入していった市場において、きわめて大きな競争上の問題を引き起こす可能性が強いといえます。既存事業者は、次のような行動に出る可能性が強いと認識されています。</p>	<p>の客観性・透明性の向上を図るとともに、関係事業者等の予見可能性を高める観点から、NTT法の運用方針がガイドラインとして整備されたところであるが、この中において、東・西NTTが独占的な地域通信市場における市場支配力を濫用することにより「電気通信事業の公正な競争の確保等に支障を及ぼす」ことのないよう、東・西NTTが自ら講ずべき公正競争条件として7つのパラメータが明記されている。行政においては、個別の事案毎に当該ガイドラインに沿って同法を厳正に運用していくことが求められる。</p> <p>このように、東西NTTの市場支配力が他のレイヤーにおいて濫用され、競争阻害事案が発生した後に改善措置を講じるまでの間の損失を防止するためには、東西NTTの上位レイヤーへの進出について事前に一定の公正競争条件の確保を図ることが必要である。</p> <p>ただし、市場支配的な事業者が垂直統合型ビジネスモデルを展開すること自体は否定されるものではなく、上記の問題を回避する観点から、市場支配的な事業者が上位レイヤーに進出することを構造的に禁止したり、別会社要件を課すことは過大な規制であり、一定の公正競争条件を事前に担保するとともに、当該条件を設けた時点で企図した目的がその後においても実効的に担保されているかどうかについて、有効競争レビューを定期的に行う中で検証するという市場のモニタリングが重要な政策ツールになるものとする。</p>
-----------------	---	---

- ・不合理な直接インプットコストを押し付けることにより、ライバルのコストを不公正に吊り上げること。
 - ・自らの小売ビジネスを利するように競争事業者を差別すること
 - ・地域網における市場支配力を梃子に、新しいビジネス領域に進出すること
- こうした垂直統合に伴う問題点に対する適切な規制措置がとられない限り、既存事業者は、進出するすべての市場において独占的な立場を築くことになる懸念されます。日本は、かつて既存事業者を地域会社に機構分割した際に防止しようとした問題点を、再び市場に持ち込まないようにしなければなりません。一度弊害がもたらされると、それを「もとにもどす」ことは不可能であります。したがって、弊害がもたらされる前に予防することに着眼しなければなりません。
- (ボーダフォングループ P1c)

ガイドラインは垂直統合がもたらしうる問題点を認識しているが、それに対して、国際的なベスト・プラクティスに沿った形で最も効果的に対処しているとはいえません。特に、次の諸点が指摘されると考えます。

- ・ガイドラインは、既存事業者の事業拡張の過程で生じるであろう競争面での問題点のいくつかは扱っているものの、全てを扱っているではない。
 - ・ガイドラインは、既存事業者に対する制約として機能するに足るほどのレベルで、詳細な規定を設けているわけではない。
 - ・ガイドラインは、既存事業者が、現在の市場での支配的な地位を梃子にしてあたらしい市場での競争を阻害すべく、こうした「ギャップ」を活用する余地を残している。
- 弊社は、こうした問題点については、次のように対処すべきものと考えます。

- ・既存事業者に対しては、新たな市場に参入することを許す前に、その地域市場を開放して競争を促すよう要求すべきである。そのため、FCCの「14 Point Competitive Checklist」に似た、地域サービス市場における有効な競争を決めるためのルールを、はっきりと定める必要がある。地域市場が真に開放され、差別や関係企業への支援に対する競争面での制約が確立されない限り、既存事業者が地域市場での独占を維持したまま、新しいビジネス領域に参入することを許すことは、その独占的支配力を利用するインセンティブを増す結果になるものと考えます。
- ・既存事業者の地域ネットワーク及びビジネスを、機構的にもその他のビジネスから切り離すべきである。国際的な経験に照らせば、機構的に分離することが、垂直統合を行う既存事業者から、反競争的に行動するインセンティブと能力を奪う唯一の効果的な途である。機構的な分離は、現在、他の公益事

		<p>業（たとえば電気・ガス）の分野において最も好まれる対応策となっている。そしてこのような公益事業は、経済的に見れば、電気通信市場と似かよった性格を有している。 （ボーダフォングループP1c）</p> <p>仮に機構的措置が採用されない場合には、弊社の考えでは、既存事業者に対して、より重い「リングフェンシング」の義務を負わせるべきであります。既存事業者が現在負う卸事業と小売事業の間の「ファイアウォール」ないし「リングフェンシング」の義務は、不十分であり、国際的なベスト・プラクティスが要求する水準をかなり下回ります。他国についてみれば、垂直統合を行った既存事業者に対する規制における現実の経験、及び、最近発展してきたネットワーク経済の知識の充実に伴い、各国の規制当局が有するリングフェンシングに関するルールは、より進歩してきています。日本としても、こうした国際的な経験を利用すべきであり、そのため、Attachment VI に示された国際的なベスト・プラクティスを全面的に実施すべきものと考えます。（ボーダフォングループP1c）</p> <p>草案では、「東西NTTが上位レイヤーに進出する場合の公正競争条件の確保」について、現行制度に基づいて考え方を整理しているが、これに対し、経団連の第二次提言では、現行制度を前提とせず、「通信市場において市場支配力を有する事業者がその支配力を梃子に隣接・関連市場に進出する場合、当該市場における公正な競争を歪めるとともに、通信市場における支配力を強めることになる惧れがあり、この観点からも市場支配力を有する事業者に対する競争ルールの策定が求められている」として、改革の方向性を示している。その上で、支配的事業者が不可欠な機能を他事業者に提供する部門と利用者に通信サービスを提供する部門を併せ持つ場合には、両部門を機能的に分離すること、機能分離を行わない場合は、支配的事業者の支配力が進出先市場に及ばないよう、完全分離子会社による進出を要件とすること、さらには、情報コンテンツ等の市場における公正な競争の確保にあたっては、独禁法による事後規制を厳正に執行すること、を求めているところである。（社団法人経済団体連合会）</p>	
19 ～ 21	～	<p>サービス開発インセンティブを確保でき、競争に対応し多様なユーザーニーズに積極的に応えらるとともに、機動的な事業活動により収益基盤を拡充できるよう、ガイドライン運用にあたっては、可能な限り弾力的な取扱いがなされ速やかに認可されるよう強く要望します。（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社）</p>	<p>当該ガイドラインの運用にあたっては、法の趣旨に則り、公正競争環境の確保の観点から、厳正かつ中立的な運用がなされることが必要であると考えます。</p>

21 ~	<p>ブロードバンドコンテンツのうち、動画については、「放送」が主たるデリバリーチャンネルになり得ますが、データ、音声データ、対戦型ゲームなどについては、「高速アクセス回線」が主たるデリバリーチャンネルになり得ると考えます。</p> <p>よって、「高速アクセス回線」のボトルネック設備を有する東西NTT殿が上位レイヤーに進出した場合、デリバリーチャンネルを支配するおそれは少ないとは言えず、東西NTT殿が上位レイヤーに進出することについては、特に市場支配力の行使の可能性について、十分な検討が必要と考えます。(東京通信ネットワーク株式会社)</p> <p>東・西NTTがコンテンツ配信等の上位レイヤーに進出した場合で、放送業への進出ができない場合でも、コンテンツのデリバリーチャンネル自体が放送分野から他の分野へ移行することも考えられるため、必ずしも市場支配力を濫用するおそれは少なくないと考えております。仮に、主要なデリバリーチャンネルが通信分野に構築された場合、東西NTTが圧倒的な市場支配力を行使する結果となるおそれも十分あるため、上位レイヤーへの進出について、慎重な対応が必要と考えます。</p> <p>(エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社)</p> <p>「このため、一定の公正競争条件が担保されることを前提として、東西NTTがコンテンツ配信等の上位レイヤーに進出するとしても、<u>放送業への進出ができない限り、コンテンツのデリバリーチャンネルを支配し、市場支配力を濫用するおそれは少ないと考えられるため、こうした上位レイヤーへの進出は一概に否定されるものではないと考えられる。</u>」との記述に対し、</p> <p>東西NTTが進出できないとされる「放送業」は、放送法に基づく放送事業であると理解しており、現段階において「放送」と位置付けられていないインターネットにおける不特定多数へのコンテンツ配信が規制されているものではないと考えます。この状況のもとでは、中間報告草案のように、「放送業への進出ができない限り、コンテンツのデリバリーチャンネルを支配し、市場支配力を濫用するおそれは少ない」とは言えず、一定の公正競争条件が満足されない限り東西NTTの上位レイヤーへの進出を認めるべきではないと考えます。</p> <p>また、コンテンツ配信事業は、高速なアクセス回線の利用が必要であり、光ファイバ回線においてもドミナント性を有する東西NTTの市場支配力の影響は大きいものと考えます。(日本テレコム株式会社)</p> <p>通信と放送が融合しつつある現状においては、通信市場と放送市場を分離して議論することは適当ではないと考えます。</p> <p>例えば、</p>	<p>現時点において、コンテンツのデリバリーチャンネルとして通信系のブロードバンドネットワークと放送系のネットワークの2つが主たるチャンネルとなっている。この点、東西NTTは放送分野に進出することは法制上不可能であるという事は事実であり、デリバリーチャンネルをすべて支配するという事態が発生しているものとは考えられない。しかし、多数の事業者の提示した意見にあるように、ブロードバンドコンテンツのデリバリーチャンネルとして放送系以外、すなわち通信系のブロードバンドネットワークについてはボトルネック設備を有している東西NTTに依存すべき部分があるのも事実であり、本中間報告では、「多様なコンテンツが放送以外のブロードバンドネットワークを介して配信される状況が一般的となった段階では、改めて東西NTTのネットワークレイヤーにおける市場支配力との関連性について検証する必要が生じてくるものと考えられる」(2-2-1)旨の記述を追加した。</p>
---------	---	---

	<p>(1)東西 NTT が保有するボトルネック設備を活用した、現在の放送を代替できる「通信」サービスの提供の技術的可能性</p> <p>(2)現在の放送のような動画像の単純な配信だけでなく、通信の双方向性等を利用した新たなコンテンツ配信サービス等が出現、普及する可能性等を勘案し、東西 NTT が通信市場における市場支配力を放送を含む情報通信市場において濫用することを防止する施策を検討する必要があると考えます。(ケイディーディーアイ株式会社)</p> <p>東西 NTT に関する記述では、NTT法の考えに基づき、「このため、一定の公正競争条件が担保されることを前提として、東西 NTT がコンテンツ配信等の上位レイヤに進出するとしても、放送業への進出ができない限り、コンテンツのデリバリーチャンネルを支配し、市場支配力を濫用するおそれは少ないと考えられるため、こうした上位レイヤへの進出は一概に否定されるものではないと考えられる。」とあるが、あまりに短絡的な議論ではないか。</p> <p>上位レイヤからの視点で見ると、ブロードバンド時代においては、ポータルサイトの独占的なメニュー運営の実行だけで相当な支配力があり、現に、Lモードの件に関しては反競争的垂直統合モデルが形成されている可能性が高く、ISP、ポータルレイヤの公正競争環境、コンテンツレイヤの公正競争環境に問題が発生しているのではないか。(社団法人デジタルメディア協会)</p>	
2 - 2 - 2	東西 NTT の子会社等による上位レイヤーへの進出	
22 ～ 23	<p>東・西 NTT が子会社によりコンテンツ配信等の上位レイヤーに進出した場合で、公正競争上の問題が生じていることが判明した場合、特定関係事業者の適用範囲拡大を含む是正措置の検討が必要となる旨が記述されておりますが、事後の検討では対応が間に合わないことは明白です。現時点で通信事業において圧倒的な市場支配力を有する事業者が、上位レイヤー等での反競争的事象発覚、対策検討及び対策実施の過程に要する時間内で、上位レイヤーで市場支配力を有するまでに影響度を拡大することは、全く困難なことではないと考えます。</p> <p>想定される問題を未然に防ぐことが、公正競争条件の確保及び市場育成に大きく寄与するものと考えます。子会社による利用予定の有無に関わらず、子会社が使用可能となる東・西 NTT の全設備について事前に条件を開示する等、使用可能設備の完全オープン化を東・西 NTT に義務付けることを希望します。(エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社)</p> <p>市場支配的な事業者の子会社が上位レイヤーに進出する場合、市場支配的な電気通信事業とのセット割引等、公正競争を阻害する恐れがあると考えます。</p> <p>報告書草案に述べられているとおり、当該子会社が、電気通信事業者でない</p>	<p>東西 NTT の子会社等による上位レイヤーへの進出については、昭和60年のNTT民営化により制度的に投資は原則自由とされたところであり、一部意見にあるように、子会社等の設立を一概に禁止することは適当ではない。また、子会社等の形態は、東西 NTT と構造的に分離されていることから、競争政策上、子会社等の形態が直ちに問題であると結論づけることはできないものとする。しかし、多数の意見が指摘しているように、東西 NTT とその子会社等が一体的行動をとることにより、結果として東西 NTT の市場支配力が上位レイヤーにおいて濫用される可能性も否定できないところであり、既に草案で提示した特定関係事業者の適用範囲の拡大に加え、本中間報告ではグループ・ドミナンスの概念の導入の是非についても必要に応じて検討していく必要がある旨記述を追加した。すなわち、「NTT持株及び東西 NTT の子会社等については、その実態を十分検証した上で、構造的に公正競争上の問題が生じていることが判明した又はその懸念が大きい場合に</p>

場合においては、非対称規制による特定関係事業者として指定できないことから、早急に電気通信事業者以外の子会社についても、特定関係事業者の対象となり得るような措置を講じていただきたいと思います。

なお、新たな是正措置の適用範囲（具体的には出資比率等）を検討する際は、市場支配的事業者の100%出資と限定することなく、ご検討いただきたいと思います。（株式会社パワードコム）

東西 NTT が出資子会社等を、出資比率、取引関係、役員等の兼任・出向等により実質的に支配している場合、当該出資子会社は実質的に東西 NTT と同一にみなされるべきであり、東西 NTT と出資子会社等が組織として分離されていることをもって、子会社等の形態による上位レイヤーへの進出が公正競争を損なわない論拠とすることは適当でないと考えます。

当該子会社に対する東西 NTT の実質的な支配は、資本関係が存在する限り払拭されるものではないと考えておりますが、仮に、東西 NTT が子会社等により他のレイヤーに進出するにあたっては、少なくとも東西 NTT と出資子会社等との間の取引条件を例外なく開示する等の措置が必要と考えます。（ケイディーディーアイ株式会社）

「・・・当該制度を有効に機能させることにより、公正競争条件を担保することが制度的に可能であると考えられる。」との記述に対し、

東西 NTT と出資子会社等との間で資本関係が存在する限り、「改正事業法」における「非対称規制」によっても、東西 NTT が当該子会社を優先的に扱うインセンティブが100%払拭されるとは考えられません。

したがって、長期的には、東西 NTT（加入者回線卸部門）の資本分離も視野に入れた制度設計を検討する必要があると考えます。（ケイディーディーアイ株式会社）

子会社を設立したからといって、全ての両者の関係が透明になり、公正競争が確保されるというわけではありません。子会社を内包したグループ・ドミナンスという考え方や、隣接市場に対する独占事業者の影響力などは、既に欧州においても議論されているところであり、独占事業者の行動は、子会社を通していても公正競争を維持するため、監視が必要です。

「協働型」という、アンバンドルした機能を組み合わせた新たなビジネスモデルは、競争事業者だけではなく、ドミナント事業者にも同様な新サービスの提供を可能にするものです。したがって、設備のあるなしにかかわらず、この新たなサービスに着目して、事業者が、その市場において支配力を持つか否かを検証することが重要になると考えます。【注：この段落再掲】

また、この考え方によれば、出資比率の多少にかかわらずドミナントの影響力

は、特定関係事業者の対象たり得る者の適用範囲の拡大を含む新たな是正措置を講じることや、例えばグループ・ドミナンスの概念の導入の是非についても、諸外国の状況等を勘案しつつ、必要に応じて検討していく必要がある。」(2-2-2)とした。

が検証されねばなりません。したがって、子会社による進出は100%出資でなくとも公正競争の検証が必要です。(ケーブル・アンド・ワイヤレス アイディーシー株式会社)

東西NTTについては、電気通信事業法改正により業務範囲が拡大し、そのボトルネック設備をはじめ資金力、ブランド等により垂直統合的な市場支配がなされるおそれがあります。

したがって、同社による垂直統合的なビジネスモデル、あるいは子会社等関係会社を通じたビジネスモデルに関しては、十分実効性ある規制下に置く必要があると考えます。【注：ここまで再掲】

特に東西NTT及び持株会社の子会社等関係会社の事業活動に関しては、100%子会社によるビジネスモデルではその実態を検証するまでもなく東西NTT本体と同様の規制下に置くべきであり、また、100%子会社でなくともグループ企業による間接出資等によって、事実上東西NTT及び持株会社が支配力を有する関係会社を通じて上位レイヤーに進出する場合についても、公正競争上の問題が生じることのないよう防止措置を講じる必要があると考えます。さらに、特定関係事業者については電気通信事業者に限定することなくその対象範囲を拡大しなければ、公正な競争実現のための実効性のある規制とはなり得ないと考えます。(中部テレコミュニケーション株式会社)

NTT持株会社殿及び東西NTT殿の子会社等(以下「子会社等」)について実態を検証することに賛成いたします。なお、その対象とする子会社等の範囲については、100%出資の子会社に限定すべきではなく、市場の実態やボトルネック設備との関連性も含めて判断すべきと考えます。

また、特定関係事業者の適用範囲の拡大を検討することについて賛同いたします。(東京通信ネットワーク株式会社)

「したがって、少なくともNTT持株及び東西NTTの100%出資の子会社等については、その実態を十分検証した上で、構造的に公正競争上の問題が生じていることが判明した場合には、特定関係事業者の対象たり得る者の適用範囲の拡大を含む新たな是正措置を講じることについて検討する必要があると出てくるものと考えられる。」との記述に対し、

NTT持株及びNTT東西の子会社を通じた上位レイヤーの進出について、「100%出資の子会社」についてのみ構造的な問題が発生するものではなく、中間報告草案のように「100%出資の子会社」に限定して考えることは不適切であると考えます。したがって、NTT持株及び東西NTTの実質的な支配及び連結決算対象会社についても、実態を十分調査の上、必要があれば是正措置が必要であると考えます。

また、IT市場は市場の変化が急速であり、問題が判明した際に「是正措置の検討」に長い時間を費やした場合には措置が時期を失うことが十分想定されます。したがって、「構造的に公正競争上の問題が生じていることが判明した場合には、新たな是正措置を講じる」と明確に位置付けていただきたいと考えます。

さらに、「公正競争上の問題が生じている」ような事象が発生しないよう常時監視し、必要に応じて是正措置を実施すべきと考えます。（日本テレコム株式会社）

東西NTTの子会社等による上位レイヤーへの事業展開については、草案において、一概に公正競争を損なうものでないとされていますが、今後とも公正競争上の問題が生じることはないと考えます。（日本電信電話株式会社）

出資活動は経営の裁量とする民営化国会議論を踏まえ、経営効率化等の観点から自主的にグループ事業化を推進してきたところでありますが、NTT東西本体とその出資子会社による事業展開については、そもそも組織や会計が分離されて行われているものであり、さらに、競争促進に関するガイドライン等において、自己の関係事業者以外の不当な取引拒絶等が実質上禁止されているように、構造上、公正競争上の問題が生じ得ない状況にあります。

そのような状況の中で、各社の自主的な経営判断に委ねられるべき子会社運営に関して更なる規制を設けることは、子会社等を通じた経営効率化やブロードバンドビジネスの事業発展に対する阻害要因となりかねず不適當であると考えます。（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社）

子会社によるインターネット分野等上位レイヤーの新規分野への進出については、今後も各社の自主的経営判断に委ねられるべきであり、子会社の業務範囲に関する規制強化は民営化の国会議論に悖り、極めて問題であると考えます。（東日本電信電話株式会社）

草案では、「東西NTTの子会社等による上位レイヤーへの進出」について、現行制度に基づいて考え方を整理するとともに、「少なくともNTT持株及び東西NTTの100%出資の子会社等については、（中略）特定関係事業者の対象たり得る者の適用範囲の拡大を含む新たな是正措置を講じることについて検討する必要があるものと考えられる」とされている。

これに対し、経団連の第二次提言では、現行制度を前提とせずに、「通信市場において市場支配力を有する事業者がその支配力を梃子に隣接・関連市場に進出する場合、当該市場における公正な競争を歪めるとともに、通信市場における支配力を強めることになる惧れがあり、この観点からも市場支配力を有する

	<p>事業者に対する競争ルールの策定が求められている」として、改革の方向性を示している。その上で、支配的事業者が不可欠な機能を他事業者に提供する部門と利用者へ通信サービスを提供する部門を併せ持つ場合には、両部門を機能的に分離すること、機能分離を行わない場合は、支配的事業者の支配力が進出先市場に及ばないように、完全分離子会社による進出を要件とすること、さらには、情報コンテンツ等の市場における公正な競争の確保にあたっては、独禁法による事後規制を厳正に執行すること、を求めているところである。（社団法人経済団体連合会）【「これに対し、～」以下は、2-2-1 に対する意見の再掲】</p>	
23	<p>確かに、制度上は禁止行為が規定され、是正措置を執ることができるようになりましたが、これらの禁止行為に該当する行為をどのように発見するかが問題となります。ドミナント事業者の行動を監視する仕組みの構築について、早急に検討すべきと考えます。（ケーブル・アンド・ワイヤレス アイディーシー株式会社）</p> <p>構造的な公正競争上の問題の発生を防止することも重要と思われ、子会社等の実態の検証を、継続的に行うべきと考えます。1項に述べている「市場の競争状態の定期的レビュー」を実施し、そのレビューに子会社等の関連項目を含めることで、継続的な検証が可能になると考えます。（東京通信ネットワーク株式会社）</p> <p>100%子会社に限らず、NTT 持株及び東西 NTT が実質的に支配する子会社については、全て検証の対象とすることが適当と考えます。（ケイディーディーアイ株式会社）</p> <p>内部相互補助の是非について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独占的業務から競争的業務への内部相互補助はガイドラインでも禁止されていますが、その証拠を明確に証明することは大変難しいと思われ。例えばセット割引の対象に独占的業務が含まれていなかったとしても、電気通信事業の会計のように直課できる費用がほとんどない場合は分計して便宜上各サービスの収支を計算しているため、内部相互補助を明確に判断することができません。 ・ 内部相互補助を禁止するのであれば、その手段の確立が必要と考えます。（イー・アクセス株式会社） 	<p>市場のモニタリングの手法については、本中間報告で提示している有効競争レビューを活用していくことが基本と考えるが、現行法の枠組みにおける報告義務や意見申出制度等を活用した是正措置の発動も考えられる。この点、関係事業者の側においても積極的に意見申出制度の活用等を図ることが期待される。この際、当該申出者の側にどの程度の立証責任が課されるべきかという問題があるが、当該制度が濫用される場合には申立てを受けた側に過大な負担を課すことになることも懸念される。したがって、諸外国の事例等も参考にしつつ、意見申出制度の運用方法についても更に検討を深めていくことが適当であると考え。</p> <p>意見で提示された内部相互補助の問題を踏まえ、「東西 NTT については、「活用業務認可ガイドライン」のパラメータの一つとして、不当な内部相互補助の防止（例えば会計分離の実施）が求められる。この際、電気通信事業はその事業特性として、直課できる費用が限られており、コストドライバの設定方法如何によっては十分な検証が行えない可能性も否定できない。このため、内部相互補助防止に係る検証方法についても、市場モニタリング機能の有効性を確保する観点から検討していく必要がある。」(2-2-2 脚注 15)とした。</p>

2 - 3 その他の固定系事業者による垂直統合型のビジネス展開

頁	段落	主な意見	研究会の考え方
23 ~ 24	~	<p>インフラを保有している一種事業者とそれ以外の事業者（二種事業者、コンテンツプロバイダ等）とを区別して検証することについては、</p> <p>(1)事業者による設備投資意欲の減退を招く恐れがあること (2)回線調達の方法の多様化が進展しつつあること (3)一種・二種の事業区分の境界が曖昧になりつつあり、本研究会でも見直しを検討していること</p> <p>等から、現時点において、インフラの有無に着目した非対称規制の導入を前提として議論を行うことは、適当でないと考えます。（ケイディーディーアイ株式会社）</p> <p>ドミナントでない事業者には、基本的にはどのような規制も必要ないと考えます。ただし、この「ドミナント」は、設備ベースではなく、サービスに着目し、市場支配力が認められた場合のドミナント事業者のことを意味します。（ケーブル・アンド・ワイヤレス アイディーシー株式会社）</p> <p>支配的でない一種事業者については、本報告書にも記載されているとおり、これに追加的な規制をなすことは非対称規制の考え方に逆行するものであり、会計分離等の規制を新たに追加する必要はないと考えます。（中部テレコミュニケーション株式会社）</p> <p>現状、ボトルネック設備を保有しない一種事業者は競争状態にあるため、二種事業者がこれら一種事業者からインフラ調達する場合は、多様な選択を取り得ることが可能であると考えます。</p> <p>したがって、ボトルネック設備を保有しない一種事業者のインフラ提供については、競合インフラ事業者に対抗するために、より低廉な役務提供を行うという競争市場となっており、会計分離等の規制を新たに追加する必要は無いと考えます。（株式会社パワードコム）</p> <p>弊社としては、市場支配的でない固定系事業者及び移動系通信事業者が保有する設備に対する規制には、反対致します。</p> <p>国際的には、新規参入者の設備については、次のような明白なコンセンサスがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規参入者が相当のマーケットパワーを有し、価格または供給をコントロールできる場合（こうしたケースは考えにくい）を除いては、そうした規制は許されない。 	<p>ネットワークインフラを保有している事業者とそれ以外の事業者については、特にネットワーク事業者が垂直統合型ビジネスモデルを展開する場合、上位レイヤーにおいてインフラを保有しない二種事業者との間の競争条件の同等性の観点からの議論が存在する。他方、ネットワーク事業者のレイヤー縦断型のビジネスモデルが複数存在し、競争市場の中で相互に代替的であるならば、ネットワークを保有していることをもって直ちに二種事業者との間で公正競争条件が損なわれる可能性があるとは結論づけることは困難であると考えます。このため、市場支配的でないネットワーク事業者のレイヤー縦断型のビジネスモデルについては、競争政策上の問題が発生した場合には個別にこれに対処していくという基本的考え方を本中間報告においても維持している。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・新規参入者には、他の事業者と相互接続し、自己のネットワークの顧客が他のネットワークの顧客とコンタクトできるようにするとともに、受信収入をあげたいという強いビジネス上のインセンティブがあるため、そのような規制は不要である。 ・そのような規制は、更なる投資のインセンティブを無くし、新規参入者にとってのリスクを高めるため、競争を阻害する。 ・そのような規制は、他国においても常に拒否されてきた。 <p>(ボータフォングループ P l c)</p>	
23 ~ 24	~	<p>既存一種事業者のネットワークサービスの発展を目指す観点からは、再販制度の導入は、海外の例を見るまでもなく重要なポイントである。</p> <p>再販制度を機能させることが市場原理による企業活動を活性化させる原動力の一助であると考えられる。再販制度を機能させるためには、まさに卸部門と小売部門の会計分離が必要であり、多くの二種事業者が、自己判断により、全ての一種事業者の卸部門からサービスを選択し、仕入れることが容易となる。</p> <p>競争ルール上も、全ての一種事業者の会計分離は、再販制度における透明性や公平性の観点からも重要であることは言うまでもない。(社団法人テレコムサービス協会)</p>	<p>すべての一種事業者の卸部門と小売部門の会計分離を義務づけるということは、いわば非対称規制において指定電気通信設備を保有している市場支配的な事業者である東西 N T T に適用されている接続会計類似の制度を全一種事業者に義務づけることを意味する。しかし、ネットワーク事業者のレイヤー縦断型のビジネスモデルが複数存在し、競争市場の中で相互に代替的であるならば、ネットワークを保有していることをもって直ちに二種事業者との間で公正競争条件が損なわれる可能性がある」と結論づけることは困難であるとする。このため、市場支配的でないネットワーク事業者のレイヤー縦断型のビジネスモデルについては、競争政策上の問題が発生した場合には個別にこれに対処していくという基本的考え方を本中間報告においても維持している。</p> <p>なお、第4章において事業区分見直しの一つの選択肢として提示している卸部門と小売部門に事業区分を整理する方法について、現行の一種事業者は両部門を兼業していることから会計分離の是非が改めて問題となるが、この点、「現行の一種事業者全体について会計分離を求めることは過度の負担となる考え方がある一方、サービス部門における公正競争条件の整備という観点からは、こうした会計分離が解決策になるという考え方もあり得るところであり、その取扱いについては引き続き慎重に検討していく必要がある。」(4-2-2)旨記述している。</p>
24		<p>ボトルネック設備を保有しない一種事業者が二種事業者に対し提供する料金については、複数の事業者による競争によって低廉化が図られていくものと考えております。したがって、ボトルネック設備を保有しない一種事業者が垂直</p>	<p>意見のとおり、ボトルネック設備を保有しないネットワーク事業者がレイヤー縦断型のビジネスモデルを展開することが直ちに二種事業者との間で不当な差別的取扱いに該</p>

	<p>統合型ビジネスを図ることが直ちに、二種事業者との間で不当な取扱いが行なわれる事態を招くものではなく、上記中間報告草案にて述べられる「不当な差別的取扱い」については、限定的に解釈されるべき（安易に拡大されるべきでない）と考えます。（日本テレコム株式会社）</p>	<p>当するものではない。また、市場支配的な事業者の場合、他事業者に対する厳正な同等性の確保が求められるという点もまた事実であるが、市場支配的でない事業者による不当な差別的取扱いの判定は個々の事例に基づいてなされるべきものであり、一概に「限定的に解釈する」とすることもまた必ずしも適当ではないと考える。</p>
--	---	---

2 - 4 移動系通信事業者による垂直統合型のビジネス展開

頁	段落	主な意見	研究会の考え方
24		<p>通常は、上位レイヤー市場は創成期にあり、創業者リスクを負いつつ事業展開することから、最初から「協働型」で実施できるものとは限らない。加えて、事業が成功した場合には、一定の創業者利益を認めることが、このような分野の市場の発展・活性化や取り組み意欲の向上につながることをふまえると、「協働型」への移行にタイムラグがあることは容認されるべきものと考えられる。このような観点から移動体通信事業者についても、iモード等のプラットフォームのオープン化を自主施策として実施予定としており、今後「協働型」へ移行する予定である。（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ）</p> <p>移動体事業は電波の有限性のもとにその事業者が限られてきました。しかしながら、技術の進展により、さまざまな形態の事業が可能となり、単一型でなければならない意味合いは薄れてきました。したがって、ここで述べられているように、協働型のビジネスを可能とすることにより、移動体事業の活性化を促すことについて賛同します。（ケーブル・アンド・ワイヤレス アイディーシー株式会社）</p> <p>弊社としては、市場支配的でない固定系事業者及び移動系通信事業者が保有する設備に対する規制には、反対致します。</p> <p>国際的には、新規参入者の設備については、次のような明白なコンセンサスがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規参入者が相当のマーケットパワーを有し、価格または供給をコントロールできる場合（こうしたケースは考えにくい）を除いては、そうした規制は許されない。 ・新規参入者には、他の事業者と相互接続し、自己のネットワークの顧客が他のネットワークの顧客とコンタクトできるようにするとともに、受信収入をあげたいという強いビジネス上のインセンティブがあるため、そのような規制は不要である。 	<p>本中間報告では、移動系通信事業者による垂直統合型ビジネスモデルについて一定の評価をした上で、当該ビジネスモデル自体を否定するのではなく、当該モデルとは別の形態である協働型ビジネスモデルの登場を促すことにより、周波数の制約から事業者数が限定されている市場において更なる競争促進を図ることが必要であるとの認識を示しているものである。</p> <p>この際、垂直統合型ビジネスモデルについては、各レイヤー間のインターフェースのオープン化が必要であり、現在、各事業者が実施しているオープン化措置について期待するとともに、その実効性を注視していく必要がある点を指摘している。なお、上記のオープン化措置については単に当該措置を講じたということにとどまらず、当該措置が真に実効性があるものかどうか（例えば、他事業者の接続申請から実際の接続までに要する期間、コスト負担の在り方等）について具体的な検証を行う必要があるものと考えられる。</p>

- ・そのような規制は、更なる投資のインセンティブを無くし、新規参入者にとってのリスクを高めるため、競争を阻害する。
 - ・そのような規制は、他国においても常に拒否されてきた。
- (ボーダフォングループP1c)

移動体通信事業分野においては、固定通信事業の分野とは違った特殊性を持っており、現時点での利用者への普及、将来の発展性などを考慮すると、非常に重要な分野であると考えられることから、以下のような意見を述べる。

- ・周波数が有限であること
- ・ネットワークレイヤと端末レイヤがバンドルされていること
- ・他のレイヤも含めて移動体通信事業者による垂直統合構造であること
- ・高機能ネットワークの先例

以上のように、移動体通信分野は、固定通信分野とは違った特殊性を持っていることを指摘する。このことを考慮して固定通信分野とは区別した検討、対応を行う必要がある。

また、移動体通信は、加入者数において既に固定通信を上回っており、音声通話サービスにおいても、固定通信に代わって主力となるのではないかとの予想もある。今後の発展、わが国の競争力といった観点からも非常に重要な分野であることを指摘する。

しかし、このような重要性を持っているにもかかわらず、本報告書では移動体通信分野に対する考察が少ないのではないか。現在の電気通信事業法においても、ほぼ固定通信分野を中心として記述されているが、これは将来のみならず、現時点の電気通信分野の実情にも合致していないのではないか。

移動体通信分野の特殊性と重要性を充分考慮した上で、競争環境整備に対する議論、及び制度改正に向けた議論を行うべきである。(社団法人デジタルメディア協会)

3 各レイヤーにおける競争環境整備の在り方

3 - 1 ネットワークレイヤーにおける競争環境整備の在り方

頁	段落	主な意見	研究会の考え方
3 - 1 - 1		加入者系ネットワークの多様化の推進	
27		<p>(1) 無線系アクセス網の多様化</p> <p>無線LANについては、現在、法的な位置付けを含めた事業規制の内容が不明確であると認識しております。したがって、無線LANの事業化についての規制及び考え方を明示して、事業化の推進及び事後的な規制が課された場合の市場の混乱防止を図るべきと考えます。(日本テレコム株式会社)</p> <p>弊社の考えでは、無線系アクセス網のサービスの多様化を促進するために、規制による介入が許される、あるいは必要であることを示す事情はありません。</p> <p>無線アクセス網に関する規制による介入は、市場支配的なモバイル事業者による支配力の濫用(例えば、顧客を「囲い込み(lock in)」、排他的な行為を助長するような基準やプラットフォームを自ら作るなどの行為)を防止するためのものに限るべきです。それ以上の介入は、決定的な時点で、投資の抑圧、技術革新の停滞、市場の歪みを招来する危険性をはらむと考えます。(ボーダフォングループPlc)</p>	<p>2.4GHz帯を使用する移動体識別用の特定小電力無線局(いわゆる無線LAN)については、電波法においては免許を要しない無線局とされている一方、電気通信事業法においては、これを利用して電気通信役務を提供する場合には電気通信事業に該当するものである。</p> <p>なお、本中間報告においては、無線系アクセスシステムについて、特に競争促進の観点から規制を設けることは想定しておらず、各事業者の創意工夫により多様なビジネスモデルが展開されることを期待する立場である。</p>
28		<p>(2) 固定系アクセス網の多様化</p> <p>電力線搬送通信に関する2~30MHz帯の使用および欧米並みの電界強度の規制緩和については、HomePlugの規格を想定した公開実験の結果、既存の通信に影響するおそれが強いことが明確であるため電力線搬送通信の規制緩和およびわが国での利用には強く反対します。(エレクトロデザイン株式会社、個人34名)</p> <p>電力線搬送通信については、実験段階にあるものであって、実用化時期は未定であり、これをもってボトルネック設備を保有しているとみなすことは適当でないと考えます。(東京電力株式会社)</p> <p>BLECは、ビル内の電気通信設備を独占している結果、当該ビルのテナントが利用する通信事業者を自由に選択することを制限する事となります。この点において、東西NT</p>	<p>電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大については、「放送その他の無線業務への影響について調査を行い、その帯域の利用の可能性について検討し、2002年度までに結論を得る」ととされている。(「規制改革推進3ヵ年計画」(平成13年3月30日閣議決定))その際には、既存の無線通信に妨害を与えないことがあくまでも前提である。</p> <p>また、電力線搬送通信が電気通信市場における公正競争条件に与える影響については、実用化の段階で競争状況を見つつ判断すべき検討課題であり、当該趣旨に鑑み、本中間報告では電力線搬送通信に関する記述をひとまず削除した。</p> <p>BLECについての評価については、構内無線系システムとの競合の可能性等も含め、今後の動</p>

	<p>Ｔの加入者回線と同様、ボトルネック性は極めて高く、ビルテナントが自由に通信事業者を選択できるような措置を講ずることが必要であると考えます。（日本テレコム株式会社）</p> <p>固定系の新しいアクセス技術の開発についても、不介入の一般原則は当てはまるべきものと考えます。しかしながら、市場支配の問題は、固定アクセス市場において、より深刻な意味を有します。それは、既存事業者の地域メタル回線の一部にアクセスすることが、必ず必要となるからです。既存事業者の地域網での支配力を維持せしめることは、既存事業者をして、競争と新サービスの展開を制約する能力を持たしめることに他なりません。従って、地域網へのアクセスは、新しい固定アクセス・ネットワーク及びサービスの展開に関する喫緊の競争上の問題となっています。（ボーダフォングループ Plc）</p>	<p>向を注視していく必要があるものと考える。</p> <p>地域通信市場、とりわけラストワンマイル市場の競争政策上の問題は、今後とも競争政策の主要な検討課題の一つとして注視していく必要があるものと考える。</p>
29	<p>(3) 公衆網の再販の早期実現</p> <p>加入者回線を含めた公衆網の再販を実現するにあたり、東西 NTT と競争事業者との間でのサービス提供に関する公平性を担保し、お客様の利便性を向上させる観点から、請求書及び申込み窓口の一元化、お客様情報の非差別的な取扱い等のような項目についても議論し、全体として措置を講じる必要があると考えます。（ケーディーディーアイ株式会社）</p> <p>日本の固定電話市場は、現在でも諸外国以上に競争が進展しており、再販売を導入する必然性はない。固定電話市場は縮小しており、再販を導入しても市場の拡大は望めず、結果的に投資回収の可能性が低い。また加入電話料金やサービスレベルも良好であり、独占の利益を享受しているわけではない。公衆網の再販については、クリームスキミングによる問題が生じ、ユニバーサルサービスの提供維持が困難となり、NTT東西の新サービス開発インセンティブ等の設備ベースの競争を阻害し、NTT東西が投資リスクや設備維持リスクを一方的に負担するアンフェアな競争政策であり、新たな市場への経営資源集中が困難になり、中長期的にユーザ利便の向上を阻害するとともに、世界的の流れはブロードバンド市場に向けた設備ベースの競争を促進させるため、投資インセンティブを阻害するような既存の体系を見直す方向であり、制度面の課題が山積し、システム開発にも最低２～３年の期間を要するため導入時期を逸するなどの問題があることから、受け入れられない。（西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社）</p> <p>今後縮小することが避けられない固定電話分野における単純再販・OSSの開放については、基本料の事住別格差、級局格差を残したままではクリームスキミングを防止することが困難であり、また、OSS開放に伴って多大なシステム開発投資が必要であるなどの問題があることから、現状の東西NTTの厳しい財務状況の下では、これを実施することは困難であります。また、公衆網再販・OSS開放は、再販事業者が投資リスクを全</p>	<p>公衆網再販とOSSの開放については、情報通信審議会IT特別部会第二次答申（案）を踏まえ、別の検討の場で議論が進められることとされており、本研究会としてもその動向を注視していくことが必要であると考えている。</p>

	<p>く負担しない形で参入することを許容するものであり、一種事業者との競争の中立性を著しく損なうものであります。(日本電信電話株式会社)</p> <p>市場支配的な固定系既存事業者に対して卸サービスの提供を義務付けるべきであるという点については、弊社も賛同致します。市場支配的な固定系既存事業者に対して卸サービスの提供を義務付けるのは、他のほとんどの規制システムにおいても通常のことであり、適切になされれば、競争を促すという面で大きな利益を生み出しうると考えられています。(ボーダフォングループPlc)</p> <p>再販義務については、市場支配的な固定系既存事業者にのみ課せられるべきであり(モバイル市場においては規制による介入は必要ではない)、再販義務の下で、既存事業者は新規参入者に対して、小売価格より廉価ですべての小売サービスを提供すべきであり、再販義務には、小売サービスのバンドリングに関するルールも含むべきであり、既存事業者は、そのオペレーショナル・サポート・システム(OSS)に対して、「保証されたアクセス」を許さなければならず、顧客の移転のため、効率的なプロセスを用意する必要があると考える。(ボーダフォングループPlc)</p>	
29	<p>(4)線路敷設円滑化の推進</p> <p>弊社としては、とう道、電柱、管路、通行権へのアクセスを律する価格原則をガイドラインに含めることが、喫緊の重要性を有すると考える。既存事業者の現在の課金原則は、競争相手が独自の設備を構築するとした場合にかかるコストを支払うとするものであるが、これは、ガイドラインの目的を損ね、競争に対するバリアを築くものです。弊社は、国際的ベスト・プラクティスに基づく価格原則は次のようなものであると考えます。</p> <p>設備へのアクセスの条件を定める原則的なメカニズムは、商業ベースの交渉である。紛争がある場合には、設備へのアクセスの料金は、アクセス・プロバイダが有効な競争のもとにある場合に成立するであろう価格とすべきである。</p> <p>規制当局としては、次の2つのアプローチのうちの一つを適用すべきである。</p> <p>アプローチ1 市場価格評価が信頼に足るものであると考えられるだけの競争が、類似の設備について存在する場合には、価格ベンチマークを用いるべきである。</p> <p>アプローチ2 (a)上流(アップストリーム)あるいは下流(ダウンストリーム)の市場でサービスを提供するための競争にあたって、当該設備へのアクセスが必要であり、(b)そうしたアクセスの料金を抑えるために競争が有効でない場合には、コストに基づいた価格が用いられるべきである。そうした場合には、効率的な企業が設備へのアクセスを許す場合に負うであろうコストに基づいた価格を用いるべきである。(ボーダフォングループPlc)</p>	<p>「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」においては、電柱・管路等の貸与の対価について一定の基準が定められている。今後は貸与の状況等を踏まえて、平成13年度内に予定されている当該ガイドラインの見直しの際に必要なに応じて検討していくべきであると考えます。</p>

29	<p>(5) アクセス網のボトルネック性の検証</p> <p>アクセス網における競争の進展について、競争の進展状況を定期的にレビューする中で継続的に検証していくことは、望ましいものと考えます。また、現状においては、無線 LAN、CATV、FTTH 等は、技術的には東西 NTT の電話網を代替することが可能ですが、実態としては、線路敷設権等の問題により新規参入が困難であり、ラストワンマイルの競争が進展しているとは言い難い状況にあるため、併せて、線路敷設権の開放等、ラストワンマイルにおける競争促進のための施策を検討する必要があると考えます。(ケーディーディーアイ株式会社)</p> <p>既存の他の事業分野においてボトルネック設備を保有している事業者が電気通信事業分野に進出するにあたっては、電力線搬送通信における電力線のような電気通信設備そのものに該当する設備のみならず、管路、電柱等についても、公正競争条件確保の在り方について十分な検討が必要と考えます。(ケーディーディーアイ株式会社)</p>	<p>意見のとおり、有効競争レビューを定期的実施していく中で、指摘の問題についても十分検証していく必要があるものと考えます。</p> <p>他分野においてボトルネック設備を保有する事業者が電気通信市場に事業参入する場合の公正競争条件の確保については個別に検証していくことが適当であると考えます。</p>
30	<p>(6) 更なる料金・サービスの多様化・低廉化の実現</p> <p>通信事業と広告事業との異業種間の補填のような最近登場したビジネスモデルが制度的に可能ならば、既に形骸化した音声・データ・専用という役務区分間の補填を禁ずる現在の規制も当然に解除し、さらにはこれら役務区分そのものを廃止すべきと考えるので、「更に、(略)、通信サービスと CATV サービスの双方を利用している場合は、その双方のサービスの料金を一定率割り引くこととしたり、他業態のスポンサーとの提携により、当該スポンサーからの収入(広告収入等)でコストをまかない、ユーザ料金を格段に引き下げるといった料金面での工夫も、制度的には可能である。(略)」の部分</p> <p>「更に、(略)、通信サービスと CATV サービスの双方を利用している場合は、その双方のサービスの料金を一定率割り引くこととしたり、<u>電気通信役務相互間でコストをまかなうこととしたり、他業態のスポンサーとの提携により、当該スポンサーからの収入(広告収入等)でコストをまかない、ユーザ料金を格段に引き下げるといった料金面での工夫も、制度的には可能である。(略)</u>」と変更することを要望します。(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)</p> <p>業態やレイヤーを超えた複合型サービス・割引サービス等は、ユーザ利益の向上につながるものと考えます。更なるユーザ利益実現のために、移動通信事業者も加入者系ネットワークとして、このようなビジネスモデルの創出を期待されているものと考えます。(ケーディーディーアイ株式会社)</p>	<p>電気通信役務の区分については、各役務ごとに遵守すべき技術基準等を定めるとともに、会計整理を義務付け、利用者が必要以上のコスト負担を強いられることのないようにしているものであり、現時点では依然として有効なものと考えますが、IPネットワークへの移行という構造変化が急速に進展していることを考えると、第4章で指摘しているように、「現行の役務区分についても、サービスの利用実態等を見極めつつ、区分の簡素化等を視野に入れつつ検討していくことが必要である。」(4-2-1)と考える。</p>
3 - 1 - 2 中継系ネットワークの多様化の推進		
30	<p>(1) 卸市場の育成と帯域幅仲介ビジネスの登場による市場環境の整備</p> <p>帯域仲介ビジネスを実現する二種事業者の回線調達元は一種事業者又は特別二種事業者</p>	<p>本研究会にオブザーバ参加した帯域幅仲介ビジ</p>

である場合がほとんどであると考えられ、一種又は特別二種事業者の料金がフレキシブルに対応する必要がありますが、現行の卸電気通信役務における契約書の事前届出制では、時々刻々変化可能な料金設定が不可能であるため、卸電気通信役務に関する契約に関する契約書事前届出を廃止すべきと考えますので、

「また、帯域幅仲介ビジネスは、プーリングポイントと呼ばれる接続点に参加している複数事業者を対象として、A事業者との取引により帯域幅を購入し、これをB事業者に転売するという形態を採るものであり、法制上、二種事業として事業展開を行うことが可能である。(略)」

の部分

「また、帯域幅仲介ビジネスは、プーリングポイントと呼ばれる接続点に参加している複数事業者を対象として、A事業者との取引により帯域幅を購入し、これをB事業者に転売するという形態を採るものであり、法制上、二種事業として事業展開を行うことが可能である。更に、卸電気通信役務に関する契約書事前届出を廃止することにより、一種事業者もこうした市場の育成・ビジネスの登場を促進することが可能となる。

(略)」と変更することを要望します。

(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

現状、第一種事業者でない電力会社などのキャリアズキャリアは、IRU契約であれば光ファイバ芯線を貸し出す事が可能であります。しかし、帯域幅や波長を貸し出す事は認められてはならず、また、第二種事業者に対しては芯線であっても貸出しは不可能となっております。

欧米では、キャリアズキャリアによりIRUベースでの芯線や波長、帯域幅の卸売がマーケットで可能ですが、我が国の場合、もしマーケット運営者が第二種事業者であるならば、キャリアズキャリアは市場に参加できない可能性が出てきてしまいます。帯域取引マーケットを活性化するには、キャリアズキャリアの存在が不可欠であると考えられ、現行の第一種、第二種区分規制のような設備保有に着目した規制である限り、帯域取引マーケットは完全には成立しないと考えられ、キャリアズキャリアが市場に参加出来る為に、第一種・第二種区分の見直し・撤廃を示される事を強く要望致します。(株式会社ハイテクノロジー推進研究所)

中間報告書には帯域幅のみを取引の対象にしておられますが、なぜ欧米のように波長やダークファイバー・芯線、コロケーションスペース等も取引の対象とならないのでしょうか。総務省様が述べられておられるように、通信事業者のコスト削減を通じ、ユーザー料金の低廉化の実現を期待されておられるのなら、欧米のように取引対象を拡大

ネス事業者によると、十分に成熟した取引市場が形成された場合には、価格が時々刻々と変化する可能性はあるが、通常は取引単位は数ヶ月単位であるとのことであり、かかる状況下においては、現行の事前届出制を維持するとしても問題は生じないものと考えられる。なお、卸電気通信役務制度は平成13年11月に導入されたばかりであり、本制度の活用状況を検証しつつ、今後の制度の見直しの必要性の是非について判断すべきであると考えます。

第一種電気通信事業は公共性の高い事業であることから、その事業の用に供する電気通信回線設備については、安全性・信頼性等を確保する観点から一定の技術基準を維持すべき義務が課されている。IRU契約では、芯線の保有者に代わって、契約により芯線を使用する者が技術基準の遵守を担保する事により、当該芯線が電気通信回線設備として扱われることとなる。しかし、波長や帯域幅の使用契約の場合には、芯線を保有する者が第一種電気通信事業者でなければ、技術基準の遵守が担保されないこととなる。

したがって、電気通信事業として求められる安全性・信頼性の確保という要請に応える観点からは現行制度を維持することが適当と考える。

本研究会では、帯域幅仲介ビジネスモデルを、卸電気通信役務制度を利用して新たに登場するビジネスモデル(コモディティとして帯域を仲介取引する事業であって、当該事業は二種事業に該

	<p>した方が、バックボーン価格が市場で決定される事となり、中継系ネットワークコストの低廉化も実現し、ひいてはユーザーメリットも増大すると考えられます。また、弊社と致しましては、第二種事業者等に対するコンサルテーション業務も行っており、その第二種事業者が将来的に市場運営者になる可能性も否定できず、第二種事業者の利益の観点からも取引対象の拡大を要望致します。(株式会社ハイテクノロジー推進研究所)</p>	<p>当)の一例として取り上げたものであり、その他の物理的な施設・設備については、基本的に通常の商取引の対象となるものと考えられる。</p>
31	<p>(2) バックボーン回線の更なる低廉化に向けた取組み</p> <p>あたかも、卸電気通信役務の提供を専業とする事業者のみが、事業許可手続きの簡素化により迅速な事業展開を可能とする必要があるかのように記述されておりますが、卸電気通信役務を他役務と兼業する事業者についても、他役務の市場影響度等を考慮したうえで、事業許可手続き簡略化等により迅速かつ柔軟な事業展開を可能にする必要があるものと考えます。兼業事業者についても、専業事業者と同様に、手続き簡略化の検討がされることを希望します。(エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社)</p> <p>バックボーンの料金(地域のプロバイダーが上位のプロバイダーに支払う接続料金と専用線代および運営拠点からアクセスポイントまでの専用線料金)はここ数年ほとんど下がっていない。このためバックボーンの高速度とその低価格化の実現なくしてはブロードバンド社会は実現しないと考える。現状では大都市部と地方の地域格差はますます広がっており e-Japan の達成(ブロードバンド化への対応)には高速回線問題は避けて通れない課題と考える。(社団法人日本インターネットプロバイダ協会)</p> <p>現在、東京・大阪・名古屋にしかないIX(NSPIX2,3)を全国に広げインターネットの供給拠点とする。そのために電子地方自治体(電子政府)や全国の小中学校に良質のインターネットを供給する各都道府県単位での情報拠点が必要である。そこで、まず各地域毎(北海道・東北・・・九州)に地域IXを作る。地域IXに対して0種業者が2.4Gbpsから100Gbpsクラスのインターネット回線を供給する。これを遂行するには国家レベルのリーダーシップが必要で、現在のJGN(Japan Gigabit Network)を発展的に移行するとか、全国網の高速回線を持っている大手1種業者など(NTT=OCN、KDDI=ODN、日本テレコム=DION、電力系通信会社=TTNET、その他、国土交通省の情報box)の協力を必要とする。(社団法人日本インターネットプロバイダ協会)</p>	<p>卸電気通信役務を専業とする事業者についての許可手続簡素化の可能性について触れているのは、当該専業事業者はエンドユーザに直接役務を提供することがないことから、必要でない書類の提出等を省略することにより事業者負担の軽減を図るとともに、卸電気通信役務を提供する事業者の市場への参入を促すことを企図したものである。</p> <p>競争圧力により専用線料金の低廉化が実現することは当然に期待されるが、加えて、技術進展により、例えばIP-VPNや広域イーサネット等の活用も含め、多様な形態のバックボーン回線の調達が今後普及していくことが期待される。</p> <p>上記のとおり、競争圧力によるバックボーン回線の低廉化・多様化が進展することが期待されるとともに、意見にあるように、地域IXの整備は重要な政策課題であり、IXにデータセンタ機能やCDNに関連する機能を複合的に集積することにより、その有効性が高まるものと期待される。</p>
32	<p>(3) 通信事業者以外の者が保有する光ファイバ網の有効活用</p> <p>IRU制度について、使用契約期間の短縮を可能とする条件として、契約の自動更新が定められていること及び設備所有者は第一種事業者(借り側)の同意なくして契約更新を拒否できないこととなっておりますが、借り側の意思により契約更新を拒否できることは明確になっておりません。借り側の意思が尊重されない場合、借り側の柔軟なネットワー</p>	<p>電気通信事業法の観点からは、安定的な電気通信回線設備の供給が確保されることが重要であり、借り手である一種事業者側の意思による契約破棄については、当事者間の契約(民事契約)に</p>

		<p>クの構築の阻害要因になることが懸念されます。</p> <p>借り側の意思による契約更新拒否が可能であることが、明確にされることを希望します。（エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社）</p>	<p>より設定することは可能であり、電気通信事業法上の制約は存在しない。</p>
3 - 1 - 3 ネットワーク再販市場の活性化			
33		<p>改正法により卸電気通信役務制度が整備されたところですが、一種事業者が卸役務の提供を受けるためには、卸事業者が存在すること及び卸事業者が約款作成等の制度的制約条件を満たさなければならないこと等が必須条件となっております。加えて、多くの場合、買い手側においても、業務範囲拡大等の許可事項が発生します。上述のように、実際の役務提供を受けるにあたっての障壁は依然として存在していることから、買い手にとって、柔軟な環境が整備されたとは言い難いものと考えております。MVNOのみならず、固定事業につきましても、早期かつ柔軟な再販スキームが引き続き検討されることを希望します。（エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社）</p>	<p>卸電気通信役務を提供する電気通信事業者に約款作成や事前届出の義務を課しているのは不当な差別的取扱いを防止することを目的とするものであり、公正競争条件を確保するために必要な措置と考える。また、買い手側の業務範囲拡大に係る許可等については、利用者利益を保護するための制度であり、当該制度には合理的根拠が存在するものである。なお、卸電気通信役務制度は導入後間もない制度であり、今後は、その利用状況等を勘案し、必要に応じて適時適切な見直しを行っていくことが適当であると考えている。</p>
35		<p>「MVNO事業化ガイドライン（仮称）」の内容が明確になっていないものの、「行政が直接介入するのではなく、基本的には事業者間の交渉に委ねることが当面適当」としている趣旨から、事業者間の合意形成に係る内容については、基本的に外し、行政への手続等に限るべきと考える。（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ）</p> <p>MVNOの事業化にあたっては、基本的には各事業者のビジネスベースでの展開に委ねることが適当であり、具体的な事業展開に際しての制度運用等、必要最小限の事項を除き、「MVNO事業化ガイドライン（仮称）」は、必ずしも策定する必要はないものと考えます。尚、草案3-1-3.（P.34）にて「MNOとMVNOとの関係について行政が直接介入するのではなく、基本的には事業者間の交渉に委ねることが当面適当」とされております。（KDDI株式会社）</p> <p>「MVNO事業化ガイドライン（仮称）」を策定する場合には、MNOとMVNOの公正競争確保の観点に十分配慮して頂きたいと考えます。（ジェイフォン株式会社）</p> <p>「MVNO事業化ガイドライン（仮称）」を現時点で早急に策定する必要性は、少ないものと考えます。むしろ、当面は、MVNO事業化を目指す二種事業者及び関係する一種事業者が、予断にとらわれない自由な発想に基づきその実現に取り組むことにより、MVNOの多様なビジネスモデルが創造され、事業の進展につながるものと考えます。（ディーディーアイポケット株式会社）</p>	<p>「MVNO事業化ガイドライン（仮称）」においては、MVNOとして事業を行う場合の電気通信事業法及び電波法上の適用関係を明確にすることを予定するとともに、制度運営の透明性を確保することを通じて事業参入の具体化を促すことを企図したものであり、本中間報告においても新たな規制の導入を提言しているものではない。</p> <p>MNOとMVNOの「望ましい契約関係」等についてはガイドラインに盛り込むことは想定しておらず、本中間報告でも記述しているとおり、あくまで事業者間の交渉に委ねることが適当であると考えている。</p>

35	<p>ユーザから見た場合、MVNOとMNOは移動通信事業を実施している事業者として差異はなく、また、両者互いに競争関係にあることもふまえると、ユーザ保護あるいは公正競争の観点から、退出規制のみならず、現行特別二種に課されている契約約款・料金表の届出義務に加え、少なくともそれらにかかわる変更命令のスキームを追加導入することで、一種の規制レベルと整合をとる必要があると考える。(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)</p>	<p>MVNOに限らず、第二種電気通信事業であっても、利用者側から見て既存の音声役務提供事業者と同等に認知されると考えられるビジネスモデルが登場しつつあるところであり、意見も踏まえ、今後の競争の枠組みを検討していく必要があるものと認識している。</p>
36	<p>MVNOが約款に基づきMNOより役務提供を受けた場合、価格競争等でMNOがMVNOに比して有利であることは明白です。また、MNOの提供条件がMNO～MVNO間の事業者協議に完全に委ねられた場合も、MNO～MVNO間での競争において、常にMNOが有利に展開することは容易に予想できます。このような条件下では、既存MNO～MVNO間の公正競争は成立しえず、市場の活性化は望めないと考えます。卸価格設定方法によっては、MNOの設備投資意欲を削ぐことなく、MNOの再販を実現することも可能と考えられることから、MNOに対して再販を義務づけることを前提に、卸価格設定方法等も含めた詳細について、検討されることを希望します。(エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社)</p> <p>移動体通信各社の電波の空き状況が区々であり、欧州においても“win-win”の関係によるビジネス展開が一般的であること、更にはご指摘の通り、MNOの投資インセンティブに悪影響を及ぼしかねないことを踏まえると、一律の規則によるのではなく、各事業者の経営判断に委ねるべき分野と考えられることから、内容としては妥当なものと考えます。(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)</p> <p>原案に賛成します。(ケーディーディーアイ株式会社)</p> <p>全MNOに対する再販の義務化は、時期尚早かもしれませんが、少なくともドミナント事業者に対しては義務づけすべきと考えます。(ケーブル・アンド・ワイヤレスアイディーシー株式会社)</p> <p>MVNOの実現については報告書(案)のとおり、MVNOの明確な定義が存在していないことから現行の二種事業者の枠組みで実現すること、また、MNOの設備投資回収リスク等の観点からMNOからMVNOに対して一定の容量再販を義務づけないことに関し賛同致します。なお、MVNOは卸売りの1つの手段であり、公正競争が実現すれば自然に市場からニーズが発生することから、特段新たな規制は必要ないと考えます。(ジェイフォン株式会社)</p> <p>MVNOの事業内容は必ずしも明確でないが、</p>	<p>意見を踏まえ、MNOからMVNOに対して再販を義務付けることはしないとの方向性を本中間報告においても維持している。ただし、MNOが特定のMVNOに対して不当な差別的取扱いを行う場合は、業務改善命令の対象となるものである。また、MNOとMVNOが接続形態を採る場合、一種事業者たるMNOには接続義務が課せられているところであり、これらの現行制度の運用により今後の状況をモニタリングしていくことが適当であると考えます。</p>

36		<p>キャリアにより、周波数を含めた設備キャパシティの余裕状況が区々であること キャリアにより、MVNOを用いる営業上のメリットが区々であること 網使用料の設定によっては、キャリアの設備投資インセンティブを削ぐこと 等から、草案のとおり、キャリアに対してMVNOへの設備・サービスの提供を義務付けることは不適切であり、各キャリアへの自主的な判断に委ねるべきであると考えます。なお、MVNOが事業展開をしている主要先進国においても、一律に提供義務を課している国はありません。(日本電信電話株式会社)</p> <p>MVNOのアクセスを義務付けることが不必要かつ不適切であることについては、MVNOの形態は卸サービスへのアクセスの一類型に過ぎず、卸ビジネスの一類型を特定することにより、規制当局が市場の動向を「推測」すべきではないこと、MVNO型のものを含め、市場は既に、競争ベースで各種の卸サービスへのアクセスを許していること、世界の趨勢は、アクセス義務を要求しないことが一般的であり、MVNOを特定してそれを要求することは、この趨勢から外れることになること、アクセス義務が存在する国よりも存在しない国の方が、MVNO型のビジネス関係が多く構築されている等の理由から賛同します。(ボーダフォングループPlc)</p>	
3 - 1 - 4 ISP間の接続の円滑化			
36		<p>弊社としては、ISP相互接続について、能動的に規制の手を伸ばすことは、支持できません。こうした相互接続関係は、もともと動的(ダイナミック)、革新的かつ複雑なものであります。規制による介入は、マーケットパワーの基本的な問題を解決するために必要である場合を除き、回避されるべきものであります。</p> <p>弊社の考えでは、主眼は上流、すなわち市場のバックボーンにあたる部分、に置くべきであります。これは、上流が経済的な意味で大きなボトルネックになり、そのボトルネックを利用して市場全体にわたって競争を抑圧することができるからです。特に、固定系既存事業者は、この部分での競争を抑圧するインセンティブと能力を有します。</p> <p>FCCは、最近発表した文書の中で、市場支配的なバックボーン・プロバイダがない場合には、ISP相互接続に関する規制の介入は不必要であるとの結論を出しているが、弊社はこれと賛同致します。規制当局は、インターネット接続について「ミクロの市場管理」をしようと試みてはなりません。むしろ、固定系既存事業者の価格設定その他の行動を厳重に監視し、バックボーン・サービスにおいて支配を確立せしめないようにすべきであります。(ボーダフォングループPlc)</p>	<p>インターネット市場におけるISP間の接続については、本中間報告でも提示しているように、基本的に事業者間の交渉に委ねられるべきものと考えます。</p>

3 - 2 プラットフォームレイヤーにおける競争環境整備の在り方

頁	段落	主な意見	研究会の考え方
3 - 2 - 1 基本的視点			
37		<p>当該分野は、本報告書（草案）でも明記されている通り、「ブロードバンド化が進展する中での新たなビジネスモデル」と位置づけられ、市場としては創成期に位置づけられると考える。また、これらの市場においては、各プレイヤーが自らのリスクのもと創意工夫を凝らして取り組んでいる最中であり、「ブロードバンド化の流れを加速化し、活発な競争を通じた多様な事業展開を可能」とするには、一定の創業者利益を許容するなど、各プレイヤーの最大限の力を発揮しうる環境が求められ、新たに規制を加えることはふさわしくない。（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ）</p> <p>ブロードバンドの世界において、ネットワークの高度化に伴い、コンテンツ配信や認証・課金等プラットフォームレイヤーの機能がネットワークに具備されることとなりますが、市場支配的な事業者について、こうしたプラットフォームレイヤーにおける公正競争条件の確保等には特に慎重な対処を要するとした場合、サービス開発インセンティブを損ねるとともに、ブロードバンドに向けたサービスの高度化やネットワークの高度化に支障をきたすこととなり、問題であります。NTT東西を含めたすべての事業者が、自由な創意工夫によりレイヤーをまたがったサービスの高度化に取り組めるようにすべきであります。（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社）</p> <p>ブロードバンドを支えるインフラの中心となる光ファイバーは既に競争下において構築されてきており、その敷設距離はNTT東西よりも他事業者の方が大きい状況にあることから、NTT東西だけでなく各事業者の投資インセンティブを高め、光ファイバー建設の促進を図る観点から、指定電気通信設備規制の対象外とすべきであります。（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社）</p>	<p>プラットフォームレイヤーは今後のブロードバンド市場の健全な発展の鍵を握る部分であり、公正競争環境の整備が重要である。このため、本中間報告においては、「東西NTTがプラットフォームレイヤーに進出する場合、プラットフォーム事業にかかる機能（他事業者が同様の業務を実施するために必要不可欠な要素と認められるもの）のアンバンドル化の必要性等についても併せて十分な検討が必要である。」(2-2-1)他、モバイルインターネットの分野においても、オープン化措置の実効性の確保について今後の動向を注視するとともに、「必要に応じ、ゲートウェイの開放等に関するルールを整備していくことも検討の視野に入れていくことが適当である。」(3-2-1)旨指摘している。</p> <p>なお、創業者利益を巡る議論が一部提示されているが、市場原理に基づく事業者間競争を前提とした場合、創業者利益を根拠として規制の差し控えを行うことには合理的根拠が見出しえないものとする。あくまで各時点において客観的基準に基づき、公正競争環境が確保されているかどうかを検討を行う際の基本的な判断基準になるものである。</p>
3 - 2 - 2 モバイルインターネット分野における競争環境整備			
37 ～ 40		<p>この市場において、当社をはじめ各移動体通信事業者においては、iモード、ezweb、等モバイルインターネットサービスを提供しているところであるが、その先駆けとしての当社のiモードについても当初から順調な伸びを示した訳ではなく、創業者リスクを負いつつ、各種の創意工夫や企業努力を凝らした結果であると認識している。ただし、当サービスの成長・普及に伴い、一方でオープン化要望が強まったことから、当社としてオープン化を自主的に行い、「協働型」への移行を図ることとした。（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ）</p>	<p>各移動体通信事業者が自主的にプラットフォームへのオープン化の措置を行っていることは一定の評価ができるが、問題はこうした措置が真に実効性のあるものかどうかという点であり、今後ともその動向を注視していく必要があるものとする。</p>

37 ~ 40	<p>弊社は、モバイル・インターネット市場における規制の介入に反対します。多くの規制当局は、モバイル市場における規制の介入は、不当かつ不必要であるとの見解を有しているが、弊社は、これを支持します。</p> <p>規制の介入が無い場合に、モバイル事業者の側に、コンテンツ・プロバイダに対して最大限のアクセスを許容すべき明白なビジネス上のインセンティブがあることは、国際的な経験から証明されています。現時点において、規制の介入を行うことは、市場の構成をブレジャッジし、市場原理に基づいた結果の代わりに規制による意思決定をもたらし、質の高いサービスの展開を助長するのではなく逆に阻害することにつながります。</p> <p>従って弊社は、モバイル・インターネット・サービスを規制することは不適切であり、発展の牽引は市場原理に委ねられるべきであると考えます。(ボーダフォングループPlc)</p> <p>弊社の考えでは、NTTドコモのiモード・サービス(あるいはその他の2.5Gや3G「次世代」サービス)の関連で、日本のコンテンツ・プロバイダが問題を経験しているが、それだからといってことになった扱いが正当化されるというものではありません。以下の点を明記しておくことが重要であります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こうした問題の多くは、「最初の市場参加者」であることに伴う問題であるらしいと考えられ、従って、他の事業者が市場に参入して競争が進むにつれて、「解決されていく」性質のものである。 ・競争的な市場というものは、いきなり登場するものではない。すべての事業者が同時に市場に参入するわけではなく、市場が直ちに完成するわけでもない。市場とは、まさにその性格として、「過渡的」かつ「進化する」ものである。 ・従って、規制当局としては、3G等の新しい市場に介入する前に、「ウェイト・アンド・シー(wait and see)」というアプローチを採るべきである。(ボーダフォングループPlc) 	
38	<p>現時点で市場支配的事業者に特化した規制の検討を前提とした記述は適切でない。(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)</p> <p>ここでいう「市場支配的」という概念は、ネットワークレイヤーと別個の市場として判断すべきであり、本報告書(草案)にもある通り、「コンテンツレイヤーにおいてキラーコンテンツを保有するコンテンツプロバイダ等が特定のデリバリーチャネルのみに排他的に配信するといったケースが想定され、こうした場合には、コンテンツレイヤーに市場支配力が発生し、下位レイヤーにおいてこれを濫用する」可能性や、欧州の例にみられるような端末メーカーがネットワークレイヤーに対して市場支配力を濫用する可能性も否定できない以上、ネットワークレイヤーにおける市場支配性の定義をそのまま適用するのはふさ</p>	<p>本中間報告では、固定市場と移動体市場を同一の市場として認識するのではなく、あくまで移動体市場が周波数の制約から事業者の数が限定されている一種の寡占的市場であるという認識に立って検討している。この点において、例えば移動体分野において指定設備を保有する事業者に特化した議論を展開しているものではなく、あくまで既存の移動体事業者とコンテンツ事業者やMVNO等との関係について検討しているものである。なお、今後の市場動向を見ながら、移動体分野にお</p>

		わしくない。(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)	ける市場支配力の概念についても引続き検証していく必要があるものと考える。
38		モバイルインターネットのプラットフォーム上におけるオープン化には賛同しますが、事業者により導入技術及び設備構成が異なること等から具体的なオープン化の方法、時期等に関しては事業者個別の事情を十分ご配慮頂きたいと考えます。(ジェイフォン株式会社)	各事業者が自主的にプラットフォームのオープン化措置を講ずることについては一定の評価ができるものであり、各事業者ごとの事情が当該措置の実施時期の違いに反映されることはあり得るが、特定の事業者について殊更にオープン化が遅延することは競争政策の観点からは望ましいものではないと考える。
39		自主的なオープン化の結果を見るまでもなく、新たな公的規制をかけるというのは時期尚早であり、不適切と考えるが、その観点から本報告書(草案)の基本的スタンスとしては妥当なものとする。(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ) 現在でも競争場裡の企業判断として各事業者によるオープン化の取組が行なわれつつあることから、基本的には市場に委ねることが適当と考えます。(ケーディーディーアイ株式会社)	各移動体通信事業者が自主的にプラットフォームのオープン化措置を行っていることは一定の評価ができるが、問題はこうした措置が真に実効性のあるものかどうかという点であり、今後ともその動向を注視していく必要があるものとする。
39		今回の事業法改正により、「特に、市場支配的な事業者については、コンテンツプロバイダ等の業務について不当に規律し又は干渉することは電気通信事業法上の禁止行為に該当し、総務大臣の停止・変更命令の対象とされている。」ことに加え、接続約款の作成・届出・公表義務が課されているところであり、更にはこれらの透明性や予見可能性を高める観点から、総務省・公取委共同策定の「公正競争ガイドライン」が公表されているところである。これらは「必要最小限」の規制として認識しているが、当該市場が創成期にあり、市場支配的か否かによらず、自由に事業展開しえる状況が基本であることもふまえると更なる規制を加えることは不適切と考える。したがって、現時点で市場支配的事業者に特化した規制の検討を前提とした記述は適切でない。(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ) 「アンバンドル化推進」に対して、電気通信事業法及び関連する法律によって、その目的達成が促進されるようにする検討は必須であるが、「反競争的な行為・構造に対する監視体制の強化と厳正な法執行の推進」なども含めて、独占禁止法、公正取引委員会との連携の具体化、強化を検討していただきたい。 その際、技術的、専門的な知識・情報を必要とすることや技術革新による多様な事例の発生に対応するために、総務省が中心となり積極的に牽引するべきである。(社団法人デジタルメディア協会)	本中間報告において新たな法規制を導入することは提示していないが、「競争ガイドライン」の充実、移動体分野における通信事業者とコンテンツ事業者等との協議・意見交換の場の設置等は有効であるとする。こうした措置は、先ずはあくまで事業者間の自主的な競争環境の整備を指向するものである。ただし、移動体分野は、事業者数が限定されているという点で固定通信とは異なる市場特性を有しており、また典型的な垂直統合型ビジネスモデルが展開されているという点に鑑み、特に市場の動向についてモニタリングを強化していく必要がある分野であると認識している。

3 - 2 - 3		コンテンツ配信の円滑化のための競争環境	
40 ～ 42		統合されつつある環境においては、市場支配的な固定網ないしモバイル網の事業者とコンテンツ・プロバイダの間で構築される排他的なコンテンツ配信関係に対して、規制当局は、防護措置を施す必要があるものと、弊社は考えます。これは、コンテンツ・プロバイダも市場支配力を有している場合には特に当てはまることで、排他的配信関係は、両方の当事者を競争から隔離し、両方がそれぞれの市場支配力を維持すべく行動するためです。競争的な市場では、ネットワーク事業者とコンテンツ・プロバイダには、それぞれのネットワーク及びコンテンツの利用可能性を最大化するように行動する商業的な動機が存在するのであり、市場支配的なネットワーク事業者とコンテンツ・プロバイダの排他的関係は非競争的とみなされるべきです。（ボーダフォングループPlc）	東西NTT本体やNTT持株・東西NTTの子会社による上位レイヤーへの進出については、第2章で指摘した事項に沿って適切な措置が講じられることが期待される。また、移動体分野に限ってみれば、各事業者の自主的なオープン化措置の実施が真に実効性のあるものかどうか、十分注視していくことが必要であると考えます。
3 - 2 - 4		デジタルコンテンツの制作・流通の促進	
42		従来の2プレイヤーモデルから3プレイヤーモデルへの変更を行い、コンテンツ・サービスの位置づけを明解にするとともに、コンテンツ・サービスレイヤからの視点を重要視すべきである。これは情報通信新時代におけるあらゆる産業からの視点であり、利用者からの視点である。（社団法人デジタルメディア協会）	ブロードバンド時代にあつては、意見のとおり、コンテンツレイヤーの側から見た競争政策の在り方も重要な視点である。
3 - 2 - 5		電子認証基盤の在り方	
42		電子認証基盤における市場支配力濫用を防止するためには、エンドユーザにおける選択の自由だけでなく、ショッピングサイト等が自由に電子認証基盤を選択できるかどうかという観点からの検証も必要であると考えます。（日本テレコム株式会社）	ネットワークを介して利用者と相対しているサービスプロバイダも情報通信市場における主要なプレイヤーであり、意見のとおり、ユーザ側に加えてサービスプロバイダ（ショッピングサイト等）側からも電子認証基盤を選択できるようにすることは重要であり、このような観点も含め競争政策の在り方について検証を行う必要がある。

3 - 3 端末レイヤーにおける競争環境整備の在り方

頁	段落	主な意見	研究会の考え方
43 ～ 45		<p>弊社は、次の諸点を達成するための規制措置がとられない限り、2G端末市場における競争の不在が、3G市場においても繰り返されることとなると懸念します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場支配的な既存事業者と、機器の製造業者との間の排他的取引関係の打破。 ・事業者によるUIMカードのロックの防止。 ・移動通信における番号ポータビリティの導入。 	本中間報告では、ユーザ利便の向上に特に力点を置いて、あるべき姿として、端末販売と通信サービスのアンバンドル化、UIMロック解除、番号ポータビリティの実現等が必要であるとの認識の下、「ゲートウェイのオープン化によるISP

43 ~ 45	<p>(ボーダフォングループP1c)</p> <p>現状の顧客利便性を損なうことなく UIM ロック解除を導入するためには、複数の無線通信技術(周波数、無線通信方式)に対応した端末の実現という課題に加え、後段の(4)に指摘されている技術的な問題があり、各種アプリケーションのみならず OS レベルでの仕様の統一を図る必要があると考えます。3G において現時点では UIM ロックを検討している事情として、こうした技術的課題、標準化の問題に起因するユーザーの混乱を避けるため、という理由についても追記すべきと考えます。尚、仕様の統一はこうした問題の解決になる一方、多種多様な技術による独自性を発揮しにくくなるのではないかと考えた懸念とのバランスを考慮すべき点についても追記すべきと考えます。(ケーディーディーアイ株式会社)</p>	<p>接続の円滑化、WAP 2.0 の規格標準化、端末販売と通信サービスのアンバンドル化の可能性、番号ポータビリティの導入方策(費用負担の在り方を含む。)等について、一体的に、メーカ、通信事業者、行政当局等との意見交換を通じた検討の場を設けることが適当である。」(3-3)旨提言している。</p> <p>今回の意見招請結果においては、例えば、番号ポータビリティの実現に係るコスト負担、WAP 2.0 の規格の統一がサービス開発意欲に与える影響、端末販売と通信サービスのアンバンドル化が各事業者に与える影響等について問題提起がなされている。</p> <p>こうした提起された問題については、改めて別途の検討の場を設け、個別具体的に検討を行っていくことが適当であると考え。特に本中間報告で提案している措置はいずれも主要国においても一部実施又は検討されている事項であり、我が国の移動体市場のみが特異な市場構造として維持されることのないよう、基本的には利用者利便の立場に立った検討が真摯に行われることを期待したい。</p> <p>なお、端末販売と通信サービスのアンバンドル化について、一部意見として、ユーザ側から見て「端末買い替えの機会が等しく与えられているわけで「不公平」という指摘は当たらない。」としているが、本中間報告で指摘しているのは、販売インセンティブが通信料金に上乗せされていることにより、端末を頻繁に買い換えるユーザとそれ以外のユーザとの間にコスト負担の不公平が生じていることを指摘しているものであり、当該主張は趣旨は必ずしも明確でない。いずれにせよ、本中間報告が指摘しているのは、バンドルモデルを否定するものではなく、アンバンドルモデルを併</p>
---------------	--	--

		<p>せて利用者に選択可能とすることにより、ユーザ間のコスト負担の公平性が維持されるという点である。</p>
43	<p>(1) UIMカードのロック解除に係る検討の必要性</p> <p>通信事業者のインセンティブ戦略については、外部チャネルによる市場競争の活性化の実現つながっているととらえるべきであり、また、諸外国においてもインセンティブ戦略は一部の国を除き一般的に行われていることをふまえると、一概に否定されるものではないと考える。また、「不公平が生じる」という点については、端末買い替えの機会は等しく与えられているわけで、「不公平」という指摘は当たらない。そもそも、端末販売の分野は経営の自主的判断で決定すべき分野であり、規制はなじまないものとする。（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ）</p> <p>UIMロック解除については、日本においては、キャリアが多様なネットワークサービスを開発・提供することで競争を展開しており、オプション部分を含め端末機器を完全に標準化することには、莫大なコストが必要となること</p> <p>キャリアの創意工夫の取り組みを制限することになり、端末機器の多様化、国際競争力はもちろんユーザのサービス選択の幅を狭めることになること等から、問題があると考えます。（日本電信電話株式会社）</p> <p>UIMカードのロック解除の在り方に関しては事業者の経営に与えるインパクトが非常に大きくなる恐れもあることから、ユーザの利便性の観点からの検討だけでなく、新規サービス・新規端末開発のインセンティブ等事業者側の観点も含め総合的に検討した上で慎重に判断すべきと考えます。また、次世代携帯電話（3G）において、W-CDMA方式に関してはUIMカードの導入が必須であるのに対し、cdma-2000方式においては必須とはなっていない（導入はオプション）ことから、事業者間の平等性についても検討頂きたいと考えます。（ジェイフォン株式会社）</p> <p>UIMカードを、3Gサービス提供のための必須条件とすることについては、弊社も賛同致します。</p> <p>弊社の見解では、UIM（Universal Subscriber Identity Module）カードも、それを利用することが義務付けられれば、日本における3G市場の発展を自由化するという意味で、同様な効果をもつと考えられています。UIMカードは3GサービスのW-CDMA標準の不可分の一体であります。しかしながら、3GサービスのCDMA2000標準においては、UIMカードはオプションであるに過ぎず、日本の事業者のいくつかは、UIMカードを使用しないとの選択をするらしい旨が、報じられています。アプローチの一貫性を確保し、2G市場での問題を繰り返さないためには、CDMA2000標準を用いる事業者は</p>	<p>上記の考え方のとおり。</p>

43	<p>UIM カードを使用することを義務付けられるべきであると考えます。(ボーダフォングループ Plc)</p> <p>弊社の見解では、2 G の GSM 市場での経験から言えば、消費者の利便性を最大化するためには、モバイル・ネットワーク事業者による UIM ロッキングに関するルールを定める必要があります。</p> <p>ロッキングは一定の水準までであれば、競争促進的であると考えます。それによって、端末購入に際して事業者が負担するインセンティブを回収することが可能となるからであり、こうしたインセンティブは、消費者にとってもモバイル・サービスをより利用しやすくするものであるからです。しかしながら、その一定の水準を超えると、ロッキングは、顧客を特定のネットワークに縛り付けることとなり、競争事業者に移転することを阻害するので、反競争的となります。</p> <p>ロッキングの反競争的効果は、3 G マーケットへの過渡期において特に深刻となります。それは、既存事業者が、2 G の顧客ベースを 3 G ネットワークに「持ち込」んだ上で、UIM ロックをかけられた端末を通じて顧客を封じ込めることによって、その市場支配的な地位を維持しうる場合です。</p> <p>欧州委員会では、ロッキングに競争促進的な側面と反競争的な側面があることを認識しており、ロッキングが許されるのは、端末購入の際のインセンティブを回収するために必要な最短期間においてのみであって、それ以上のロッキングは反競争的であると結論付けています。</p> <p>弊社は、3 G マーケットにおいて、このルールを採用することを支持します。(ボーダフォングループ Plc)</p>	
44	<p>(3) 動通信分野における番号ポータビリティの必要性</p> <p>移動体通信における番号ポータビリティは、固定通信とはそもそもユーザニーズが異なるものと考えられ、実現のために必要なコストと、それに見合う効用が果たせるのか、慎重に検証することが必要である。(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)</p> <p>ユーザの利便性の向上及び公正競争条件の確保のために、移動通信分野においても番号ポータビリティを導入することは原則として賛同致します。但し、コストを意識した実現方法及びコスト負担方法等を十分検討し、ユーザの利便性が総合的に向上することを確認した上で導入すべきと考えます。(ジェイフォン株式会社)</p> <p>番号ポータビリティについては、実現のための莫大な費用がかかり、最終的にはこれらのコストはユーザに転嫁されることをふまえると、「ユーザ利便」と「コスト転嫁」の両者の比較において、ユーザの意向を反映すべきであり、慎重な対応が必要と考えます。(日本電信電話株式会社)</p>	上記の考え方のとおり。

日本の市場の特色、特にマーケットシェア約 60%の極めて大きな市場支配的事業者の存在を鑑みれば、モバイル番号ポータビリティを導入することにより、既存事業者の顧客ベースの「ロックを解除」し、競合するネットワーク間の顧客の動きを自由化することを通じて、競争に対するバリアを、相当程度除去することができると考えます。

従って、弊社は、次の条件が満たされれば、日本において、モバイル番号ポータビリティを導入することに、原則として賛成です。

- ・導入のコストを明白に上回る便益が示されること。
 - ・採用されるソリューションを、（規制当局でなく）業界が決定すること（このような解決方法を見出ししていくプロセスは技術的にもビジネス上複雑であるため、規制当局のみによって推測されてはならない）。
 - ・導入は、国際的なベスト・プラクティス（後述）に沿ったものであること。
- （ボーダフォングループ Plc）

国際的経験に照らせば、1つの事業者が圧倒的な力を持つモバイル市場においては、モバイル番号ポータビリティを実現することは、（それがどのように導入されるのかにもよるが）次の結果を生み出すことにつながり得ると考えます。

- ・卸及び小売の両レベルにおいて競争を促進する。
 - ・消費者に対して、ネットワーク・プロバイダの選択肢を広げる。
 - ・番号ポータリングのコストを大幅に下げる。
 - ・消費者を勧誘し、引き止めるため、革新的なサービスを提供しようとするインセンティブを増し、ひいてはネットワーク設備への効率的な投資を促す。
- （ボーダフォングループ Plc）

モバイル番号ポータビリティは、顧客がネットワーク間をより自由に行き来できる（たとえ当面、新しい携帯端末を購入する必要があるにしても、番号を持ち歩くことはできる）ようにすることにより、携帯端末が特定のネットワークにしか使えないという制約を、いくらか和らげることに資します。（ボーダフォングループ Plc）

弊社は、日本においても国際的なベスト・プラクティスに沿った形でモバイル番号ポータビリティを導入すべきであると考えます。そうすることによって、モバイル番号ポータビリティが、競争面で中立的であり、コスト面で効率的であり、長期的なソリューションを提供することを確保できます。これを達成するためには、次のことが必要。

- ・業界のコンセンサスに基づく技術的なソリューション
- ・サービスの同等性
- ・価格設定の原則

（ボーダフォングループ Plc）

44 44		<p>(4)モバイルインターネット分野における規格標準化の必要性</p> <p>UIMカードのロック解除の効果を上げるためには、モバイルインターネット分野における規格標準化が必要であるとの認識は本報告書（草案）で指摘されている通りと考える。但し、報告書（草案）にある、「WAP2.0にはオプション部分が依然として存在しており、各事業者のモバイルインターネットサービスに関する規格が完全に標準化される見通しは得られていない。」との問題提起については、日本においては、キャリアが多様なネットワークサービスを開発・提供することで競争を展開しており、また、有効に機能してきたと事実認識の中で、オプション部分を含め完全に標準化することは、莫大なコストが必要となる一方で、キャリアの創意工夫の取り組みを制限することとなり、公正競争の実現や、端末機器の多様化、国際競争力はもちろんユーザのサービス選択権において大きな支障となるものと考ええる。（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ）</p>	上記の考え方のとおり。
45		<p>「端末販売と通信サービスのアンバンドル化の可能性」という表現は、アンバンドル化そのものが目的になっているとの誤解を与えます。欧州におけるUIMカードのロック政策に関して、我が国も検討を開始する必要があるということであれば、検討項目としては「端末販売と通信サービスのアンバンドル化の可能性」ではなく、「UIMロックの在り方」とすべきと考えます。番号ポータビリティに関しては、導入のための費用が現時点で不明な状況では、導入を前提とした検討ではなく、実現性に係る更なる検討を行う必要があり、「番号ポータビリティの導入の可能性」と変更すべきと考えます。（KDDI株式会社）</p>	上記の考え方のとおり。

4 電気通信事業における競争の枠組みの在り方

4 - 1 基本的考え方

頁	段落	主な意見	研究会の考え方
47 ～ 49		<p>帯域取引マーケットを活性化するには、キャリアズキャリアの存在が不可欠であると考えられ、現行の第一種、第二種区分規制のような設備保有に着目した規制である限り、帯域取引マーケットは完全には成立しないと考えられ、キャリアズキャリアが市場に参加出来る為に、第一種・第二種区分の見直し・撤廃を示される事を強く要望致します。 (株式会社ハイテクノロジー推進研究所)【再掲】</p> <p>現状、一種と二種の事業区分における垣根が低下しているとの認識に立ち、かつ、今回の意見書のように、公益特権を付与されない一種事業者が二種事業者に再定義されると考えるならば、今までのように基本的に回線設備保有の有無で分離していた一種・二種の定義は根本的に見直す必要がある。</p> <p>すなわち、回線設備を保有するか否かはあくまでも事業者の経営判断に委ねるとすべきであり、新しい事業区分の定義に基づく二種事業者すべてに、従来的一种事業者と同等の回線設備調達の選択肢が与えられるべきである。</p> <p>その結果、既存の二種も IRU の適用など、回線設備調達の選択肢が拡大すると考えるのが自然である。(社団法人テレコムサービス協会)</p>	<p>現行の制度において、帯域幅仲介ビジネスは二種事業としてこれを行うことが可能である。また、帯域幅仲介マーケットへの参加については、一種事業者が余剰帯域を市場に供給し、一種事業者・二種事業者の如何を問わず、これを調達することが可能である。したがって、一種・二種の事業区分が存在することをもって帯域取引マーケットが成立しないものではない。</p> <p>本中間報告で提示した事業区分の見直しに係る選択肢のうち、一種事業と二種事業の適用範囲の見直しを行う場合、公益事業特権を要しない一種事業を二種事業の範囲に含めるという意味で、意見のとおり、回線設備の有無で事業区分を厳格に分類するものではない。ただし、現行制度においても、累次の規制緩和により二種事業者について一定の条件の下で自前回線設備等の設置を認めているところである。また、卸部門と小売部門で事業区分を整理する場合、現行の二種事業者が自前回線設備を設置し得るかどうかについては、意見を踏まえ、「現行の二種事業については、累次の規制緩和措置により、一部自前回線設備等を設置することが可能となっているところであり、サービス部門に限って事業展開を行う事業者であっても、公益事業特権を要しない回線設備等の設置を認めるかどうかについては、制度の趣旨を勘案しつつ検討することが適当である。」(4-2-2)旨追加し、今後の検討課題として記述した。</p>
47 ～ 49	～	<p>一種・二種の事業区分の廃止は、現在の第一種電気通信事業者の硬直的な事業運営を弾力化させ、市場活性化に寄与するところが大きいことから、早急な実施を要望します。一種事業への事前規制を存続させる論拠として、市場退出規制と公益事業特権が挙げられていますが、前者はユニバーサルサービスを確保することによって不要となるものであり、また報告書に言及のあるノースポイント社の例のように倒産するケースでは退出規制は機</p>	<p>本中間報告でも指摘しているように、一種事業の参入許可は、当該許可により公益事業特権が自動的に付与されるという制度であり、また公益事業特権付与によりネットワークインフラが構築されたものであることに鑑み、当該市場からの退出</p>

	<p>能しないことが明らかであると考えられます。後者は、如何なる事業者に公益事業特権を付与するのかを別次元で検討すべきものであり、契約約款や料金の届出義務のような現行の第一種電気通信事業者への規制の存続とセットで論じる必然性のない問題であると考えられます。(p49 4-2-1 、 p50 4-2-2) (エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)</p> <p>中間報告草案にあるとおり、一種事業者においても公益事業特権を要しない場合があることから、公益事業特権の付与と事業区分を一致させる必要性は薄れてきており、その意味では一種・二種事業の区分は不要であると考えます。また、中間報告草案のように「公益事業特権の付与を希望しないネットワーク事業者について、これを一種事業の対象範囲から除き、二種事業として位置付けること」も必要ないものと考えます。公益事業特権の付与については、申請した事業者について審査を行い、一定の条件を満たした場合に特定事業者として指定すれば足りるものと考えます。</p> <p>なお、相互接続等の観点からは、現行の電気通信回線設備を設置する事業者に対し相互接続の義務を課すことの意味があるものと考えられることから、事業区分の見直しについては今後さらに検討を行う必要があると考えます。(p48 4-2-1) (日本テレコム株式会社)</p>	<p>に際しても許可に係らしめているものである。したがって、意見にあるように、退出規制とユニバーサルサービスが関連づけられているものではない。このため、本中間報告では公益事業特権を要しない事業者については許可制から切り離し、登録制又は届出制への移行を選択肢の一つとして提案しているものである。</p> <p>ただし、意見にあるように、倒産のケースでは退出規制が有効に機能しない場合があり得ることは事実であり、市場からの退出が利用者にも与える影響を最小限のものとするため、退出時には事前に利用者に対して十分な周知を行う枠組みが必要との考え方に立ち、例えば特別二種事業について一定期間前の届出を義務づけることを一案として提示しているものである。</p> <p>一種事業者は、現行の仕組みにおいて公共性の高いネットワークインフラを構築する事業であることから事業許可により自動的に公益事業特権を付与する仕組みとしているものである。ただし、現段階においては、公益事業特権を要しないインフラ事業者が多数存在しているとの認識に立ち、公益事業特権の要・不要をもって異なる規制の適用を受けるという考え方を選択肢の一つとして提示しているものである。</p> <p>しかし、公益事業特権を要しない事業者が存在していることをもって直ちに事業区分が不要とする根拠は必ずしも明確ではない。また、公益事業特権を参入許可とは切り離して付与するという考え方は確かに存在し得るが、この際、現行の参入許可と異なる審査基準を必要とするのであれば、かえって公益事業特権の付与について規制強化となる可能性も存在する。この点、今後の法制的な検討を深めていく中で取り上げることが適当な項目の一つであると考えます。</p>
49	「ノースポイント社倒産の事例」及び「事前規制の競争ルールとしての合理性(他事業	ノースポイントの事例や、他分野において既に

49 他	<p>を勘案し、見直しを行うことが適当と考える。</p> <p>また、非支配的事業者については、相互接続、IRU、業務委託、卸電気通信役務等、多岐に渡る制度を統合し自由な回線調達を可能とすることにより、効率的なネットワーク構築を可能とすべきと考える。（KDDI株式会社）</p> <p>現状の1種2種規制が転換点にあることは、異論はありません。従って、新たに登場するであろうビジネスモデルを想定して規制の枠組みを見直すことについては賛成いたします。（4-1）</p> <p>競争政策上重要な点は、ドミナント規制を導入し、ドミナント事業者の不正さを抑制しながら競争事業者の事業を活性化させることです。1種2種事業による事業者の規制は、ドミナント規制ではなく、設備の有無による規制内容の違いを設けただけのものです。ドミナント規制は、全事業者はどのような事業を展開することも自由であるが、問題が起こった時点で対処することを前提に、しかしその市場においてドミナント事業者に対して事前規制を課すというものです。</p> <p>したがって、1種2種事業規制を廃止したからといって、全面的に事後規制に移行することになるというものではありません。（4-1）</p> <p>重要な点は、ネットワークの有無にかかわらず、まず事業者の提供しているサービス範囲を定義し、その範囲の中でドミナント事業者は誰かという点を明確にする制度が必要であるということです。（このサービスの範囲には卸サービスも含まれます：4-2-2など）</p> <p>また、ネットワーク部門の事業を行いたい事業者であっても、全てが公益事業特権を必要としているわけではありません。また、サービス部門の事業者でも、サービスによっては市民生活全般に影響を及ぼす可能性のある事業者がいるかもしれません。（4-2-1、4-2-2（1）など）</p> <p>この意味において、この報告書で述べられている事業者の2種類の区分（1種2種、あるいは卸部門小売部門など）は、サービスの定義に類似したものとも見ることができます。もし、そのような分類を導入するとすれば、電気通信事業は2種類ではとうていカバーできない範囲に成長していると思います。</p> <p>従って、何が何でも2種類の事業者区分を設けなければならないということではありません。もし2種類の事業者分類を設けるとすれば、それは、ドミナント事業者かノンドミナント事業者です。</p> <p>繰り返しになりますが、競争政策上のフレームワークで重要な点は、明確に対象マーケットを定義した上で、SMPの測定を行うことであり、そのとき、グループドミナンス、ジョイントドミナンスといった考え方を導入することにより、ドミナント事業者が他のレイヤーへの進出する場合についても、その事業者あるいは子会社（協働型）とのドミナンスの測定を行うことができます。これらの分析により、最終的にドミナントの存在が確認された場合には、その事業者に対して必要な規制を課すことによって、公正な競争を確保することができます。（ケーブル・アンド・ワイヤレス アイディーシー 株式会社）</p>	<p>の高い簡素かつ明確な仕組みとする方向で検討を進めていくことが適当であり、当該検討に際しては、意見にあるように、より効率的なネットワーク構築を可能とするという視点も重要であると考える。</p> <p>本中間報告は、市場支配的な事業者に対する規制は合理的な範囲内で維持しつつ、その他の事業者については可能な限り全般的な規制水準の低下を図ることが必要であるとの基本認識に立っている。ただし、事業区分の見直しにより市場支配的な事業者の定義についても改めて検討する必要性が生じてくるものと考えられるが、こうした点について今後法制的な検討を進めていく上で十分念頭に置いておく必要があるというのは、意見のとおりであると考ええる。</p>
---------	--	--

47 ～ 49		<p>第一種指定電気通信設備事業者と第二種指定電気通信事業者のみ事前規制を行い、その他の事業者には第一種電気通信事業と第二種電気通信事業の区分を撤廃し、事前規制を撤廃して第二種電気通信事業者と同様にすべきと考えます。</p> <p>一種・二種の区分を残すとしても規模で分ける、公益事業特権の付与・非付与で分ける、などなるべく規制を撤廃するのが望ましいと考えます。(イー・アクセス株式会社)</p>	<p>指定電気通信設備を設置する事業者以外について事前規制を完全に撤廃することについては、利用者保護や公正競争条件の確保等の観点から慎重に検討する必要があるが、事業区分の見直しにあたっては、規制水準の全般的な低下を図るとともに、予見性の高い簡素かつ明確な仕組みとする方向で検討を進めていくことが適当である。</p>
47 ～ 49		<p>第1種事業者・第2種事業者を統合し新たに0(ゼロ)種事業者を作る必要性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信の自由化の中で第1種事業者と第2種事業者の区別が無くなってきている。 ・このため大手第1種事業者はISP部門と回線を卸売りするインフラ部門を別会社化するべきと考える。 ・第1種・第2種事業者ともに0種業者から同条件の高速バックボーンを購入する事により、0種業者同士の自由競争が始まりこの価格が下がる可能性がある。 ・または国が政策的にこの価格を劇的に下げる施策をとる必要がある。 <p>(社団法人日本インターネットプロバイダ協会)</p>	<p>意見で提示されている「ゼロ種事業者」の概念が必ずしも明確ではないが、先般の法改正により卸電気通信役務制度を導入したところであり、新たな事業区分を設けることなく、一種事業者・二種事業者とも卸電気通信役務の提供を受けることが可能であり、また卸電気通信役務を提供する事業者間の競争も可能である。なお、バックボーン回線の低廉化については、基本的にはこの卸電気通信役務制度の活用、帯域幅仲介取引の活性化、IP-VPNや広域イーサネットの活用促進等に向けた競争環境整備により進めていくことが適当であると考えます。</p>
47 ～ 55 他		<p>報告書に対する提言</p> <p>(1) 電気通信事業法の改正に向けて コンテンツ・サービスの位置づけ</p> <p>従来の2プレイヤーモデルから3プレイヤーモデルへの変更を行い、コンテンツ・サービスの位置づけを明解にするとともに、コンテンツ・サービスレイヤからの視点を重要視すべきである。これは情報通信新時代におけるあらゆる産業からの視点であり、利用者からの視点である。</p> <p>ボトルネック概念の変更</p> <p>いわゆる「ボトルネック設備」と呼ばれるネットワーク設備ばかりでなく、上位レイヤのプレイヤーがビジネス展開をする上で必要不可欠な資源、機能も合わせた「ボトルネック性」の概念に変更すべきである。</p> <p>競争法的体系への変更</p> <p>電気通信事業法は、今後わが国がITを活用して、より競争力のある産業経済、より利便性の高い社会生活などを構築する上で極めて重要なものであるため、早急に競争法的要件を備えた体系に改正されるとともに、関連する法律も含めて、その目的を整理、</p>	<p>意見のとおり、ブロードバンド時代における競争環境整備に際しては、従来のネットワークレイヤーのみに着目するのではなく、プラットフォームレイヤーやコンテンツレイヤーの視点を総合的に視野に入れた検討が必要であると考えます。</p> <p>また、ブロードバンドコンテンツの配信に際しては、ボトルネック的状況がネットワークレイヤーに限らずプラットフォームレイヤーにおいても発生する可能性があることから、例えば東西NTTの上位レイヤーへの進出について「認証・課金等を行うプラットフォームレイヤーのオープン化が極めて重要な要素であり、(中略)プラット</p>

	<p>明確化し、情報通信新時代に相応しいものになるよう改革する必要がある。 従来の枠組みにとらわれて有効な改正が行えない場合には、電気通信事業法を含む通信関連法を発展的に再構築し、上位レイヤの概念も含んだ IT 新法の制定も検討すべきである。</p> <p>(2) 具体的な対応について 電気通信事業法の競争法的体系への改正に向けての独占禁止法との連携 「アンバンドル化推進」に対して、電気通信事業法及び関連する法律によって、その目的達成が促進されるようにする検討は必須であるが、「反競争的な行為・構造に対する監視体制の強化と厳正な法執行の推進」なども含めて、独占禁止法、公正取引委員会との連携の具体化、強化を検討していただきたい。</p> <p>その際、技術的、専門的な知識・情報を必要とすることや技術革新による多様な事例の発生に対応するために、総務省が中心となり積極的に牽引するべきである。 「事前のルール整備」を行うための「ルールメイキングのための場の設置」 「事前のルール整備」を行うために、総務省は「ルールメイキングのための場の設置」を検討していただきたい。その場合、上位レイヤである「コンテンツ・サービス」事業者を含む多様なプレイヤーの参加が必要である。 「事後の監視・執行体制」の一環としての「事例研究、情報収集の場の設置」 総務省は「事後の監視・執行体制」の一環として「事例研究、情報収集の場の設置」を検討していただきたい。その際、専門的、技術的、実践的な視点が必要となるため、コンテンツ・サービス事業者を含む多様な関係者の参加が必要である。 (社団法人デジタルメディア協会)</p>	<p>オーム事業に係る機能のアンバンドル化の必要性等についても併せて十分な検討が必要である」旨記述を追加した(2-2-1)。</p> <p>意見として提示された「具体的対応」のうち、電気通信事業法と独占禁止法の連携強化については、1-3 (4)に記述している。また、「ルールメイキングのための場の設置」についてはその重要性に鑑み、「通信事業者、コンテンツプロバイダ、行政当局が参加し、コンテンツ配信の円滑化に向けた競争ルール上の課題等に関する協議・意見交換の場を設けることなども検討していくことが適当である」旨の記述を追加した(3-2-2)。</p>
--	--	---

4 - 2 具体的な検討の方向性

頁	段落	主な意見	研究会の考え方
51		<p>通信分野において、何よりも重要なことは、事業区分を設けて事前規制を課すことにより事業運営の適正化・合理化を図るのではなく、利用者利益の最大化に向けて競争が機能する環境を整備し、利用者が自らのニーズに応じて、多様で低廉なサービスを選択できるようにすることである。そのためには、現行の事業区分を早急に撤廃する必要がある。</p> <p>草案では、この事業区分の見直しに関して、「現行の事業区分を前提としつつ、その適用範囲を見直す」場合と、「ネットワーク部門とサービス部門という新たな事業区分を導入する」という2つのアプローチが示されているが、既に支配的事業者規制が導入されている状況下において、現行の事業区分を存続させること、または新たな事業区分を設けることは、結局、競争促進的な法体系への転換を妨げ、事前規制が維持されることとなる。</p> <p>なお、草案は、EU の新たな規制の枠組みに言及しているが、同枠組みにおいて、事業者が、“electronic communications networks”と“electronic communications services”に制度上区分されていることはない。また、“general authorization”において事業者が必要とさ</p>	<p>「事業区分の撤廃」の具体的内容が現行の一種事業の規制水準を二種事業と同等程度にすることを意味するのか、一種事業の参入規制の緩和を目指すべきとしているのか必ずしも明確ではないが、いずれにせよ、規制制度全般にわたり随時レビューを行い、必要とされない規制については速やかに見直しを図るべきである。ただし、事前規制から完全な事後規制に移行するという考え方については、ユーザ保護や公正競争条件の確保の観点からは適当ではないと考える。特に我が国の電気通信市場が独占から競争への移行期にあり、事前の公正競争条件の整備や競争促進的ルールの設</p>

		<p>れるのは、事業開始を宣言するための“notification”と最小限の基本的な情報のみである（事業者を証明するもの、連絡先、住所、事業の簡単な説明など）。（社団法人経済団体連合会）</p>	<p>定は当然に求められるものである。</p> <p>なお、意見にある EU の新たな規制の枠組みについてであるが、指摘の 2 つの類型が「制度上区分されていることはない」との指摘は必ずしも趣旨が明確ではない。ただし、当該 EU 指令については今後加盟各国において国内法制化が進められる予定であり、当該制度の具体化の動向を注視していく必要があるものと考ええる。</p>
4 - 2 - 1	<p>一種事業及び二種事業の適用範囲の見直し</p>		
51		<p>他の公益事業（電力、鉄道等）に係る公益事業特権を有する事業者及びその関連会社が、相対的に簡易な規制の下に参入し事業を展開することが可能となる等の事態も想定されますが、これらについては、当該事業者及びその関連会社を支配的事業者とみなし、非対称規制の対象とする等の措置が必要と考えます。（KDDI株式会社）</p>	<p>意見のとおり、他の事業分野において公益事業特権に基づき設置したボトルネック設備を保有する事業者が電気通信市場に新規参入するに際して、公正競争条件を確保することが必要になるものと考えられ、今後具体的な事案を積み重ねつつ、適時適切に必要な検討を行っていくことが重要であると考ええる。</p>
52		<p>「（略）。したがって、現在は一般二種事業と位置付けられている VoIP サービスを提供する ISP 事業者や MVNO についても特別二種事業と位置付け、退出時には一定期間前の届出を義務づけ、ユーザに対する周知徹底を図ることにより、ユーザ保護を強化すること等について、今後更に検討する必要があると考えられる。」を削除、もしくは、「退出時の一定期間前の届出を含め、既存の特別二種事業との整合性を踏まえ、社会経済的に重要度の高い事業のユーザ保護を強化すること等について、今後更に検討する必要があると考えられる。」に変更。</p> <p>（理由）VoIP サービスを提供する ISP 事業者や MVNO を全て特別二種事業にすることは、自由なビジネスの発展を阻害する恐れがあると思われま。一種・二種の事業区分を規制緩和の方向で見直すことは必要ですが、これまで一般二種であった ISP 等を一律に特別二種事業とするなど、既存の規制にそのまま服させることは規制強化であり、行うべきでないと考えます。</p> <p>既存の規制内容にとらわれず、まずは、社会経済的に重要度の高い事業とは何か、また、ユーザ保護のために満たすべき条件は何かを明確にした上で、退出規制、ユーザへの周知義務等の方法を検討すべきと考えます。（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）</p> <p>「インターネット接続の普及が電話と同様に進展し、二種事業のISPの加入者シェアの方が一種事業者のISPのシェアより上回っている現在において、消費者保護の観点からは、契約約款、料金に関する規制等は一種事業者と二種事業者は同等にすべきである。規制緩和の流れから一種事業者の規制緩和を促進しつつ、消費者保護のあり方を、一種事</p>	<p>事業区分の見直しの検討にあたっては、基本的には規制水準の全般的な低下を図っていく方向で検討を進めていく方針ではあるものの、ユーザ保護の確保や公正競争条件の担保が必要である。なお、本中間報告で提示した選択肢はあくまで議論の基礎になるものであり、今後、制度の具体化を図る中では、広く国民利用者の意見等を踏まえながら検討を進めていく必要があるものと考えている。</p> <p>現行制度において、二種事業者は、一種事業者が設置・運営するネットワークインフラを利用してサービスを提供する事業であるという特性に鑑み、両者の規制水準に差異を設けているものであ</p>

	<p>規制緩和の流れから一種事業者の規制緩和を促進しつつ、消費者保護のあり方を、一種事業と二種事業を区別せずに検討すべきである。」という記述を追加。 (理由)消費者保護の観点からは、事業者の退出規制だけでなく、約款、料金に関する規制も「設備の有無に着目した事業区分」である一種事業者、二種事業者で区別する理由はないと考えられ、一種事業者に対する規制を二種事業者並みの規制に緩和すべきと考えます。(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)</p> <p>社会全体の流れから、規制緩和が進むべき方向であると考え、新たな規制を加えるべきではない。その観点からは、特二事業者の定義を維持するとしても、特二事業者に退出規制を課すことは受け入れることはできない。</p> <p>退出に関して、利用者に対する不利益を懸念することは理解できるが、過去、二種事業者で、特定のサービスを停止した例はいくつか存在するが、いずれも各事業者の努力により、相当期間前から利用者に周知し、同時に新たな引き受け先を利用者に紹介するなどの対応をとり、大きな社会問題にならずに収束している。</p> <p>このように、退出に関しては、行政当局の大きな介入がなくとも、事業者各社の自助努力に加え、事業者間での民間の力によるガイドラインの提示などで、十分対応が可能であると考えられる。 (社団法人テレコムサービス協会)</p>	<p>り、一種事業 ISP と二種事業 ISP のシェアのみを比較し、規制水準の同等化が必要とする論拠は必ずしも明確でない。</p> <p>意見のとおり事業者間のガイドラインを策定するというのとは一つの有力な選択肢である。いずれにせよ、国民生活に必要なサービスは提供する業者が市場から退出した場合の利用者保護の観点から見て、こうした措置で十分対応可能かどうかという国民利用者の判断の問題に帰着する。この点、今後、制度の具体化を図っていく中でより検討を深めていくべき問題であり、当該見直しを進めるに際しては十分なデュープロセスを確保していくことが必要であると考え。</p>
52	<p>では、VoIPサービスなどを行う、ISP等一般二種事業者を特別第二種事業者に位置付ける方向での検討が必要、との考え方が示されおりましたが、この点については、以下の点を踏まえ検討頂きたく格別のご配慮をお願い申し上げます。</p> <p>ア VoIPサービスを行う事業者を特別二種事業者とすることについては、一般二種事業者がVoIPのサービスメニューを加えるためには特別二種の登録が必要となるなど規制の強化となり不相当と考えます。</p> <p>イ また、VoIPサービスの形態については、PC対PCによるものやIPネットワークを活用するものなどがあり、PC対PCのように音声のIPパケット化等がエンドユーザの端末で行われるものについても、音声サービスとしてとらえることについては、不相当と考えられ、利用する端末の形態で、規制をかける必要がないものを明確にするべきと考えます。 (社団法人テレコムサービス協会VoIP推進協議会)</p> <p>中間報告草案にあるとおり、IPベースのネットワークにおいては同一の設備により様々な態様のサービス提供が可能となります。現状においても、VoIPはIPネットワークの利用形態の一つであるにも関わらず、「音声」として区分され、「音声」としての技術規準を満たすことが必要になる等、役務を設備面から捉えるのか、サービス面から捉えるのか不明確な状況が発生しております。したがって、役務区分の見直しについては、早期に着手していただきたいと考えます。なお、役務別会計のあり方については、利用者</p>	<p>事業区分の見直しの検討にあたっては、基本的には規制水準の全般的な低下を図っていく方向で検討を進めていくことが適当であるが、利用者保護や公正競争条件の確保が必要である。なお、本中間報告で提示した選択肢は議論の基礎になるものであり、今後、制度の具体化を図る中では、広く国民利用者の意見等を踏まえながら進めていく必要があるものとする。</p> <p>また、VoIPの形態が多様であるというのは指摘のとおりであり、今後制度の具体化を図る中で検討すべき重要な課題であると考え。</p> <p>役務区分の見直しについては、「現行の役務区分についても、サービスの利用実態等を見極めつつ、区分の簡素化等を視野に入れつつ検討していくことが必要であると考えられる。」(4-2-1)旨記述している。なお、役務別会計の在り方については、意見のとおり、見直しの際に留意すべき重</p>

		<p>料金と接続料との関係チェックの制度等との整合性を含め、役務区分の見直しの際に十分な議論が必要と考えます。 (日本テレコム株式会社)</p>	<p>要な事項であると考える。</p>
52		<p>現行役務相互の区分が明確でなくなっていることから、今後のビジネス展開を促進するため、役務区分の見直しについても、規制を緩和する方向で検討して頂くよう要望します。 (p27 3-1-1 6、p50 4-2-1) (エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)</p> <p>「なお、(略)音声・データ・映像の区別なくパケットとしてネットワーク上で流通する形態が一般化すれば、音声・非音声といった区分自体があいまいになってくるものと考えられる。このため、現行の役務区分(略)についても、サービスの利用実態等を見極めつつ、区分の簡素化等を視野に入れつつ検討していくことが必要であると考えられる。」の下線部を「なお、(略)音声・データ・映像の区別なくパケットとしてネットワーク上で流通する形態が一般化してきており、音声・非音声といった区分自体があいまいになって来ている。このため、現行の役務区分(略)についても、サービスの利用実態等を見極めつつ、区分の簡素化等を視野に入れつつ<u>早急に見なおす</u>ことが必要であると考えられる。」の下線部に修正。 (理由)VoIPや音声データ統合型サービスが多数提供されてきて、音声・非音声の区分自体があいまいな状況になっており、役務区分の形骸化が既に始まっているため、実態に即した表記とすべきと考えます。 (エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>役務区分の見直しについては、「現行の役務区分についても、サービスの利用実態等を見極めつつ、区分の簡素化等を視野に入れつつ検討していくことが必要であると考えられる。」(4-2-1)旨記述している。</p>
51 ~ 52	~	<p>当該中間報告書を見る限りは、既存の事業法の枠組みを踏襲する前提で、現状の課題をその枠組みの中で解決する方向に読み取れる。 その場合においては、新たな市場の展開を前提に、一種・二種(特二、般二)の定義、境界線を明確に再定義することが最も重要な点である。 その点の言及が不十分なため、場当たりの解決策を提示されているように思える。 特に、より規制緩和を進展させる観点からは、特二、般二事業者の区分は撤廃して問題がないと考えるが、それでも、当該区分を維持するのであれば、より明確な定義が提示される必要があると考える。 (社団法人テレコムサービス協会)</p>	<p>意見のとおり、現行の事業区分については、本中間報告でも言及しているように、事業区分の垣根が実質的に低下していることが見直しの背景の一つとなっていることから、当該事業区分の見直しに際しては、事業区分の定義、境界線を明確にすることが必要であり、これにより制度の透明性の確保が図られるものとする。</p>
4 - 2 - 2 ネットワーク部門とサービス部門による事業区分の見直し			
53 ~		<p>(4-2-2 ネットワーク部門とサービス部門による事業区分の見直し)全体を削除。 (理由)「ネットワーク部門とサービス部門を分け、サービス部門については規制水準の全</p>	<p>ネットワーク部門とサービス部門に事業区分を再整理するという考え方は、基本的にはサービス</p>

55	<p>般的な低下を図るとする一方で、新たなメルクマールにより現行の一種事業者に課されている規制を一部事業者に存続させる」との案は、既存一種事業者に対しては、会計分離・設備区分等の負担を確実に課す一方で、一部事業者には結局現在と変わらない規制が残ることになり、一方的な規制強化でしかないため反対です。競争の枠組みの在り方としては、むしろ、一種二種の事業区分を廃止する方向で検討すべきと考えます。</p> <p>本記述は、市場支配的でない一種事業者の卸部門と小売部門との会計分離について、「一種事業者全体に追加的な規制を課すことについては慎重でなければならない」とする記述（P22）と整合性がありません。</p> <p>なお、ボトルネック設備に対する公正競争条件は確保する必要がありますが、それは、既存の接続制度により担保されていると考えます。（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）</p>	<p>部門の規制水準の低下を目指すとともに、一種事業と二種事業のサービス部門における同等性の確保を目指すという基本的考えに立脚している。なお、事業区分の在り方については、複数の見直しの選択肢をベースに広く十分な議論を重ねていく必要があるものとする。</p>
53	<p>東西 NTT の市場支配力の源泉である加入者回線については、ネットワーク部門（卸部門）を資本分離によりあらゆる事業者から独立した法人とした上で、ネットワーク部門とサービス部門の兼業を禁止することにより、差別的な取り扱い等を行うインセンティブそのものを排除することが適当と考えます。</p> <p>他方、その他の事業者については、東西 NTT のようなボトルネック設備に由来する市場支配力を持たないことから、従来どおり、ネットワーク部門とサービス部門の兼業を可能とすることが適当と考えます。（KDDI株式会社）</p> <p>一種事業・二種事業の事業区分の見直しにあたっては、その適用範囲の見直しというアプローチと、ネットワーク部門（卸部門）とサービス部門（小売部門）に区分するというアプローチが記載されていますが、後者については、ボトルネック設備を保有する支配的事業者についてのみ適用するという観点も含め検討すべきと考えます。東西 NTT をネットワーク部門とサービス部門に分割することにより、国民経済的に見て、より効率的なインフラ形成が実現するとともに、他事業者と NTT サービス部門との対等な競争環境、新時代にふさわしいビジネスモデルのベースが整備できると考えます。</p> <p>その他、全体として本件事業区分の見直しにあたっては、支配的事業者を除いては現状よりも規制が緩和され、事業者の創意が市場の発展に活かされる方向での見直しを要望します。（中部テレコミュニケーション株式会社）</p> <p>一種・二種の事業区分にかえて、ネットワーク部門（卸部門）とサービス部門（小売部門）による事業区分の導入を検討するに際しても、草案にあるように、両部門の兼業は、認めるべきと考えます。（日本電信電話株式会社）</p> <p>ネットワーク部門（卸部門）とサービス部門（小売部門）による事業区分の導入を検討するに際しては、草案にあるように、両部門の兼業は、認めるべきと考えます。（西日本電信電話株式会社）</p>	<p>本研究会のミッションとして、事業区分の在り方について一定の考え方を整理したものであるが、NTTの経営形態の在り方については議論の対象外であり、特段の考え方を提示するものではない。</p>

		ネットワーク部門（卸部門）とサービス部門（小売部門）による事業区分の導入を検討する際には、本草案にあるように、両部門の兼業は、認めるべきと考えます。（東日本電信電話株式会社）	
55		<p>弊社の考えでは、新しいビジネス・モデルやサービスを促進するために最も効果的な方法は、個々に第一種・第二種の許可を与えるという現在の認可システムを捨て、最近EUで採用されたような、技術的に中立な、一般的な承認システムに移行することであると考えます。</p> <p>弊社の見解では、現行の事業許可の体制に伴う硬直性及び恣意性は、技術革新を阻害し、日本の市場における有効な競争の展開を制約しています。従って、一般的な承認システムにできるだけ早く移行すべきです。欧州委員会が、最近一般的な承認システムを導入したのは、まさにこの理由によります。（ボーダフォングループplc）</p>	本中間報告でも指摘しているように、EU で進められている規制制度改革は我が国における事業区分の見直しに際して有益な事例になると考えるが、今後は加盟各国の国内法制化の状況を注視していく必要があると考える。また、EU に限定することなく、主要国の制度等については、今後検討を深める中で十分な検証を行うことが必要である。
4 - 2 - 3 今後の検討の在り方			
55		<p>支配的事業者以外の一種事業者に課せられている許認可については、二種事業者相当の規制に緩和し、より一層の競争促進を実現すべきと考えます。</p> <p>また、サービス多様化の時代を向かえ、消費者の自己責任による選択と許認可制度の相関関係にも着目し、事業参入、運営及び退出に関する許認可制度の一層の緩和を実施することにより、競争促進を施すべきと考えます。なお、当然のことながら、消費者や社会に与える影響を熟慮することが必須であるため、市場影響度、公益特権利用度等を考慮し、与影響度の比較的小さい事業者と市場支配的事業者とでは、異なる緩和内容（規制内容）が適用されるべきと考えます。（エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社）</p>	一種・二種の事業区分を含む競争の枠組みの在り方については、多角的な観点から検討を進めていく必要があり、現時点で一定の方向性を出すことは困難であるが、いずれにしても必要な規制緩和措置についても検討していくことが適当と考える。このため、「規制の全般的な低下を実現するという観点からは、規制の簡素化（緩和）の可能性についても、個別に検討を加えていく必要がある。」（4-2-3）旨記述している。
55		自ら設備を構築し重要通信確保に費用を負担して貢献している事業者とそれ以外の事業者が同一市場で競争を行っている現状を踏まえた上で、重要通信の確保の在り方も事業区分の見直しに併せて検討して頂きたいと要望します。（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）	意見のとおり、重要通信の確保方策については制度の見直しの際の重要な検討課題の一つであると考えます。
55		日本のIT産業に対する取り組みは、他国と比して立ち後れているという認識の基に、IT革命を銘打ちIT先進国を目指し、各種の検討及び施策の実施を行なっていることに鑑みると、「先進国動向を踏まえる」等、海外動向の結果に依存しかねない消極的な検討姿勢であるべきではないものと考えます。IT分野における先進国として国際的なリーダーとなるべく、他国に先んじて、必要な施策を積極的に検討・実施することを希望します。同時に、一種・二種の事業区分を含む競争の枠組みについても、具体的な検討方法、検討期間、回答を得るべき時期等の詳細が明示されることを希望します。	<p>我が国の競争制度の枠組みの見直しに際し、主要国の動向を正確に把握し、一定の整合性の確保に努めることは、特にグローバル化が進展している電気通信分野においては重要な視点であると考えます。</p> <p>また、意見のとおり、一種・二種の事業区分の</p>

	<p>(エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社)</p> <p>一種・二種の在り方に関し、研究会での検討が未だ不十分であると感じられることから、最終報告書案が作成された段階で、再度パブリックコメントを提出できる機会が与えられることを強く希望する。(社団法人テレコムサービス協会)</p>	<p>見直しについては、従来同様、パブリックコメントの機会を十分確保する等、デュープロセスを確保した取組みが重要である。</p>
55	<p>草案では、「現行の事業区分についても必要な見直しを行う方向で検討する必要がある」として、現行事業区分の見直しの必要性を指摘しつつも、4-2の「具体的な検討の方向性」を見る限り、現行制度を前提とした議論の域を大きく出していない。</p> <p>「情報通信新時代」の競争の枠組みのあり方を論じるのであれば、現行制度に手直しを加えるのではなく、競争促進的な制度を新たに構築するというアプローチが求められる。その場合、既に1.で述べた通り、競争の促進につながらない、むしろそれを妨げているような、参入・退出・料金等に関する規制を緩和・撤廃し、原則自由な市場を確立するとともに、競争促進のための必要最小限のルールを設け、市場支配力を有する事業者とそれ以外の事業者との間に公正な競争を有効に機能させる必要がある。(社団法人経済団体連合会)</p>	<p>本中間報告においては、例えば現行の事業区分をネットワーク部門とサービス部門に分ける案も含め検討しており、現行制度を前提とし、これに手直しを加える範囲内で議論を行っているとの指摘は必ずしも当たらないと考える。今後の競争環境整備の在り方を検討する最、意見にある「必要最小限のルール」とは何かという議論は重要な視点であるが、規制水準の全般的な低下を図ること、利用者保護や公正競争条件の確保とのバランスをどのように保っていくかという問題に帰着するのであり、前者のみを強調することをもって足りるかどうか十分な議論が必要であると考えます。</p>
55	<p>「規制緩和」と「規制改革」</p> <p>議論の全体として、規制水準を低下させ、自由で活発な産業経済活動を行える環境を目指すこと自体には全く異論はないが、時として「規制緩和」というベクトルの決まった言葉が一人歩きをして、個別の議論の焦点を捻じ曲げてしまうことがあるように感じる。本来、「規制緩和」ではなく「規制改革」と表現して先入観のない視点で議論を行うべきではないだろうか。</p> <p>時代が変化し、環境が変化すれば、従来からの規制を緩和・撤廃することも必要だが、新しい規制をつくることもまた必要となる場合もある。このことは、至極当然のことなのであるが、「規制緩和」至上主義に陥ってしまうと、この当然のことも通らなくなり、議論の過程で問題の本質を見過したり、表現を工夫してどのようなベクトルでも「緩和」と言い換えたりと全く非生産的な現象が生じてしまう。</p> <p>ついては、今後の検討に関しては、情報通信技術の進展、社会・産業環境の変化、利用者ニーズの多様化など、時代の変化による要請に対して真摯な態度で向き合い、わが国の産業経済の発展、国民生活の向上の実現を目的として、まさに情報通信新時代に相応しい競争環境整備に向けた「規制改革」の議論を行っていただきたいと願っている。(社団法人デジタルメディア協会)</p>	<p>意見のとおり、電気通信事業分野は急速な構造変化が進展している分野であり、単に規制緩和(deregulation)を行うのみならず、必要に応じ、利用者利益の確保、公正競争条件の確保等の観点から新たな競争ルールを導入する等、規制改革(regulatory reform)の視点が重要であると考えます。</p>